

環境と共に生し、心豊かで元気あふれる美しい県都

津市総合計画

2008 → 2017





はじめに

私たちのまち「津市」は、平成18年1月1日、近隣10市町村が合併して誕生しました。

本市は、県都としての都市機能が集積する一方、布引山地から伊勢湾までの広い市域に、緑豊かな山々、青く美しい海などの自然環境を有しておりますとともに、様々な歴史、文化、風土に恵まれており、これらの住みやすさを構成している要素を活かしていきたいと考えております。

また、人と人との社会的なつながりを大切にし、参加と協働のまちづくりを進めていくことで、地域の個性・特性を引き出し、その良さを互いに高め合いながら、一体感のあるまちを築いてまいります。

今回、初めて策定しました総合計画では、これら「住みやすさ」と「人と人とのつながり」を大切にしつつ、新しい県都の姿を創造していきたいと考えています。

「安心」、「交流」、「元気」の3つの基本理念のもと、「美しい環境と共生するまちづくり」、「安全で安心して暮らせるまちづくり」、「豊かな文化と心を育むまちづくり」、「活力のあるまちづくり」と、これらを実現していくため「参加と協働のまちづくり」を合わせ、5つのまちづくりの目標を掲げ新しい県都づくりを進めてまいります。

さらに、総合計画に基づくまちづくりを戦略的かつ重点的に推進していくため、一体感あるまちづくりを目的とする「まちづくり戦略プログラム」、人と人とのつながりを大切にした協働のまちづくりを目指す「元気づくりプログラム」、特色ある地域振興を目指す「地域かがやきプログラム」の3つの重点プログラムを編成し、将来像である「環境と共生し、心豊かで元気あふれる美しい県都」の実現に向かって取り組んでまいります。

最後に、本計画の策定にあたりまして、貴重なご意見、ご提言をいただきました総合計画審議会並びに各地区地域審議会委員の皆様をはじめ、市民の皆様に心から感謝申し上げます。

津市長 松田直久

目次

C o n t e n t s

第1部 序章

第1章 総合計画策定にあたって

1	計画策定の趣旨	1
2	計画の性格	1
3	計画の構成と期間	
(1)	基本構想	2
(2)	基本計画	2

第2章 計画策定の背景

1	本市の概況	3
2	本市の特性	
(1)	豊かな自然環境と広大な市域	3
(2)	多様な歴史・文化資源	3
(3)	都市機能が集積する県都	4
(4)	多様な産業の集積	4
(5)	高齢化が急速に進行した地域を内包	5
(6)	中部圏と近畿圏の結節点	5
3	時代の潮流	
(1)	環境問題の深刻化	5
(2)	少子高齢化と人口減少の進行	5
(3)	地方分権の進展	6
(4)	市民活動の重要性の高まり	6
(5)	国際化・大交流の時代	6
(6)	ユビキタスネット社会への対応	7
4	人口・世帯の現状と今後のすう勢	
(1)	人口の現状と今後のすう勢	7
(2)	世帯数の現状と今後のすう勢	8
5	市民の意識	
(1)	住民意識調査の概要	8
(2)	調査の結果について	9
6	本市の主要課題	
(1)	多様性に富んだ地域資源の活用による魅力づくり	12
(2)	安全・安心対策の強化	12
(3)	人口減少地域における地域力の維持・強化	12
(4)	都市基盤整備の推進	12
(5)	多様な産業資源の有効活用	13
(6)	産業基盤の強化	13
(7)	公共施設の有効利用と再編	13
(8)	行財政改革の積極的な推進	14

第2部 基本構想

第1章 津市の将来像

1	基本理念	16
2	将来像	18
3	想定人口	18

第2章 まちづくりの目標

1	美しい環境と共生するまちづくり	19
2	安全で安心して暮らせるまちづくり	19
3	豊かな文化と心を育むまちづくり	20
4	活力のあるまちづくり	20
5	参加と協働のまちづくり	21

第3章 土地利用構想

1	土地利用の基本方針	22
2	ゾーン別の土地利用方針	24
3	まちの骨格形成方向	27

第4章 まちづくりの施策体系

1	美しい環境と共生するまちづくり	
(1)	循環型社会の形成	32
(2)	次世代に残す自然環境の保全・創造	33
(3)	快適な生活空間の形成	33
(4)	生活基盤の整備	34
2	安全で安心して暮らせるまちづくり	
(1)	安全なまちづくりの推進	34
(2)	健康づくりの推進と地域医療体制の充実	35
(3)	地域福祉社会の形成	36
3	豊かな文化と心を育むまちづくり	
(1)	生きる力を育む教育の推進	37
(2)	高等教育機関との連携・充実	38
(3)	生涯学習スポーツ社会の実現	38
(4)	文化の振興	40
(5)	人権尊重社会の形成	40
4	活力のあるまちづくり	
(1)	自立的な地域経済の振興	41
(2)	交流機能の向上	42
(3)	観光の振興	43
5	参加と協働のまちづくり	
(1)	市民活動の促進	44
(2)	市民との協働の推進	44



第5章 重点プログラムの編成とその展開方向

1	重点プログラムの編成	47
2	エリアの設定	48
3	重点プログラムの展開方向	
(1)	まちづくり戦略プログラム	49
(2)	元気づくりプログラム	52
(3)	地域かがやきプログラム	55

第6章 構想を推進するために

1	行財政改革の推進による健全財政の確保	58
2	行政経営システムの構築	59
3	電子自治体の推進	60

第3部 前期基本計画

第1章 計画フレーム

64

第2章 目標別計画

1	美しい環境と共生するまちづくり	
(1)	循環型社会の形成	69
(2)	次世代に残す自然環境の保全・創造	78
(3)	快適な生活空間の形成	83
(4)	生活基盤の整備	92
2	安全で安心して暮らせるまちづくり	
(1)	安全なまちづくりの推進	100
(2)	健康づくりの推進と地域医療体制の充実	114
(3)	地域福祉社会の形成	119
3	豊かな文化と心を育むまちづくり	
(1)	生きる力を育む教育の推進	139
(2)	高等教育機関との連携・充実	148
(3)	生涯学習スポーツ社会の実現	151
(4)	文化の振興	161
(5)	人権尊重社会の形成	166
4	活力のあるまちづくり	
(1)	自立的な地域経済の振興	169
(2)	交流機能の向上	191
(3)	観光の振興	203
5	参加と協働のまちづくり	
(1)	市民活動の促進	210
(2)	市民との協働の推進	220



第3章 重点プログラム

1 まちづくり戦略プログラム	
(1) 未来を拓く都市空間形成プログラム	227
(2) 自然の恵みの価値創造プログラム	231
(3) 海に開くまちづくりプログラム	234
(4) 持続可能な地域形成プログラム	236
(5) 歴史と文化の拠点形成プログラム	239
(6) 健康とスポーツの振興プログラム	242
2 元気づくりプログラム	
(1) 住みやすさ向上プログラム	244
(2) 元気な人づくりプログラム	246
(3) 若者定住プログラム	248
(4) 交流による活力創造プログラム	250
(5) 津らしさ実感プログラム	253
3 地域かがやきプログラム	
(1) 東部エリア ～キラリと輝く人づくり・まちづくり～	256
(2) 北部エリア ～都市や自然と共存するふれあいの里づくり～	260
(3) 中部エリア ～“みのり”と“ぬくもり”の郷づくり～	263
(4) 南部エリア ～健康で暮らせる自然と歴史の地域づくり～	266
第4章 財政の見通し	269
第5章 計画を推進するために	272

資料編

津市総合計画審議会条例	277
津市総合計画に係る津市総合計画審議会への質問及び同審議会からの答申	279
津市総合計画審議会委員	281
地域審議会の設置に関する協議	282
津市総合計画に係る各地域審議会の質問	285
津市総合計画に係る各地域審議会からの答申	290
津市総合計画審議会の開催経過について	311
津市総合計画策定調査研究特別委員会の開催経過について	313
市議会全員協議会の開催経過について	314
まちづくりフォーラム開催経過	315
パブリックコメント手続の実施経過	317
元気な津市はどんなまち	318

第1部

序 章

総合計画策定にあたって

1 計画策定の趣旨

本市は、津市、久居市、河芸町、芸濃町、美里村、安濃町、香良洲町、一志町、白山町、美杉村の10市町村が平成18年1月1日に合併し、新「津市」として誕生しました。

わが国は、少子高齢社会の進行や人口減少社会の到来、これに伴う財政の深刻化、さらには地方分権の進展など、大きな変革の時代を迎えています。このような社会経済情勢のもと、本市では、市民の期待に応えられる自治能力の高い自立したまちとして、さらには魅力ある県都として持続的に成長することが求められており、これらが合併の背景ともなっています。

このため、合併後、初めて策定する本計画は、旧市町村がこれまで取り組んできたまちづくりの成果を継承・活用しながら、津地区合併協議会において策定された「新市まちづくり計画」を発展させ、めざすべき本市の将来像とこれを実現するまちづくりの方向性や施策体系を明らかにし、今後の市政運営の基本とするために策定するものです。

2 計画の性格

本計画は、行政としてめざすべきまちづくりの目標とその実現のために取り組む施策体系を明らかにする本市の最上位の計画として位置づけられるものです。

また、今後の公共サービスの担い手は、行政だけではなく、市民、事業者などの参画が求められるようになっており、本計画は、こうした多様な主体と情報を共有しつつ参加と協働のまちづくりを推進するものです。

さらに、限られた財源の中で、本市が有するまちづくりの様々な資源を積極的に活かした効率的かつ効果的な行政経営を推進するための指針

とするとともに、計画を達成するための重点投資の方向性を明確にします。

3 計画の構成と期間

(1) 基本構想

まちづくりの基本的な理念や枠組みを示すものとして、本市のめざすべき将来像やまちづくりの目標、土地利用の方針とこれに基づくまちの骨格形成方向を明らかにします。また、まちづくりのための施策体系と重点プログラムを示します。

なお、本構想は、大きな社会情勢などの変化があった場合は、改定することができるものとします。

◆計画期間：10年（平成20年度から平成29年度まで）

(2) 基本計画

基本構想における施策体系に基づき、施策の目標と具体的な事業展開の方向を定めます。

計画期間は、前期及び後期それぞれ5年とし、前期計画は基本構想に併せて策定し、後期計画はその後の情勢変化を踏まえて策定します。

なお、事業の進ちょくや国及び三重県における制度の変更などに応じて弾力的な運用が図れるよう、各基本計画の中間年度（策定から3年目）で見直しを行い、短期計画としての活用を図ります。

◆計画期間：前期及び後期それぞれ5年（前期計画：平成20年度から平成24年度まで、後期計画：平成25年度から平成29年度まで）



計画策定の背景

1 本市の概況

本市は、北に鈴鹿市、亀山市と、西は伊賀市、名張市、奈良県御杖村、曾爾村と、南は松阪市と接し、東は伊勢湾に臨み、三重県の中央部を横断して位置しており、面積は約 710km²で、県域面積の 5,776km²の約 12 %を占めています。

本市の地勢は、山間地帯、丘陵地帯及び平野部の3地帯に分けることができます。西境沿いの山間地帯は、標高 700 m～1,000 mの山々が連なる布引山地と一志山地からなります。布引山地、一志山地の山ろくは、東に向かって高度を減じつつ、標高 30 m～50 mの丘陵地、丘陵地縁辺の台地、伊勢平野の一部を形成する海岸平野へと階段状に広がり、布引山地、一志山地を源とする安濃川、雲出川が伊勢湾に、また、市域の西端に流れる名張川が木津川、淀川を経由して大阪湾に注いでいます。

2 本市の特性

(1) 豊かな自然環境と広大な市域

本市は、三重県の市町で最も広大な面積を有し、また、白砂青松の面影が残る海岸、緑あふれる田園と里山、森林、湖、渓流など、多様で豊かな自然環境に恵まれています。

こうした豊かな自然環境の中で、伊勢の海県立自然公園、室生赤目青山国定公園、赤目一志峡県立自然公園などが位置しており、多くの観光客が訪れる魅力的な自然レクリエーション地域が形成されています。

(2) 多様な歴史・文化資源

本市は、江戸時代はその多くが藤堂藩（津藩、久居藩）に属し、城下町として、また、古くは海上交易の港町として賑わいを見せっていました。さらに、伊勢街道や初瀬街道、伊賀街道、奈良街道、伊勢本街道、伊勢

別街道の 6 つの街道が通じ、東西の文化が接し、全国から情報が集まる地域となっていました。

そのため、貴重な史跡や文化財など地域固有の歴史・文化が守り継がれ、それが今でも地域の生活の中に息づいています。

(3) 都市機能が集積する県都

本市は、県庁所在地として、国、三重県の行政機関が多数立地するほか、企業の本社、支店、営業所が多数開設され、県内の経済活動の拠点となっています。

また、高等教育機関として、国立大学法人三重大学、三重県立看護大学、津市立三重短期大学、高田短期大学が立地しているほか、独立行政法人農業・食品産業技術総合研究機構野菜茶業研究所をはじめとする国立、県立の専門的な医療機関や研究機関が設置されています。

さらに、三重県総合文化センター、三重県立美術館、三重県立博物館などの県内の文化交流拠点となる文化施設が立地しているなど、都市機能が集積した恵まれた地域といえます。

(4) 多様な産業の集積

本市は、都市機能の集積を背景に、サービス業、小売商業、金融などの事業所が集積しているほか、多くの観光レクリエーション資源を有することから観光関連産業もみられるなど、第3次産業の比重が高い産業構造となっています。

また、恵まれた自然を活かして、第1次産業も盛んであり、米、野菜、果樹、茶、スギ等の優良木材などの特産品が産み出されているとともに、伊勢湾では魚貝類をはじめとする水産業も盛んです。

第2次産業も、各地域で工業団地の開発が進められ、電子部品・デバイス^{*}、輸送機械器具、食料品等の出荷額が多いなど、第1次産業から第3次産業まで、多様な産業が集積するとともに、東京等に本社がある大手企業の製造拠点工場も数多くあります。しかしながら、市内に本社を置く企業や研究開発機能を持つ企業の立地が少ないなど、構造的な問題もみられます。

デバイス
コンピューター内部の装置や周辺機器など。

(5) 高齢化が急速に進行した地域を内包

本市の人口は、この10年間では微増となっており、人口減少社会を迎えたといわれる中で多少の人口増加を維持しています。

しかし、年少人口の減少、老人人口の増加傾向が続いている、老人人口率は22.0%（平成17年国勢調査）と三重県平均（21.5%）を上回っています。特に、美杉地域の老人人口率が高く44.2%にも達しています。また、芸濃地域、美里地域、白山地域も30%近くまで上昇しているなど、市内には、高齢化が急速に進行した地域がみられます。

(6) 中部圏と近畿圏の結節点

本市は、三重県の中央に位置し、県内の北勢、伊賀、南勢、志摩、奥伊勢、東紀州などを結ぶ交通ネットワークの拠点となっています。

また、中部圏と近畿圏との結節点に位置し、両圏域に容易にアクセス^{*}が可能な交通条件を有しています。さらに、中部国際空港との海上アクセスを通じて国内・国外の諸都市と結ばれるなど、広域交流拠点として全国及び世界からの玄関口となる可能性を有しています。

3 時代の潮流

(1) 環境問題の深刻化

今日の環境問題は、地球温暖化や省エネルギーの問題をはじめ、地域での自然環境の保全や公害の防止、廃棄物の削減など、様々な課題を抱えており、その解決のためには、国、地方自治体、事業者、住民などすべての主体による行動が求められています。

本市においても、市民、事業者、市が協力して省エネルギー・省資源への取組、ごみの減量化・資源化への取組など、資源循環型社会の形成をめざすとともに、恵まれた豊かな自然環境との共生に取り組むことが必要です。

(2) 少子高齢化と人口減少の進行

わが国は、世界でも例を見ないスピードで高齢社会を迎えようとしており、高齢者の増加に対応した保健・医療・福祉対策、就業機会の確保、生きがいづくりの充実などが求められています。

アクセス

接近、近づき、目的地までの交通手段。コンピューターで情報の入力や取り出しを行うこと。

さらに、少子化による人口減少傾向が加わり、特に生産年齢人口の減少によって地域経済やコミュニティの活力を維持することが難しくなり、これまでの右肩上がりの経済成長を前提としたまちづくりからの発想の転換が迫られています。

本市においても、急速に高齢化が進行した地域がみられるようになり、今後、人口も減少傾向に転じることが予想されます。そのため、地域の住民全体で、子育てや高齢者の活動などを支えあう地域社会の再構築が必要となっています。

(3) 地方分権の進展

地方自治体には、地方分権の進展により、様々な権限が移譲されてきていましたが、道州制の導入の議論など将来における地方自治のあり方を展望すると、各自治体には、より一層自立性・独自性の高い効率的な行政経営が求められています。

本市においても、政策形成・実現能力の向上を図るとともに、市民が行政と情報を共有することなどにより、市民の自主的な活動を支援し、各地域の中で団体・グループ相互の連携を深めながら、地域の自治力を高め、市民と行政との協働による自立した地域運営の仕組みを構築する必要があります。

(4) 市民活動の重要性の高まり

少子高齢化の進行により、地域の中での支え合う関係づくりが大切になっています。また、自己実現や地域社会の課題解決のために、ボランティア活動やNPO^{*}活動に参加する人が増加しています。団塊の世代が定年を迎えることにより、その動きが一層加速し、自主的な市民の活動が社会の中で大きな役割を果たすことが予想されます。

本市においても、市民の自主的な活動を促進するために、市民活動を担う人材の育成や市民同士のネットワークが形成されやすい環境づくりを進め、市民が主体となって支え合う地域社会を実現する必要があります。

(5) 国際化・大交流の時代

人・物・資本・情報・文化が地球的規模で活発に行き交い、企業だけ

NPO
民間非営利組織。営利を目的とせず、自発的に社会的な活動を行う団体のこと。

ではなく、地域・個人のレベルにおいても国際的な交流はますます広がっています。

本市においても、中部国際空港との海上アクセスを通じて、海外との交流が促進されやすい環境が整いつつあります。今後は、この機能を活用して地域の活力を高めるために、国際的な人材の育成と交流機能の充実を進めるとともに、増加を続ける外国籍市民にも暮らしやすい多文化共生社会の形成に向けた取組が必要となっています。

(6) ユビキタスネット社会への対応

インターネットやマルチメディア等の ICT^{*}（情報通信技術）の急速な発展は、産業経済の構造変化を加速させているだけではなく、企業、地域並びに家庭での日常的なコミュニケーションの形を変えつつあり、国もユビキタスネット社会^{*}の実現をめざし、ICT利活用の高度化を戦略的に推進しています。

本市においても、広大な市域となったことを考慮すると、市民サービスの向上を図る手段としてICTの利活用を積極的に進めるとともに、市内の誰もが活用できるように情報通信基盤の整備を進める必要があります。同時に、ネット社会の問題も深刻になりつつあり、ネットワークのセキュリティ^{*}確保やプライバシー保護などの対応も不可欠となっています。

4 人口・世帯の現状と今後のすう勢

(1) 人口の現状と今後のすう勢

本市の人口は、年々増加し続け、平成17年には29万2千人（平成17年住民基本台帳人口と外国人登録者の合計）となりました。しかしながら、今後は、減少に転じ、平成29年には28万7千人程度となることが見込まれます。

また、少子高齢化が進んでおり、平成17年国勢調査時点で65歳以上の老人人口率は22.0%、15歳未満の年少人口率は13.8%となっていますが、平成29年には、老人人口率は28%程度に増加し、年少人口率が12%程度に減少する見込みです。

マルチメディア

文字・動画・静止画・音声など、多様な表現媒体をコンピューターを介して統合的に用いる情報媒体のこと。

ICT

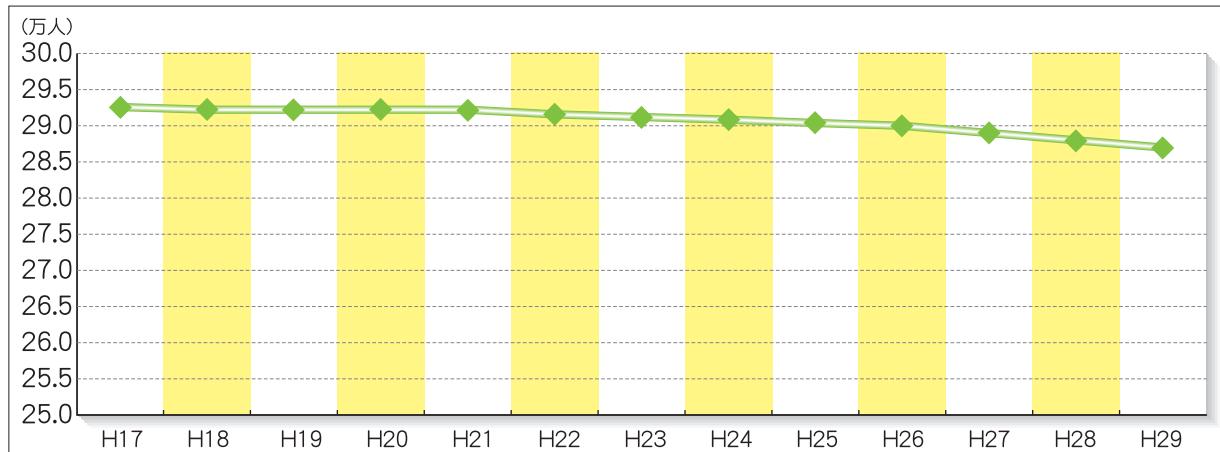
Information and Communication Technology の略で、情報・通信に関する技術一般の総称。

セキュリティ

安全。保安。

ユビキタスネット社会

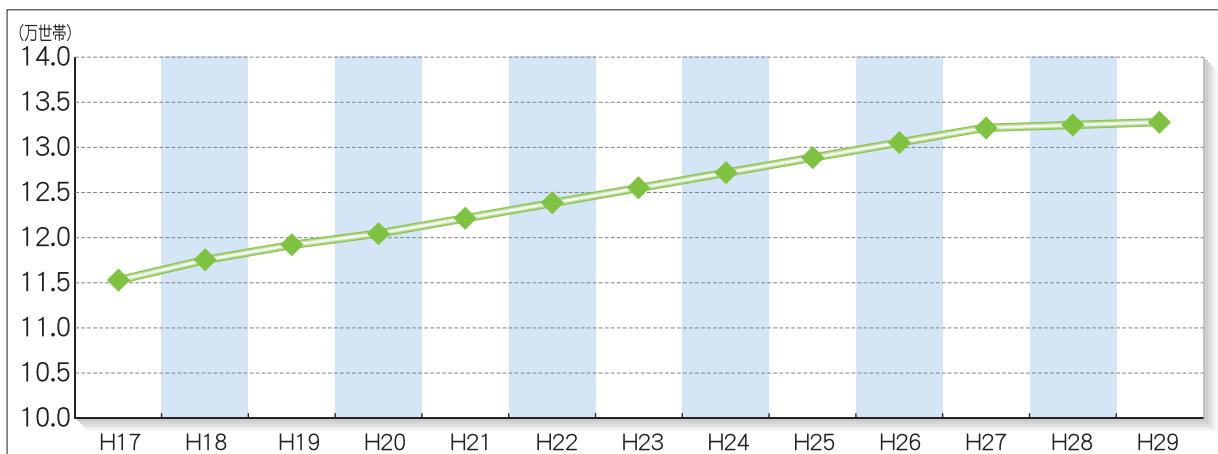
「いつでも、どこでも、だれでも」がコンピューターネットワークをはじめとしたネットワークにつながることにより、様々なサービスが提供され、人々の生活をより豊かにする社会。



(2) 世帯数の現状と今後のすう勢

本市の世帯数は、これまで増え続けており、平成17年には11万5千世帯となりましたが、人口減少に伴い、長期的には次第に減少していくと見込まれます。

ただし、核家族化の進展などにより、目標年次の平成29年においては、増加傾向を維持し、13万2千世帯程度となる見込みです。



5 市民の意識

(1) 住民意識調査の概要

本計画の策定にあたり、基礎資料とすることを目的として、平成17年9月に「新市総合計画策定準備のための住民意識調査」を実施しました。

- ◆調査対象 旧10市町村居住の15歳以上の男女 7,000人
- ◆抽出方法 住民基本台帳により旧10市町村を14地区に分類し、各地区500名を無作為抽出（旧町村は各1地区、人口の多い旧津市は4地区、旧久居市は2地区に区分）
- ◆回答率 42.8%（有効回答数 2,983件）

(2) 調査の結果について

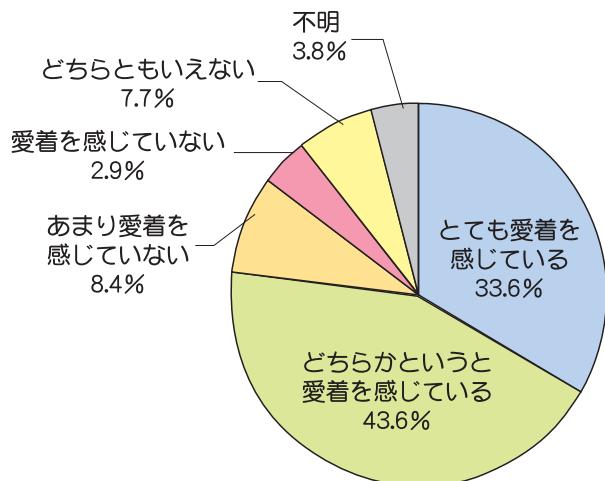
「新市総合計画策定準備のための住民意識調査」によると、市民意識は、次のような特色がみられます。

① 定住志向が強い

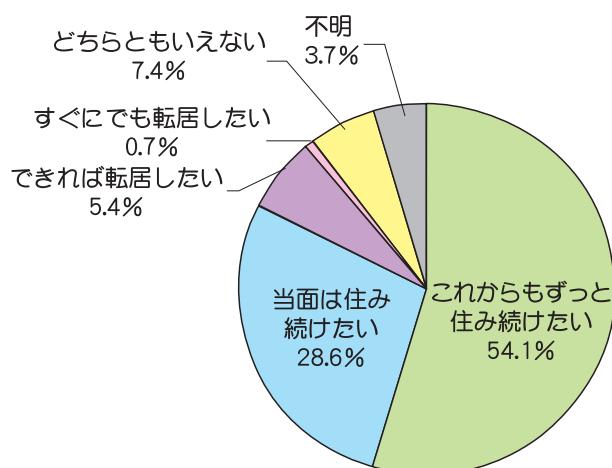
「地域への愛着を感じている」、「住み続けたい」という意識を持つ市民は、ともに約8割を占めており、市民の定住志向が強い傾向にあります。

この定住志向は、年齢が高くなるほど強くなっているものの、市内の地域間の差はなく、市民全体の共通した意識と考えられます。

<愛着度>



<定住志向>



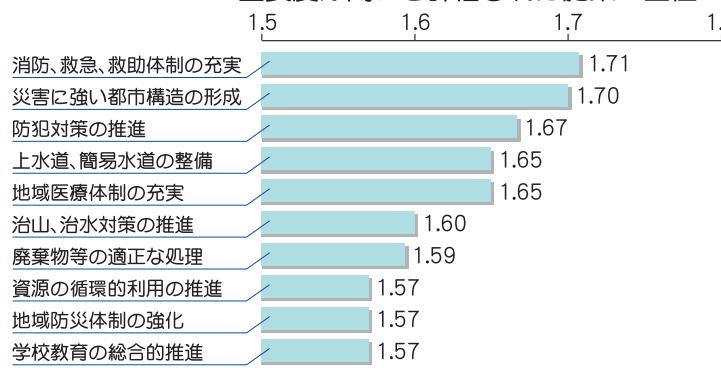
② 安全・安心に関する施策への関心が高い

施策の重要度評価では、「消防、救急、救助体制の充実」、「災害に強い都市構造の形成」、「防犯対策の推進」、「上水道、簡易水道の整備」、「地域医療体制の充実」、「治山、治水対策の推進」といった施策の重要度が上位に位置しており、安全、安心に関する施策の関心が高くなっています。

一方「上水道、簡易水道の整備」、「廃棄物等の適正な処理」、「資源循環的利用の推進」などの生活環境も含む環境に関する施策の満足度は高くなっています。

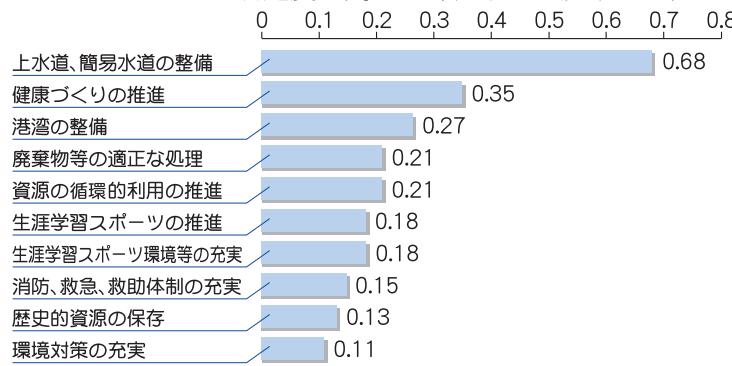
今後の施策の重要度としては、「高齢者福祉の充実」や「医療体制の充実」、「道路網の整備」、「下水道・排水処理施設の整備」などが上位に位置し、福祉、医療、基盤整備などの施策に期待する市民が多くなっています。

重要度が高いと評価された施策<上位10項目>



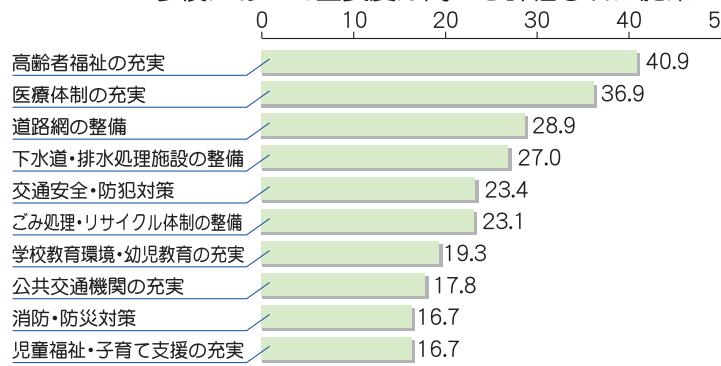
注) 図中、グラフの横軸は住民意識調査の平均得点(重要度の各回答肢に+2から-2までの得点をつけ、平均を算出)であり、この値が高い方が重要度が高いことを示す。

満足度が高いと評価された施策<上位10項目>



注) 図中、グラフの横軸は住民意識調査の平均得点(満足度の各回答肢に+2から-2までの得点をつけ、平均を算出)であり、この値が高い方が満足度が高いことを示す。

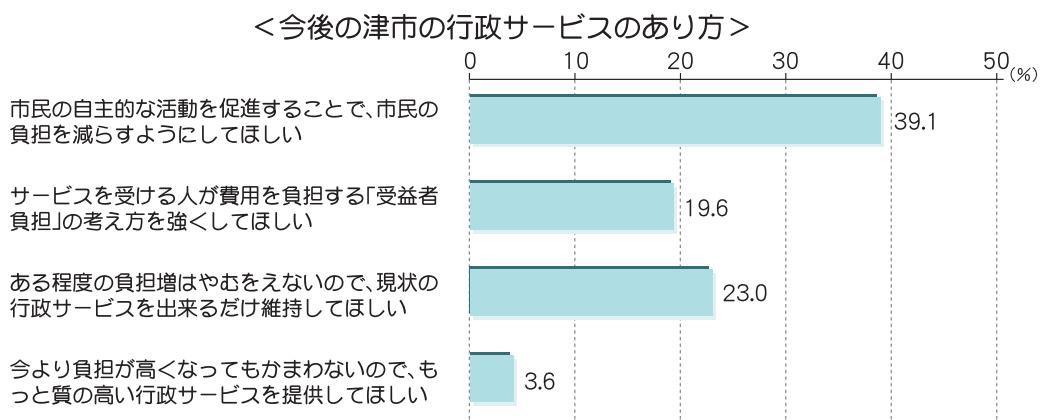
今後において重要度が高いと評価された施策<上位10項目>



③ 行政サービスを維持・改善させるための、市民の活動への期待度が高い

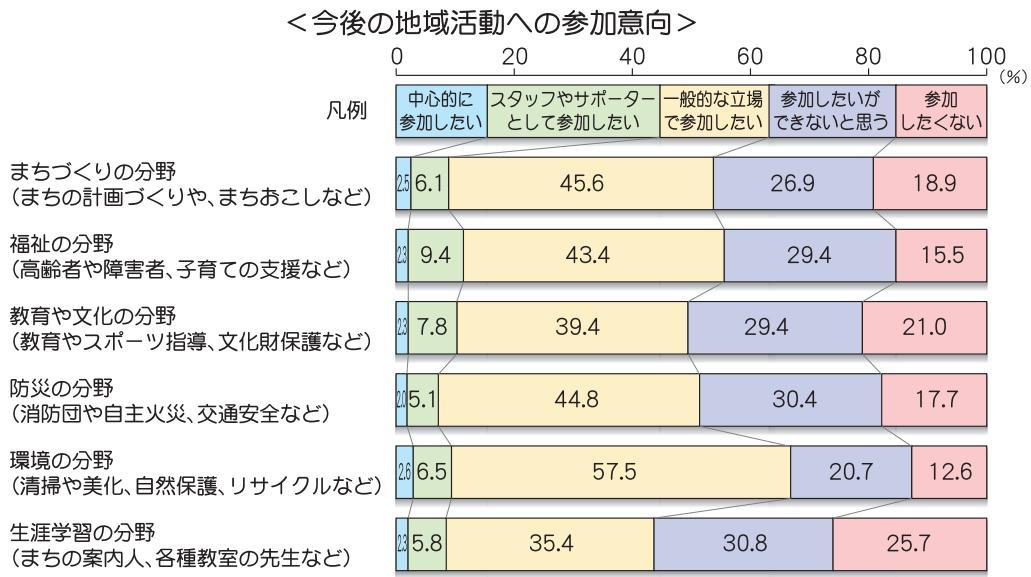
「市民の自主的な活動を促進することで、市民の負担を減らすようにしてほしい」が約4割を占め、受益者負担や市民の負担増もやむを得ないという考え方の市民の割合を上回っています。

行政サービスの維持・改善を図るために、市民の自主的な活動への期待度が高くなっています。



④ 地域活動への参加意向が高い

環境の分野を中心に、地域活動には半数以上の市民が参加意向を持っています。地域活動に参加する可能性のある市民は潜在的には多いと考えられます。そのために、多くの市民が参加できる仕組みづくりが重要なとなっています。



6 本市の主要課題

(1) 多様性に富んだ地域資源の活用による魅力づくり

本市は、海から山にかけての多様な自然資源に恵まれているうえに、国定公園、県立自然公園に指定されるなど、質的にも優れた自然環境を有しています。

また、これらの自然資源を活かしたレクリエーション施設をはじめ、温泉などの観光資源や歴史街道などの歴史・文化資源を有しています。

こうした多様性に富んだ地域資源を有效地に活用して地域の魅力を磨き上げ、本市全体の魅力づくりにつなげる必要があります。

(2) 安全・安心対策の強化

住民意識調査における施策の重要度評価では、「消防、救急、救助体制の充実」、「災害に強い都市構造の形成」、「防犯対策の推進」などが重要度の高い施策の上位となっています。

また、今後の津市の行政サービスとして、特に重要な項目としては、「高齢者福祉の充実」、「医療体制の充実」などが挙げられています。

頻発する集中豪雨、発生が予想されている東海、東南海・南海地震、また犯罪の増加などの社会的な不安要素が高まっており、防災・防犯対策が重要な課題となっています。

また、高齢者世帯の増加が、将来の生活不安を高めることとなるよう、地域福祉、高齢者福祉及び医療体制の充実が求められています。

(3) 人口減少地域における地域力の維持・強化

市内の地域別人口動態をみると、老人人口率は美杉地域、芸濃地域、美里地域、白山地域で高い割合となっており、この4地域では、人口減少傾向が顕著になっています。

こうした傾向は、今後、さらに強まることが予想され、コミュニティの維持が難しくなる地域が発生すると考えられます。そのため、地域における市民の主体的なコミュニティ活動の支援や交流、連携の促進など、地域力を維持、強化する方策の充実が必要となります。

(4) 都市基盤整備の推進

公共下水道普及率、市道改良率は、県外の人口規模等が類似する都市

と比べると低い水準にあり、基盤整備が遅れている面があります。また、住民意識調査結果では、今後の本市の行政サービスの中で特に重要な項目として「道路網の整備」、「下水道・排水処理施設の整備」が挙げられています。

このように、良好な生活環境の確保や活発な都市活動の促進を図るためにも、整備が遅れている施設を中心とした都市基盤整備の推進を図る必要があります。

(5) 多様な産業資源の有効活用

本市の産業構造は、第3次産業の比重が高いものの、いずれの産業も一定の集積があります。こうした特性を活用した産業振興を図るために、農林水産業、工業、商業、観光など産業間の相互の連携による商品開発や域内流通の促進、^{*}産業観光や関連サービス業の振興などを図るとともに、地域ブランドを確立して地域産業の付加価値を高めるなど、持続性の高い産業発展をめざす必要があります。

(6) 産業基盤の強化

本市には、様々な業種にわたる一定の企業が集積しているものの、地域経済を牽引する産業が少なく、研究開発機能を持つ企業も少ないなど、産業の力強さに欠ける面があります。

また、住民意識調査でも、「雇用機会の創出」が重点改善項目（満足度が低く、重要度が高い）に挙げられており、産業基盤の強化が課題となっています。

本市には、大学等の高等教育機関が集積しており、好調な経済発展が続く名古屋圏の影響を受けることができる地域にあります。こうした環境を活用して、大学・研究機関との連携による既存産業の高度化、研究開発型の産業集積、新規産業の育成などを図り、将来にわたって本市の活力を高めていくために必要な産業基盤を強化する必要があります。

(7) 公共施設の有効利用と再編

生涯学習施設やスポーツ施設など市民活動の場となる公共施設は、三重県の主要都市や、県外の人口規模等が類似する都市と比べても、その

産業観光

地域特有の産業に係るもの（工場、職人、製品など）を観光資源とする旅行などのこと。昔の工場や産業発祥の地など産業遺構も含まれる。地域を支えている産業は、文化遺産や自然などに匹敵する特徴的な観光資源である。

数は多く、また、県庁所在地として、三重県の各種施設が集中立地していることもあり、施設の整備水準は量的には高い水準にあります。

このように充実した施設を有効活用するためには、利用のしやすさへの工夫を行いながら、市民団体・グループの活動を促進するとともに、指定管理者制度など民間活力を利用した効果的な管理運営に取り組む必要があります。

一方で、利用頻度が乏しく、老朽化が進む施設もあります。施設の維持管理は継続的に大きな費用が発生することから、施設の有効利用と合わせて、効率的な利用が見込めない施設の見直しを進める必要があります。

(8) 行財政改革の積極的な推進

国と地方の長期債務残高は年々増加し、地方交付税等の動向も地方自治体にとっては厳しさを増すと予想されるなど、地方財政を取り巻く環境はますます厳しい状況になると予想されます。

合併後の本市は、約 710km²の広大な面積の中で、都市部から急速に高齢化が進行した中山間部まで、課題の異なる地域を抱えていることから、行政需要も複雑、多様化しています。

こうした厳しい財政状況のもとで、地方分権時代に即して自立したまちづくりを推進するためには、地域性に配慮しながら、市民との協働の推進や効率的な行政経営を実現する観点に立った積極的な行財政改革の推進が不可欠です。

第2部

基本構想

第2部
基本構想

第1章

津市の将来像

環境と共生し、心豊かで元気あふれる美しい県都

1 基本理念

少子高齢社会の到来など、私たちは今、時代の大きな変革に直面しています。

先例のない新しい道を探し求めていかなければならない時代にあって、まちづくりに最も大切なことは、地域の良さを認め、育て、活かし、これをより良い暮らしづくりに役立てていくとともに、力を合わせて未来の可能性を切り開き、活力のある地域社会を共に築いていくところにあります。

また、本市が10市町村の合併によって誕生したことを考慮すると、市民生活が抱える課題も地域によって異なっています。

このため、まちづくりにあたっては、地域の個性・特性を認め合うことと、合併に伴う一体感をつくること、この2つの要素をうまく組み合わせながら、市民生活のレベルアップを図っていく必要があります。

本市は、県都としての都市機能の集積と、豊かな自然と身近にふれあえる空間の余裕、広がりを有しています。青く美しい海があり、緑豊かな山があります。市街地もあれば田園もあります。さらに、様々な文化や歴史、風土があります。それぞれが個性や魅力を持っており、本市の「住みやすさ」を構成する大切な要素となっています。

また、人と人との社会的なつながりを大切にしていくことは、安心できる暮らしづくりにとって、また、人口減少社会における交流の拡大や活力の創造、さらには地域力の維持、向上にとっての基礎となります。

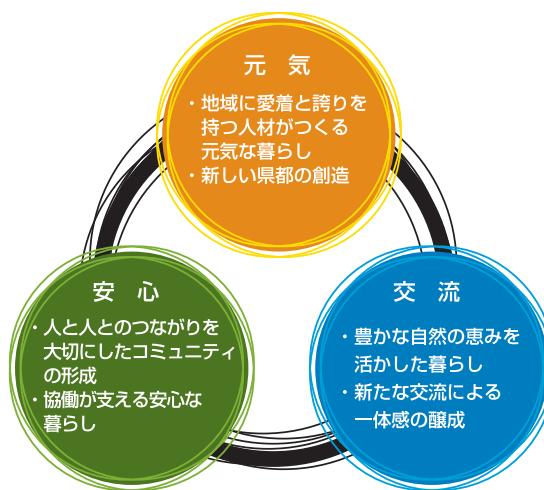
さらに、人と人との社会的なつながりを広げていく観点から、参加と協働のまちづくりを進めていくことで、地域の個性・特性を引き出し、その良さを互いに高めあいながら、一体感ある津市を築いていくことができます。

つまり、「住みやすさ」と「人と人とのつながり」を大切にしつつ、新しい時代に対応したまちづくりの仕組みを整え、誰もが「安心」して暮らせる舞台づくりに創意工夫を凝らすとともに、一体感を高める「交流」のまちづくりによって、新しい県都の姿を創造していくことが必要です。

新しい県都づくり、それは都市機能の集積や多様な地域の個性・特性を活かして、生き生きとした^{*}ライフスタイルを実現し、新たな活力を自立的に創出していくことであり、また、三重県との連携、さらには県内外の都市との連携などにリーダーシップを発揮しながら、県勢の発展と地方の確かな自立を先導する「元気」なまちを創造することにあります。

そこで、本計画では、次の3つを基本理念として掲げ、まちづくりの展開にあたって常に配慮していくことで、新しい県都づくりを進めていきます。

図. 基本理念



■安心

人と人とのつながりを大切にしながら、地域の問題解決に取り組む自立したコミュニティが形成され、このコミュニティを中心に、暮らしの安心が協働によって支えられるとともに、ユニバーサルデザインの精神を尊重した誰もが住みやすいまちをめざします。

■交流

豊かな自然の恵みを活かした暮らしが當まれるとともに、都市と農村との連携や広域的な連携、さらには男女共同参画や多文化共生など、新たな交流を育むことで、多様性を尊重した一体感のあるまちをめざします。

■元気

地域に愛着と誇りを持つ人材が育まれ、こうした人材の活躍によって築かれる元気な暮らしを土台に、新しい県都を創造する取組が行われることを通じて、新たな活力や津らしさのある豊かな文化を創造するまちをめざします。

ライフスタイル

衣食住などの生活様式をはじめ、職業、居住地等の選択、会社とのかかわり方などを含む広い意味での暮らし方、生き方。

ユニバーサルデザイン

「すべての人のためのデザイン」を意味し、年齢や性別、障がいの有無などに関係なく、誰にも使いやすい配慮がなされたデザイン。製品づくりや空間だけではなく、社会の仕組みなど様々な分野で見直しが進められている。

2 将来像

本市がめざすべき将来像については、基本理念を踏まえて、本市の特性である「住みやすさ」に磨きをかけていくことで、美しい環境のもと、安心できる暮らしの舞台を整えるとともに、その上で演じられる市民の様々な活動によって、多様な交流を育み、心豊かで元気な県都を創造していく姿を理想とし、本市の将来像として

「環境と共生し、心豊かで元気あふれる美しい県都」と定めます。

3 想定人口

わが国では人口減少社会を迎える、本市の人口すう勢としても、平成29年には28万7千人程度まで減少することが見込まれます。そのなかで、本市を取り巻く社会経済情勢を展望すると、今後における国土形成の動きに対応しつつ、本市の成長可能性を追求することが望まれています。

まちづくりには、人口減少社会への備えと同時に、県都としての成長をめざした柔軟な対応が求められています。

このため、目標年次である平成29年度の想定人口については、まちづくりのための適正な人口規模として、28万人から30万人と幅を持たせて設定します。

まちづくりにあたっては、将来の人口減少時代において、過大にならない範囲で本市の成長可能性を積極的に引き出すことにより、定住を促進し、人口減少社会の影響を最小限にとどめるとともに、交流人口100万人の新たな創出と共に伴う消費拡大などを通じて、人口30万人規模の活力創造をめざします。

まちづくりの目標

環境と共生し、心豊かで元気あふれる美しい県都

本市の将来像を実現するため、次の5つの目標を設定し、まちづくりを進めます。

1 美しい環境と共生するまちづくり

自然環境への負荷の増大が地球規模での課題へと進展するなか、安心して暮らせる舞台を整えていくためには、地域における資源循環を促進するとともに、自然環境の保全や生活環境の整備、快適な都市環境の形成などが必要となります。

本市は、広大な市域の中に豊かな自然環境と多様な都市機能を有していますが、これらの特性をそれぞれ最大限に活かしながら、美しい環境と共生するまちづくりをめざします。

2 安全で安心して暮らせるまちづくり

すべての市民が生涯を健やかに、生きがいを持って、安心して暮らしていくためには、発生が予測される東海、東南海・南海地震や気候変動による集中豪雨などの自然災害に対する十分な備えが必要とされています。また、日々発生する火災や増大する救急需要への対応、さらにはコミュニティの希薄化による犯罪の発生、増加する交通事故などの社会問題に対して、高まりつつある市民の不安感を解消していくことが求められています。

このため、人と人との絆、そして地域の絆を大切にしながら、災害や犯罪の心配のない、誰もが健康で安心して過ごすことのできる暮らしの場を整えるなど、安全で安心して暮らせるまちづくりをめざします。

3 豊かな文化と心を育むまちづくり

まちの魅力は、そこに住み、集う人々の様々な活動によって生み出され、これらの活動の高まりが固有の文化と新たな活力を育んでいきます。その際、地域固有の歴史と文化などを育み支えてきた高い市民力は、本市のまちづくりにとってかけがえのない財産です。そして、安心で快適な暮らしの舞台の上で、地域に愛着と誇りを持つ市民の手によって地域の魅力が磨き上げられていくことで、暮らしが輝くまちを形づくっていけることができます。

このため、誰もが互いを尊重し、地域の良さを認め合いながら、連携と交流を深めるとともに、生涯を通じた学習機会の充実やスポーツ振興を通じて、次代を担う人づくり、地域社会を担う元気な人づくりを進めるなど、豊かな文化と心を育むまちづくりをめざします。

4 活力のあるまちづくり

人口減少社会を迎えたなかで、本市の活力を高めていくためには、県都として集積された都市機能や多様性に富んだ産業構造の特性、さらには県域の中心都市、中部圏と近畿圏の結節点という地理的特性を活かし、国土形成の動きや経済環境の変化にも柔軟に対応しながら、本市の成長可能性を追求していく必要があります。

このため、広域交流拠点としての特性を最大限に活かしつつ、新たな連携と交流を創出し、本市の求心力を高めていく観点から、交通ネットワークの形成とこれと連動した都市機能の整備や産業の集積を図ることなどによって、活力のあるまちづくりをめざします。



5 参加と協働のまちづくり

少子高齢社会が進行し、市民ニーズ^{*}が多様化する中で、暮らしに求められる公共サービスの充実を図っていくためには、市民の知識や知恵、行動力を積極的に活かす観点から、市民活動の活発化や情報共有を促進しつつ、まちづくりにおける市民との協働を積極的に進めていく必要があります。

このため、公共サービスを担う市民の自主的な活動への支援などを通じて、ユニバーサルデザインの浸透や男女共同参画社会、多文化共生社会の実現に取り組むとともに、市民、事業者、大学、行政の力を結集して、それぞれの主体が役割分担しながら取り組む参加と協働のまちづくりをめざします。



ニーズ
欲求、要求、需要。

土地利用構想

環境と共生し、心豊かで元気あふれる美しい県都

1 土地利用の基本方針

本市は、広大な市域面積を有し、長い汀線を持ち、海に向かって開けています。

また、海岸部から、平野、丘陵、山間部へと連なる地勢は、温暖な気候や県都としての都市機能の集積と相まって、人々が「住み、働き、学び、憩う」ために適した条件を備えているといえます。

本市における土地利用は、こうした暮らしの場としての優れた特性をさらに磨き上げるとともに、その恩恵をすべての市民が受けることができるよう、地域間の有機的な連携のもと地域の特性をさらに高めていくことを基本とします。

また、土地利用の現況等を考慮しながら、本市の将来像とまちづくりの目標を実現するために、次のような考え方のもとに土地利用を進めます。

(1) 計画的な土地利用の推進

人口減少社会を迎えるなか、地域特性に応じた土地利用の規制、誘導を図るとともに、無秩序な市街地の拡大を抑制し、人口に見合った市街地の規模への誘導と、社会資本の維持管理コストをできる限り抑制する観点に立った効率的な土地利用の実現をめざします。

また、都市計画の見直しなどを通じて、住宅、商業、工業などの適正な機能配置をめざした計画的な土地利用を推進します。

(2) 災害に強いまちづくりの推進

災害に強いまちづくりを推進するため、森林の保水力の向上、河川の改修、急傾斜地等の災害危険箇所対策などの促進に努めるとともに、災害時の避難地や延焼の遮断帯として機能する公園等のオーブンスペース

の計画的な配置、避難道路や緊急輸送道路等の整備や建物、都市基盤の耐震化などの防災機能の拡充を図ります。

また、活断層等の付近や浸水等の災害発生に著しく影響を受ける区域等については、都市的な土地利用の抑制を図るなど、土地利用上の配慮に努めます。

(3) 地域特性に応じた暮らしの場の形成

中心市街地や公共交通の結節点などの都市機能が集積している市街地においては、景観に配慮しつつ、土地の高度利用や民間の集合住宅等の整備を促進するなど、都市機能を充実、強化することによって、コンパクトな市街地の整備をめざします。

また、その他の地域においても、生活の拠点としての機能の維持、強化を図り、コンパクトな生活圏の形成をめざします。

さらに、交通ネットワークの整備、充実によって、各地域間の連携、強化を図るとともに、合併以前の行政界に捉われない一体的な土地利用を図るなど、様々な機能を利用できる利便性の高い暮らしの場の形成をめざします。

(4) 成長可能性を引き出す土地利用の誘導

人口減少時代のまちづくりを基本に置きつつ、経済や国土形成の動きなどに対応した活力あるまちづくりの展開が図れるよう、将来の人口減少時代において過大にならない範囲で、本市の成長可能性を引き出すための計画的な土地利用の誘導を図ります。

特に、津インターチェンジ周辺など交通の利便性の高い地域においては、新たな連携と交流を創出する産業の集積や都市施設の配置など、中心市街地と役割分担し、互いに相乗効果を引き出すことができるような都市機能の整備に努めます。

(5) 豊かな自然環境の保全・活用

環境面や景観面、さらには動植物の生態系など、多様な公益的機能を持つ森林等の自然環境については、針葉樹林の広葉樹林化や針広混交林への移行、これらと連携した獣害対策などを積極的に推進するとともに、

これらの自然と調和した土地利用を推進します。

また、^{*}グリーンツーリズムや^{*}二地域居住など、近年の高まっているニーズに対応した環境整備を進めます。

(6) 良好的な農村集落と魅力的な田園環境の形成

農村集落については、将来的にも快適な生活を過ごすことができるよう、良好な集落環境の整備、生活利便施設の適正な配置などを推進します。

また、食糧の生産・供給の場はもとより、環境保全機能、防災機能やレクリエーション機能などの多面的な機能を有する農地やため池については、積極的に保全するとともに、農村の美しさや良さを維持しながら、魅力的な田園環境の形成を図ります。

2 ゾーン別の土地利用方針

土地利用現況の類似性や、まちづくりとしての地域的、空間的なまとまりを考慮し、地域の特性に応じた暮らしの場を形成する観点から、市域を「都市ゾーン」、「農住ゾーン」、「自然環境共生ゾーン」の3つのゾーンに区分します。

3つのゾーンは、それぞれの土地利用の特性を活かしながら、ゾーンごとの役割に基づいて、相互に連携、補完し合うことで、本市の一体的な発展をめざします。

【都市ゾーン】

都市ゾーンは、県庁所在地として、国、三重県の行政機関や文化施設が数多く立地しているほか、企業の本社、支店、営業所が多数開設され、経済活動の拠点となっているとともに、国立大学法人三重大学、三重県立看護大学、津市立三重短期大学などの高等教育機関、国立大学法人三重大学医学部附属病院、独立行政法人国立病院機構三重中央医療センターなどの医療機関が集積しています。また、国道23号、国道165号、近鉄、JRの沿線の平坦地や海岸部などに市街地が広がるとともに、波静かな海では水産業や海洋スポーツなども盛んであり、沿岸域の多様な利用も図られています。近年は、郊外部での宅地開発や近畿自動車道伊

グリーンツーリズム

農山漁村地域において自然、文化、人々との交流を楽しむ滞在型の余暇活動

二地域居住

都市住民が都市と農山漁村に滞在拠点を持ち、双方を仕事や余暇で行き来しながら、ゆとりある生活を楽しむ新しい居住スタイルのこと。

勢線のインターチェンジ周辺等において大規模小売店舗の立地や工業団地の開発が進められ、市街地が拡大する一方で、中心市街地の相対的な活力低下が懸念されています。

このゾーンでは、住宅地とのバランスを図りながら、商業・業務、工業などの産業機能の高度化及び新たな都市機能の誘導を促進するとともに、海などの自然を活かした快適な空間の形成や利便性の高い市街地の整備を進めます。

【農住ゾーン】

農住ゾーンは、主に農業を振興する地域として、農地、農村集落、山林等で構成されています。また、平坦部から丘陵部、山間部へとなどらかに変化する地形に合わせて、住宅、農村集落、農地、森林などの多様な土地利用が図られています。

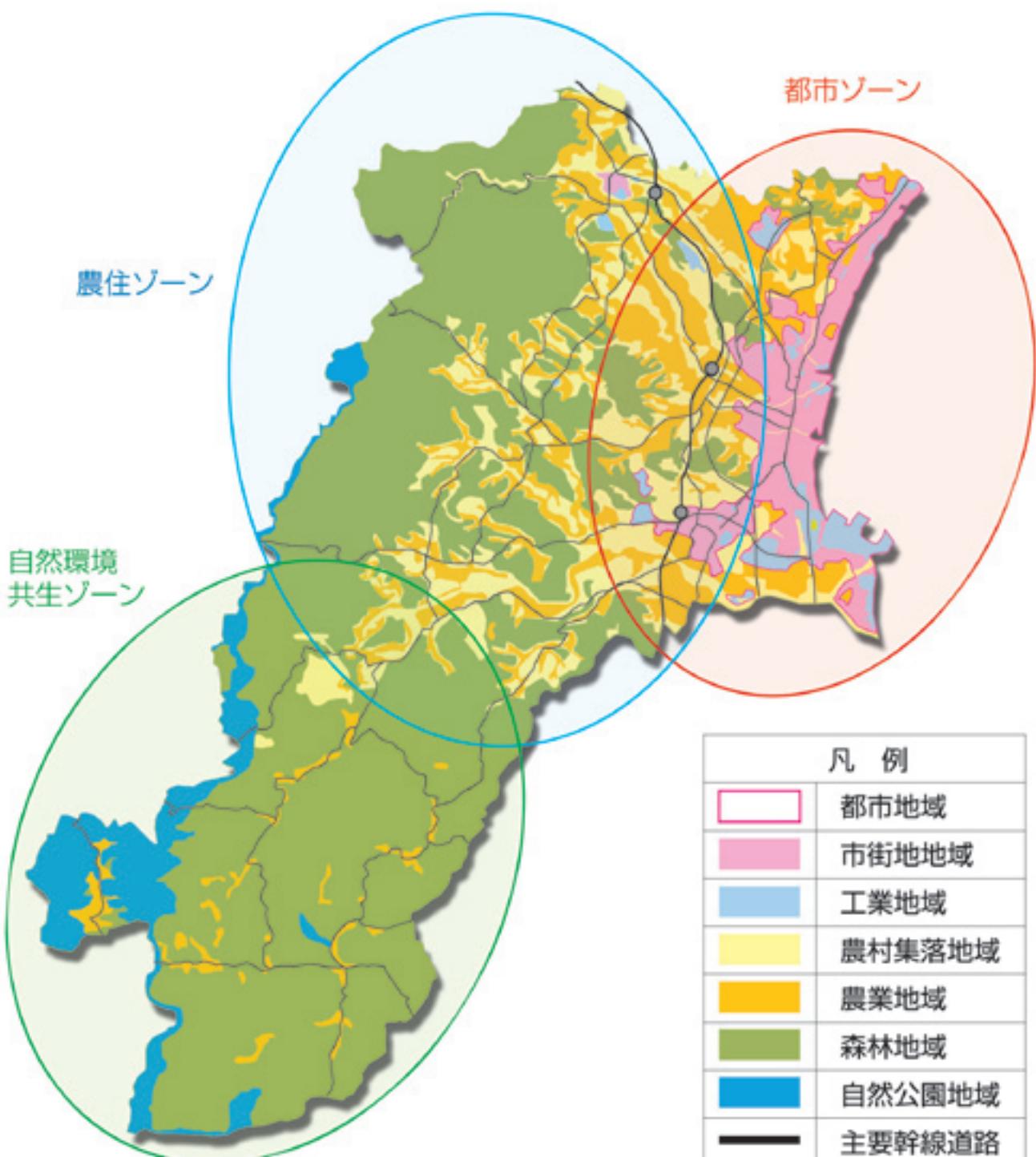
このゾーンでは、無秩序な開発を抑制しながら、都市的土地利用、農業的土地利用、自然的土地利用が調和した土地利用の誘導を図るとともに、優良な農地や田園環境の保全、農業や林業の振興によって、ゆとりと潤いのある魅力的な空間の形成を進めます。

【自然環境共生ゾーン】

自然環境共生ゾーンには、緑豊かな森林を有し、特に西部の市境界付近には自然公園地域、特別保護地区及び特別地域に指定された区域があります。また、森林は、スギ、ヒノキの人工林化が進み、薪炭材などを採取するために利用された広葉樹林（二次林）が占め、水源かん養、土砂災害や水害防止等の国土保全機能、多様な生物が生息する場としての生態系保全機能、さらには、レクリエーションや四季折々の美しい景観を提供する場などとしての公益的機能を有しています。しかし、林業の衰退や過疎化の進行などに伴い、地域の活力は失われつつあり、森林が持つ機能も低下しています。

このゾーンでは、豊かな自然環境と森林資源を保全、活用し、これらが持つ公益的機能の維持増進を図りながら、林業や農業の振興、観光による人と人との交流、二地域居住や定住の促進などを通じて、自然の恵みを積極的に活かした空間の形成を進めます。

図. 土地利用のゾーニング^{*}



ゾーニング
各地域を用途別に区分すること。

3 まちの骨格形成方向

土地利用の基本方針に基づくまちの骨格形成にあたっては、地域資源を有効に活用しつつ、周辺地域との広域的な役割分担のもとに、新たな連携と交流の創出を図ることなどにより、県都としての成長可能性を追求していく必要があります。そのため、市内外のみならず、県域、さらには中部圏や近畿圏における国土形成の動きを展望しつつ、広域的なネットワークの拠点を配置、形成することで、本市の求心力を高めます。

(1) 拠点の配置

広域的なネットワークの拠点は、広域連携軸としての幹線道路の沿線に配置することを基本とし、その形成にあたっては、既存の都市機能や自然資源を活用し、広域的にも魅力のある場として、多くの人々をひきつけ、本市の求心力を高めることができる機能の充実、強化をめざします。

【交流拠点】

県都の玄関口にふさわしい、多様な交流の拠点となる都市核として、津駅周辺地区、大門・丸之内地区、さらには津新町駅周辺地区までのエリアを位置づけ、都市活動を支える居住、商業・業務、教育、文化、交流などの多様な機能が複合化した拠点として機能整備を進めます。

また、久居駅周辺地区を副都市核として位置づけ、本市南部の玄関口として、都市核を補完する副次的な都市機能の整備を進めます。

この都市核と副都市核を交流拠点とし、さらに、新たな交流と活力を創出する拠点として、津なぎさまち及びその周辺を位置づけ、海の玄関口として世界に開かれた交流機能の向上とさらなる賑わいの創出の場となるよう取組を進めます。



【産業拠点】

本市における産業振興の拠点として、中勢北部サイエンスシティとニューファクトリーひさいを位置づけ、四日市市、鈴鹿市、亀山市など北勢地域に集積する産業との連携を図りつつ、企業立地を積極的に促進するとともに、国立大学法人三重大学等高等教育機関などとの連携のもとに、産業間連携や産業育成の取組を強化し、研究開発型の産業基盤整備を進めるとともに、既存産業の高度化を図ります。

【新産業交流拠点】

県都としての活性化を牽引し、本市の求心力を高める新たな産業交流拠点として、津インターチェンジ周辺地区を位置づけ、広域的な陸の玄関口にふさわしい新たな機能を誘導し、圏域内外との交流を展開する拠点の形成をめざします。

また、中勢北部サイエンスシティ等における企業立地の動向を見極めつつ、中心市街地の活性化など、本市の経済活動に波及効果をもたらす産業機能の立地可能性を追求します。

さらに、美杉地域をはじめとした中山間地域においては、バイオマス^{*}等を活用し、環境保全や雇用の創出など、中山間地域の活性化の拠点となる地域循環型産業の新たな拠点の形成をめざします。

【歴史文化拠点】

本市が有する歴史文化の魅力を磨き上げ、全国的に発信する拠点として、一身田寺内町、津城跡（お城公園）周辺、多気北畠氏城館跡周辺地区を歴史文化拠点と位置づけ、歴史文化環境の保全とこれを活かした市民参画型のまちづくりを進めます。

また、これらの拠点の集客性を高める観点から、関係自治体などの連携のもとに、歴史街道を活用した広域的な文化ネットワークの形成を進めます。

【レクリエーション拠点】

豊かな自然環境などを活かして、保養、レクリエーションの機能を高めるため、榎原温泉、青山高原、経ヶ峰、錫杖湖周辺、君ヶ野ダム周辺、

バイオマス

「バイオマス（biomass）」は、「バイオ（bio = 生物、生物資源）」と「マス（mass = 量）」からなる言葉で、再生可能な、生物由来の有機性資源で化石資源を除いたもの。

御殿場海岸、香良洲海岸をレクリエーション拠点として位置づけ、周辺環境の整備や四季折々の景観が楽しめるイベントの開催などを通じて、中部圏、関西圏を中心に多くの人々が訪れる拠点としての魅力の向上を図ります。

(2) 交通ネットワークの形成

本市のまちづくりにとって、総合的な交通ネットワークの形成が不可欠となります。

このため、本県の北勢地域、南勢地域、あるいは中部圏、関西圏との連携を可能とする鉄道網や広域幹線道路網はもとより、リニア中央新幹線、新名神高速道路などの国土軸、さらには、中部国際空港への海上アクセスを通じて世界とつながる国際軸を結ぶ広域連携軸の充実、強化をめざします。

一方、市域における各地域間の移動を円滑化し、すべての市民が都市的サービスを享受し、本市の生活圏域、経済圏域の一体性を高めるため、域内の道路交通網の形成等を通じて、環状放射型の道路交通体系の確立をめざします。

また、自動車交通の利便性にとどまらず、バスや鉄道などの公共交通の有機的な連携、地域の特性に合った**コミュニティ交通**^{*}の導入を進めるとともに、新たな公共交通サービスの導入可能性についても研究を行うなど、市民の誰もが移動のしやすい総合的な交通ネットワークの形成をめざします。



コミュニティ交通
それぞれの地域の特性や住民のニーズに応じた交通システム。
コミュニティバスや乗合タクシーなど。

図. 主要な広域交通体系

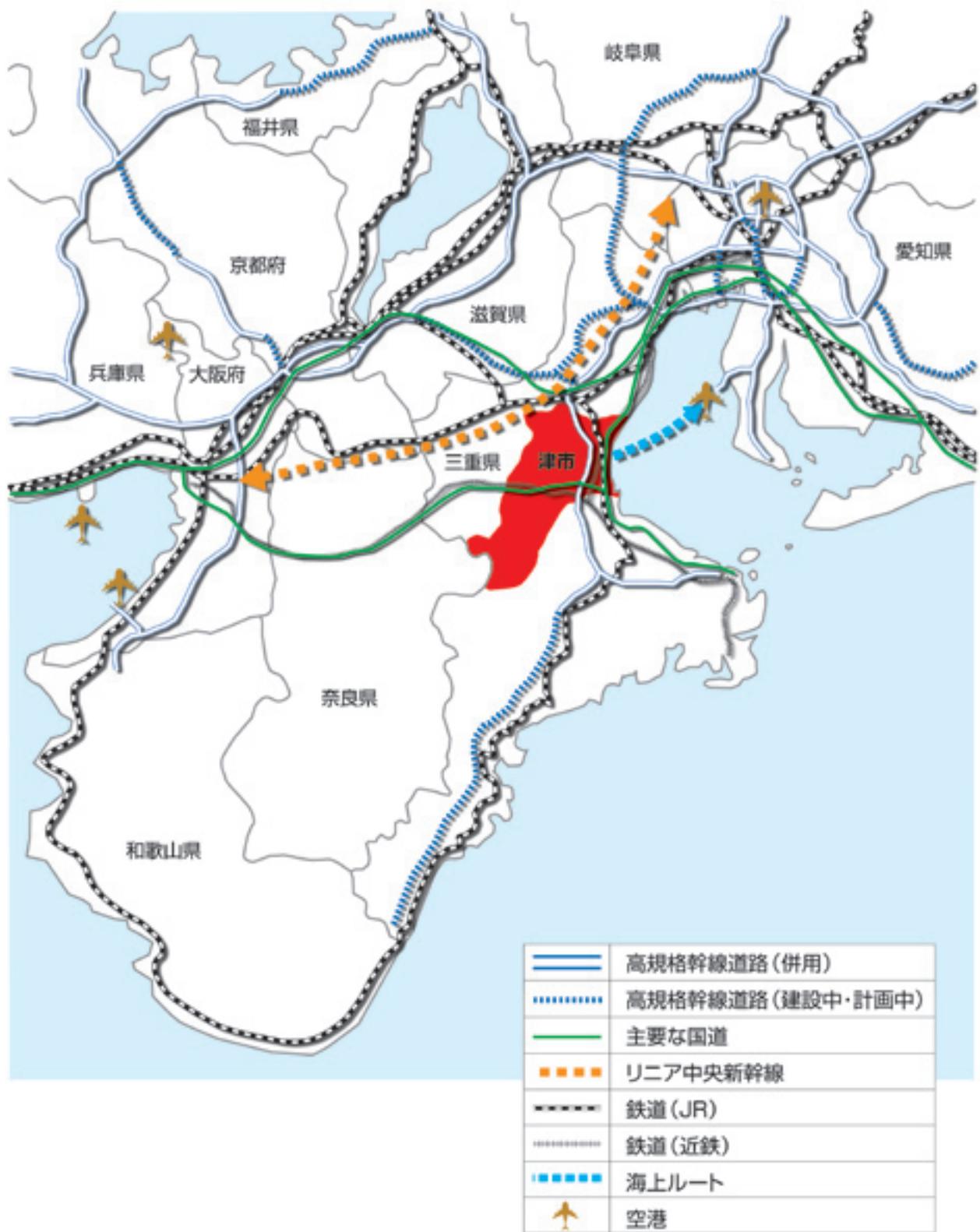
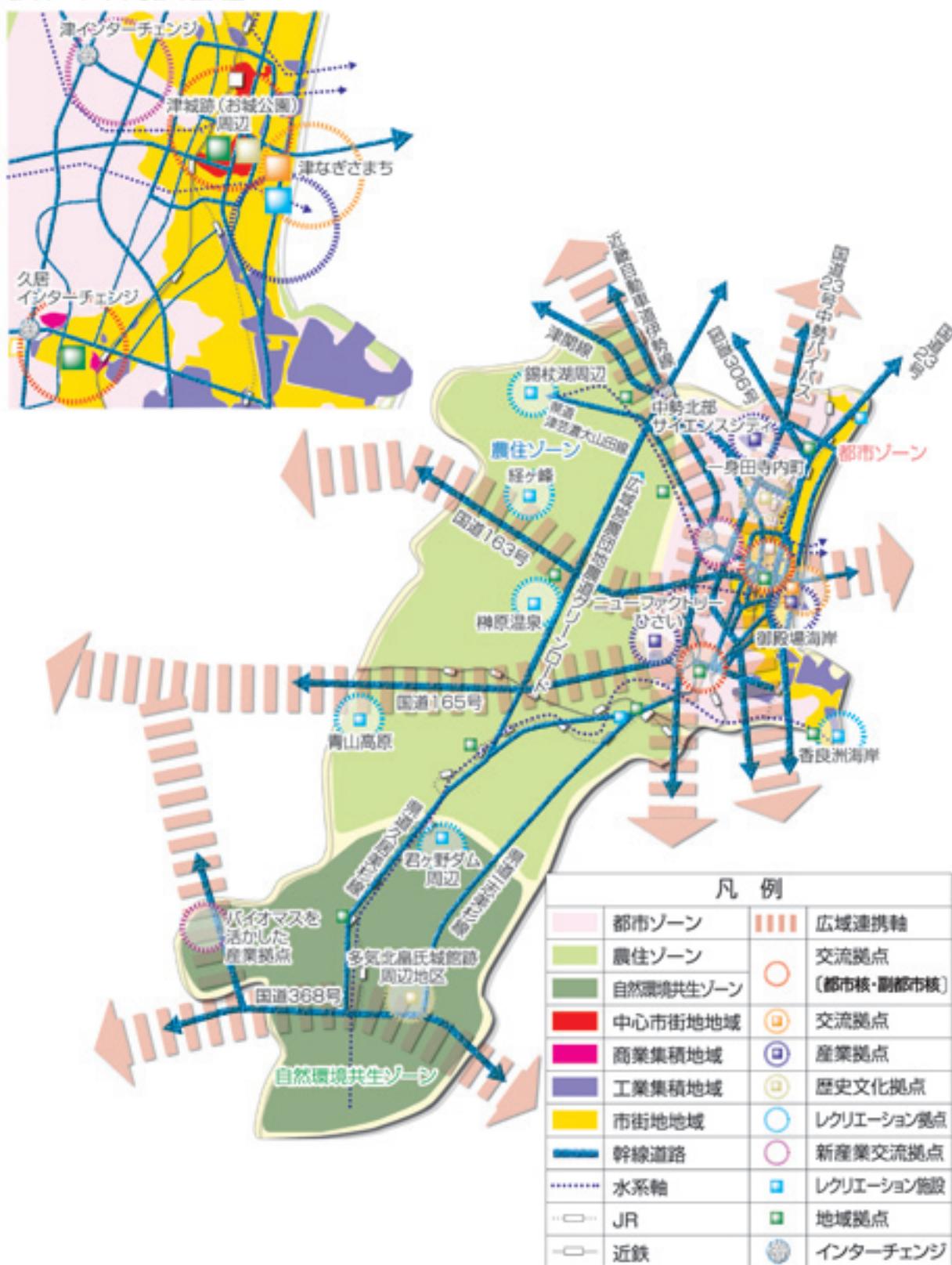


図. まちの骨格形成イメージ

都市ゾーンの中心部の拡大図



まちづくりの施策体系

環境と共生し、心豊かで元気あふれる美しい県都

まちづくりの目標を達成し、将来像を実現するため、次の施策体系に沿って、事務事業の効果的な推進を図ります。

なお、合併協議において市町村間の合意事項として本市に引き継がれた20事業については、施策体系に位置づける分野別の取組方向に沿って、重点プログラムや基本計画等において事業のあり方を検討し、具体化のうえ、効果的な推進を図ります。

1 美しい環境と共生するまちづくり

(1) 循環型社会の形成

ごみの減量や適正な処理、さらには資源の循環利用や環境改善のルールづくりなどを通じて、持続可能な循環型社会の形成をめざします。

- 地域における資源の循環的利用を推進するため、リデュース（廃棄物の発生抑制）、リユース（再使用）、リサイクル（再生利用）の3R運動など、ごみゼロ運動の積極的な展開や、再生資源の利用拡大などを図ります。
- 廃棄物等の適正な処理を推進するため、環境に配慮した安全で安心な処理方式の採用による新最終処分場の建設を推進します。
- 環境への負荷の少ない社会の形成を図るため、効率的なエネルギー利用や省エネルギー対策の推進、風力を利用した発電などの新エネルギーの利活用を推進します。
- 行政が率先的に、環境改善のためのルールを確立し実行するとともに、市民が自主的に環境活動に取り組むための拠点を整備しつつ、市民・事業者・行政のそれぞれが役割分担と責任を認識し、連携して環境活動を実行する社会の形成に努めます。
- 美しい環境づくりは、市民がこぞって参加することにより実現できる

3R

Reduce（リデュース）物を大切に使ってごみを減らす。Reuse（リユース）繰り返し使う。Recycle（リサイクル）再び資源として利用する。この3つの言葉の頭文字をとって「スリーアール」と呼ぶ。

ものであるとの観点から、ごみ問題、自然環境保全、地球温暖化防止など環境問題への市民の意識高揚と環境活動への参加を促すため、さまざまな機会を通じた環境教育を充実します。

(2) 次世代に残す自然環境の保全・創造

環境活動の推進や、環境保全対策の充実を図ることにより、恵まれた自然環境を保全、創造し、次世代へと継承していきます。

- 地域特性に応じた多様な自然環境の保全を図るため、造林、間伐等による森林整備や水源かん養^{*}など長期的視野に立った森林環境保全を進めるとともに、さまざまな生物の生息や生育などに配慮した、河川や海岸などの水辺環境、田園・里山の保全などを推進します。
- 自然環境を守り、育てるため、大気、水質等の環境調査を継続的に実施し、その結果を公表することによって環境情報の共有化を図りながら、市民・事業者・行政がみずからの責任において行う取組や、それぞれの主体が一体となった環境保全活動への取組を推進します。

(3) 快適な生活空間の形成

地域の特性を活かした定住環境の整備や景観の創出など、快適な生活空間の形成をめざします。

- 良好的な市街地の形成を図るため、計画的な整備に努めるとともに、密集した住宅地などにおける居住環境の改善と快適な生活空間の形成をめざし、土地の合理的かつ健全な利用と都市機能の更新を進めます。
- 良好的な住環境の形成をめざし、市街地においては、地区計画制度の活用促進などを通じて、建築物の形態や用途等の土地利用規制の適用を行います。市街地周辺等における既存の集落については、自然環境との調和を図りながら住環境の整備、保全を進めます。また、新たな住宅地の供給については、住宅需給の動向を勘案しながら計画的な誘導調整に努めるほか、公営住宅の計画的な改善・改修等を図ります。
- 良好的な景観の形成を図るため、自然資源、歴史的資源等の保存と活用を図りつつ、地域特性を活かした美しい生活空間の創造に努めます。また、建築物等についても、良好な景観を形成する観点に立った誘導を図ります。

水源かん養

森林の土壤が雨水を吸収して水源を保ち、あわせて河川の流量を調節する働き。

- 公園については、良好な景観を備えた地域の形成やニーズの変化を考慮しつつ、身近なスポーツ・レクリエーションや市民交流の場として、市民が安全で快適に利用できるよう、適正な維持管理と計画的な整備を進めます。また、河川、海岸、池沼等についても親水空間としての形成を促し、多様な活用を図ります。さらに、緑地の適正な保全を図るとともに、市民等の協力のもと緑化を推進します。

(4) 生活基盤の整備

将来にわたる安全で快適な日常生活の実現をめざし、恵まれた環境を最大限に活かしながら、上水道、下水道、生活道路などの生活基盤の整備を進めます。

- 上水道については、水源の保護や計画的な浄水・配水施設などの整備を進めるとともに、河川流域の環境保全や水質管理の強化などを通じて、安全で良好な水質の確保に努めます。簡易水道については、上水道での給水が困難な地域における計画的な施設整備を図ります。
- 生活排水については、流域関連公共下水道など公共下水道の整備をはじめ、農業集落排水施設の整備、浄化槽の設置等を促進するなど、伊勢湾や河川など公共用水域の水質の保全や生活環境の向上を図ります。
- 市民の日常生活を支える生活道路については、安全性の確保や利便性の向上を図るため、狭い道路の拡幅や歩道の整備などを行うとともに、^{*}バリアフリー化等によって、すべての人に優しい道路空間の創造に取り組みます。
- 斎場については、現有施設が老朽化しているため、新斎場の建設に向けた取組を進めます。

2 安全で安心して暮らせるまちづくり

(1) 安全なまちづくりの推進

地震、風水害等の自然災害に対し、地域特性に応じた防災機能の向上を図りつつ、消防体制の整備を進めるとともに、交通安全対策や防犯活動の充実を図るなど、安全なまちづくりを進めます。

- 各種の災害から市民を守るため、今後予想される大規模な地震において、火災発生により延焼の可能性が大きい密集市街地等については、

バリアフリー

日常生活をしていく上で妨げとなる障壁（バリア）となるものを除去するという意味で、段差などの物理的障壁の除去や、さらには、社会的、制度的、心理的なすべての障壁の除去ということ。

延焼防止が可能な市街地の形成に努めるとともに、海岸部では津波等の災害に備えた施設の整備、山間部では急傾斜地等の土砂災害対策などの促進に努めます。また、防災行政無線などの整備・充実をはじめ、住宅、学校、公共建築物、水道などの耐震化を図るとともに、緊急時における伊勢湾ヘリポートの利活用を促進するなど、災害に強いまちの形成をめざします。さらには、地域における防災体制を強化するため、地域消防のかなめとなる消防団の充実や自主防災組織の育成を図るとともに、自主防災活動に資する災害用資機材や被災者の避難に備えた備蓄品の配備に努めます。

- 地域特性に応じた総合的な治水・治山対策の推進を図るため、森林の水源かん養機能の向上や土砂災害対策をはじめとして、河川、海岸堤防の改修を促進します。また、排水施設の整備を進め、浸水の防除に努めるなど、上流から下流まで一体的な取組を進めます。
- 消防需要や様々な災害に的確に対処するため、防災拠点となる消防庁舎等の計画的な整備・更新など、消防防災力の維持・向上を図ります。また、災害時等における対応能力を強化するため、人材の育成・確保や資機材の整備、関係機関との連携を進めるなど、消防力の適正な配置に留意しながら、消防体制の充実を図ります。さらに、消防無線のデジタル化や消防の広域化など消防を取り巻く広域的な課題に対しては、国、三重県等の関係機関と連携した取組を進めます。
- 子どもや高齢者などの交通弱者に配慮して、交通安全施設の更新や整備を進めるとともに、交通安全意識の高揚に向けた取組を進めるなど、交通安全対策を推進します。
- 防犯意識の高揚を図るとともに、関係機関と連携した防犯活動の充実や暴力追放に向けた取組など、市民が犯罪に遭わないで暮らすことができるよう、防犯対策を推進します。
- 消費者の保護を図るため、消費生活センターにおける相談活動や広報、^{*}ホームページによる啓発活動、適正な計量検査業務など、消費生活に関する総合的な取組を進めます。

(2) 健康づくりの推進と地域医療体制の充実

豊かな人生の実現をめざし、市民自らの健康づくりを積極的に支援し、

ホームページ

ウェブブラウザを起動した時や、多くのウェブブラウザに存在するホームボタンを押した時に表示されるウェブページのことである。スタートページともいわれる。

乳幼児期から高齢期に至る生涯を通じての健康づくりを推進するとともに、地域医療体制の充実を図ります。

- 市民一人ひとりが健康づくりへの意識をもち、自ら健康管理ができるよう、正しい知識の普及とわかりやすい情報提供のもと、病気の発生そのものを予防する健康的な生活習慣づくりを推進します。また、健康教育、健康相談、保健指導の充実を図ることにより、生活習慣病予防に努めます。さらに、**ヘルスボランティア**^{*}の育成や、市民参加による健康づくりのネットワークを広げ、健康づくりの活動の場を増やしていきます。
- 医療機関と連携し、**初期救急**^{*}から**三次救急**^{*}に至る救急医療体制の充実を図るなど、どこでも誰でも安心して医療が受けられる体制づくりを進めます。また、国立大学法人三重大学医学部附属病院の再編整備に合わせた救命救急センターの設置を促進するとともに、成人を対象とした初期救急医療の拠点施設整備に取り組むなど、地域医療体制の充実を図ります。

(3) 地域福祉社会の形成

市民が共に生き、支えあいながら安心して暮らせる地域福祉社会の形成に向けて、地域における福祉活動の充実をはじめ、高齢者、障がい者、児童等の福祉の充実を図ります。

- 子どもや高齢者、障がい者が地域の中で支えられ、安心して暮らせるように、社会福祉協議会をはじめとする各種関係団体と連携し、地域で支えあう福祉のネットワークづくりに取り組むなど、地域福祉の充実を図ります。
- 高齢者が住み慣れた地域で安心して自立した生活が送れるよう、在宅福祉や生活支援の充実を図るとともに、地域における健康づくりや生きがいづくり活動を促進します。また、介護サービスをはじめ、様々なサービスが高齢者のニーズや状態の変化に応じて切れ目なく提供されるよう、**地域包括支援センター**^{*}の充実・強化など地域ケア体制を充実するとともに、介護保険制度の適正な運用などにより、高齢者福祉の充実を図ります。
- 障がい者（児）が将来にわたり安心した生活が送れるよう、在宅福祉

ヘルスボランティア

健康づくりを推進するために、地域でボランティアとして活動する母子保健推進員、健康づくり推進員、食生活改善推進員を総称してヘルスボランティアといいます。

初期救急

入院治療の必要がなく外来で対処しうる帰宅可能な患者への対応機関が担う医療。

三次救急

二次救急医療機関では対応できない複数診療科にわたる処置が必要、または重篤な患者への対応機関が担う医療。

地域包括支援センター

介護保険法で定められた、地域住民の保健・福祉・医療の向上、虐待防止、介護予防マネジメントなどを総合的に行う機関。

サービスや生活相談機能など生活支援の充実を図るとともに、自立と社会参加を促進するため、関係機関と連携した雇用の促進を図るなど、障がい福祉の充実を図ります。

- 子どもの健全な育成を図るため、多様なニーズに応じた保育サービスの充実、さらには就学前教育の観点も踏まえながら、保育所と幼稚園との連携に努めるとともに、地域における子育て相談体制の充実、子育て支援活動のネットワーク化を推進し、安心して子どもを生み育てられる環境づくりを進めます。また、保育施設の改修・整備など保育環境の向上に努め、児童福祉の充実を図ります。さらに、関係機関との連携による児童虐待の防止、発達支援、療育センターの充実など、児童や保護者への支援体制の強化を図ります。
- 一人親家庭の経済的自立と生活の安定を図るため、子育て支援の各種事業の効果的な活用や相談体制の充実に努めるとともに、手当や福祉資金貸付制度等による経済的支援を進めます。また、母子世帯については、就業に効果的な技能習得の支援や関係機関と連携した就労の促進を行うなど、母子・父子福祉の充実を図ります。
- 市民の健康と生活を支える国民健康保険制度の健全な運営に向けて、保険料の適正な賦課と安定的な収納の確保、医療費の適正化に努めるとともに、特定健診・特定保健指導・各種ガン検診の推進により、疾病の予防、早期発見に努め、医療費の抑制を図ります。
- 生活に困窮する相談者等に対して、適切な助言、指導を実施していくとともに、各関係機関との連携を強化し、支援体制の充実に努めるなど、低所得者福祉の充実を図ります。

3 豊かな文化と心を育むまちづくり

(1) 生きる力を育む教育の推進

未来の津市を担う子どもたちの豊かな心を育む学校教育の充実に努めるとともに、学校、家庭、地域という子どもたちを取り巻く教育環境を適切に整えるなど、確かな学力と生きる力を育む教育を推進します。

- 質の高い幼児教育により、子どもたちの心と身体の成長をサポートし、集団生活を通して考える力やコミュニケーション能力を育むとともに、少子化に伴う様々なニーズの変化に対応した幼児教育や子育て支援の

あり方を検討するなど、幼児教育の充実を図ります。また、園施設の耐震化など、安全で快適な環境の整備に努めます。

- 学校教育の充実を図るため、学校・家庭・地域の連携のもと、地域に開かれた学校づくりを進めるとともに、学校評価委員会等の設置による信頼される学校づくりに努めるなど、学校経営の質の向上を図ります。また、小・中一貫教育、保・幼・小の連携推進、地域間交流などを通じ、地域に根ざした特色のある教育に取り組み、子どもたちの生きる力^{*}の育成を図ります。学校施設の耐震化や老朽化対策としては、計画的な改築や改修を行うとともに、食育の充実を図るために、中学校給食の早期実施に向けた取組を進めるなど、安全で良質な教育環境の確保に努めます。

(2) 高等教育機関との連携・充実

高等教育機関が集積する地域特性を活かした有為な人材の育成や、知的資源の地域への還元を促進するなど、高等教育機関との連携充実を図ります。

- 国立大学法人三重大学、三重県立看護大学、津市立三重短期大学、高田短期大学など高等教育機関が有する知的資源の活用や産学官の連携を促進するとともに、大学・地域連携のための仕組みづくりに取り組むなど、高等教育機関と連携したまちづくりを進めます。

特に、本市が設置する三重短期大学においては、教育ニーズに対応した主体的で特色のある取組を推進する観点から、独立行政法人化など時代に即した設置運営形態のあり方の検討を進めるとともに、教育内容や教育環境の充実に努めます。また、図書館などの施設開放や公開講座等による生涯学習機会を拡充するとともに、地域のシンクタンクとしての機能充実、産学官連携、市内の大学との連携による地域貢献への取組などのための拠点づくりを進め、地域に根ざした高等教育機関をめざします。

(3) 生涯学習スポーツ社会の実現

市民一人ひとりが生きがいのある豊かな人生を送るために、生涯学習活動の充実、スポーツの振興、青少年教育等を通じて、いつでもどこ

生きる力

変化の激しいこれからの社会を生きる子どもたちに身に付けさせたい「確かな学力」、「豊かな人間性」、「健康と体力」の3つの要素からなる力を指す。

シンクタンク

種々の分野の専門家を集め、政策決定や基礎研究、コンサルティングサービス、システム開発などを行う組織。頭脳集団。

でもだれでも学習できる、生涯学習スポーツ社会の実現をめざします。

- 幅広い年齢層の学習ニーズに対応した多様な学習機会を提供していくとともに、社会教育関係団体やボランティア活動団体等の活動を支援し、地域で活躍する人材の育成に努めます。また、学習要求に応じて、いつでも自由に学習機会を選択できるよう情報提供の充実を図り、市民の自主的な生涯学習活動を促進します。公民館等の社会教育施設については、その機能を効果的に活用し、関係施設のネットワーク化を進めるなど、市民にとって利用しやすい生涯学習環境の充実を図ります。
- 市民が、生涯にわたって健康で豊かな生活を送るために、スポーツ・レクリエーションの振興に努め、健康づくりや競技力の向上を図るとともに、コミュニティのつながりを深めます。また、市民のスポーツ・レクリエーション活動の場として、既存施設を有効利用するとともに、利用ニーズに応じた機能の拡充を図ります。さらに、県都にふさわしい総合的なスポーツ施設の整備を進めるなど、誰もがスポーツ・レクリエーションに取り組める環境づくりを進め、スポーツの振興を図ります。
- 家庭や地域、学校、行政などの相互連携による、青少年の健全育成のための環境づくりに取り組むとともに、家庭教育の推進や青少年育成団体との協働のもとに、地域での交流活動を通じて家庭や地域社会の教育力の向上に努めるなど、青少年の健全育成を図ります。



(4) 文化の振興

地域に根ざした個性的な文化の発展を図るために、地域の歴史文化の保存・継承活動により地域固有の文化を育むとともに、市民の自主的な芸術文化活動を促進し、多様で新しい文化が創出される環境づくりを進めます。

- 県都としての文化の拠点性を高めるため、三重県の「新しい博物館」の本市への整備を促進するとともに、文化施設のネットワーク化や機能分担を図りつつ、市民の文化や芸術に対する自主的な活動を促すなど、地域に根ざした個性的な文化・芸術・創作等の環境づくりを進め、文化、芸術活動の充実を図ります。
- 藤堂高虎公の入府400年などを契機とし、本市の有する歴史的資源を活用した市民参加のまちづくりを進めるため、津城跡（お城公園）や一身田寺内町、多気北畠氏城館跡周辺地区をはじめとする貴重な有形・無形の文化財や歴史遺産、伝統芸能などの歴史文化資源については、その保存と伝承に努めるとともに、関係自治体などと連携し、歴史街道を活用した広域的な文化ネットワークの形成を進めます。また、市民ボランティアの育成・連携を図りながら、誰もが歴史や文化に触れあえる地域学習の場として活用するとともに、市内外への啓発を行うなど、歴史文化資源の有効活用を図ります。

(5) 人権尊重社会の形成

市民の誰もが、一人ひとりの人権や個性などを大切にし、平和で互いを尊重しあえる社会の形成をめざします。

- すべての人々の人権が尊重される明るく住みよい社会の実現をめざし、「人権が尊重される津市をつくる条例」の理念に基づき、市民の人権に対する正しい理解と認識を深めるため啓発活動を積極的に展開するとともに、関係機関と連携した相談支援体制の充実を図ります。また、非核・平和都市宣言に基づき、恒久平和の実現に向けた施策を推進します。

4 活力のあるまちづくり

(1) 自立的な地域経済の振興

先端的な新規産業の創出を促進するとともに、既存産業の活性化、地元産業の育成を図ることなどにより、就業の場の確保と産業経済活動の拠点性の向上に努めます。また、地域の特性を活かした産業の新たな振興方策を講じるとともに、多様性を持った各地域がそれぞれの特性を高めあうことにより、自立的な地域経済の振興を図ります。

- 農業については、優良農地の保全、用排水路や農道など農業振興のための基盤整備を進めます。また、農業を取り巻く社会情勢等の急速な変化に対応しつつ、効率的かつ安定的な農業経営を育成するとともに、獣害対策の推進、耕作放棄地の防止のための農用地の利用集積や地域特産物のブランド化、地産地消の推進により農業経営基盤の強化を図るなど、農業の振興を進めます。さらに、市民の農業への理解を深めるため、体験型の市民農園や観光農園などの整備を促進します。
- 林業については、健全な森林を育成するための間伐等の森林整備の促進や獣害対策、林道整備を進めるとともに、地域産木材のブランド化を図るなど利用拡大のための取組を進めます。また、里山、森林を活用した森林環境教育、森林を活かしたグリーンツーリズムの拡充などを通じて森林の公益的、多面的な機能に対する市民の理解を深めながら、森林の積極的な保全、活用を図りつつ、林業の振興につなげます。
- 水産業については、資源管理型漁業の振興や特産物のブランド化を図るとともに、生産拠点となる漁港等については、関係団体との協議・調整のもと、諸施設の整備や改修などに努めます。
- 中勢北部サイエンスシティ、ニューファクトリーひさいについては、本市における産業を牽引する拠点として、広域的な産業連携を図りつつ、産学官連携のもとに様々な取組を強化し、研究開発型産業基盤の整備を進めるなど、先端的産業等の企業立地の促進と既存産業の高度化を図ります。
- 県都としての活性化を牽引し、本市の求心力をさらに高めるため、新たな連携と交流を創出する産業の集積や都市機能の充実、さらには人口減少が進む中山間地域の活性化を図る観点から、交流と定住を促進する新たな産業交流拠点の形成などに取り組みます。

- 工業の振興については、工業団地や工場適地への企業立地を積極的に進めるとともに、産学官連携のもとに、産業育成の取組を強化し、既存産業の高度化やベンチャー企業活動支援、中小企業等による新分野進出、新製品の開発等を促進することにより、地域産業の競争力の強化等を図ります。
- 商業の振興については、魅力ある商業空間を創造していくため、商工会議所、商工会、商店街組合などが行う環境整備や特色ある個店づくり、イベント等への支援による賑わいづくりなどを通じて、商業環境の整備を進めます。また、地場産業や中小企業の近代化、経営の安定化を促進します。
- 次代を担う若者に魅力ある就業の場を提供できるよう、産業拠点の形成や工場適地への企業誘致等による雇用の創出を促進するとともに、地域産業を担う人材を確保するため、あのつピア起業家支援室を有効に活用するなど、技術者等の人材の育成に取り組みます。
- 安定した雇用の確保と労働環境の改善が図られるよう、事業者、労働者団体等への働きかけや啓発活動の推進などに努めます。また、退職者等の能力活用に取り組みます。

(2) 交流機能の向上

都心の再生や広域的な交流拠点の形成に努めるとともに、交通ネットワーク、情報ネットワークの形成により、新たな連携の機会を拡大しつつ交流機能の向上を図ります。

- 本市の交流拠点となる津駅周辺地区、大門・丸之内地区、さらには津新町駅周辺地区においては、良質な民間集合住宅等の建設などを通じて都心居住を促進するとともに、津城跡の周辺整備や訪れやすい環境の整備、充実など、賑わいのある中心市街地の再生を図ります。また、久居駅周辺地区については、駅前の利便性を活かし、民間活力の導入も視野に入れつつ、市民の利便や賑わいにつながる機能を導入するなど、副次的な都市機能の整備を推進します。
- 円滑な道路交通の実現をめざし、新名神高速道路など新たな国土軸や国道23号中勢バイパスの整備など広域的な幹線道路の整備を促進するとともに、本市の生活圏域さらには経済圏域の一体性を高める観点

ベンチャー

ベンチャー企業、ベンチャービジネスの略であり、新技術や高度な知識を軸に、大企業では実施しにくい創造的・革新的な経営を展開する中小企業を指す。

から、3つの環状道路と、都心核及び副都心核から放射状に伸びる幹線道路によって形成される環状放射型の道路交通体系の形成や生活道路の整備に取り組みます。

- 津なぎさまち及びその周辺については、本市の貴重な資源である海を活かした新たな交流と活力を創造する拠点として、さらなる賑わいの創出の場となるよう、周辺地区も含めたみなとまちづくりの推進に努めます。
- 市民の日常の移動手段を確保するため、民間バス路線と鉄道などの有機的な連携強化を図りながら、地域の実情に応じたコミュニティ交通の整備を進めるなど、誰もが移動しやすい公共交通網の形成をめざします。さらに、新たな公共交通サービスの導入可能性について研究を行うなど、総合的な公共交通システムの構築に取り組みます。
- 情報ネットワークについては、ＩＣＴ（情報通信技術）の利活用を通じて、広大な市域における情報通信格差の是正等を図ります。また、地域情報センターやアスト情報センターなどの既存施設の機能を活用しつつ、電子自治体の推進に取り組むことで、市民の利便性の確保に努めます。

(3) 観光の振興

本市の、豊かで多様な地域資源や交通結節点としての優位性を活かし、既存の観光資源を磨き上げ、観光地としての魅力向上を図るとともに、受け入れ態勢の充実などにより、交流人口の拡大をめざします。

- 本市の特性である海から山にかけての多様な自然環境や歴史文化に恵まれた資源を活かしつつ、観光地として魅力を図るための環境整備やネットワークの形成をめざします。また、近年の多様な観光スタイルに合わせ、自ら参加する体験型観光^{*}や地域資源を活かしたまち歩きシステムの整備などに努めるとともに、伊勢市をはじめとした他都市との連携を推進し、広域でのネットワーク化を行うなど、関連施策と連携した総合的な取組を推進します。
- 観光地としての知名度を高めるため、各種イベントを効果的に活用するとともに、東京事務所などの機能を活かした多様な観光情報の発信の強化に取り組みます。また、各種研修会の開催などを通じて、観光ガイド等の人材育成を図り、来訪者が心地よく過ごすことができる「お

体験型観光

地域の資源を一方的に見せるだけでなく、旅行者自らが手や体を動かして旅行者の五感を通じて、より実感させるための何かしらの体験をするプログラムが提供されている観光。

もてなしの心」の醸成に努めます。

- 津競艇場については、地方財政に貢献することを目的に、安定的な収益が確保できる経営体質づくりに取り組むとともに、観光とも連携した来場促進を通じて、交流人口の拡大を図ります。

5 参加と協働のまちづくり

(1) 市民活動の促進

市民活動の高まりによる新たな活力と魅力の創出をめざし、自治会等のコミュニティ活動やNPO、市民団体等のボランティア活動をはじめ、地域における身近な交流から国際的な交流にいたるまでの様々な市民活動の促進を図るとともに、誰もが社会参加しやすい環境づくりに向けた取組を進めるなど、豊かな市民社会を醸成します。

- コミュニティ活動を促進するための環境整備を進めるとともに、地域リーダーの育成や自治会をはじめとする様々なコミュニティ活動への支援、ボランティア、NPO等との協働によるまちづくりに努めるなど、市民活動の促進を図ります。
- 国内の都市間交流はもとより、姉妹都市や友好都市等との国際交流事業を推進し、市民レベルの交流を支援するとともに、多文化共生社会の実現に向けて、外国人居住者に対するコミュニケーション支援、生活支援を充実するなど、国際化を展望した取組を計画的に進めます。
- 男女共同参画社会の実現に向けて、男女共同参画推進条例の理念に基づき、市民、事業者等の役割について啓発活動を行うとともに、様々な世代の男女があらゆる場でそれぞれの個性と能力を十分発揮できるよう社会参画を支援します。また、仕事と家庭その他の活動との調和が図れるよう支援するなど、男女が互いを支え合い、いきいきと暮らせる男女共同参画社会の実現に取り組みます。
- 高齢者や障がい者ばかりではなく、妊娠している人、子育て中の人は、子ども、外国人居住者などを含め、すべての市民が自由に社会参加ができるユニバーサルデザインの理念に基づくまちづくりを推進します。この考え方に基づき、公共施設の整備・改修を順次進めるとともに、市民の意識高揚を図るため、普及啓発活動に取り組みます。

(2) 市民との協働の推進

地方分権時代を先導する自立性の高い津市を実現するため、積極的に情報公開と市民参加を推進するとともに、市民も主体的にまちづくりに参加し、市民と行政が責任を共有する協働のまちづくりを推進します。

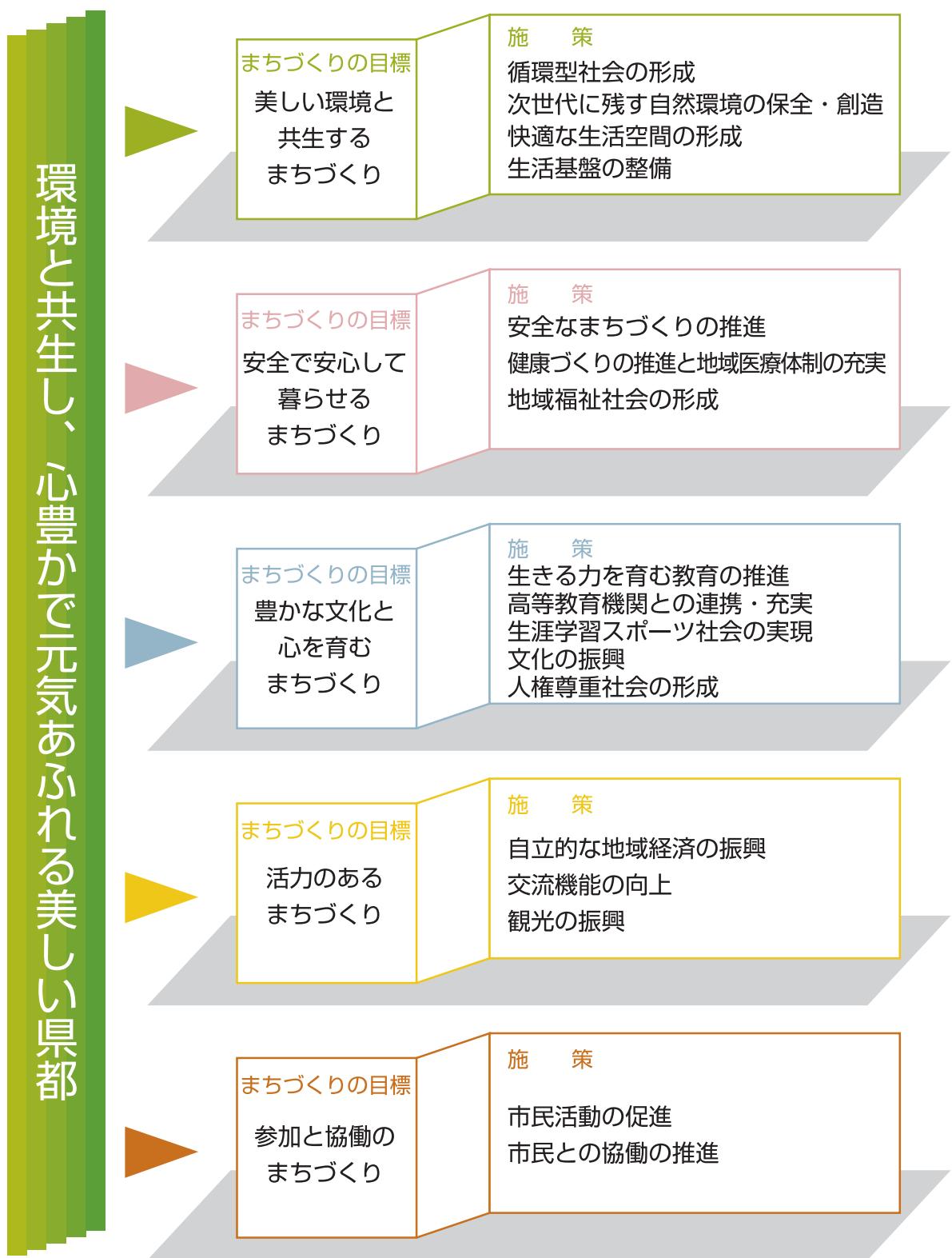
- 行政情報をわかりやすく多様なメディアに提供するなど、すべての市民に向けた行政サービスの案内を充実するとともに、市民の意見が行政施策に反映できるパブリックコメント^{*}制度などを通じて、市民と行政との相互理解と信頼関係の構築を図る観点に立った、広聴・広報の充実を図ります。
- 市民に開かれた行政運営を行うために、様々な機会をとらえて、情報公開制度の目的、利用方法等について周知を図るとともに、市民が市政に関する情報を迅速かつ容易に得られるよう、情報公開の総合的な推進に努めます。
- 市民参加のまちづくりを進めるため、市民と行政がまちづくりについての互いの役割と責任を認識し、政策形成、実現過程における協働の機会を増やしていきます。また、市民による自主運営組織の育成や市民活動を促進するための仕組みづくりを市民参画のもとに行うとともに、市民と行政との協働の基本となる自治基本条例については、市民が主体となった検討を進め、その策定に向けた取組を進めます。さらに、公共サービスの提供や地域の問題解決に市民が積極的な役割を果たせるよう、市民団体などへの活動支援を行います。
- 人と人とのつながりを大切にした協働のまちづくりを推進するため、限られた財源の中で、公共サービスの向上にさらなる創意工夫を凝らすとともに、協働の時代にふさわしいまちづくりのプログラムを編成し、重点的な推進に取り組みます。



パブリックコメント

行政機関が規則の制定や事業の実施などにあたり、原案を公表し、市民から意見・情報・改善案などを求める手続をいう。

図. まちづくりの施策体系



重点プログラムの編成とその展開方向

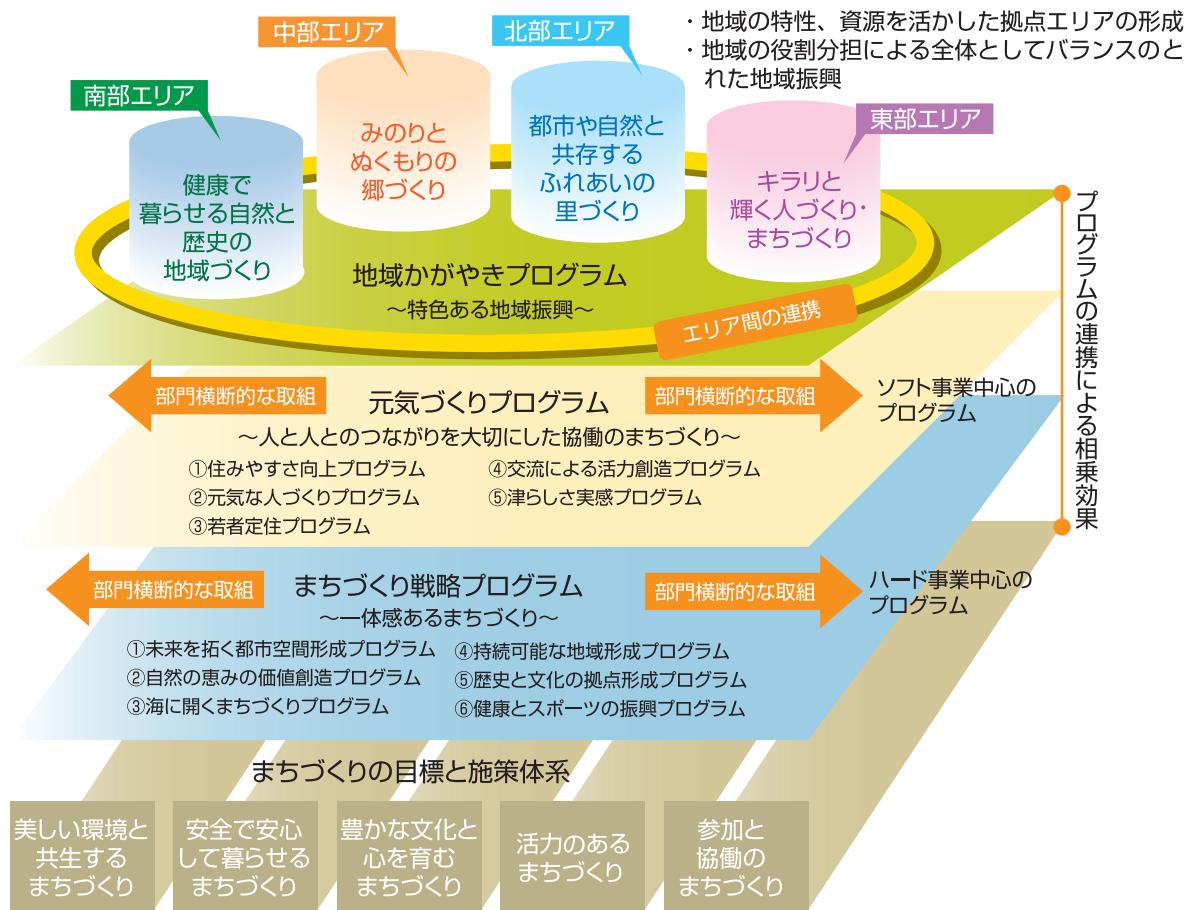
環境と共生し、心豊かで元気あふれる美しい県都

1 重点プログラムの編成

国、地方を通じた厳しい財政状況の下で、本市の将来像を実現していくためには、事業そのものを目的化せず、事業の目的を市民生活の様々な局面からとらえ、まちづくりとして戦略的かつ重点的に推進していくことが必要です。

このため、重点プログラムとして、「まちづくり戦略プログラム」、「元気づくりプログラム」、「地域かがやきプログラム」の3種類のプログラムを編成します。これらのプログラムは、まちづくりの施策体系に基づいて構成されています。

図. 重点プログラムの体系



づく事業を効果的に組み合わせ、その一体的、総合的な推進に取り組むことで、事業間の連携と相乗効果を引き出そうとするものです。

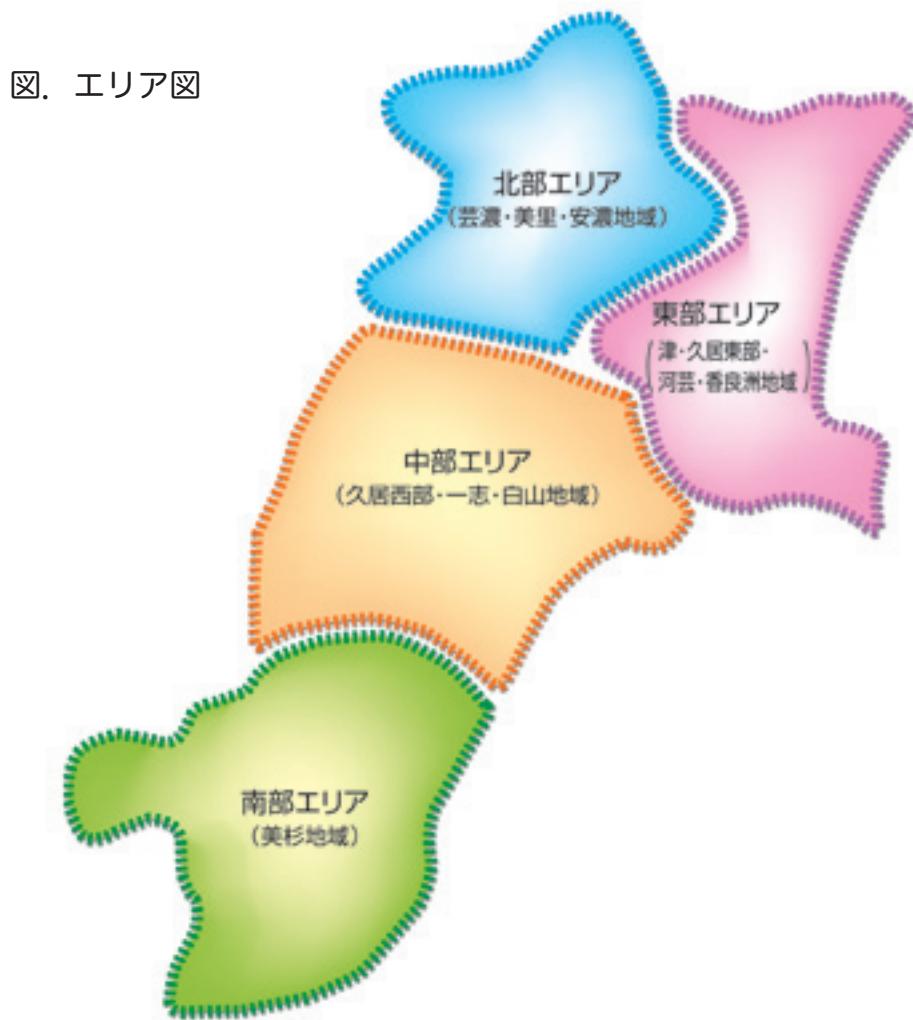
なお、重点プログラムの推進にあたっては、総括する部局を明確にしたうえで、行政における部門横断的な取組を進めます。

2 エリアの設定

地域かがやきプログラムの推進を通じた新たな地域連携の創出、さらには市民ニーズに応じた効果的な行政サービスを提供するため、市域に4つのエリアを設定します。

これらのエリアについては、土地利用の3つのゾーニングを基礎とし、生活圏のつながりや道路交通網の状況、さらには合併前の郡の区域、一体の都市づくりをめざす都市計画の区域、地域振興を図るうえでの適度なエリア規模などを総合的に考慮し、「東部エリア」、「北部エリア」、「中部エリア」、「南部エリア」とします。

図. エリア図



3 重点プログラムの展開方向

(1) まちづくり戦略プログラム

まちづくり戦略プログラムは、一体感あるまちづくりを目的とするものです。まちを構成している市街地空間や山、川、海といった自然環境、市民の文化活動や健康づくり等の場となる公共施設などをまちづくりの資源として広域的かつ一体的にとらえ、その魅力や価値を高めていきます。このことによって、県都としての魅力と求心力の向上を図るとともに、質の高い暮らしの舞台を整えていきます。

① 未来を拓く都市空間形成プログラム

本市は、県庁所在地として、行政、経済、文化、教育を中心とする高次都市機能が集積していますが、人口減少社会を迎える中で、コンパクトな市街地を形成する観点に立った都市機能の集約化が求められています。

このため、都市ゾーンにおいては、津駅周辺地区、大門・丸之内地区、津新町駅周辺地区、久居駅周辺地区を交流拠点に、津なぎさまちを新たな交流拠点に位置づけるとともに、中勢北部サイエンスシティ、ニューファクトリーひさいを産業拠点、さらには津インターチェンジ周辺を新産業交流拠点と位置づけ、これらの拠点を中心に、都市機能のさらなる集積と活力のある都市空間の形成に取り組みます。このうち、中勢北部サイエンスシティ内のあのつピアについては、産業振興センターとして再整備を行い、地域産業振興の拠点とします。

また、コミュニティ交通の導入、道路交通ネットワークの整備を含めた広域交通ネットワークの形成を通じて、すべての市民が都市的なサービスを受けやすい条件を整えていきます。

さらに、交流拠点である津なぎさまちから大門・丸之内地区を経て、新産業交流拠点の形成をめざす津インターチェンジ周辺にかけては、中長期的な展望のもとに、県都としての求心力を高めていくことができる新都心軸の形成をめざします。

② 自然の恵みの価値創造プログラム

本市は、多様で豊かな自然環境に恵まれていますが、その恵みを質の高い暮らしの場づくりに活かしていくためには、自然が持つ公益的機能を積極的に引き出していくことが求められています。

このため、農住ゾーンの農村集落の維持継承を図るため、優良農地の保全に努めるとともに、自然環境共生ゾーンの豊かな森林を次世代に健全な状態で引き継いでいくことができるよう、美杉地域をはじめとする中山間地域においては、バイオマス資源等を活用した地域循環型産業の新たな拠点の形成をめざすなど、農山村の活性化への取組を進めます。

また、自然資源等を活かしたレクリエーション拠点、歴史文化拠点においては、森林セラピーやヘルツーリズム^{*}、二地域居住などの取組と連携し、これらの取組の中山間地域全体への拡大を図りながら、自然を求めて交流し、定住する人々の増加をめざします。

さらに、河川流域においては、総合的な排水対策の推進や流域が一体となった公共用水域の水質保全等により、美しい水辺空間を創出するなど、自然からの豊かな恵みを享受し、次の世代に引き継いでいくための取組を進めます。

③ 海に開くまちづくりプログラム

市民に親しまれている美しい海は、本市にとってかけがえのない共有財産であり、その魅力をさらに高めていくためには、沿岸域の総合的な保全、利用を進めていく必要があります。

このため、白砂青松の面影が残る海岸線については、その貴重な自然を活かしつつ、海水浴など市民の身近なレクリエーションの場として活用を図るとともに、海岸堤防の改修とあわせ、海岸道路の整備を促進するなど、魅力あふれる津の海の環境整備を進めます。

また、津なぎさまち及びその周辺においては、新たな交流を創出する拠点として、賑わいと潤いのある都市空間の形成に取り組んでいきます。



ヘルツーリズム

観光地や観光施設が通常のサービスに加えて、健康管理サービスを意図的に提供することによって観光客を誘致する観光。

さらに、水産業の振興をめざし、漁港の機能向上や活気あるみなとづくりを進めるなど、沿岸域の多様な資源を活かしながら、海に開くまちづくりをめざします。

④ 持続可能な地域形成プログラム

美しい環境を守り、育て、次の世代に引き継いでいくためには、地域が一体となった環境保全への取組が求められます。

このため、ごみゼロ社会の実現に向けて、積極的なごみ減量に取り組むとともに、地域特性を活かした新エネルギーの利用を促進するなど、様々な主体との連携、協働のもとに、環境への負荷を減らしていくための取組や自然の持つ環境価値を高めていくための取組を進めます。また、環境学習拠点の設置や、資源循環を促す環境産業の育成などを通じて、持続可能な地域社会の形成をめざします。

特に、生活基盤の根幹をなすごみ処理については、市民生活に支障をきたすことのないよう、市民の理解と参画を得ながら、埋立ごみの削減を進めるとともに、環境に配慮した安全で安心な処理方式の採用による新最終処分場の建設を推進します。

⑤ 歴史と文化の拠点形成プログラム

本市は、古くから交通の要所としての歴史を積み重ね、東西文化が交わる結節点としての多様で豊かな文化を育んできました。本市には今も、多くの史跡や文化財など地域固有の歴史文化が伝承され、暮らしの中に息づいています。

これらの歴史文化的資源については、本市の個性と魅力を高める貴重な資源として、まちづくりと一緒にとった保全、活用に取り組んでいく必要があります。

このため、一身田寺内町をはじめとする拠点性の高い歴史文化的資源については、周辺環境の保全や必要な整備を行うとともに、市民の機運の高まりを踏まえつつ、



史跡としての価値を次世代に伝えるための調査研究に取り組みます。

また、これらの貴重な歴史文化資源を、まちづくりの様々な機会において活用するなど、本市への誘客をはじめ地域内・外の人の交流を促進します。

⑥ 健康とスポーツの振興プログラム

市民の健康に対する意識が高まりつつあるなか、市民一人ひとりが心豊かに楽しく、元気に暮らしていくためには、ヘルスプロモーション^{*}の理念に基づき、市民の生涯にわたる健康づくりを促進していく必要があります。

このため、まちづくりのあらゆる機会を通じて、「歩く」機会を積極的に創出することにより、市民自らが健康の維持に主体的に取り組める環境づくりに取り組んでいきます。

また、身近な健康づくりから競技スポーツに至る幅広い市民のニーズに応えていくことができるよう、既存施設の再整備や県都にふさわしい総合的な健康・スポーツ施設の整備などを通じて、多様で質の高い健康づくりやスポーツの場の提供をめざします。

(2) 元気づくりプログラム

元気づくりプログラムは、人と人とのつながりを大切にした協働のまちづくりを目的とするものです。協働の時代を展望し、市民の参画と協働による新しいまちづくりの仕組みを整え、地域や市民のニーズをできる限りきめ細かく充足していきます。また、市民がまちづくりに参画する機会を増やし、地域活動の活発化とつながりの輪を拡げていくことで、元気な暮らしづくりと地域力の向上に結びつけていきます。

なお、本プログラムは、市民による自発的なまちづくりの実践や提案を取り入れていくことで、「成長するプログラム」としての発展、充実をめざします。

① 住みやすさ向上プログラム

まちづくりの基本は、市民が安心して暮らすことのできる環境を整え、本市の特性である住みやすさを高めていくことにあります。

このため、支えあいの地域力を基盤とした地域福祉の仕組みづくりや、市民が主体となった環境共生の仕組みづくりに取り組みます。さらには、

ヘルスプロモーション

1986年WHO(世界保健機構)のオタワ憲章で提唱された概念で、人々が自らの健康をコントロールし、改善することができるようするプロセス。

消防防災指導センターを設置し、きめ細かい指導体制を充実するとともに、自主防災組織等と連携した実践的な地域の消防防災力の向上をめざすなど、暮らしの安全・安心に結びつく協働のまちづくりを積極的に推進し、市民とともに住みやすさの向上をめざします。

② 元気な人づくりプログラム

まちづくりには、これを担う人々の存在が不可欠となります。

このため、三重短期大学においては、地域連携センターを設置し、市内の大学や地域との連携の仕組みづくりを進めるとともに、市民の生涯学習機会の拡充などに取り組みます。

次代の人材育成を担う小・中学校においては、地域との連携による「^{*}共育」の推進に取り組むなど、人と人とのつながりを大切にした元気な人づくりの仕組みを築き、地域ぐるみでの教育に取り組みます。

また、津市げんき大学などとの連携のもとに、まちづくりの担い手育成や協働の展開などを促進します。

③ 若者定住プログラム

少子化や人口減少が進展する時代を展望すると、まちづくりにあたっては、本市で学び、働く若者が住み続けたいと思えるような取組を強化していくことが大切です。

このため、中勢北部サイエンスティ内あのつピアに産業振興センターを設置し、企業や大学等研究者の集いの場として活用していくことにより、地域を担う人材育成に取り組みます。

また、本市で家庭を持ち、安心して子どもを産み、育てていくための子育て支援の仕組みづくりに取り組むなど、若者定住のまちづくりを進めます。

④ 交流による活力創造プログラム

まちづくりには、市民はもとより、本市を訪れる人々にとっても、活動のしやすい魅力ある交流空間を整え、新たな活力を創造していくことが求められています。

このため、中心市街地における賑わい空間の創出、中山間地域の豊かな自然などを活かし二地域居住をはじめとする、都市農村交流の促進や

共育

「学校」、「地域」、「家庭」それぞれの教育力の向上を図ることにより、力を合わせて子どもを育てていく体制づくりを「共育」として表現したものである。

本市の様々な地域資源を活かした「まち歩き」の仕組みづくりや外国人からの誘客を図るインバウンド観光^{*}の促進などを通じて、近年の観光ニーズに応じた新たな観光スタイルを創出するなど、交流人口の大幅な増加をめざします。

⑤ 津らしさ実感プログラム

都市間競争の時代にあって、まちづくりには、市民とともに本市の個性や魅力を再認識し、あるいは新たに発見したうえで、本市の良さを積極的に情報発信していくことが必要となります。

このため、藤堂高虎公入府400年などを契機に、「まち歩き」の仕組みづくりとの連携を図りながら、本市の歴史、文化の認知度、魅力度を高めるとともに、豊富な地物や地域の素晴らしい景観等を活かしたブランド戦略に取り組みます。



インバウンド観光

「インバウンド（inbound）」は「入ってくる、内向きの」という意味で、自分たちの地域から外に人々を送り出すという従来のアウトバウンド観光（発地型）とは逆の視点で、地域に集まってきた人びとに対しての受け入れをするという着地型の考え方。（例えば外国人旅行者を日本へ誘致する観光など）

また、伊勢市等との都市間連携や^{*}フィルムコミッショ^{*}ン等を通じて積極的かつ広域的な情報発信の機会を広げるなど、より多くの人々が「津らしさ」を実感できるようなシティプロモーションの仕組みづくりを進めます。

(3) 地域かがやきプログラム

地域かがやきプログラムは、特色ある地域振興を目的とするものです。まちづくり戦略プログラム、元気づくりプログラムとの連携を図りながら、4つのエリア区分に沿って、それぞれのエリアの特性や資源を活かし、個性が輝く地域づくりを進めます。また、エリア間の役割分担を明確にし、互いに補完し合うことで、全体としてバランスのとれた地域づくりに取り組みます。

また、このプログラムの成果を踏まえつつ、総合支所の区域を基礎とした新たな行政圏を設定し、地域づくりはもとより、暮らしに身近な行政サービスのより効果的な提供をめざします。

① 東部エリア

キラリと輝く人づくり・まちづくり

東部エリアは、国、三重県の行政機関や文化施設が多く立地しているほか、大学等高等教育機関や研究機関、医療機関などの多様な都市機能を有するほか、海上アクセスや種々の交通機関により、市内はもとより国内外のたくさんの人々が集う地域です。

また、市内で唯一、河芸地域から香良洲地域までの海岸線は、市民に豊かな自然の恵みと安らぎを与えてくれる「海」という資源を有する地域です。

そこで、これら恵まれた地域資源や立地条件を活かした地域振興にとって、特に「人」が果たす役割は、今後、参加と協働のまちづくりをめざす中で、さらに重要なことから、エリア内に点在する多彩な生涯学習・スポーツ拠点施設等を活用した人材育成や、地域からの全国への情報発信が期待されています。

このため、市の政治、文化、経済の中心的エリアとして、地域の文化、芸術に関する人材や、歴史的・文化的資産、先端研究などに関する情報の収集・蓄積・融合を行い、これら「知」の情報をさまざまな機会を通じて発信できる拠点づくりや、市民、企業、大学等高等教育機関との連

フィルムコミッショ^{*}ン

映画、テレビドラマ、CMなどのロケ撮影を誘致し、実際の撮影をスムーズに進めるための様々な支援を行うもので、例えば撮影に関する地域の情報提供や公共施設の使用手続きの調整などの窓口を行う。これを通じて、地域の特性・魅力を内外に発信するとともに、地域の活性化を図る効果がある。

シティプロモーション

都市の知名度の向上と交流人口の拡大をめざして都市の魅力をPRすること。

携による地域を担う人材育成と、地域連携による交流のまちづくりをめざします。

② 北部エリア

都市や自然と共存するふれあいの里づくり

北部エリアは、歴史的にも深いつながりのある3つの地域（芸濃、美里、安濃）が広域農道「グリーンロード」を通じて地理的にも結ばれており、市街地に隣接しながらも、経ヶ峰、錫杖湖、安濃川、長野川をはじめとした豊かな自然環境や田園に囲まれた地域です。

また、明合古墳、長野城跡、石山観音等の歴史的資源や伊賀街道、伊勢別街道の宿場など歴史を感じられる名所旧跡を有しています。さらに、安濃中央総合公園、芸濃総合文化センター、みさとの丘など、スポーツ・レクリエーション施設や文化施設も整っており、市民の活動拠点として、多様な利用ニーズに応えていくことが期待されています。

そこで、市街地と隣接した豊かな自然環境や農業資源、充実した施設を活用し、スポーツ・レクリエーションの機会を増やすとともに、特産品や地域資源を積極的に活用した交流の拡大を図るなど、農住ゾーンとしての特色を活かした地域振興が求められています。

このため、スポーツ施設をさらに充実させるとともに、市内にある他の観光エリア等とも連携しながら、季節ごとの見所や様々なイベントなど地域の魅力を情報発信し、都市と地域の住民が共に自然とふれあい、憩い、学び、楽しむ機会を増大させることによって、都市や自然と共に存する、健康で活力あるふれあいの里づくりをめざします。

③ 中部エリア

“みのり”と“ぬくもり”の郷（さと）づくり

中部エリアは、「枕草子」ゆかりの名泉として古くから親しまれている榎原温泉や、猪の倉温泉、とことめの里一志など温泉を利用した施設を有しており、温泉保養のレクリエーション拠点となっているほか、青山高原や東海自然歩道などの自然レクリエーション拠点として観光客を集めています。

また、雲出川流域に肥沃な農地が広がり、「一志米」として知られる米、良

質な小麦のほか、温暖な気候に恵まれ四季折々の農産物が生産されています。

そこで、これら既存の地域資源を磨き上げ、観光資源として活用するとともに、農産物の高付加価値化による地域の活性化、さらには交流を深めての賑わいなど地域力を養うことが求められています。

このため、温泉施設を中心とした観光資源のネットワーク化やウォーキングルートの設定などにより、温泉を利用したリフレッシュゾーンの魅力づくりに努めるとともに、新鮮で豊かな食材を生かした地産地消を推進し、農産物の“みのり”と温泉の“ぬくもり”的なかでふれあいと健康づくりが楽しめる“みのり”と“ぬくもり”の郷（さと）づくりをめざします。

④ 南部エリア

健康で暮らせる自然と歴史の地域づくり

南部エリアは、ほぼ全域が緑豊かな自然に恵まれ、南北朝以降に栄えた北畠氏ゆかりの史跡、旧跡が多く存在し、高齢化が進行しているものの、人々が山林や農地を守りながら暮らす自然豊かで静かな地域です。

地域で安全で安心して暮らしていくためには、人々の健康づくりを進めるとともに、訪れる人々の健康づくりも必要です。また、社会・生活環境等の変化に伴い、特に若者の流出とも相まって少子高齢化と過疎化は深刻な問題となっており、今後集落の維持も心配されています。

さらに、基幹産業である林業の低迷は、森林の持つ多面的機能を損なっており、その再生が急務となっています。また、先人が残した貴重な歴史遺産を次世代に伝えるとともに、貴重な資源を活かしながら地域づくりを進めることも必要です。

そこで、高齢者をはじめ、地域に暮らし、地域を支える人々の元気の源となるとともに、訪れる人々の健康づくりを支援する観点からの「健康」、荒廃が進む森林を再生・活用する観点とともに、交流や定住を促進するための地域特性としての「自然」、歴史的な資源を後世に残すとともに、歴史に着目した地域づくりを進めるための「歴史」、この3つの視点を基本に、他のエリアとの連携や広域交通ネットワークの形成と相まった交流圏域の拡大も視野に入れながら、将来に希望を持てる魅力ある地域づくりをめざします。

構想を推進するために

環境と共生し、心豊かで元気あふれる美しい県都

全国的にみても大規模な合併によって誕生した本市は、合併後、経常経費を中心に事務事業が肥大化し、厳しい財政状況に直面しています。合併が求められた背景には、国、地方を通じた財政状況の悪化がありましたが、合併を機に「これまで…」という発想は捨て、行政の姿を新しい時代に適合したものに変えるという視点に立った行財政改革の推進が不可欠となっています。本市には、新しい時代に柔軟に対応するために、重点プログラムの推進を通じて、市民生活のために効率的かつ重点的な行政投資を行う政策展開と、経営資源をより有効に活用し行政の無理・無駄を排除する減量経営、この2つの要素を効果的に組み合わせた行政経営が求められているといえます。

これからの行政経営は、すべての職員が行財政改革の当事者となり、税金の使い方の費用対効果を高め、行政サービスをより効果的に提供していくことが必要です。

また、行政の常識や慣習にとらわれず、公開と参加の原則に基づいて行政の透明性を高め、市民とのパートナーシップ^{*}に基づく行政経営をめざすことが必要です。

このため、中長期的な財政見通しのもと、本計画に基づくまちづくりを着実に推進するために、スピード感を持って行財政改革を推進し、健全な財政運営の確保をめざします。また、限られた経営資源を有効活用し、まちづくりを効率的かつ効果的に進める行政経営システムを構築するとともに、行政サービスの利便性の確保と行政コスト削減を両立する、電子自治体の推進に取り組みます。

1 行財政改革の推進による健全財政の確保

本市の財政状況は、依存財源の減収や人口減少社会の進行などにより、

パートナーシップ
行政・市民・ボランティア団体・NPO・企業などが、対等な関係を結び、それぞれの得意分野を生かしながら、連携し協力し合うこと。

引き続き厳しい状況が続くことが予測されます。また、歳出については、少子高齢化対策などの社会保障経費の負担増や公債費の負担が高水準で続くことなどから、今後も財政需要は増大する傾向にあります。

このような財政状況の中で、重点プログラムを中心とするまちづくりを展開するためには、徹底した行財政改革による財政構造の見直しと歳入の確保が前提となります。

このため、効率的な地方政府への移行をめざし、人材育成の積極的な推進、民間との役割分担の見直しなどを進めながら、職員の削減と適正配置、指定管理者制度の活用、**市場化テスト**^{*}等を通じた事務事業のアウトソーシング^{*}などに取り組むとともに、公共施設についてはその維持管理経費が大きな財政負担となっていることから、利用頻度が乏しく、老朽化が進んでいる施設を中心に、行政サービスに対する市民の利便性を考慮しつつ、統廃合を含めた見直しに取り組みます。さらに、市民がより主体的に地域振興に参画し、実践できるよう、総合支所についても、地域における行政サービスの拠点としての機能発揮という観点から、本庁と総合支所との役割分担の見直し、地域かがやきプログラムを通じた総合支所間の連携促進とこれを支える体制づくりなどに取り組みます。

また、職員一人ひとりが行財政改革の当事者として、常日頃からコスト意識をもって事務事業の改善、効率化を進めるとともに、民間との役割分担、市民とのパートナーシップを進める中で、行政の守備範囲を見直しつつ、時代に即した財政構造への変革を進めるため、行財政改革に取り組み健全な財政運営の確保をめざします。

2 行政経営システムの構築

これからの行政運営は、実施した施策が計画どおり進んだかではなく、いかに市民のニーズに適合したか、あるいは市民の満足を得られたかという成果が求められるようになってきています。

このため、新しい公共経営の考え方を取り入れつつ、市民の満足度向上をめざした成果重視の行政経営システムの導入とこれを担う人材の育成をめざします。

行政経営システムの構築にあたっては、全庁的な政策調整機能を高める観点から**トップマネジメント**^{*}の強化を図るとともに、各部門（総合支

市場化テスト
公共サービスについて、官と民が対等な立場で競争入札に参加し、価格・質の両面で最も優れた者が、そのサービスの提供を担っていくという制度。

アウトソーシング
業務のうち専門的なものについて、それをより得意とする外部に委託すること。

トップマネジメント
組織を指揮、管理する組織の最高位の層による組織管理。

所を含む。) が一定の権限と責任のもとスピード感を持って事業を行う「自立型の事業部門」の仕組みを整えます。また、それに合わせて重点プログラムを対象とした政策評価、各部門が所管の事務事業を自ら検証し評価する事務事業評価、この2つの評価を踏まえ、行政経営資源（予算・職員・組織・情報など）を有効活用する視点から、行財政の運営状況を評価する総合的な行政評価の仕組みを導入します。特に、政策評価については、市民との協働に基づく重点プログラムの展開を市民自らが評価する協働型政策評価への発展をめざします。さらに、地方分権の進展に対応し、地方自治の充実を図る観点から、自立性、独立性の高い行政経営の実現をめざします。

3 電子自治体の推進

本市は、合併により県内一の広大な市域を有することとなったため、行政サービスの利便性の確保とともに、行政の簡素化、効率化を同時に実現するためには、時間的・地理的な制約を克服できるＩＣＴ（情報通信技術）の便益を最大限に活用していく必要があります。また、市民、NPO、コミュニティ、企業等との協働を進めるためには、地域の情報化などにより情報の共有化を図る必要があります。

このため、電子自治体の推進により、市内のどこにいても同じような行政サービスを受けられるようにするなど、市民の満足度が高い効率的でわかりやすい行政サービスの提供と、情報共有を通じた協働のまちづくりの進展をめざします。



第3部

前期 基本計画

施 策 体 系 図

1

美しい環境と
共生する
まちづくり

1-1 循環型社会の形成

資源の循環的利用の推進
廃棄物等の適正な処理
環境への負荷の少ない社会の形成
環境共生社会の実現に向けた活動

1-2 次世代に残す自然環境の保全・創造

多様な自然環境の保全
環境保全対策の推進

1-3 快適な生活空間の形成

市街地の整備
住環境の整備

良好な景観の形成

公園緑地の整備・管理及び緑化の推進

上水道・簡易水道の整備

生活排水対策の推進

生活道路の整備

墓地・斎場

災害に強いまちの形成

治水・治山対策の推進

消防体制の充実

交通安全対策の推進

防犯対策の推進

消費者の保護

健康づくりの推進

地域医療体制の充実

地域福祉の充実

高齢者福祉の充実

障がい者（児）福祉の充実

児童福祉の充実

母子・父子福祉の充実

国民健康保険

低所得者福祉の充実

1-4 生活基盤の整備

幼児教育

学校教育

高等学校・高等教育機関

生涯学習

スポーツ振興

青少年の健全育成

文化、芸術活動の充実

歴史的資源の保存と活用

人権・平和施策の推進

2-1 安全なまちづくりの推進

産業拠点の形成

農業の振興

林業の振興

水産業の振興

工業の振興

商業の振興

労働者福祉と雇用の推進

交流拠点の整備

道路ネットワークの整備

港湾の整備

公共交通の充実

情報ネットワーク化の推進

観光の振興

競艇事業の活性化

市民活動の推進

都市間交流、国際交流の推進

男女共同参画の推進

ユニバーサルデザインのまちづくりの推進

広聴・広報

情報公開の推進

協働のまちづくりの推進

2-2 健康づくりの推進と地域医療体制の充実

2-3 地域福祉社会の形成

3-1 生きる力を育む教育の推進

幼稚教育

学校教育

3-2 高等教育機関との連携・充実

高等学校・高等教育機関

3-3 生涯学習スポーツ社会の実現

生涯学習

スポーツ振興

青少年の健全育成

3-4 文化的振興

文化、芸術活動の充実

歴史的資源の保存と活用

3-5 人権尊重社会の形成

人権・平和施策の推進

4-1 自立的な地域経済の振興

3

豊かな文化と
心を育む
まちづくり

4

活力のある
まちづくり

5

参加と協働の
まちづくり

4-2 交流機能の向上

4-3 観光の振興

5-1 市民活動の促進

5-2 市民との協働の推進

重点プログラムの体系図

① まちづくり戦略 プログラム

- 1-1 未来を拓く都市空間形成プログラム
 - 新都心軸の形成
 - 副都市核の整備
 - 産業拠点を中心とした企業立地の促進と産業の高度化
 - 広域交通ネットワークの形成
 - 豊かな自然の恵みを次世代に引き継ぐための取組
- 1-2 自然の恵みの価値創造プログラム
 - 森林セラピー基地の整備
 - 山から海まで河川流域の一体的な取組
 - 津なぎさまちの整備
 - 魅力ある津の海の環境整備
 - 漁港等の整備
- 1-3 海に開くまちづくりプログラム
 - 森林・自然アカデミー事業の推進
 - 市民版環境マネジメントシステムの普及促進とごみ減量化
 - 新最終処分場の建設
 - 津エコビレッジ（仮称）の形成促進
 - 一身田寺内町の町並み保全と活用
 - 多気北畠氏城館跡周辺地区的保全と活用
 - 津城跡（お城公園）周辺地区の整備と活用
 - 千歳山の保全と活用
 - 文化芸術の拠点性の向上
- 1-4 持続可能な地域形成プログラム
 - まち歩き（ウォーキング）による健康づくりの促進
 - 地域特性を活かしたウォーキングコースの設定
 - と全国規模の大会開催
 - 健康づくりやスポーツ振興に取り組むための地域のネットワークづくり
 - 総合的なスポーツ施設の整備
- 1-5 歴史と文化の拠点形成プログラム
 - 支え合いによる暮らしの安心づくり
 - 市民主体の環境活動の推進
 - 地域の消防防災力の向上
- 1-6 健康とスポーツの振興プログラム
 - 地域連携センターの設置と地域貢献の推進
 - 地域の学びの拠点づくり
 - 津市げんき大学の活動促進
 - 魅力のある産業の育成と雇用の場づくり
 - 子育てをしやすい環境づくり
 - まち歩きシステムの整備
 - 観光サービスの充実と広域連携の強化
 - 交流人口100万人の創出をめざした取組
 - 藤堂高虎公入府400年を契機とした文化のまちづくり
 - 地域ブランドの確立
 - シティプロモーションの仕組みづくり

② 元気づくり プログラム

- 2-1 住みやすさ向上プログラム
 - 地域の消防防災力の向上
- 2-2 元気な人づくりプログラム
 - 地域の学びの拠点づくり
 - 津市げんき大学の活動促進
 - 魅力のある産業の育成と雇用の場づくり
 - 子育てをしやすい環境づくり
 - まち歩きシステムの整備
- 2-3 若者定住プログラム
 - まち歩きシステムの整備
- 2-4 交流による活力創造プログラム
 - 観光サービスの充実と広域連携の強化
 - 交流人口100万人の創出をめざした取組
 - 藤堂高虎公入府400年を契機とした文化のまちづくり
 - 地域ブランドの確立
 - シティプロモーションの仕組みづくり
- 2-5 津らしさ実感プログラム
 - 知の拠点としての情報発信
 - 地域を担う人づくり
 - 地域連携による交流の推進

③ 地域かがやき プログラム

- 3-1 東部エリア
～キラリと輝く人づくり・まちづくり～
 - スポーツ・レクリエーション活動の促進
 - 地域産業振興の拠点づくり
 - 自然と親しみ環境づくり
 - 温泉リフレッシュゾーンの魅力アップ
 - 食のブランド化
 - 地域力の維持、再構築
- 3-2 北部エリア
～都市や自然と共存するふれあいの里づくり～
 - 健やかで元気な人づくり
 - 自然の恵みの価値創造
 - 歴史と文化の拠点の整備
- 3-3 中部エリア
～“みのり”と“ぬくもり”的郷づくり～
 - 健やかで元気な人づくり
 - 自然の恵みの価値創造
 - 歴史と文化の拠点の整備
- 3-4 南部エリア
～健康で暮らせる自然と歴史の地域づくり～
 - 健やかで元気な人づくり
 - 自然の恵みの価値創造
 - 歴史と文化の拠点の整備

第3部
前期
基本計画

第1章

計画フレーム

▶第1章計画フレーム

第1項 計画フレームの考え方

- 計画フレームの作成にあたっては、これまでの本市のすう勢が継続すると仮定した「すう勢値」と、企業誘致や交流人口の拡大などを見込んだ活力

のあるまちづくりの展開によって、めざすことが可能な水準を試算した「目標値」の2種類を設定します。

第2項 人口

(1) 総人口

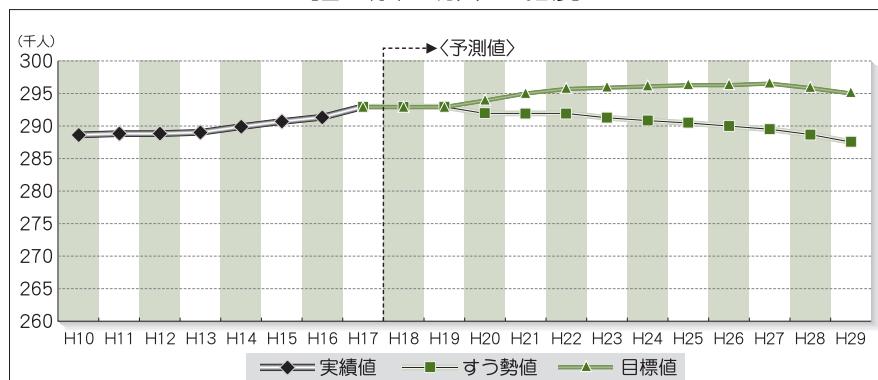
- 本市の総人口は、近年は外国人の増加などから若干の増加傾向にありますが、ほぼ横ばいで推移しており、平成17年には約29万2千人となりました。
- 今後は少子高齢化などから人口減少の局面に移行すると予想され、平成24

年には約29万1千人程度と減少傾向を示すことが見込まれますが、企業誘致などによるまちづくりの積極的な推進により、すう勢値と比べて5千人程度の増加を想定します。

	実績値	予測値			
		平成17年 2005年	平成19年 2007年	平成24年 2012年	平成29年 2017年
すう勢値	(千人)	292	292	291	287
目標値	(千人)	292	292	296	294

資料：住民基本台帳、外国人登録者数

【図 将来の総人口の推移】



すう勢値

これまでの傾向が将来にわたって続くものと仮定して推計した値。

(2) 年齢別人口

- 本市においても徐々に少子高齢化が進んできましたが、今後も一層の進展が予想され、年少人口（15歳未満）と生産年齢人口（15～64歳）が減少し続ける一方で、老人人口（65歳以上）は急速に増加し、平成24年には25.0%に上昇すると予想されます。
- 平成17年と比較し、平成24年には年少人口（15歳未満）は約3千人減少、生産年齢人口（15～64歳）は約9千人減少し、逆に高齢者人口（65歳以上）は約1万1千人増加すると見込まれますが、まちづくりの積極的な推進を図ることで、すう勢値と比べて生産年齢人口（15～64歳）で4千人程度、年少人口（15歳未満）で1千人程度の増加を想定します。



			実績値	予測値		
			平成17年 2005年	平成19年 2007年	平成24年 2012年	平成29年 2017年
すう 勢 値	総人口	(千人)	292	292	291	287
	年少人口 (15歳未満)	実数 (千人)	41	40	38	35
		割合 (%)	14.0	13.7	13.1	12.2
	生産年齢人口 (15～64歳)	実数 (千人)	189	187	180	173
		割合 (%)	64.7	64.0	61.9	60.3
	老人人口 (65歳以上)	実数 (千人)	62	65	73	79
目標 値		割合 (%)	21.3	22.3	25.0	27.5
	総人口	(千人)	292	292	296	294
	年少人口 (15歳未満)	実数 (千人)	41	40	39	37
		割合 (%)	14.0	13.7	13.1	12.6
	生産年齢人口 (15～64歳)	実数 (千人)	189	187	184	178
		割合 (%)	64.7	64.0	62.2	60.5
	老人人口 (65歳以上)	実数 (千人)	62	65	73	79
		割合 (%)	21.3	22.3	24.7	26.9

資料：住民基本台帳、外国人登録者数

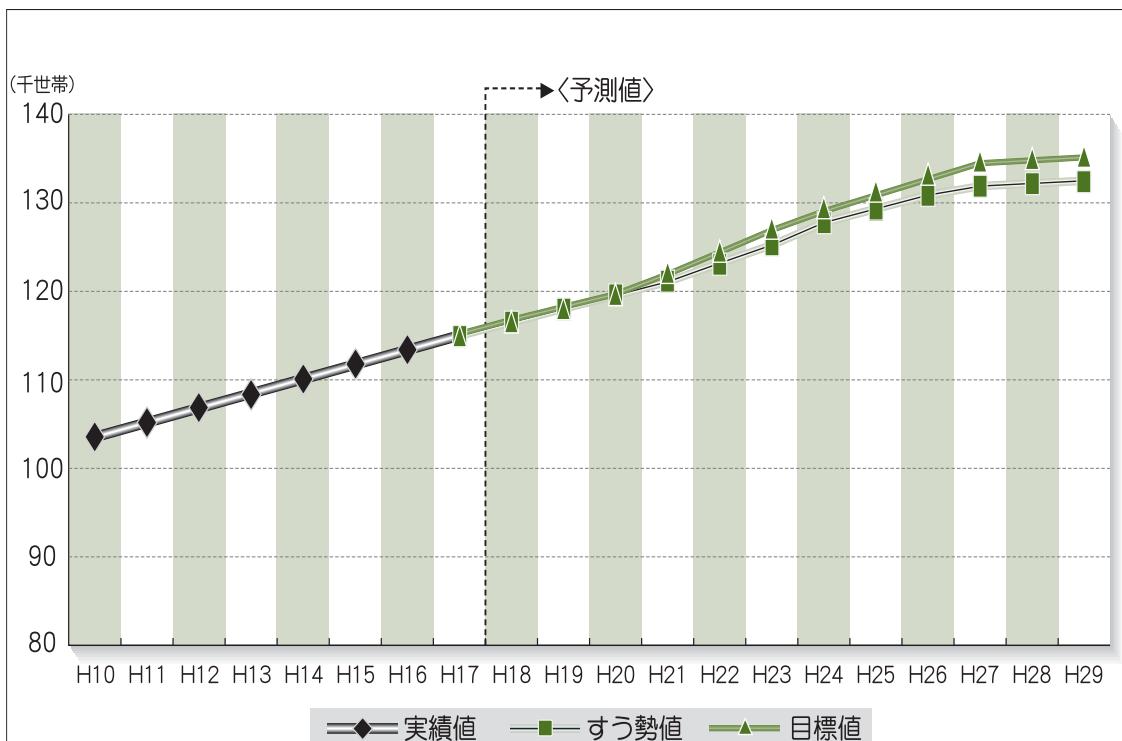
第3項 世帯

- 世帯数は、人口が減少基調となっても、単身世帯や夫婦のみの世帯の増加などにより一世帯あたりの人員が減少するため、しばらくは世帯数は増加するものと予想され、平成24年には約12万7千世帯程度になると見込まれます。
- また、まちづくりの積極的な推進により、すう勢値と比べて2千世帯程度の増加を想定します。

		実績値	予測値		
		平成17年 2005年	平成19年 2007年	平成24年 2012年	平成29年 2017年
すう勢値	(千人)	115	119	127	132
目標値	(千人)	115	119	129	135

資料：住民基本台帳、外国人登録者数

【図 将来の世帯数の推移】



第4項 就業人口

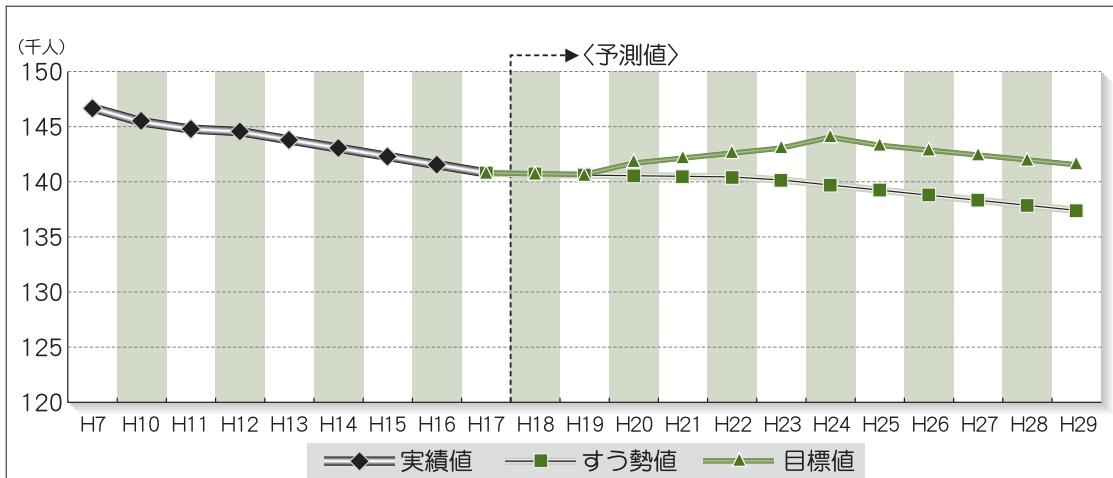
- 本市の就業人口は、生産年齢人口（15～64歳）の動向と同様に減少しており、平成17年には約14万人となりました。
- 今後も、人口減少や少子高齢化などの影響から減少を続けるものと予想され、平成24年には約13万9千人程度に

なると見込まれますが、まちづくりの積極的な推進で、すう勢値と比べて製造業を中心とする第2次産業で3千人程度、サービス業を中心とする第3次産業では2千人程度、就業人口全体で6千人程度の増加を想定します。

			実績値	予測値		
			平成17年 2005年	平成19年 2007年	平成24年 2012年	平成29年 2017年
すう勢値	就業人口総数	(千人)	140	140	139	137
	第1次産業	実数 (千人)	5	5	4	3
		割合 (%)	3.6	3.6	2.9	2.2
	第2次産業	実数 (千人)	39	39	40	40
		割合 (%)	27.8	27.8	28.8	29.2
	第3次産業	実数 (千人)	96	96	95	94
		割合 (%)	68.6	68.6	68.3	68.6
目標値	就業人口総数	(千人)	140	140	145	142
	第1次産業	実数 (千人)	5	5	5	4
		割合 (%)	3.6	3.6	3.4	2.8
	第2次産業	実数 (千人)	39	39	43	41
		割合 (%)	27.8	27.8	29.7	28.9
	第3次産業	実数 (千人)	96	96	97	97
		割合 (%)	68.6	68.6	66.9	68.3

資料：国勢調査、住民基本台帳、外国人登録者

【図 将来の就職人口の推移】



就業人口
市内在住者で、調査期間中に収入になる仕事を少しでもした人の人数。

第5項 市内総生産

●本市の市内総生産額は、年によって多少のばらつきはあるものの、近年の景気回復や企業誘致などの影響により微増傾向となっており、平成16年には約1兆2,090億円となりました。

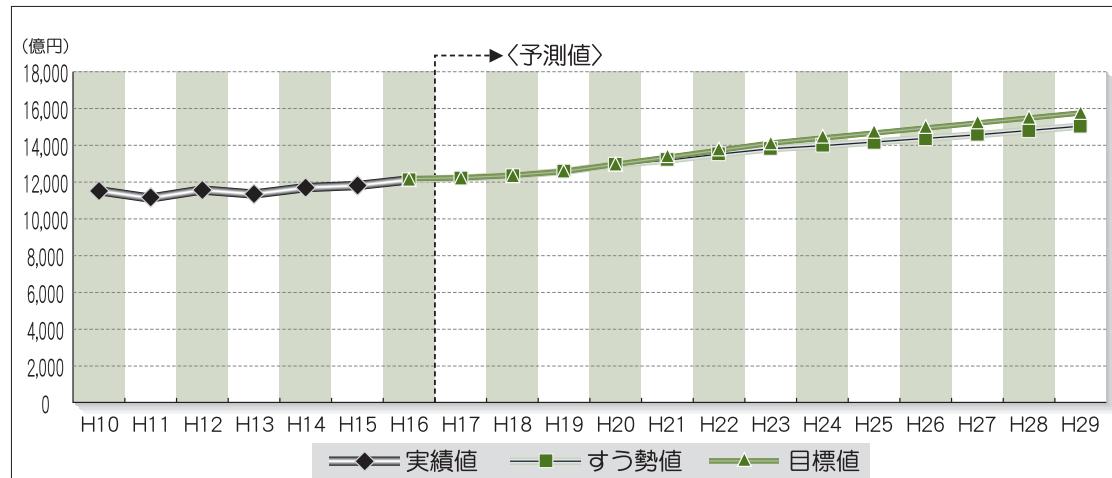
●今後も、生産性の向上など継続的な企業努力によって、平成24年には1兆

3,890億円程度の規模に成長すると予想されますが、まちづくりの積極的な推進によって、すう勢値と比べ、第2次産業で230億円程度、第3次産業で約260億円程度、市内総生産額全体で500億円程度の増加を想定します。

			実績値	予測値		
			平成16年 2004年	平成19年 2007年	平成24年 2012年	平成29年 2017年
すう 勢 値	市内総生産額	(億円)	12,090	12,680	13,890	15,130
	第1次産業	実数 (億円)	140	140	130	130
		割合 (%)	1.2	1.1	0.9	0.9
	第2次産業	実数 (億円)	3,820	4,040	4,550	4,950
		割合 (%)	31.6	31.9	32.8	32.7
	第3次産業	実数 (億円)	8,130	8,500	9,210	10,050
		割合 (%)	67.2	67.0	66.3	66.4
目標 値	市内総生産額	(億円)	12,090	12,680	14,390	15,720
	第1次産業	実数 (億円)	140	140	140	140
		割合 (%)	1.2	1.1	1.0	0.9
	第2次産業	実数 (億円)	3,820	4,040	4,780	5,200
		割合 (%)	31.6	31.9	33.2	33.1
	第3次産業	実数 (億円)	8,130	8,500	9,470	10,380
		割合 (%)	67.2	67.0	65.8	66.0

資料：国勢調査、三重県「三重県の市町村民経済計算」、内閣府「日本21世紀ビジョン」、経済産業省「新産業創造戦略」

【図 将来の市内総生産額の推移】



市内総生産額

市内に所在する生産主体が生産活動を行った結果、新たに生み出された付加価値の総計で、生産総額から中間投入（原材料、燃料などの物的経費）を控除したもの。

目標別計画

▶第2章目標別計画▶1美しい環境と共生するまちづくり▶1-1循環型社会の形成

1 美しい環境と共生するまちづくり

1-1 循環型社会の形成

第1項 資源の循環的利用の推進

【現状と課題】

●大量生産、大量消費、大量廃棄型の経済社会活動は、生活の物質的な豊かさをもたらした反面、環境への負荷を増大させ、地球環境に大きな影響を与えています。

●本市におけるごみの総排出量は約12万1千t（平成18年度）であり、平成10年度から見ると増減があるものの、各種のリサイクルに関する制度が設けられ、平成15年度からは減少傾向にあり、ごみの減量化が進みつつあります。

●また、1人1日当たりのごみの総排出量は1,148g（平成18年度）とな

っています。

●平成18年度におけるリサイクル率は、31.8%であり、平成14年度の19.6%から年々上昇しており、市民のリサイクルへの意識の高まりがうかがえます。

●ごみゼロ社会の実現に向けて、ごみの分別や3R（リデュース・リユース・リサイクル）の推進により、一層の減量、資源化が必要です。

●市民、事業者、市が一体となり、ごみの再資源化の促進を図るなど、資源の循環的な利用の推進を図ることが課題となっています。

【施策の体系】





【施策の内容】

(1) ごみゼロ社会の実現に向けた 3Rの推進

①ごみの発生抑制

- 過剰包装の抑制や詰め替え製品の利用促進など、ごみの発生の少ない消費活動をPRしていきます。
- 生ごみのたい肥化による生ごみの発生を抑制するため、生ごみ処理機の補助制度を継続するとともに、たい肥化をごみ処理の問題ととらえるのではなく、地域内での循環を形成していくため、農業関係者を交え、その方法を検討します。
- 事業系一般廃棄物の減量化を進めため、事業者による減量計画の策定を促進します。

- ごみ処理コストを明らかにし、ごみ処理の効率化を図るため、**廃棄物会計**^{*}を導入し、また、ごみの有料化について調査研究するなど、ごみの発生抑制に取り組みます。

②再使用・再生利用

- リサイクル資源（新聞、雑誌類、ダン

ボール、紙パック、衣類、ペットボトル）の回収を進めるため、エコステーションの整備・運営を継続します。

○各種団体によるリサイクル資源の回収活動を推進するため、助成制度を継続します。

○ごみの減量化と再資源化を推進するため、より一層の分別の徹底を図るとともに、家庭での分別の負担やごみ処理施設の能力等を考慮した上で、ごみの分別方法の統一を進めます。

○商品を購入するときに、リサイクル商品や再使用が可能なリターナブル品を選ぶよう啓発します。

(2) 再生資源の利用拡大

○リサイクル製品の普及のため、グリーン商品^{*}の購入を促進します。

○リサイクル製品の普及を促進します。

○グリーンコンシューマー（環境に配慮した賢い消費者）になるように、啓発を進めます。

廃棄物会計

自治体における一般廃棄物処理事業に係るコスト分析を行い、品目ごとの経費や廃棄物の財務状況を把握するもので、これにより廃棄物処理施策の妥当性を検証し、効率化を図るもの。

グリーン商品

ものを購入するときに、価格や利便性だけでなく環境への影響を考慮し、環境負荷ができるだけ小さいものを選ぶこと。

グリーンコンシューマー

直訳すると緑の消費者であるが、この「緑」は「環境やさしい」を意味し、買い物をするときに、できるだけ環境に配慮した製品を選んで購入する消費者のこと。

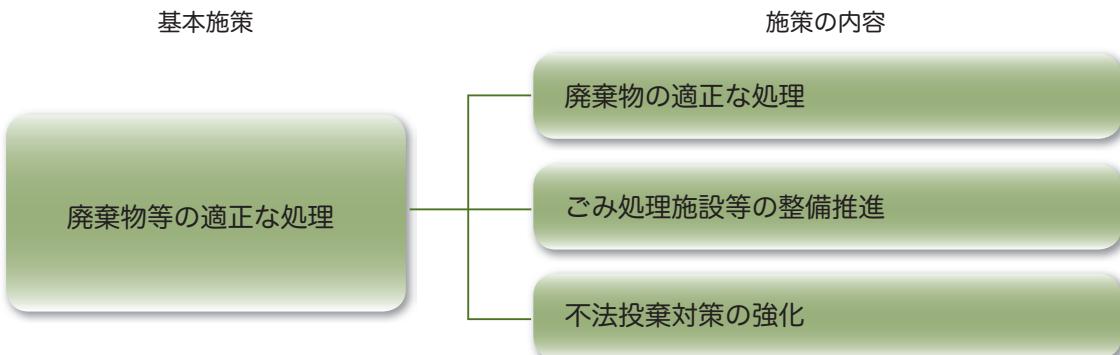
第2項 廃棄物等の適正な処理

【現状と課題】

- 現在のごみの最終処分場は、使用期限が迫ってきてることから減量化による埋立処分場への負荷軽減に努めるとともに、新最終処分場の早期の建設が課題となっています。
- 不法投棄が多く見られるようになりました。このことから関係機関等との緊密な連携を図りながら、早期発見、早期対応による不法投棄の防止を図ることが必要となっています。
- 浄化槽清掃やし尿汲取りの安定した体制を維持する必要があります。



【施策の体系】





【施策の内容】

(1) 廃棄物の適正な処理

①効率的な収集体制の整備

- 収集作業の安全性の確保と収集効率の向上を図るため、収集方法の見直しを行い、より効率的な収集体制の整備を進めます。
- 収集経費の削減を図るため、適正なごみ一時集積所の確保を図ります。

②し尿汲み取りの適正化

- し尿汲み取りについては、適切で安定した体制を維持します。

③ごみ処理体制の強化

- ごみ処理施設の適正かつ、安全で効率的な運転管理を推進します。
- 3R（リデュース・リユース・リサイクル）の推進により、減容・減量化による埋立処分場の負荷軽減に努め、安全で安心なごみ処理を推進します。

④一般廃棄物処理基本計画の策定

- 平成20年度に「一般廃棄物処理基本計画」を策定し、廃棄物の適正処理を

推進します。

(2) ごみ処理施設等の整備推進

①新最終処分場の建設推進

- 新最終処分場の施設整備にあたっては、地域住民の理解・協力が得られるよう協議を進めるとともに、環境に配慮した、安全で安心な処理方式の採用による施設の建設を推進します。

(3) 不法投棄対策の強化

①環境パトロールの強化^{*}

- 廃棄物の不法投棄を防止するため、環境パトロールの強化を図るとともに、警察、県及びその他関係機関等との連携により、「不法投棄対策ネットワーク」などによる不法投棄の監視体制の強化を図ります。

②不法投棄防止への啓発

- 不法投棄を未然に防ぐため、不法投棄のされやすい場所への啓発看板等の設置や地域住民による日常的な監視意識の啓発を図ります。

環境パトロール

不法投棄を監視するなど、地域の環境保全等のために巡回すること。

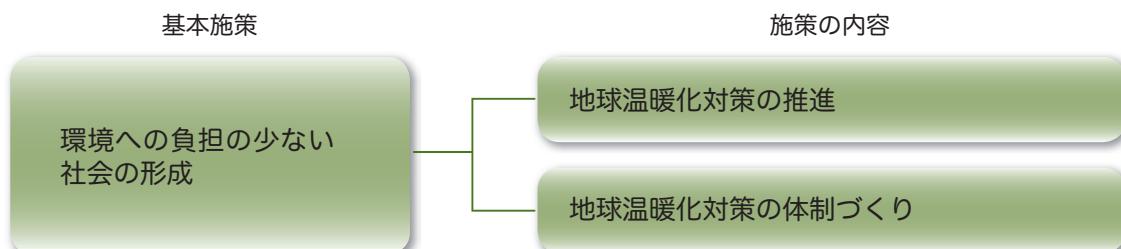
第3項 環境への負荷の少ない社会の形成

【現状と課題】

●平成15年度における、本市のエネルギーの消費に伴って発生する二酸化炭素排出量は、京都議定書による基準年（平成2年度）に比べ、約27%増加しており、地球温暖化対策を推進するため京都議定書目標達成計画に基づき、市民一人ひとりが環境負荷の少ないライフスタイルを実践したり、事業者が省エネルギー、省資源の推進に取り組むなど、市民・事業者と行政との協働による温室効果ガスの排出抑制を図ることが課題となっています。

●布引山地は風況に優れていることから、32基（うち本市域内20基）の大型風力発電施設が設置されています。また良好な日照条件にも恵まれ、太陽光発電も平成18年度末で3,318kwが導入されています。さらに、市域の60%を占める森林は、バイオマスとしての活用が期待できます。このような地域特性を活かし、温室効果ガスのひとつである二酸化炭素の発生の少ない新エネルギーを積極的に開発するなどの活用を図る必要があります。

【施策の体系】





【施策の内容】

- (1) 地球温暖化対策の推進^{*}
- ①省エネルギー対策の推進
- バスなどの公共交通機関の利用を促進するとともに、アイドリングストップの啓発を行います。
- 省エネ型の機器の購入や、冷暖房の設定温度の見直しなど、省エネルギー対策の啓発を行います。
- ②新エネルギーの導入促進^{*}
- 津市地域新エネルギービジョンに基づき、景観や自然環境の保全にも十分配慮した布引山地等への大型風力発電施設の導入を促進します。また、太陽光発電の導入を促進するため、家庭への助成による普及と公共施設等への導入を進めます。

地球温暖化対策

大気中の二酸化炭素などの「温室効果ガス」の増加に伴い、地球の気温が上昇することにより、異常気象や自然生態系、農業などへの影響が懸念されているので、その対策として省エネルギーなどにより温室効果ガスの排出を抑制し、また、森林を整備して温室効果ガスを吸収するなどの施策を行うこと。

アイドリングストップ

温室効果ガスや大気汚染物質の排出を抑えるため、信号待ちや長時間の駐停車の時に、自動車のエンジンを止めること。

新エネルギー

石油に替わるエネルギーで、太陽光、風力やバイオマスなどの自然エネルギー、水素を利用した燃料電池などがある。

③バイオマスの導入促進

○森林などの自然の恵み等を活用したバイオマスの研究を進めます。

(2) 地球温暖化対策の体制づくり

①地球温暖化対策地域推進計画の策定^{*}

○平成20年度を目指し、京都議定書目標達成計画を踏まえた「地球温暖化対策地域推進計画」を策定し、温室効果ガスの排出削減と森林吸収源対策による削減目標を設定し、公表します。

②協働による推進体制づくり

○地球温暖化防止活動推進員とともに、環境活動組織との連携を図り、市民、事業者と行政が協働して地球温暖化対策地域推進計画を実施する体制を確立します。

京都議定書

地球温暖化問題に対する国際的な枠組みである気候変動枠組条約の第3回締約国会議（COP3）が1997年12月に京都で開催され、温暖化ガスの削減目標を定めた。日本は温室効果ガスを1990年比6%削減するというもの。

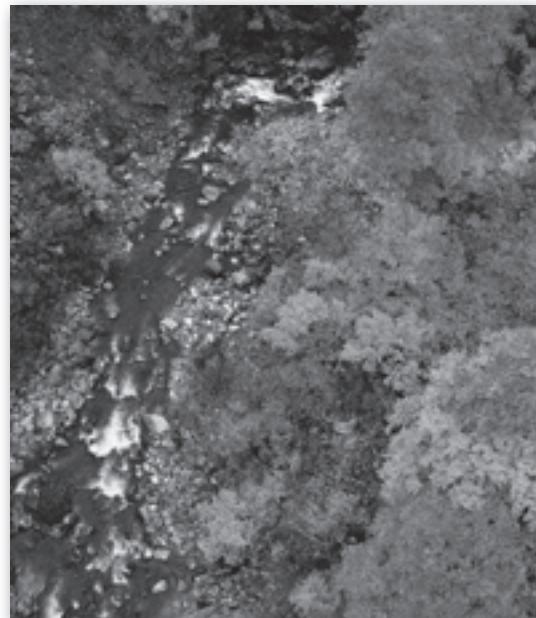
温室効果ガス

太陽エネルギーによって暖められた地表面から輻射される赤外線の一部を吸収し、再び放射する気体のこと。地表面の温度及び気温を保つ効果がある。京都議定書では、二酸化炭素(CO₂)、メタン(CH₄)、一酸化二窒素(N₂O)、ハイドロフルオロカーボン類(HFCs)、パーカーフルオロカーボン類(PFCS)、六フッ化硫黄(SF₆)の6種類とされている。6%削減するといふもの。

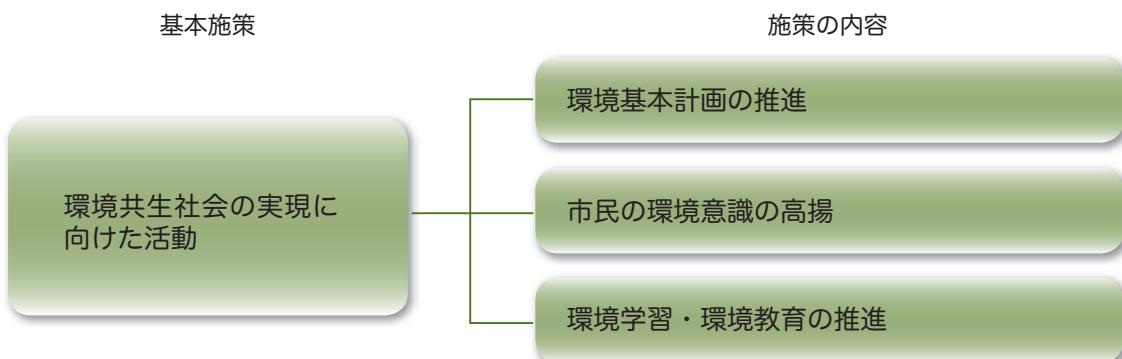
第4項 環境共生社会の実現に向けた活動

【現状と課題】

- 本市においては平成18年度に津市環境基本条例を制定し、環境共生のまちづくりに向けた基本的な理念を定めました。今後は環境基本計画にかかげる環境像《山、川、海、人が共生する元気なまち 津》を目指して総合的に環境施策を展開することが必要です。
- 環境学習、環境教育等を推進するため、市民・事業者、行政それぞれが自主的な環境活動を行うとともに、必要に応じて主体間の協働による環境に配慮した取組を推進する必要があります。



【施策の体系】





【施策の内容】

(1) 環境基本計画の推進

- 「環境基本計画」に基づいて、総合的に環境施策を展開するとともに、市民、事業者、行政の協働による計画推進及び進行管理の体制を確立します。

(2) 市民の環境意識の高揚

①自主的な環境活動の支援

- エコパートナー事業^{*}により、環境活動の拠点となる市民エコ活動センターについて、市民との協働による運営を推進します。
- 子ども会や資源ごみ回収団体へ助成制度などの支援を行います。
- 5月30日の「ごみゼロの日」、6月の「環境月間」、10月の「3R推進月間」等にちなんで統一行動日、月間を設けます。

②啓発活動の充実

- 市民主体による環境フェアの開催や子

どもエコクラブの拡大など、市民の環境活動への意識高揚を図ります。

③市民版環境マネジメントシステム^{*}の普及促進

- 生活かえる！エコエコ家族事業など市民版環境マネジメントシステムを普及促進します。

(3) 環境学習・環境教育の推進

①多様な場における環境学習・環境教育の推進

- 地域や職場の指導者として、率先的に環境活動、環境学習を推進していくリーダー、ボランティアの育成を行います。

- 教育現場との連携による、環境教育の推進や、三重県環境学習情報センターや二酸化炭素濃度観測ネットワーク等との連携により、家庭でできる温暖化対策講座等の市民に向けた学習の充実を図ります。

エコパートナー事業

市民エコ講座の開催や地域のエコ活動リーダーの養成を通じて、市民が自発的に環境について「知る」「考える」「行動する」雰囲気づくりと、市民が運営に積極的に参加する市民エコ活動センターを設置して、それを活動拠点として市民に向けてエコに関する情報を発信していく事業。

環境マネジメントシステム

企業や団体等が環境を良くする方針や目標等を設定し、継続的に省エネ・省資源などの環境活動に取り組む仕組み。

【施策の取組指標（現状と目標）】

1－1 循環型社会の形成

施策の取組指標	現状(平成18年度)	目標(平成24年度)
1人1日当たりのごみの排出量	1,148g	1,000g 以下

※三重県環境基本計画アクションプランの1人1日当たりのごみ排出量の目標値に準じ、5年で10%削減すると1,033gになり、さらに削減に一層取り組むため、1,000g以下と設定しました。（平成17年度 津市平均：1,220g、三重県平均：1,102g、全国平均：1,131g）

施策の取組指標	現状(平成18年度)	目標(平成24年度)
ごみのリサイクル率	31.8%	40%以上

施策の取組指標	現状(平成18年度)	目標(平成24年度)
最終処分量（一般廃棄物）	21,588t	12,000t

施策の取組指標	現状(平成18年度)	目標(平成24年度)
新エネルギー導入量	25,000kw	50,000kw
風力発電	3,318kw	7,000kw
太陽光発電		

施策の取組指標	現状(平成18年度)	目標(平成24年度)
エコエコ家族 [*] の目標件数	94件	300件

施策の取組指標	現状(平成18年度)	目標(平成24年度)
家庭でできる温暖化対策講座 [*] の開催	2回	40回

エコエコ家族
市が、市民版環境マネジメントシステム普及のため、市内的一般家庭を対象に毎年募集している環境活動で、家族で身近な環境への負担の少ない生活に取り組むことで、3ヵ月継続した家族は「エコエコ家族」、1年間継続した家族は「エコエコ達人家族」に認定される。

家庭でできる温暖化対策講座
市内小学4～6年生及び中学1～3年生を対象に学校単位でできる温暖化防止対策についての行動を促すきっかけとしていることを目的としている。

1－2 次世代に残す自然環境の保全・創造

第1項 多様な自然環境の保全

【現状と課題】

●本市の森林面積は、41,388haで、市域の約60%を占めています。国有林を除く森林40,659haのうち、環境林が約16,280haで全体の40%、生産林が約24,379haで全体の60%となっています。

●「三重県レッドデータブック^{*}」によるとごく近い将来に絶滅の危険性が高い動植物も多く生息しています。

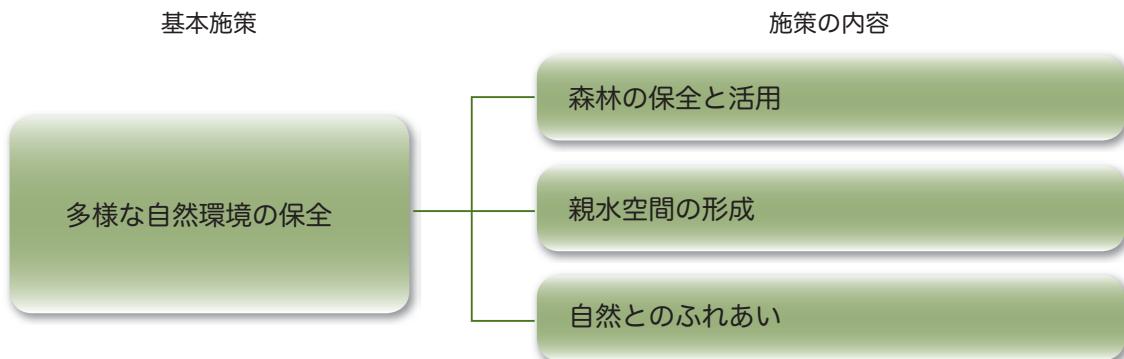
●本市には山間部から伊勢湾に注いで流れる河川や白砂青松の面影を伝える海岸、農地や丘陵地に点在するため池、豊富な水辺環境が残されており、古くからこれらの水とともに生活や

生業が営まれてきました。

●都市化の進展による水質の悪化や治水対策に向けた人工護岸の整備に伴い、生態系に影響が出たり、水辺における自然環境や親水性が減少する一方、ごみ等の不法投棄なども起こっています。

●水辺環境を守る市民の意識の高揚を図りつつ、多自然型河川^{*}や親水性の高い水辺への再生などを、安全性にも留意しながら進め、潤いのある親しみやすい水辺環境を整備していくことが課題となっています。

【施策の体系】



三重県レッドデータブック

三重県内の希少野生動植物種の保護、保全を進めるため、絶滅のおそれのある野生生物について記載したデータブックであり、県において2005年に作成されたもの。「動物編」には哺乳類、鳥類、爬虫類、両生類、魚類、昆虫類、真正クモ類、甲殻類、貝類が、「植物・キノコ編」には種子植物、シダ植物、蘚苔類、キノコ類などの計1,483種が掲載されている。

多自然型河川

水辺の多様な生態系を再生・創出するため、コンクリートなどの無機素材に替えて植物、土壤など生物素材を中心とした材料を用い、より自然に近い状態を創出し維持する工法によって整備された河川。

【施策の内容】

(1) 森林の保全と活用

①森林の保全と整備

- 長期的な展望に立った森林整備を継続的に進めるとともに、山地災害を防止するための治山施設の整備や水源地域等の森林の造成、整備を総合的に行う治山事業を推進します。
- 森林組合等林業関係者との連携を図り、森林の保全と整備のための森林環境創造事業等の事業を効率的に推進します。
- 三重県の環境森林施策と連携して、森づくり活動の推進に努めます。

②森林の環境教育等への活用

- 広大な森林を市民自らが共通の財産として保全し、将来に引き継げるよう、林業関係者、漁業関係者、環境NPO、三重大学をはじめとする多様な主体の参画のもとに、環境学習の拠点づくりなどの森林・自然アカデミー事業に取り組みます。

(2) 親水空間の形成

- 自治会、子ども会、ボランティア団体等が中心となって実施する海岸清掃活動等を支援するなど、美しい海岸の形成に向けた取組を推進します。
- 河川、海岸、海浜等に残る自然環境を保全しつつ、親水性の高い魅力ある水辺環境の創造に努めます。

- 津の海については、白砂青松などの景観保護に努めるとともに、海の家やレジャー・レクリエーション施設を活用した観光地づくりに取り組みます。

(3) 自然とのふれあい

①山と川と海のネットワーク事業

- 布引山地から伊勢湾まで、山・川・海の各地域の現状や問題点を認識し、広域的な自然環境保全のための施策を推進していくため、それぞれの地域の市民や事業者などによる交流会や学習会などの開催によるネットワークづくりに取り組みます。

- 市民が自然環境の現状を理解し、良好な自然環境の保全に向けた市民の自主的な取組をするためのきっかけづくりとして、山・川・海のそれぞれの場で体験・実践できるよう、自然を生かした市民参加イベントを開催し、市民交流を進めます。

②身近な自然に親しむための津市の自然ハンドブックを活用した自然環境保全の啓発

- 豊かな自然環境を大切にし、自然共生するまちづくりの一助となる自然ハンドブックを作成し、自然に親しみ慈しむ気持ちを育む環境教育、環境学習に取り組みます。

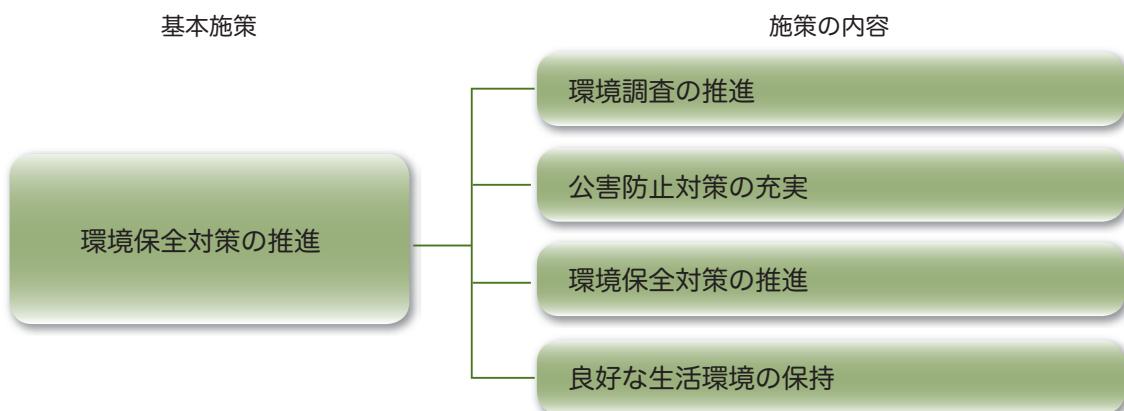
第2項 環境保全対策の推進

【現状と課題】

- 本市における公害苦情に対する件数は年間 212 件（平成 18 年度）で、そのうち、大気汚染や水質汚濁、悪臭に対する苦情が多くなっています。
- 公害苦情に対する適切な対応を図るとともに、公害を防止するため、工場・事業場の一層の監視・指導に努めることにより、良好な生活環境を保全していく必要があります。
- 本市ではこれまでに環境保全対策として、生活排水の適正な管理を促進し、河川の水質の汚濁防止や良好な生活環境の保全に努めてきました。今後も各家庭における生活排水対策等を実施していくなど、環境保全に向けた対策や取り組みを強化していく必要があります。



【施策の体系】



【施策の内容】

(1) 環境調査の推進

- ①大気・水質・騒音・振動・ダイオキシン類等の環境調査の実施
- 大気・水質・騒音・振動・ダイオキシン類等の状態を確認するため、環境調査を継続して実施します。
- ②市民の環境への理解促進
- 市民の環境への理解促進を図るため、広報津やホームページ等において環境調査結果を公表します。

(2) 公害防止対策の充実

①公害発生源対策の強化

- 騒音・振動・悪臭・大気汚染・土壤汚染・水質汚濁・地盤沈下などの公害を防止するため、県や関係機関との連携を図りながら、公害発生源への監視、指導を徹底します。

②工場、事業場との環境保全に関する協定の締結と監視・指導の実施

- 新たに設置される工場、事業場などと環境保全に関する協定を締結し、協定に基づく監視、指導及び立ち入り調査を実施し、公害の未然防止を図ります。

③公害苦情処理への対応

- 市民からの公害苦情についての相談及び公害苦情処理等に迅速、かつ的確に対応します。

(3) 環境保全対策の推進

- ①浄化槽設置の啓発と維持管理の促進
- 市民と一緒にした生活排水対策により、公共用水域の水質浄化等を図るために、浄化槽の設置を促進するとともに、適正な維持管理が行われるよう広報津やホームページ等において啓発を強化します。

②空き地等の管理

- 空き地の雑草の繁茂による生活環境の悪化や苦情を防ぐため、空き地所有者に適正な管理を行うよう刈り取り依頼等の指導・啓発を行います。

(4) 良好な生活環境の保持

①そ族昆虫^{*}の駆除

- 病害虫による感染症等を防止するため、自治会を通じて、駆除薬剤を適宜配布します。

②生活環境の美化

- 市民、事業者、市による市民清掃デーの開催を継続するとともに、環境美化に関する意識の向上のため啓発を進めます。

③適正な飼育への啓発

- 狂犬病予防注射の実施率の向上に努めるとともに、飼い主に対して適正な飼育についての啓発に努めます。

そ族昆虫

病原菌を媒介する野性のネズミ類全般のことを「そ族」といい、ハエ・カなど
の病害虫とあわせて、そ族昆虫類と表記されることが多い。

【施策の取組指標（現状と目標）】

1－2 次世代に残す自然環境の保全・創造

第III部

第2章

目標別計画

施策の取組指標

現状（平成19年度）

目標（平成24年度）

環境林整備計画樹立面積 (森林管理委託契約締結済面積)	494ha	600ha
--------------------------------	-------	-------

施策の取組指標

現状（平成19年度）

目標（平成24年度）

環境測定地点において環境基準 [*] を達成している地点の割合	平成19・20年度の調査結果を基に、目標値の設定を行う。	環境基準達成地点数 環境測定地点数
--	------------------------------	----------------------

※市内における大気、水質、騒音に関わる現状把握を平成19・20年度に行い、本計画の見直し時期にあわせて、それぞれの項目における達成率の目標値を定めることとします。



環境基準

環境基本法で規定されており、人の健康の保護及び生活環境を保全するうえで維持されることが望ましい基準。

▶第2章目標別計画▶1美しい環境と共生するまちづくり▶1-3快適な生活空間の形成

1-3 快適な生活空間の形成

第1項 市街地の整備

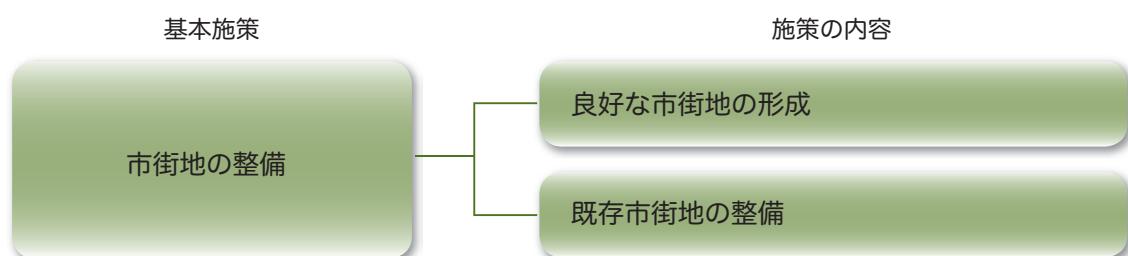
【現状と課題】

- 本市には、3つの都市計画区域が指定されているとともに、そこには区域区分の有無など土地利用規制が異なっていることから、一体の都市として見直しを進める必要があります。
- 良好な市街地を形成していくためには、無秩序な開発を防止しながら、住宅、商業、工業などの適正な配置による計画的な土地利用の推進を図るとともに、既成市街地の都市基盤整備を推進し、防災性の向上、良好な景観の形成、バリアフリー化、ユニバーサルデザインの推進等を進めるなど、質の高い市街地の形成を図る必要があります。
- 津市は、津地域及び久居地域の都心に経済活動の拠点や生活拠点が形成さ

れ、国道23号、近鉄、JRの沿線の平坦地や海岸部に市街地が広がっています。しかし、近年は郊外部での宅地開発や大規模小売店舗の立地、工業団地の開発などが進められ、市街地が拡大しています。

- 今後、人口減少社会を迎えるなか、新たな市街地の拡大については社会情勢の変化などを勘案して慎重に対応していく必要があります。
- また、既成市街地では、住宅や商業、工場などが混在した地域も少なくなく、特に密集した市街地の一部においては道路や公園等の都市基盤整備が遅れている地域もあります。

【施策の体系】





【施策の内容】

(1) 良好な市街地の形成

①津市都市マスタープランの策定

○計画的な土地利用の推進を図るとともに、良好な市街地の形成を目指すため、都市計画に関する基本的な方針である「津市都市マスタープラン」を平成21年末を目途に策定します。

②都市計画の見直し等

○良好な市街地の実現に向け、今後策定する「津市都市マスタープラン」の方針により、関係住民の意向を踏まえながら、用途地域や都市計画施設など都市計画の見直しを実施するなど、計画的な取組を進めます。

(2) 既成市街地の整備

①津駅前北部土地区画整理事業の推進

○安全で良好な生活環境を整え、市街地の整備を図るとともに、都心居住を推進するため、地元住民の合意形成を促進し、協働して事業の推進を図り、早

期の事業完了をめざします。

②市街地再開発事業等の推進

○本市の玄関口である津駅の交通利便性を活かし、土地の高度利用と都市機能の更新を図るため、津駅前北部地区市街地再開発事業等を促進し、ユニバーサルデザインを踏まえるなど、駅前にふさわしい市街地の形成を図ります。

③久居駅東側周辺地区の整備

○久居駅東側周辺地区については、本市南部の玄関口としての駅前の利便性を活かし、民間活力の導入も視野に入れつつ、賑わい性を高めるための副次的な都市機能の整備を図ります。

④密集市街地の解消

○既成市街地内の住宅密集地の一部においては、道路・公園等の都市基盤が未成熟で、居住環境の悪化や防災上の危険が高い地域も見受けられることから、地域住民の意向把握に努めながら面的整備等を検討します。

第2項 住環境の整備

【現状と課題】

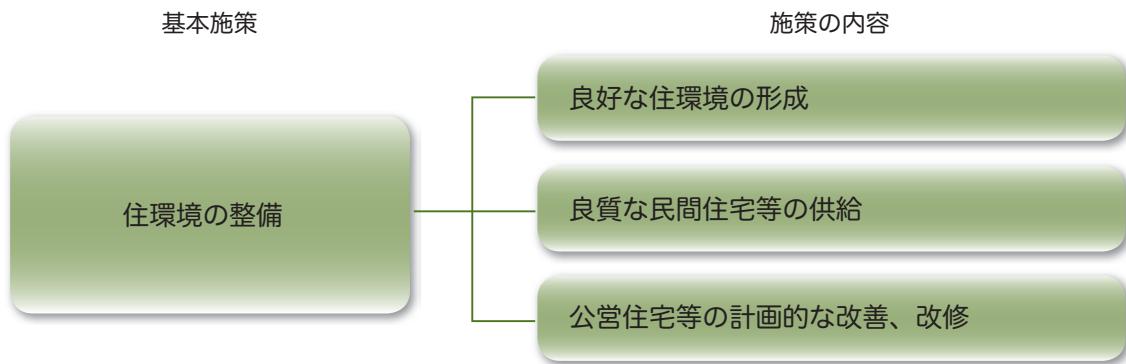
- 本市については、高速道路や国道などの道路や鉄道などの交通利便性の高い津地域や久居地域の東側に人口が集中していますが、最近はその周辺部での住宅立地が進むなど郊外化が進行しています。
- 現在、本市の住宅に住む一般世帯数は106,505世帯（平成17年）であり、平成12年に比べて5.5%増加しています。その中でも民間の借家率は20.4%（平成17年）と年々増加しており、県平均の17.8%を上回っています。特に津地域や一志地域において増加率が高くなっています。
- 一方で中山間地域においては人口減少率が著しくなっており、過疎化、少子高齢化が地域活動を維持するうえでの深刻な問題となっています。
- 今後は人口減少社会に対応した適切な市街地の形成や既存ストック^{*}を活用した環境整備を行いつつ、若者の定住

促進、高齢者向け住宅の供給など、多様な世代が安心して居住できる良好な住環境の創出が課題となっています。

- 本市は持ち家率も高く、また県都として民間賃貸住宅や公営住宅も充足されている現状等を踏まえ、市営住宅施策の展開方法等については今後の需要を勘案するなど、柔軟な対応が必要となっています。



【施策の体系】



既存ストック

自然環境や伝統文化、各種施設など、ハード、ソフトに関わらず地域に現在ある資源のこと。



【施策の内容】

(1) 良好な住環境の形成

- 市街地においては、良好な住環境の形成・維持を行っていくため、土地や建物の所有者、住民等が、建築物の形態や用途、緑化、土地利用の制限等を行う地区計画制度の導入を支援します。
- 市街地周辺における既存の集落等については、田園風景の維持継承に努めるなど、自然環境との調和を図りつつ、生活環境の整備に努めます。
- 過疎化対策を図るため、田舎暮らしを求める都市住民などへ空き家等を斡旋していくなどの受入体制の構築を図るとともに、自然環境の豊かさを実感できる居住環境の形成を図るために、中山間地域における住環境の改善に努めます。

(2) 良質な民間住宅等の供給

- 市街地再開発事業等による都市型住宅の供給や土地区画整理事業での計画的な宅地供給など、市街地整備と連動した住宅供給を促進します。

な宅地供給など、市街地整備と連動した住宅供給を促進します。

- 都心居住の推進に向けて、民間の都市型集合住宅など、都心における良質な住宅供給の促進を図ります。なお、新たな住宅地の供給については、住宅需給の動向を勘案しながら計画的な誘導調整に努めます。
- 建築物の定期パトロールの実施など、違反建築物の未然防止・早期是正に向けた指導に努めます。

(3) 公営住宅等の計画的な改善、改修

- 公営住宅等の改善・改修を計画的に行い、居住水準の向上と安全で快適な居住環境の形成を図ります。
- 既存ストックの効率的な運用のため、老朽化した公営住宅等を中心に集約化に向けた取組を図ります。
- 福祉施策と連携しながら安心・安全に暮らせる公営住宅等の提供を図ります。

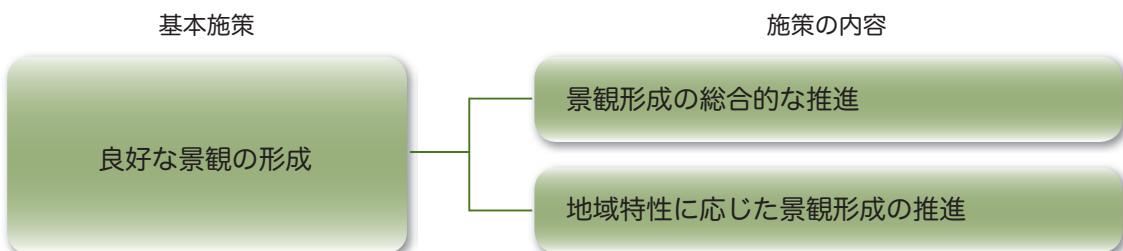
第3項 良好的な景観の形成

【現状と課題】

●本市には伊勢の海県立自然公園、室生赤目青山国定公園、赤目一志峡県立自然公園などに指定された美しい自然景観、城下町や伊勢街道、初瀬街道、伊賀街道、伊勢本街道、伊勢別街道などにおける歴史的景観、市街地におけるフェニックス通などの沿道景観など、多様な景観資源を有しています。

●景観法が平成17年6月に全面施行され、法に基づいた景観形成のための規制・誘導が可能となり、景観行政の重要性がますます高くなっています。今後は、この景観法を活用し、多様な景観資源を保全・活用しながら地域の特性に応じた魅力的で美しい生活空間を創造していく必要があります。

【施策の体系】





【施策の内容】

(1) 景観形成の総合的な推進

- 地域の特性を活かした良好な景観の形成を図るため、景観法に基づき、景観行政団体となって、前期基本計画中の景観計画の策定と景観条例の制定をめざした取組を進めます。
- 景観形成に影響を与える屋外広告物について、その表示、設置、維持等に係る指導の充実を図り、また、景観が阻害されることのないよう禁止地域等の追加を検討します。

(2) 地域特性に応じた景観形成の推進

①歴史的景観の形成

- 専修寺を中心に形成されている一身田寺内町の歴史的な町並みの環境整備に努めます。
- 国史跡多気北畠氏城館跡や津城跡などの歴史資源等を保存・活用しつつ、歴史的な景観の創出に努めます。

②都心景観の形成

- 津駅前や久居駅前等については、市街

地再開発事業等の市街地整備等にあわせ、ユニバーサルデザインを踏まえるなど、駅前にふさわしい賑わいと潤いのある景観の形成を図ります。

- 都心においては、集客と賑わいにつながる、歩いて楽しい魅力ある景観の創出を支援します。

③農村景観の形成

- 農地と集落が一体となった農村集落を維持継承するため、耕作放棄地の解消に向けた取組を進めるとともに、優良農地の保全を図ります。

④森林景観の保全・形成

- 自然公園に指定された森林の保全を図るとともに、間伐等による森林整備や広葉樹の植栽などを進めながら市民が親しめる魅力的な森林景観の形成に努めます。

⑤水辺景観の形成

- 河川、海岸、海浜等に残る自然環境を保全しつつ、親水性の高い魅力ある水辺環境の創造に努めます。

第4項 公園緑地の整備・管理及び緑化の推進

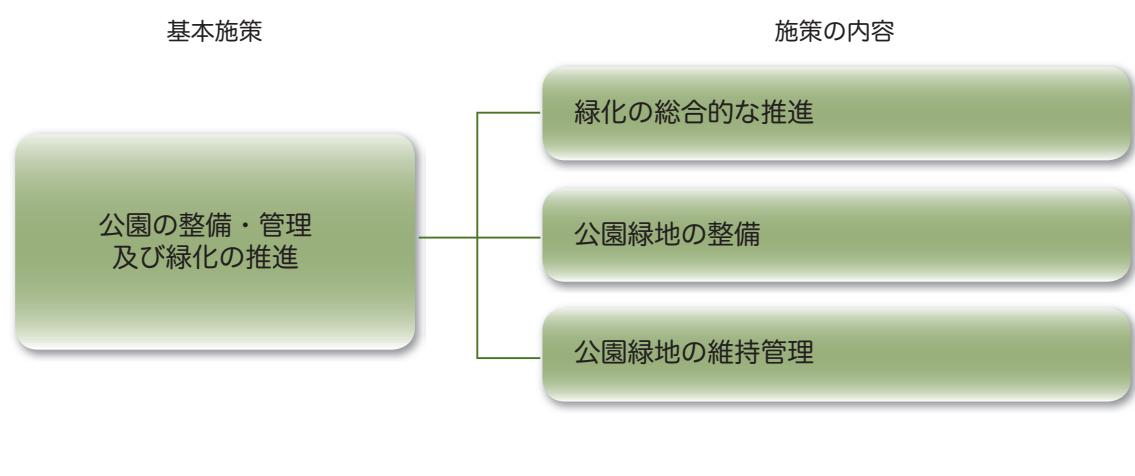
【現状と課題】

- 都市計画公園は、総合公園4ヶ所、地区公園5ヶ所、近隣公園11ヶ所、街区公園60ヶ所の計80ヶ所、約125.48haが都市計画決定されており、現在、約85.58ha（68.2%）開設されています。
- 都市計画緑地は2箇所、約37.0haが都市計画決定されており、現在、雲出川緑地の約14.0ha（37.8%）が開設されています。
- 既存の公園については、施設の老朽化や、公園を取り巻く環境の変化から、あまり利用されていない公園も少なくありません。また、防犯や遊具の安全に関する意識も高まってきていることから、子供から老人まで、安全で安心して利用できる地域のコミュニティの場所としての再整備が必要となっています。
- 未開設の都市計画公園、都市計画緑地

については地域の特性を生かしながら、レクリエーション空間の確保、都市景観の形成、環境の保全、防災機能の強化など市民のニーズにあった公園・緑地の計画的な整備を推進していく必要があります。

- 良好な都市環境の形成を図り、健康で文化的な都市生活を確保するため、都市における緑地の保全及び緑化の推進、さらには公園等の整備方針などを包括した緑の基本計画を策定する必要があります。
- 公園・緑地の維持管理については、地域の公園の積極的な利用が図られるように、自治会等への日常管理の委託を継続し、公園の管理に自主的な意識を持っていただくことで住民参加の公園管理の促進や、さらに地域に密着した、新しい管理方法の検討が課題となっています。

【施策の体系】





【施策の内容】

(1) 緑化の総合的な推進

①緑の基本計画の策定

○公園の整備や緑地の保全及び緑化の推進についての将来像、目標、基本的な方針を定めた、都市緑地法に基づく「緑の基本計画」を平成21年末を目指し、計画に基づく適正な公園の配置や緑化施策の展開により、津市の特性を生かしつつ、ユニバーサルデザインを踏まえた公園の整備、緑地の保全や緑化の推進を図ります。

②緑化推進

○道路景観の向上、防災機能の確保を図るため、道路や河川等の緑化に努めます。一方、庁舎・学校・公民館などの公共公益施設は緑化運動を先導するなど、積極的に緑化に努めます。また、住宅地・商業地・事務所・工場などの民有地においても、良好な景観の形成や防災性の向上を図るため、敷地内の緑化を促進します。
・身近な公園や植樹帯などに樹林や花を植えていく運動を、自治会・地域ボラ

ンティア団体・企業などの協力連携により拡充していきます。

○全市的に緑化の推進を図るため、花と樹木の即売会や新築・出生・結婚記念樹の配付、家庭緑化用苗木・生垣緑化用苗木の無償配布を行うなどし、市民が緑と関わる機会の拡大を図ります。

○三重県緑化推進協会の緑の募金や津市緑化基金の支援により、ボランティア団体等の緑化活動や各種講習会を開催し、緑化意識の高揚を図ります。

(2) 公園緑地の整備

①公園の整備推進

○岩田池公園、中勢グリーンパークについては、市民の憩いや自然環境の保全、レクリエーションなどの拠点として、また、町民の森公園、安濃中央総合公園などについては、総合的な公園などとして、整備の推進を図ります。

○千歳山については、歴史的な経過を踏まえ、文化的、環境的側面等を活かした市民の憩いの場となるよう検討し

つつ、市街地にまとまって緑が残された公園として、その保全と活用を図ります。

②既存公園の再整備

○地域住民などの公園利用者のニーズや利用形態の変化、施設の老朽化に対応した公園施設の整備と既存公園の再整備を進めます。

③緑地の保全・整備

○市街地に残る貴重な樹林地や水辺地などの緑地については、環境保全面、レクリエーション面、防災面、景観面などを考慮しながら重要な緑地の保全・整備に努めます。

○また、雲出緑地については、緩衝帯と

しての機能について、地域住民との協働により地区計画制度の活用などによって都市計画の見直しを進めます。

(3) 公園緑地の維持管理

○公園利用者が安全かつ快適に利用できるように、公園施設の状況や苦情・要望の把握に努めるとともに、公園施設の保守点検及び修繕の徹底を図ります。

○公園緑地の適正な維持管理を図るとともに、地域住民が公園緑地に愛着と責任を持てるように、除草・清掃・剪定などの業務を自治会等へ委託するなど、地域住民の自主的な公園管理の促進に努めます。

【施策の取組指標（現状と目標）】

1－3 快適な生活空間の形成

施策の取組指標	現状(平成19年度)	目標(平成24年度)
定期パトロールの実施回数	1回／月	3回／月
施策の取組指標	現状(平成19年度)	目標(平成24年度)
公営住宅耐震化の取組割合	230棟	380棟
施策の取組指標	現状(平成19年度)	目標(平成24年度)
人口一人当たりの都市公園面積 (都市計画区域内)	7.4m ² ／人	8.1m ² ／人
施策の取組指標	現状(平成19年度)	目標(平成24年度)
中勢グリーンパークの開園率	22.3%	44.9%

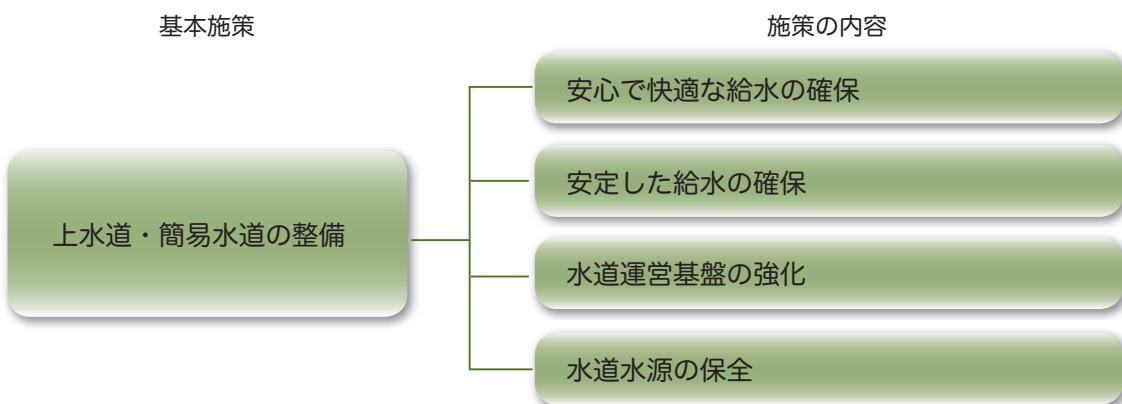
1-4 生活基盤の整備

第1項 上水道・簡易水道の整備

【現状と課題】

- 津市の上水道は、上水道1事業（津、久居、河芸、芸濃、安濃、香良洲、一志、白山の地域）と19簡易水道事業（美里、美杉、白山の一部の地域）の計20事業で実施しています。
- 上水道はほぼ全域で給水を行っています。また、簡易水道については集落・水源単位で整備を進めていますが水道未普及地域も残っています。
- 水道水の安定した給水のためには、自己水源の水量確保と施設・老朽管の更新並びに災害時や事故発生時の対策が重要になっています。
- 持続する水道を基本理念に、安心・安全・持続・環境の4つの視点から策定した「津市水道事業基本計画」に基づき、津市全域の安定給水の確保に努める必要があります。

【施策の体系】



【施策の内容】

- (1) 安心で快適な給水の確保
 - ①総合的な給水体制の充実
 - 「津市水道事業基本計画」に基づいて、安心できる安定的な給水体制を充実します。
 - ②水質管理の強化
 - 水道水源から給水栓までの水質管理体制を確立し、安全な水道水を確保します。

③水質監視の強化

- 老朽管の布設替や浄水場の運転管理を強化して、おいしい快適な水を給水するため、水質監視を強化します。

(2) 安定した給水の確保

①安定した水道水源の確保

- 限られた水道水源を有効に活用するとともに、効率的な水運用を行い、基盤施設の拡充・更新や地震などの災害に強い施設の確立を推進します。

②効率的で災害に強い水道の確立

- 水運用や施設管理の合理化・効率化、情報管理の一元化などの運用面の充実を図り、地震や湯水などの災害にも対応できる、水運用ネットワークを構築します。

- 想定される、東海、東南海・南海地震などに備え、災害に強い水道の構築に向け、水道施設の耐震化、被災直後の応急給水や応急復旧を含め、災害対策を強化します。

③施設の拡充・更新

- 基盤施設である取水、導水、浄水、送水、配水施設の強化と適正配置や整備とともに、浄水場更新などにおいて最新技術の導入も視野に入れた整備を進めます。

- 水道管の管理の強化、老朽管布設替などにより、着実に漏水対策を進めます。

- 簡易水道の上水道への統合や水道未普及地域の解消に努めます。

(3) 水道運営基盤の強化

①水道経営の健全化

- 水道事業について市民に啓発を行うとともに、水道経営の強化を図るため、コストの削減や事務の効率化等を進めます。

②給水サービスの向上

- 窓口サービスを充実し、ライフスタイルの変化に合わせた水道料金の納付方法等、利便性を図るとともに、サービスの推進・向上に努めます。

(4) 水道水源の保全

①水道水源保全とかん養林の保護・育成

- 住民共有の財産である美しい森や限りある水資源などの自然環境を守ることは、水道にとって重要であり、水道水源かん養林の保護、育成及び啓発を推進するとともに、「津市水道水源保護条例」に基づき、水質の汚濁の防止に努めます。

②資源の有効利用

- 再生資機材の利用や建設発生土の他利用などを継続して推進していくとともに、浄水場における排水汚泥の再利用化についても調査・研究をして行きます。

第2項 生活排水対策の推進

【現状と課題】

- 津市の下水道、農業集落排水施設、浄化槽等による生活排水処理施設の整備率は73.3%で、そのうち下水道普及率は38.6%となっており、全国的に見て低い水準です（平成18年度末）。下水道の整備は、旧市町村の下水道計画に基づき事業認可区域内の整備を推進していますが、今後とも事業の効率的な推進と事業費の確保が課題です。
- 中勢沿岸流域下水道については、幹線及び処理場整備の促進を図るとともに、志登茂川処理区の処理場の早期整備が課題です。
- 下水道施設は、処理場、排水機場、管渠などの施設があり、保守点検や更新改修などの効率的な維持管理を進めることが課題です。
- 下水道の供用開始地区の未接続世帯を解消し、水洗化を促進するために、低所得世帯を対象とした支援措置と下水道のPRが必要となっています。
- 環境保全対策として、生活排水の適正な管理を促進し、河川の水質の汚濁防止や公衆衛生の向上に努めてきました。今後とも生活排水対策等の啓発活動を実施していくなど、公共用水域の水質保全に向けた取組が必要となっています。
- 早期に下水道整備が見込まれない地域における浄化槽の設置促進や農村地域における農業集落排水事業の推進等により生活排水対策を図る必要があります。



【施策の体系】





【施策の内容】

(1) 生活排水対策の総合的な推進

①公共下水道の整備推進

○公共用水域の水質保全や自然環境の保全を図るため、「生活排水処理施設整備計画」に基づき、効率的な下水道事業を推進します。

②流域下水道の整備促進

○中勢沿岸流域下水道の志登茂川処理区、雲出川左岸処理区、松阪処理区における幹線及び処理場整備を進めるとともに、志登茂川処理区の早期供用開始に向けて促進します。

③下水道の普及促進

○下水道の整備効果が十分発揮できるよう、また、水洗化を高めるため、下水道について、供用開始地区及び整備予定地区へのPR活動を積極的に行います。

○水洗化を促進するため、水洗便所改造の資金融資あっせん、補助金などの制度を引き続き行ない、低所得者等の水洗便所改造に要する費用の支

援策の充実を図ります。

④農業集落排水の供用率の向上

○公共用水域の水質保全に寄与するため、啓発活動により農業集落排水の供用率の向上を図ります。

⑤浄化槽設置の啓発と促進

○公共用水域の水質保全等を図るため、啓発を行い浄化槽の設置を促進します。

(2) 下水機能の維持管理

①既存下水道施設の適正管理

○下水道施設の適正な維持管理に努めるとともに、処理場、管渠等の施設の耐震対策を進め、下水道機能の向上に努めます。

②農業集落排水施設の維持管理

○農業集落排水施設の適正な維持管理に努め、農村地域における生活排水対策を図ります。

③浄化槽の維持管理の促進

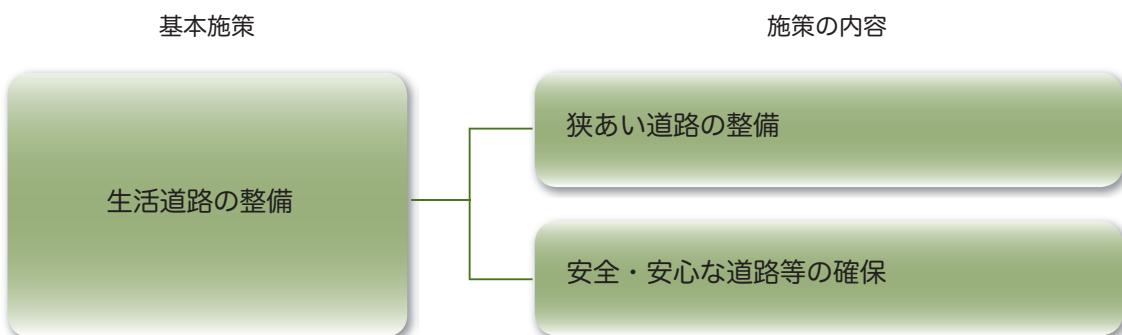
○浄化槽の適正な維持管理が行われるよう啓発を行い、市民と一緒に生活排水対策を進めます。

第3項 生活道路の整備

【現状と課題】

- 基盤整備が行なわれていない市街地や、古くからの農業集落地域においては、生活道路が狭く、自動車や人の通行に支障がみられます。
- これらの生活道路については、交通事故などの危険性が高いうえに、高齢者や障害者の歩行に支障のある道路構造のままになっている道路が少なくありません。高齢社会を見据えて安全・快適に歩行することができる道路の整備が必要となっています。
- 災害時において避難経路や緊急車両の通行などに支障とならないよう、最低限の機能を確実に確保することが課題となっています。

【施策の体系】



【施策の内容】

(1) 狹あい道路の整備

- 身近な生活空間において、日常の移動を円滑にし、便利で快適な日常生活が可能となるように、通行に支障のある狭あい道路の拡幅・整備を進めます。
- 幅員4m未満の狭あい道路の解消を図るため、道路後退用地の確保や門扉等の撤去、舗装などの事業を推進します。

(2) 安全・安心な道路等の確保

- 全ての道路利用者にとって、安全で安心な道路とするため、交通事故の防止や安全な通学路の確保に向けた交差点改良や交通安全施設、歩道等の整備を進めるとともに、バリアフリー化、ユニバーサルデザインを取り入れた移動しやすい道路環境の整備、ゆとり

と潤いのある歩行者・自転車空間の確保の整備などを図ります。

- 緊急車両の進入ができるように道路幅員の確保を図るとともに、災害時に避難路として利用できるように道路の防災機能の充実や行き止まり道路の解消を図ります。
- 定期的な橋りょうの点検により、老朽化度の把握や損傷の早期発見に努め、定期的な維持管理を実施するとともに、計画的な耐震補強の推進を図ります。
- 安全で快適な生活環境を保全するため、地元関係者と協議しながら、道路等の維持保全等の改修を緊急性の高い箇所より順次進めます。



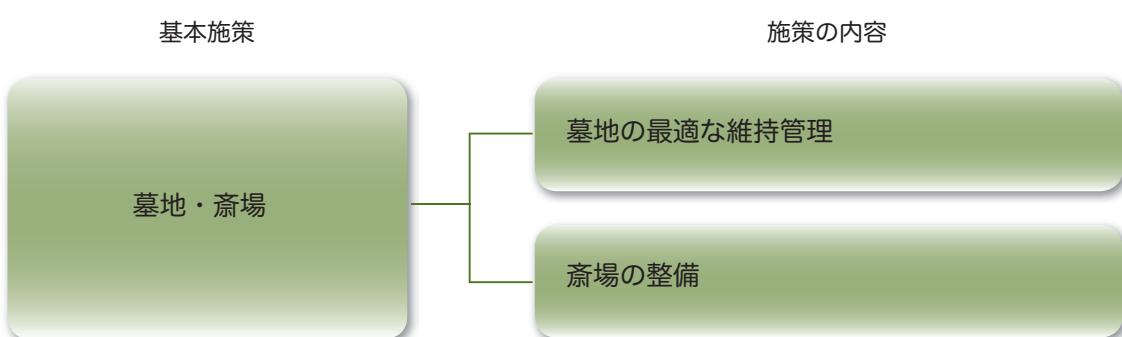
第4項 墓地・斎場

【現状と課題】

●市内には市営墓園がありますが、今後は、未使用の市営墓所の募集と合わせて、市内全体の墓園需要等の把握と、需要に応じた民間墓地の整備を促進していく必要があります。

●斎場や火葬場は老朽化が進んでおり、計画的な修理を図るとともに、民間葬儀場との役割分担を図りながら、葬儀から火葬まで行うことができる新斎場の整備検討が必要となります。

【施策の体系】



【施策の内容】

(1)墓地の適切な維持管理

- 市営墓園の未使用墓所の募集を行うとともに、墓園内の適正な運営及び維持管理に努めます。
- 市名義の墓地用地や市営墓園の維持管理を行います。

(2)斎場の整備

- 斎場や火葬場の計画的な修理を行いながら、利便性の高い新たな斎場の整備に向け、具体化に取り組みます。

【施策の取組指標（現状と目標）】

1-4 生活基盤の整備

施策の取組指標	現状(平成19年度)	目標(平成24年度)
管路の耐震化率	8.5%	14.0%

施策の取組指標	現状(平成19年度)	目標(平成23年度)
浄水施設の整備（紫外線設備など）	89.0%	100%

施策の取組指標	現状(平成19年度)	目標(平成24年度)
老朽管の更新率	1.3%	17.9%
簡易水道の普及率	67.1%	80.0%

施策の取組指標	現状(平成18年度)	目標(平成24年度)
下水道普及率	38.6%	44.0%

施策の取組指標	現状(平成18年度)	目標(平成24年度)
下水道整備面積	2,700ha	3,300ha

施策の取組指標	現状(平成18年度)	目標(平成24年度)
水洗化人口	90,888人	103,800人

施策の取組指標	現状(平成18年度)	目標(平成24年度)
市道改良率	43.1%	45.0%
市道舗装率	65.2%	68.0%

2

安全で安心して暮らせるまちづくり

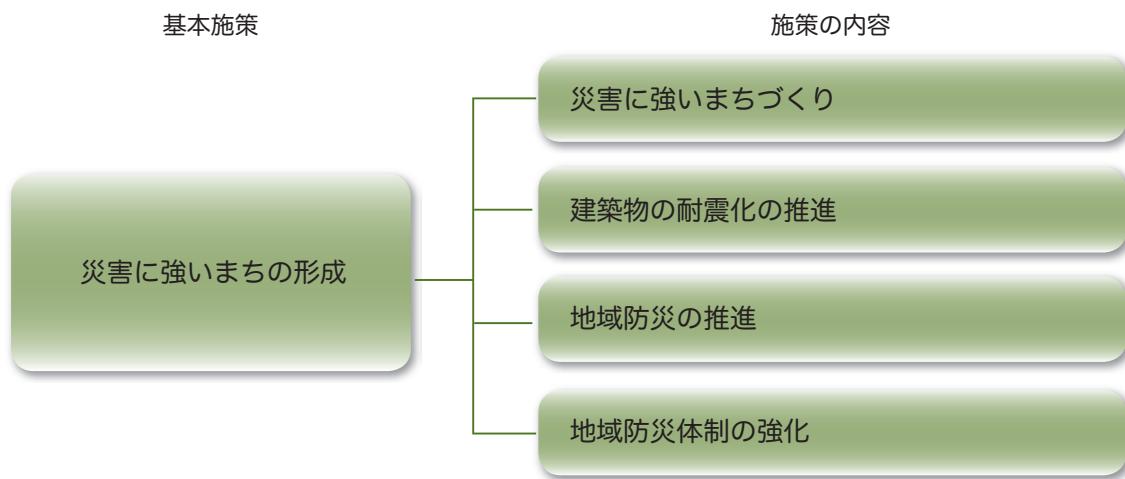
2-1 安全なまちづくりの推進

第1項 災害に強いまちの形成

【現状と課題】

- 平成19年4月15日に発生した三重県中部を震源とした地震においては、津市でも強い揺れを観測しました。また、三重県が策定した「東海、東南海・南海地震による被害想定」では、津市で建物被害が3万棟以上に達すると予測されるなど、地震等の防災対策について市民の不安や関心が高まっています。
- 地震等の災害の発生は避けることはできませんが、災害による被害を最小限にとどめることは可能です。このため、延焼遮断空間の確保、住宅や市有施設等の建物の耐震化及び津波や液状化等被害が発生しやすい地域における災害対策に取り組む必要があります。
- 避難対策として、避難誘導標識等の整備や避難所の耐震化、想定される避難者数に見合った避難施設の整備、或いは災害用の食料や生活物資の備蓄の充実等を更に進める必要があります。
- 広大な山間地域を抱え、豪雨時などの土砂災害の危険箇所が多いいため、土砂災害に関する情報の収集、伝達等が可能となる通報システムの整備が重要となっています。
- 一般通信網の途絶や道路寸断による孤立地区の発生など、大規模災害に備え、全市域を伝搬できる移動系防災行政無線や避難勧告等の情報伝達手段として有効な同報系防災行政無線等、地域の状況に応じた情報通信システムを整備する必要があります。
- 大規模な地震や水害による被害を軽減するには、市民一人ひとりが日ごろから防災意識を高めることが大切です。このため、自主防災組織等による市民参加型の防災訓練や防災学習会等の開催を促進し、防災知識及び技術の豊富な人材の育成や自主防災組織体制の充実を今後も促進していく必要があります。

【施策の体系】



【施策の内容】

(1) 災害に強いまちづくり

①災害に強いまちの形成

- 密集市街地の解消や建築物の耐震化、生活基盤道路の整備や橋りょうの耐震補強など災害に強い市街地形成を促すとともに、上・下水道施設や河川及び海岸における堤防の耐震化、さらには防災拠点機能の検討を行うなど、地震などに対する防災対策を充実します。
- 水害等に強いまちづくりを進めるために、排水路や排水機場の整備など、水害対策を図ります。
- 県、警察、医療機関、民間企業等と連携して災害対策や情報発信の体制を強化します。
- 消防体制を充実するとともに、地域の実情に即した防災体制の強化や、市民の啓発・訓練を進めて地域防災力を強化します。

○被災者の救護や生活物資の輸送などの災害時をはじめ、緊急時に利活用する交通体系として津市伊勢湾ヘリポートの利活用を図ります。

(2) 建築物の耐震化の推進

①津市耐震改修促進計画に基づく耐震化の推進

○地震災害に起因する住宅・建築物の被害を軽減し、市民のみなさんの生命や財産を守るために策定した「津市耐震改修促進計画」に基づき、耐震強度が不足している住宅、大規模な集客施設や公共施設等の耐震化を推進します。

②公共施設の耐震化の推進

○多くの利用者が集まる公共施設や学校の耐震化を進め、利用者や児童の安全の確保に努めます。

③耐震化への啓発と支援制度の充実

○地震に強い家づくりに対する意識の啓

発に努め、木造住宅耐震診断の実施を促進し、木造住宅の耐震補強や家具等の転倒防止のための支援制度の充実と制度の利用促進を図ります。

(3) 地域防災の推進

①地域防災計画の推進

- 「地域防災計画」に基づき、地域の実情に応じた的確かつ計画的な防災対策を推進します。

②避難対策の強化

- 避難所等の耐震診断・耐震補強を促進し、安全な避難場所の確保を図ります。
- 避難所までの避難看板・誘導標識等を有効に設置し、明確で安全な避難経路の整備を図ります。

③災害に備える体制の確立

- 災害時等における情報伝達手段を確保するため、「津市地域防災情報通信システム整備計画」に基づき、各地域の状況に即した地域防災情報通信システムを平成24年度を目指して整備を進めます。
- 地震災害時の津波浸水被害や土砂災害など、各地域における災害特性や避難施設の充足率等を考慮した避難施設の配置をはじめ、情報収集機能等の整備・充実や被害想定に応じた災害備蓄の充実を推進し、地域の防災体制の強化を図ります。
- 土砂災害の危険情報を行政と市民が共有し、被害を最小限に抑えるために、



国、県と協力し、土砂災害情報相互通报システムを整備します。

④相互協力体制の充実

- 他の自治体や民間団体・企業との災害時相互応援協定を締結して、広域的な防災体制や官民が連携した相互協力体制を充実します。

(4) 地域防災体制の強化

①防災教育・防災訓練への支援

- 地域住民の参加意識を高め、地域防災力の向上を図るため、引き続き市民との協働により津市民防災大学を開講するとともに、地域で開催される防災学習会や防災訓練を支援します。

②自主防災組織への支援

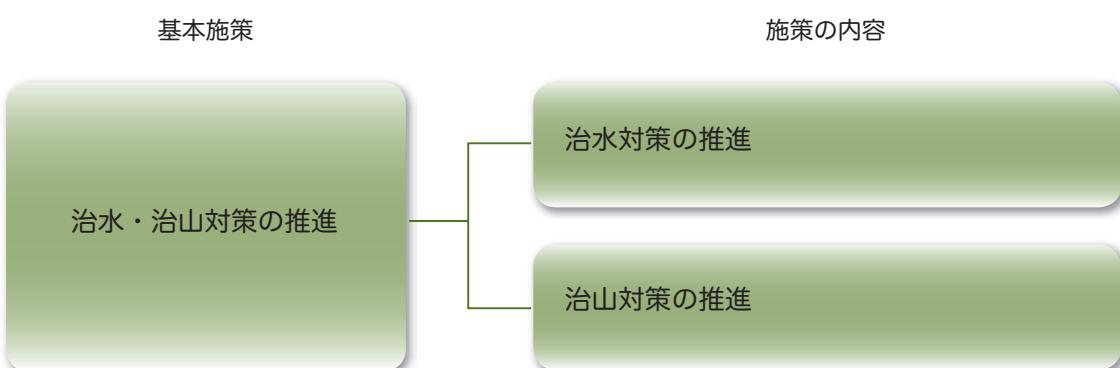
- 自主防災組織による防災活動を促進するとともに、自主防災組織における資機材の整備充実と維持管理を図るために、支援制度の充実に努めます。

第2項 治水・治山対策の推進

【現状と課題】

- 津市内における一級河川は雲出川をはじめ 33 河川、二級河川は安濃川をはじめ 20 河川あります。また、市が管理する準用河川として五六川をはじめ 124 河川があります。
- 大型台風や集中豪雨に伴う浸水被害に対して、地域住民の安全・安心な生活環境を確保するため、治水事業の整備の促進が必要です。
- 準用河川や調整池の施設整備、しゅんせつ、除草等の維持管理については、団地開発に伴う調整池の増加などに対応し、効率的に進める必要があります。
- 国、県で事業が進められている雲出川水系（雲出川・雲出古川・波瀬川）、相川水系（相川・天神川）、安濃川水系（安濃川・岩田川・三泗川）、志登茂川水系（志登茂川・横川）の河川改修事業の円滑な進捗には、事業費の確保が課題となっています。
- 土砂災害のおそれのある箇所における対策は、県において急傾斜地崩壊対策事業、治山事業、砂防事業（土砂流出防止対策）、地すべり対策事業が実施されていますが、今後とも関係機関と連携して整備を促進する必要があります。

【施策の体系】



【施策の内容】

(1) 治水対策の総合的な推進

①河川の改修の推進

○雲出川水系（雲出川・雲出古川・波瀬川）、相川水系（相川・天神川）、安濃川水系（安濃川・岩田川・三泗川）、志登茂川水系（志登茂川・横川）の河川改修事業の促進に努めます。

○準用河川五六川改修の早期の完成を目指します。

②河川の維持管理の推進

○国・県の関係機関と連携して、一級河川と二級河川の維持管理の充実を図ります。

○準用河川・調整池の施設整備としゅんせつ、除草、修繕等の維持管理を効率的に推進します。

③海岸堤防の整備

○高潮対策や地震、津波対策のために、海岸堤防の整備を促進します。

④雨水排水対策の推進

○浸水被害の軽減及び防除のため、雨水排水施設の整備を図るとともに、排水機場等の整備、改修と適切な維持管理を進め排水能力の向上に努めます。

(2) 治山対策の促進

○土砂災害等を防止するため、県と連携して急傾斜地崩壊防止対策、土砂流出防止対策、地すべり防止対策を進め、効果的な事業の促進に努めます。

○山地災害防止機能等森林の持つ公益的機能の保全のため、長期的な展望に立った森林整備を継続的に進めるとともに、森林を保全するための治山事業を促進します。

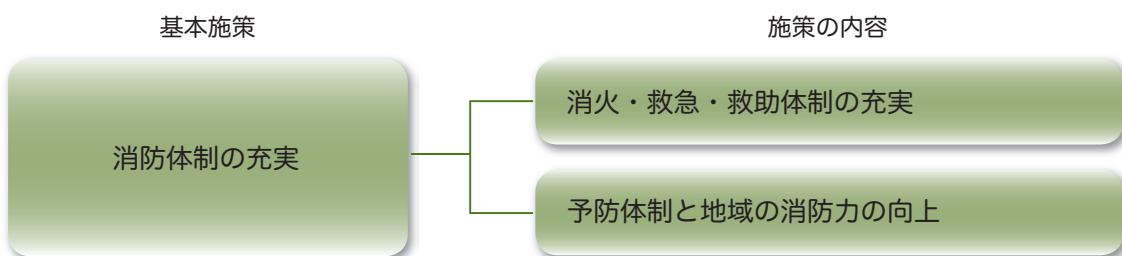


第3項 消防体制の充実

【現状と課題】

- 津市における火災発生件数は年間154件（平成18年）であり、平成14年からの減少傾向が増加に転じるとともに、その原因では放火やその疑いが目立ち、今後も予防と消防力の強化が必要です。
- 消防組織法の一部改正により、県は消防の広域再編を進める方針であり、その動向に対応していく必要があります。また、消防体制を強化するためには、消防庁舎をはじめ現場活動人員、消防車両、消防資機材及び消防水利等消防力の適正な配置が課題となっています。
- 重度傷病者の救命率の向上のためには、救急救命士の養成や高規格救急車の充実を図る必要があり、また市域に海から山地までを有することによる災害の多様化に対応し、救助体制を充実することが課題となります。
- 地域の防火体制を強化するためには、防火思想を市民に浸透させることが必要であり、今後効果的な啓発活動を工夫することが課題となります。また、地域防火の要である消防団については、団員は定員割れしているのが現状であり、今後消防団のあり方について、検討する必要があります。

【施策の体系】



【施策の内容】

(1) 消火・救急・救助体制の充実

①消火体制の充実

- 広大となった管内において効率的、かつ、最大限の消防力が発揮できるように、消防車両、消防資機材及び消防水利等消防力の更新及び適正配置について、「津市消防本部消防力整備計画」に基づき推進します。
- また、消防の広域化に向けた県の動向に対応しつつ、現場職員の確保等消防体制の充実を図ります。

②救急・救助体制の充実

- 全市域に高度救命処置が行える体制を構築するため、高規格救急車の導入、救急救命士の確保等により救急救命体制の強化を図ります。
- 救急救命士の養成には、救急救命士養成所での研修とその後の実習等に時間と費用を要するため、民間の養成学校卒業者の採用等を含めて要員の確保に努めます。
- 多様化・高度化する災害に対応できるよう、特別救助隊の充実や潜水活動ができる救助資機材等の整備に努めます。
- ③通信指令システムの充実
- 三重県消防救急無線デジタル広域化整備計画策定協議会に参画して、通信事務の広域化・共同化及び消防指令業務の共同運用について検討します。
- 消防本部における消防救急無線のデジタル化を早期に進めるとともに、通信指令システムの更新を検討します。

(2) 予防体制と地域の消防力の向上

①火災予防体制の確立

- 防火思想の普及啓発のために広くメディアを活用した継続的な広報活動を行うとともに、住宅用火災警報器の設置促進についてもPRを進めます。
- 防火協会等の活動団体の一元化などを進めて、市民の防火意識の向上と活動の推進に努めます。
- 消防法令違反事業所等については、強く行政指導を行い違反是正の徹底を行うとともに、防火管理の徹底、避難・安全管理の強化を図ります。

②消防団の充実

- 消防団員の確保のために、多様な広報媒体を活用し入団促進を図るとともに、女性消防団員の増員、消防団OBによる高齢者分団等の設置の検討、消防団活動に協力・支援した事業所等に対する表彰を進めます。
- 消防団等を充実強化するため、訓練の充実や消防学校への研修派遣等により団員の資質の向上を図ります。
- ③地域の実践的な消防防災力の向上
- 市民への防災指導については、消防職員と消防団員とが協力して訓練指導に当たっている現行の体制に加え、消防防災指導センターを設置し、きめ細かい指導体制により、地域の実践的な消防防災力の向上をめざします。

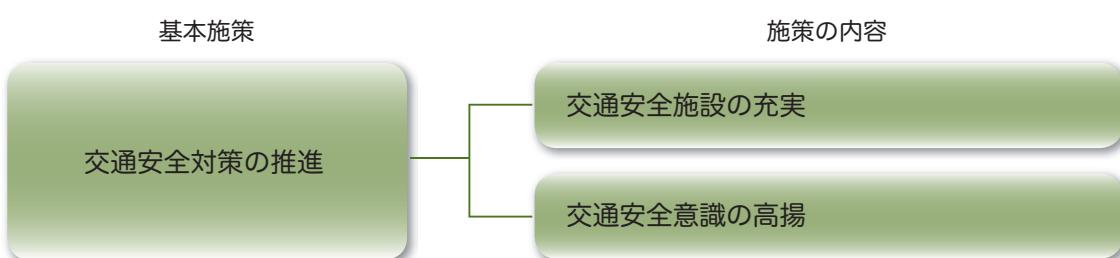
第4項 交通安全対策の推進

【現状と課題】

- 津市の交通事故発生件数は、平成17年には2,148件に上り、平成8年の1,655件と比べると、10年間で500件近く増加しています。
- 交通量の増加や道路整備により、交通安全施設の整備が必要な箇所が増加しており、交通事故発生箇所や通学路など、重点的、効果的な整備を進める必要があります。
- 高齢者や障がい者の増加に対応し、誰もが安全に通行することができるようするために、横断歩道の新設などに併せ、歩道の切下げなど交通バリアフリー化を推進する必要があります。
- 放置自転車対策として、放置禁止区域の指定や公共自転車等駐車場を整備しています。
- 市民の交通安全意識の高揚を図るため、四季の運動や街頭啓発活動など交通安全運動を展開しています。
- 市民・児童等の交通安全に関する学習機会の拡充のため、阿漕浦交通遊園の利用を促進するとともに、交通遊具の貸出等を実施しているが、施設・遊具の老朽化が進んでいます。
- 自治会や学校からの交通規制要望に対し、積極的に公安委員会や道路管理者に協力を求めるなど支援を行っています。
- 市内の小学校の父母で構成する津市交通安全父母の会連絡協議会と連携し、交通安全ポスター展や登校時における通学路での児童への交通安全指導などを実施しています。



【施策の体系】



交通バリアフリー
公共交通機関や駅などの旅客施設を中心とする歩行空間のバリアフリー化を進め、移動等の円滑化を図ること。



【施策の内容】

(1) 交通安全施設の充実

①交通安全施設の整備

- 公安委員会、教育委員会、地元等と連携して、交通安全施設の更新や整備を推進します。

②放置自転車対策の推進

- 自転車放置禁止区域を拡大するなどの見直しを図るとともに、その周知に努めます。

- 公共自転車等駐車場の良好な環境確保と機能維持のため、引き続き放置自転車等の撤去に努めるとともに、街頭での啓発活動を通じ、利用者のモラルの向上をめざします。

- 自転車等の放置や盗難、いたずらを防止するため、鉄道事業者や学校関係者の協力を得ながら、主要駅周辺における公共自転車等駐車場の整備を含めた管理・運営方法の見直しを図ります。

(2) 交通安全意識の高揚

①交通安全計画の策定

- 「津市交通安全計画（仮称）」を策定のもと、交通事故のない安全で安心な社会の実現に向けた取組を進めます。

②交通安全運動の強化

- 関係機関と協力し、街頭啓発活動などの事業を実施し、交通安全意識の高揚を図っていきます。

- 交通遊園施設の改修を進めて、魅力ある交通安全教育の場として充実します。

③交通安全教育の充実

- 各総合支所単位で運営している交通安全父母の会連絡協議会を統合して、市で一体となった交通安全のための活動を強化します。

- 津市交通教育プロバイダー（平成19年6月設立）により、市内幼稚園、保育所、小・中学校や高齢者福祉施設において、交通安全教室を開催し、交通弱者の交通安全意識の高揚を図ります。

第5項 防犯対策の推進

【現状と課題】

- 津市における刑法犯認知件数は、平成8年の2,644件から平成14年には9,055件に増加しましたが、平成18年は4,459件となり減少傾向となっています。
- 津市防犯協会などと連携し、広報啓発活動や防犯灯設置補助事業など、各種防犯活動を実施していますが、安全なまちづくりのためには、警察や行政の力だけではなく、地域住民の力が重要になります。市内においても市民が主体となってパトロール活動を行う事例がみられるようになっており、こうした市民の主体的な活動を促進する必要があります。
- 市民一人ひとりが防犯意識を高めることが重要になっています。現在、市民及び暴力追放に取り組む各種団体、関係機関との連携により、暴力と犯罪が起これにくい明るい地域社会の実現に向けた啓発活動を実施していますが、防犯教室の開催などさらに防犯意識を高める取り組みを充実する必要があります。
- 市民が犯罪に遭わない安全で安心な生活が送れるよう、市としての安全・安心なまちづくりについての方針と具体的な取り組みを明確にする必要があります。

【施策の体系】





【施策の内容】

(1) 防犯対策事業の推進

- 「津市安全・安心なまちづくり条例（仮称）」の制定、同「まちづくり基本計画（仮称）」の策定のもと、市民が犯罪に遭わないで暮らすことができるよう、防犯対策事業を推進します。

①防犯対策の強化

- 津市防犯協会と連携し、自治会の防犯灯の設置に対する支援や防犯対策へ

の協力・支援、市民に対する啓発活動等を開展します。

②暴力追放の推進

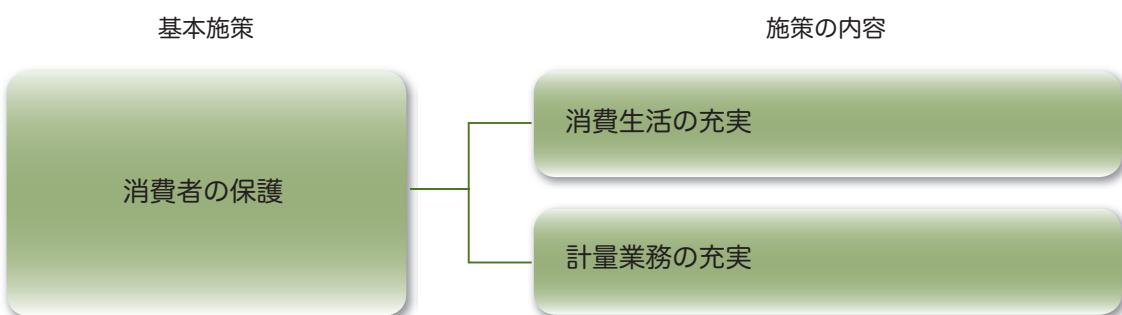
- 市民や各種団体、関係機関等との連携を強化するとともに、暴力追放津市民会議とともに市民への啓発活動をより充実させるなど、暴力追放に向けた組織を推進します。

第6項 消費者の保護

【現状と課題】

- 近年、多様な手口の悪質商法が横行しており、市民の相談も今後ますます増加していくことが予想されます。
- 最近の傾向としては、架空請求詐欺や、悪質商法等による犯罪手口は複雑・多様化するとともに、深刻な多重債務など消費者が自ら解決することが困難な事例が多数報告されています。また、最近、食品の偽装表示や輸入野菜の残留農薬問題など「食の安全」に関わる事件が続き、食品に対する消費者の不安が高まっています。
- 被害者の年齢層は、高齢者の割合が依然として高い傾向にありますが、20代～30代のサラリーマン等を含む若年層の被害の割合も増えてきています。
- 消費者が安心して生活できるよう、平成19年1月に津市消費生活センターを開設し、消費者からの相談体制を整備しましたが、複雑多様化するトラブルに対応するために、相談体制の一層の充実が必要となっています。
- 消費者が被害に遭わないように消費者自身の意識を高めるために、消費者への効果的な啓発のあり方について検討していく必要があります。

【施策の体系】



【施策の内容】

(1) 消費生活の充実

- 「津市安全・安心なまちづくり条例（仮称）」の制定、同「まちづくり基本計画（仮称）」の策定のもと、消費者が被害に遭わないで暮らすことができる社会の実現に向けた取組を進めます。
- 消費生活相談については、契約に関するトラブル、架空請求詐欺、悪質商法等に対応するとともに、食の安全に関しては、国、三重県への情報提供に努め、連携を図ります。
- 無料弁護士相談等を実施するなど相談体制を充実するとともに、広報や

ホームページを活用し、消費者が詐欺等の犯罪被害に遭わないように啓発に努めるほか、消費生活センターにおいては、全国の最新相談事例を検索することができるパイオネット（全国消費生活情報ネットワークシステム）を活用し、より的確な対応ができるように努めます。

(2) 計量業務の充実

- 適正な販売を行うことについて、事業者に啓発するとともに、商品量目立入検査や特定計量器の定期検査を実施し、適正な検査業務を進めます。

【施策の取組指標（現状と目標）】

2-1 安全なまちづくりの推進

施策の取組指標	現状（平成19年度）	目標（平成24年度）
住宅の耐震化率	73.3%	84.4%
施策の取組指標	現状（平成19年度）	目標（平成24年度）
市有建築物の耐震化率	80.0%	92.5%
施策の取組指標	現状（平成19年度）	目標（平成24年度）
ポンプ設置台数	107台	112台
施策の取組指標	現状（平成19年度）	目標（平成23年度）
五六川改修工事（第三期事業）	15.0%	100%
施策の取組指標	現状（平成19年度）	目標（平成24年度）
急傾斜地崩壊防止対策の箇所 (急傾斜地崩壊危険区域の指定)	104箇所	109箇所
施策の取組指標	現状（平成19年度）	目標（平成24年度）
レスポンスタイムの短縮 (救急隊に係る119番の受付から現場到着)	8分09秒	7分30秒
施策の取組指標	現状（平成19年度）	目標（平成24年度）
救急救命士の資格取得者数	36人	54人
施策の取組指標	現状（平成18年度）	目標（平成24年度）
交通事故死傷者数	2,749人	2,400人以下
施策の取組指標	現状（平成19年度）	目標（平成24年度）
交通安全教室開催数	70回	150回
施策の取組指標	現状（平成17年度）	目標（平成24年度）
犯罪対策の推進に関する満足度	17.6%	21.0%
施策の取組指標	現状（平成17年度）	目標（平成24年度）
消費者の保護の推進に関する満足度	12.1%	21.0%

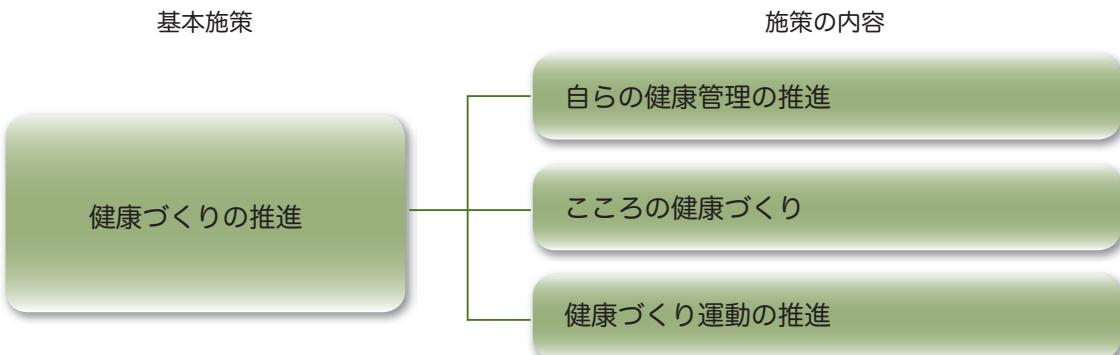
2-2 健康づくりの推進と地域医療体制の充実

第1項 健康づくりの推進

【現状と課題】

- 近年、喫煙習慣や食生活の変化、運動不足など日常生活活動に起因する生活習慣病や、社会経済の著しい変化に伴うストレスと環境への不適応などによる心の病気が増加しています。
 - 市民一人ひとりが、「自分の健康は自分でつくる」という意識を若年期から持ち、働き、楽しみ、社会に貢献するなど、さまざまな活動の基礎となる健康づくりを推進していくことが課題となっています。
 - 各種健康教室の開催とともに、ヘルスボランティア（母子保健推進員、健康づくり推進員、食生活改善推進員）が
- 中心となった市民への意識啓発や健康づくりを進めており、継続的な活動の推進が期待されています。
- 健診事業と健康教室の充実とともに、ヘルスボランティアの育成や継続的な研修を開催するなど、地域における健康づくりの推進体制の強化が課題となります。
 - 生涯を通じた健康づくりを推進するために、市民一人ひとりが健康的な生活習慣を確立することが重要で、そのための環境づくりを推進することが課題となっています。

【施策の体系】



生活習慣病

心臓病・高血圧症・糖尿病・癌・高脂血症など、不適切な食事、運動不足、喫煙、飲酒などの生活習慣に起因すると考えられる病気。

【施策の内容】

(1) 自らの健康管理の推進

①各種健診事業の推進

- 健康診査、胃がん・肺がん・大腸がん・子宮がん・乳がん等のがん検診の受診率を向上させるために、PRの充実や受診機会の拡大に努めます。

②健康教育・健康相談・保健指導の充実

- 一人ひとりが健康的な生活習慣を身につけ、生活習慣病予防のための健康管理ができるよう、各種健康教室、健康相談、保健指導体制の充実を図ります。
- 一人ひとりの健康意識を高めるために、各種メディアや機会を活用して、健康づくりに関する情報提供を充実し意識啓発を推進します。
- より多くの人が健康づくりに取り組めるよう、健康づくり団体などの地域単位での取組を支援します。

③母子保健事業の推進

- 次代を担う子どもたちの心身の健全な発達を促すために、妊婦健診、乳幼児健診及び健康相談、訪問指導に努めます。
- 乳幼児健診や相談事業から療育が必要な子どもを早期に発見し、適切な療育につなげます。

(2) こころの健康づくり

①こころの健康づくりの啓発

- 市民一人ひとりが友達や家族・地域の人と良い関係を保ち、自分のための時間を持つとともに、自分なりのストレ

ス解消法を見つけていけるように啓発を進めます。

- こころを知る教室など健康教室への参加を通じて、交流や仲間づくりを進めます。

②相談の充実

- 地域のつながりやサークル活動の活性化などを通じて相談できる場づくりを進めるとともに、電話相談、こころの健康相談を実施します。

(3) 健康づくり運動の推進

①健康づくり活動の支援

- 市民が、気楽に、継続的に健康づくりに関する事業に参加できるようにするため、ヘルスボランティアが中心となって、地域の健康づくりに関する自主的な活動を促進します。

- 健康づくり活動を活発にするため、地域のおすすめウォーキングコースやまち歩きコースなどを利用したウォーキングや、健康体操などの日常的な活動を推進するとともに、健康づくりグループや市民同士の交流の場づくりに努めます。

- 健康的な環境づくりの一つとして、公共施設の禁煙・分煙化を徹底します。

②ヘルスボランティアの育成と活動支援

- 自主的な活動の活性化や健康づくり団体同士の交流を支援するとともに、継続的なヘルスボランティアの育成と活動を支援します。

第2項 地域医療体制の充実

【現状と課題】

- 市民が健康に安心して暮らしていくうえで、地域医療は重要な役割を果たしています。本市には、高度医療を提供する大学病院をはじめとして、一般病院や一般診療所など多数の医療機関があり、人口当たりの医師数、病床数も比較的高い水準にあります。しかし、山間部においては身近な医療機関が不足している地区もあり、こうした地区において安心して診療が受けられる医療体制が必要となっています。
- 本市の救急医療は、軽症の患者を対象

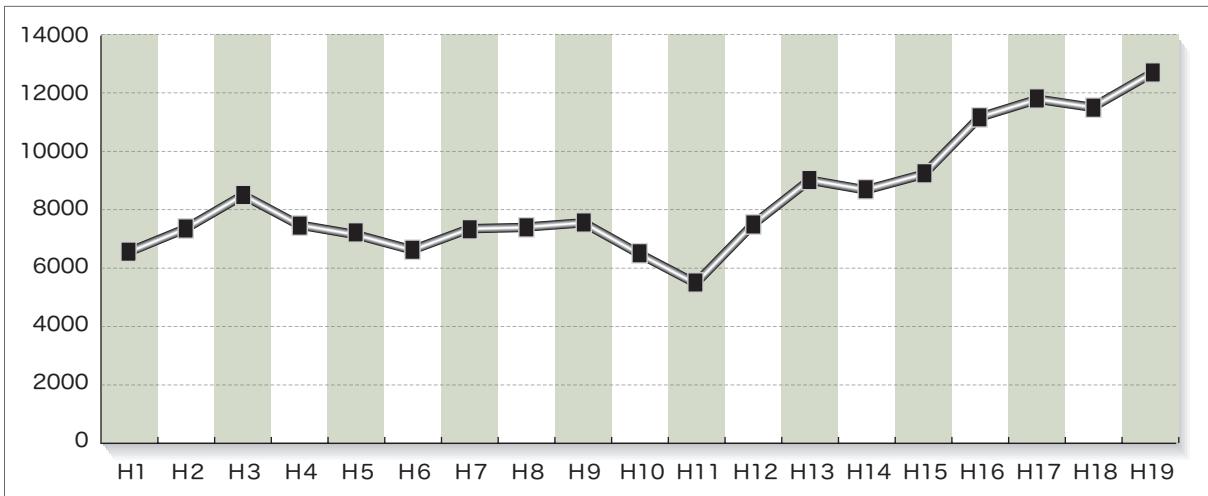
とする初期救急と重症患者を対象とする二次救急の混在や勤務医の減少に伴う医師不足等により、二次救急医療機関の機能低下を招き、消防救急隊による搬送に支障を来たす事態が生じています。

- 医師会、関係医療機関、三重県等で構成する津・久居地域救急医療対策協議会を中心に、三重大学等と連携しながら救急医療体制の整備について協議・検討する必要があります。

【施策の体系】



【医療情報センターによる医療機関案内件数の推移（津・久居広域）】





【施策の体系】

(1) 救急医療体制の整備

①初期救急医療体制の整備

○成人を対象とした夜間応急診療所を、平成24年度を目指し、恒久施設として整備するとともに、医師会との連携により365日、準夜帯の診療を実施します。

②二次救急医療体制の充実

○二次救急医療体制については、医療圏の広域化を視野に入れた「三重県保健医療計画」との整合を図りながら、現在編成されている輪番制の枠組みを増やすなど体制の充実を図ります。

③三次救急医療体制の充実

○二次救急医療を補完し、脳疾患・心疾患などの高度・専門的な医療を提供する三次救急医療については、国立大学法人三重大学医学部附属病院がその機能を担っていますが、同病院の再編整備が進められる中、三重県との連携を図り、365日24時間体制での救命救急センターの設置を促します。

④救急医療体制の確立に向けた啓発活動の推進

○行政や医療関係者だけでなく、市民をはじめ社会全体が救急医療の実態を正しく認識し協力して取り組むことができるよう、救急医療体制に関する現状や課題等について、あらゆる機会を捉えて啓発に努めていきます。

(2) 在宅医療体制の充実

○日常の健康管理による疾病予防や病気の早期発見・早期治療を行うために、かかりつけ医、かかりつけ歯科医、かかりつけ薬局等の必要性を啓発し、その定着を図っていきます。

○大学病院等の高次医療機関と身近な医院・診療所等との役割分担と連携による「病・診連携」を進めます。

○日常的な通院に支障がある市民に対しては、保健・医療・福祉機関の連携を深めながら、往診や訪問看護をはじめとする在宅医療体制の充実を図ります。

【施策の取組指標（現状と目標）】

2-2 健康づくりの推進と地域医療制度の充実

施策の取組指標	現状(平成16年度)	目標(平成24年度)
普段から健康に気をつけている人の割合	72.2%	80.0%
施策の取組指標	現状(平成17年度)	目標(平成24年度)
乳がん検診の受診率	16.4%	20.0%
※乳がんによる死亡が年々増加しているなか、乳がん受診率が低いため、向上を目指すものです。		
施策の取組指標	現状(平成19年度)	目標(平成24年度)
ヘルスボランティアの人数	1,113人	1,200人
地域特性を活かした新たなウォーキングコースの設定	25コース	60コース
施策の取組指標	現状(平成17年度)	目標(平成24年度)
地域医療制度の充実に関する満足度	31.0%	40.0%



▶第2章目標別計画▶2安全で安心して暮らせるまちづくり▶2-3 地域福祉社会の形成

2-3 地域福祉社会の形成

第1項 地域福祉の充実

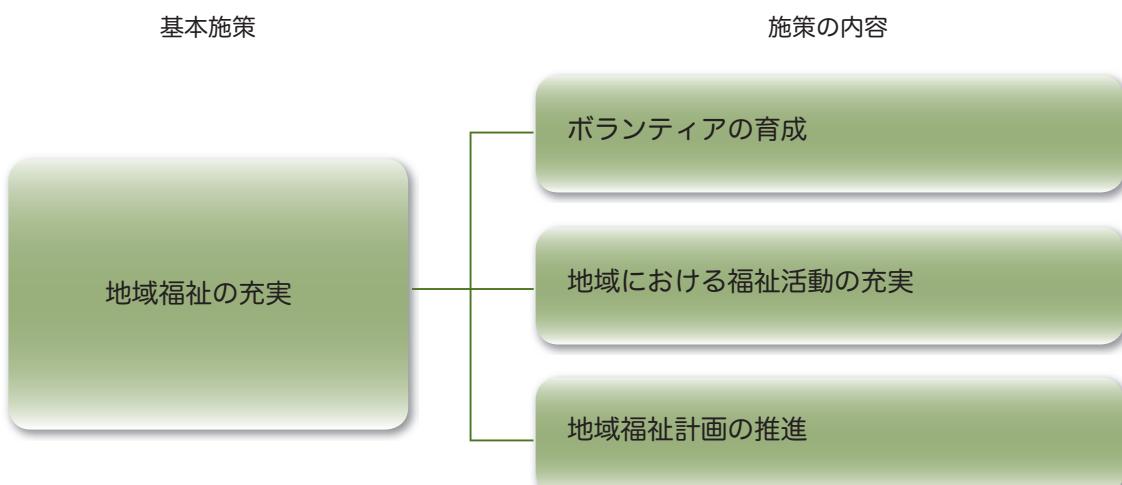
【現状と課題】

- 高齢者や障がい者など、すべての市民が住み慣れた地域で、人としての尊厳を持ち、自立した生活が送れる地域社会の実現が求められており、そのためには市民一人ひとりの地域福祉意識を高めていく必要があります。
- 地域住民自らが支え合って身近な福祉問題の解決に取り組み、互いに助け合う住み良い地域づくりの推進に努め、

在宅生活を支える多様な福祉サービスを利用することができる地域社会の実現を目指す必要があります。

- ボランティアやNPOなどの市民活動を広げていくため、市民と行政が互いに協働し合って、その役割分担を明確にした福祉活動を推進していく必要があります。

【施策の体系】





【施策の内容】

(1) ボランティアの育成

○市民が互いに支え合う地域社会を目指して、ボランティア活動への市民の自主的な参加を促進するため、ボランティア活動へ参加しやすい環境づくりに努めるとともに、広報紙などによる啓発活動、体験学習や研修機会の充実を図ります。

○児童生徒の社会福祉への理解と関心を高めていくため、福祉協力校への参加から福祉に関する学習・ボランティア活動など社会体験の場を提供し、ボランティア意識の高揚を図ります。

(2) 地域における福祉活動の充実

①市民活動の支援

○ボランティア、NPO団体などの市民活動を積極的に支援するとともに、各種団体間の連携を強化して、支援をする人たちを地域で助け合う地域福祉活動を進めます。

○公共施設の有効活用を図り、地域における福祉活動拠点の充実を進めます。

②社会福祉協議会の支援

○市民のニーズに応えられる地域福祉事業・福祉サービス事業の供給体制の充実を図るため、地域における福祉活動の中心的な役割を担う津市社会福祉協議会を支援します。

○市民の生活圏に設置され、見守り活動や小地域福祉活動に取り組み、地域の福祉力を高める地区社会福祉協議会を支援します。

③民生委員・児童委員活動の推進

○地域における身近な福祉の相談窓口として、市民の立場に立った相談や援助と関係機関との連携などの活動を担う民生委員・児童委員の活動を支援します。

(3) 地域福祉計画の推進

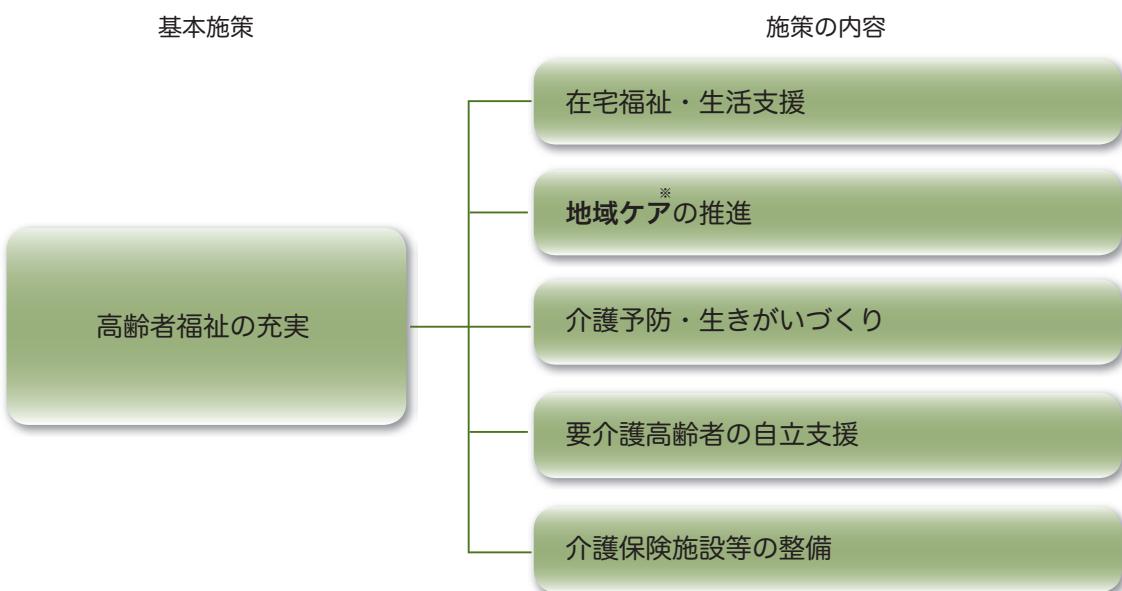
○地域における福祉サービスの適切な利用促進、社会福祉事業の健全な推進、地域福祉に関する活動への住民参加の促進を図るため、「津市地域福祉計画（仮称）」の策定のもと、地域における福祉活動の総合的、効果的な実施を推進します。

第2項 高齢者福祉の充実

【現状と課題】

- 急速な高齢社会を迎え、高齢者が住み慣れたまちでいつまでも安心して暮らせる環境づくりが緊急な課題となっています。
- 本市の高齢化率は22.0%（平成17年、国勢調査）と県平均（21.5%）を若干上回っています。中でも、美杉地域は約44.2%、また、芸濃地域、美里地域、白山地域は約30%近くまで上昇するなど高い比率となっています。
- 今後、介護を必要とする高齢者の増加が予想されることから、要介護状態とならないための取組が重要であり、効果的な介護予防事業の推進が必要となっています。
- 高齢者のひとり暮らし世帯や高齢者夫婦世帯が年々増加しており、自立した生活を送ることに不安のある高齢者に対する生活支援サービスの提供や、地域での安否確認、見守りなどが必要となっています。
- 高齢者が住み慣れた地域で安心して暮らし続けることができるよう、日常生活圏域における地域密着型サービスの基盤整備や生きがいづくり、社会参加への支援が必要となっています。
- 高齢者の虐待防止や認知症高齢者の権利擁護など、高齢者の尊厳保持への対応も重要な課題となっています。

【施策の体系】



地域ケア

地域に住んでいる誰もが、住み慣れた土地でさまざまな相談や福祉サービスを提供すること。

【施策の内容】

(1) 在宅福祉・生活支援

①在宅支援サービス

- 住み慣れた地域で高齢者が自立した生活が送れるようにするために、介護保険制度との整合を図りながら、高齢者の状況に応じた適切なサービスの提供に努めます。



②家族支援サービス

- 65歳以上を対象とした紙おむつ等給付事業や、介護保険サービスを利用してない重度要介護高齢者の家族を対象とした家族介護慰労金支給事業、家族介護教室など、家族の負担を軽減して高齢者の在宅生活の継続を支援します。

(2) 地域ケアの推進

①包括的なケア体制の構築

- 高齢者が安心して地域で暮らしていくことができるよう、介護、医療、保健などのサービスや地域のさまざまな支援を継続かつ包括的に提供できる地域福祉・地域ケアのネットワークを構築します。

- 地域での相談窓口として機能する在宅介護支援センターについては、地域包括支援センターへの移行を進め、地域における支援体制の強化を図ります。

②高齢者の権利擁護の推進

- 高齢者に対する虐待の防止については、関係機関等によるネットワーク体制のもと、早期発見に努めるとともに、高

齢者の権利擁護に関する啓発を推進します。

- ・今後増加が予想される成年後見制度に対する相談体制の充実を図ります。

(3) 介護予防・生きがいづくり

①生涯を通じた健康づくりの推進

- 各地域の特性を活かした健康づくり活動の取組みを支援していきます。特に、活動の主体となる老人クラブを活性化するために、各地域の老人クラブ連合会の統合を促進します。

- 介護予防教室などの開催を通じて、地域において高齢者が身近な仲間と健康づくりに取り組めるように支援します。

- 健康づくりと介護予防の知識（介護予防のポイントや危険なサイン、相談場所の紹介等）の普及啓発を行い、健康意識の高揚を図ります。

- 健康で働く意欲と能力がある高齢者が、経験と意欲を生かし、働くことができるようにシルバー人材センターの活動を支援します。

成年後見制度

地域に住んでいる誰もが、住み慣れた土地でさまざまな相談や福祉サービスを提供すること。

②特定高齢者事業の推進

- 関係機関・関係者が連携し、要介護者となる恐れの高い特定高齢者を早期に把握する体制を確立します。
- 特定高齢者を対象に、運動機能の向上、栄養改善、口腔機能の向上を目的とした介護予防事業を実施します。
- 閉じこもり、認知症、うつの恐れのある特定高齢者を訪問し、必要な相談・指導を行います。

(4) 要介護高齢者の自立支援

①要介護高齢者の重度化予防

- 要介護状態となったとしても、介護保険制度を活用することにより、重度化することなく自立し安心した生活が続けられる状態をめざします。

②介護保険制度の適正運用

- 給付の適正化に取り組み、介護保険財政の健全な運営に努めます。

○要介護認定における訪問調査員の資質向上に向け、充分な研修・指導を行うとともに、認定審査会委員については、審査・判定の平準化が図られるよう、意見交換の場の設定や研修を行います。

(5)介護保険施設等の整備

- 介護保険事業計画との整合のもとで、介護支援機能、居住機能及び交流機能を総合的に提供する地域密着型サービスの充実を図ります。
- 施設介護サービスについては、各地域における利用状況やニーズを見ながら、さらに平成24年3月末の介護療養型医療施設の廃止に向け、療養病床の介護老人保健施設等への転換計画を位置づけ策定される「みえ地域ケア体制整備構想」との整合を図りながら整備を促進します。



第3項 障がい者（児）福祉の充実

【現状と課題】

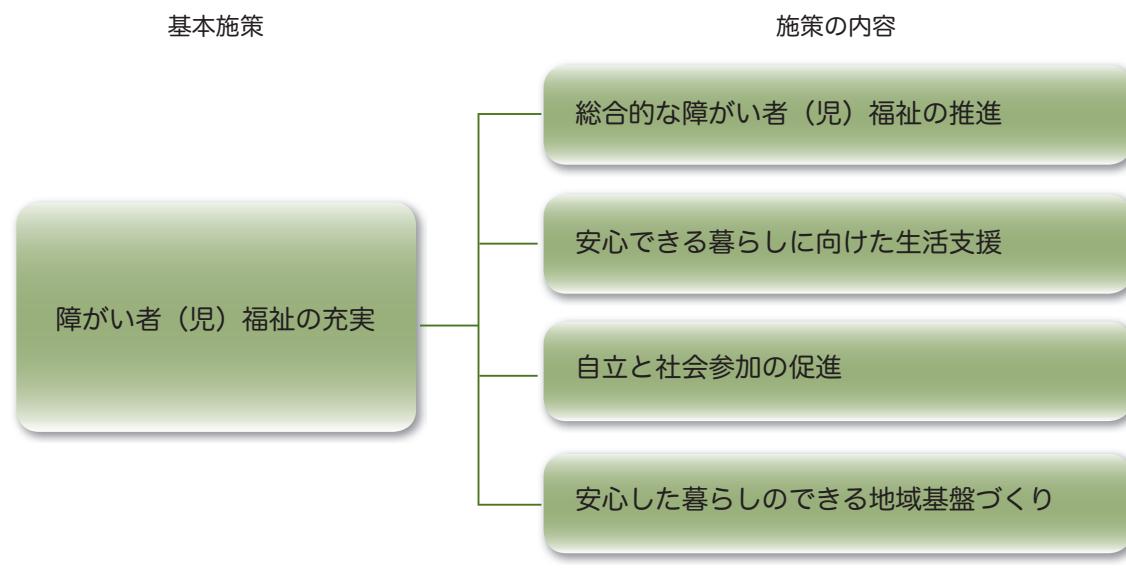
●本市の身体障害者手帳保持者は平成19年3月末時点で11,112人、療育手帳保持者数は1,440人、精神障害者保健福祉手帳保持者は1,001人であります。概ね人口の4%にあたります。高齢化や社会環境の変化により、近年いずれも増加傾向にあり、障がい者福祉の需要は高まっています。

●障害者自立支援法の施行により、利用者の応益負担の導入、障がい福祉サービスの抜本的な再編、就労支援の強化、新たな支給決定の仕組みの導入がなされ、加えて平成21年度の同法の見直し議論など、障がい者（児）を取り巻く環境は激変の途にあります。このように障がい福祉施策の動向は極めて見通しが立ちにくい状況にありますが、障

がい者（児）が地域で安心して暮らせるよう、入所（院）施設から地域生活への移行はもとより、一人ひとりのニーズに対応した相談体制の充実や障がい福祉サービスを提供していく必要があります。

●障がい者雇用については、法定雇用率が定められていますが、民間企業等の雇用は進んでいないのが実情であり、特に知的障がい者や精神障がい者の雇用は厳しい環境にあります。今後は、民間企業への働きかけを強めるとともに、実際の就労に結びつくようなきめ細かい就労相談・指導等のサービスを充実することが必要となっています。

【施策の体系】



【施策の内容】

(1) 総合的な障がい者(児)福祉の推進

- 「津市障がい者計画」にもとづき、障がいの有無にかかわらず、誰もが相互に人格と個性を尊重し支え合うことができるよう、市民意識の醸成に努めながら、福祉教育、権利擁護の推進、保健・医療サービスの充実、特別支援教育の推進など関連施策の総合的な取組を促進し、地域が一体となって障がい者(児)を支援する環境づくりに努めます。
- 相談支援事業をはじめとする障がい福祉にかかる地域支援システムの構築を目指し、その中核的な役割を果たす機関として、津市地域自立支援協議会(仮称)を設置し、関係団体、関係機関と協働した取組を進めます。

(2) 安心できる暮らしに向けた生活支援

- 障がいの種類や状況にかかわらず、すべての障がい者(児)が、必要な支援を受けられるよう、一人ひとりのニーズに対応した相談体制の充実を図ります。
- 障がい者(児)が地域で自立し、豊かな生活を送るために、利用者のニーズに対応した障がい福祉サービスの支給や各種手当、補装具、日常生活用具の給付など生活支援の充実を図ります。

す。

○障がい者(児)が地域で暮らしていくための基盤確保を図るため、グループホームやケアホームの整備を支援します。

○障がい者(児)の医療費負担を軽減し、安定した生活を送るために、心身障がい者、精神障がい者に対する医療費の助成を行います。

(3) 自立と社会参加の促進

①障がい者雇用の促進

○働く意欲のある障がい者がその能力を十分に発揮できるよう、ハローワーク等の関係機関と連携を図りつつ、企業への働きかけを強化し、雇用就労の推進を図ります。

○福祉施設利用者がさまざまな訓練や支援を通じて、就労へのアプローチができるよう、就労支援サービスなどの充実を促します。



②コミュニケーション・社会参加支援

- 障がい者の社会参加を促進するため
に、移動支援サービスなどの外出支
援や手話通訳者及び要約筆記者によ
るコミュニケーション支援を行います。

(4) 安心した暮らしのできる地域基 盤づくり

- 施設サービスについては、県及び事
業者との連携を密にしながら、障害

者自立支援法に基づく新体系サービス
への円滑な移行を促進します。

- ボランティア活動の促進や障がい者
(児) 団体の活動を支援し、障がい者
(児) が暮らしやすい地域づくりをめ
ざします。

- 公共施設をはじめ民間建築物等のバリ
アフリー化、及びユニバーサルデザイ
ン化を推進するなど、暮らしやすい生
活環境の整備に取り組みます。

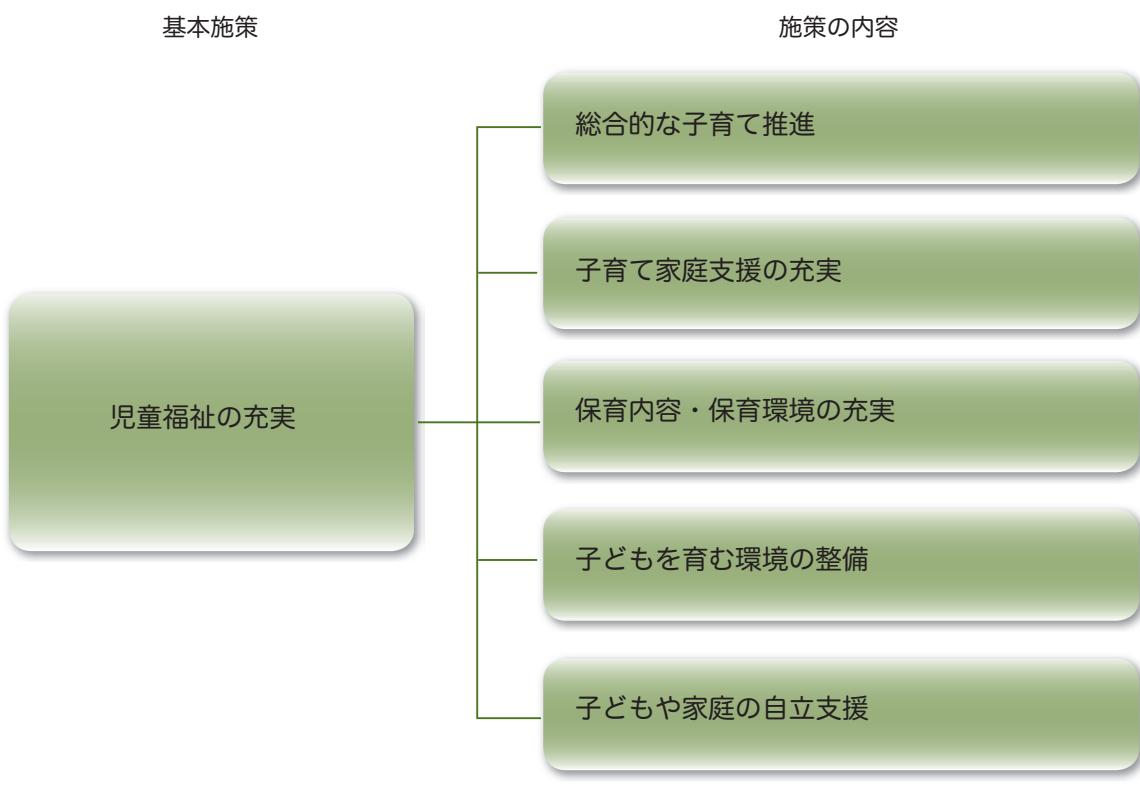


第4項 児童福祉の充実

【現状と課題】

- 本市でも少子化が進展しており、次世代につながる活力のある地域を形成するためには、安心して子どもを産み、子育てできる環境を整備することが重要になっています。
- 合併を目前とした平成17年に「津地区次世代育成支援行動計画」を策定しており、この計画に基づいた総合的な施策を着実に実施する必要があります。
- 核家族化により家庭だけでは子育てが難しくなっており、地域で子どもを育てる仕組みづくりが重要になっています。ます。そのため、地域の中での子どもの居場所づくりや子育て不安を抱える家庭の支援策を充実していく必要があります。
- 地域の保育需要に対する保育所の配置や就労形態の変化により多様化する保育ニーズに対応するため、公立保育所と私立保育所がそれぞれの特色を活かしつつ、保育サービスを効率的・効果的に提供していく必要があります。
- 児童虐待防止や子どもの発達障がいへの不安に対応するために、児童相談体制を充実することが必要となっています。

【施策の体系】





【施策の内容】

(1) 総合的な子育ての推進

- 「津地区次世代育成支援行動計画（計画期間 平成17～21年度）」のもと、母子保健、児童福祉、学校教育など各施策分野において、子育ち、子育て環境の整備や子ども、家庭の自立支援等、総合的な子育て支援施策の展開を図ります。

施とともに、厚生労働省が行う子育て支援緊急サポートネットワーク事業等との連携を図りながら、病後児の一時預かり事業の利便性の向上を図ります。

②地域での交流の場づくり

- 子育て支援広場や親子の交流の場を、子育て家庭の日常生活圏単位に設置することをめざすとともに、広場を運営する人材育成やネットワークづくり、場所の確保を進め、円滑な運営ができるよう支援体制の充実を図ります。
- 仕事と子育てが両立できる社会づくりに向けて、子育て家庭が働きやすい環境づくりを企業に働きかけるとともに、地域においても支えあう仕組みづくりを行っていきます。

(2) 子育て家庭支援の充実

①子どもの一時預かり支援等の充実

- ファミリー・サポート・センター事業については、利用促進に向けた積極的な広報活動を行うとともに、会員拡大を図るなど、地域の協力のもとで託児支援の充実を図るとともに、ショートステイ事業、一時保育など、家庭の状況とニーズに応じて適切な支援の充実を図ります。

- 乳幼児健康支援一時預かり事業の実

(3) 保育内容・保育環境の充実

①施設の再編・充実

- 保育サービスの充実や効率的な保育所

運営を図るため、民営化の検討を進めます。

○保育環境の充実を図るため、保育所の改修など施設の計画的な整備に努めます。

②保育内容の充実

○勤務形態の多様化や子育て支援に対応する延長保育等の特別保育事業については、地域でのニーズを十分把握し、保育サービスが効果的に提供できる体制を整備します。

○特別保育の新たな導入や実施箇所の拡大など、保育サービスの充実を図ります。

○子どもの発達に応じた適切な保育が実施できるよう専門研修を実施します。

○知識・技術の習得等保育の専門性の向上のための職員研修の充実を図ります。

③地域子育て支援センター

○地域子育て支援センターが地域における子育て支援の拠点としての役割を果たすために、今後も地域の実情に応じて実施箇所や実施内容を見直し、地域の子育て支援機能の充実を図ります。

○児童虐待等の養育上特別な問題を抱える家庭への支援の充実を図ります。

④幼稚園と保育所の一体化

○幼稚園・保育所の相互の保育の充実を目的に合同保育の実施など、就学前の子どもに対する教育・保育を一体的に推進します。

(4) 子どもを育む環境の整備

①地域活動の促進

○子ども自身が体験を通じて人として成



長する機会の提供や、安全で安心できる居場所づくりを行うために、放課後児童クラブ、地域の児童体験活動、スポーツ活動などの活動を促進するとともに、児童館の機能・活動の充実を図ります。

- 子どもの健全な成長、良好な親子関係づくり等を支援するため、保護者や子育て支援者のための講座などを開催します。

②子育て支援システムの整備

- 合併後広域となった域内の地域間格差を解消し、どの地域においても、同様の子育て支援サービスが選択・利用できるよう、インターネット、地域SNS、テレビ会議システムなど情報通信技術を利活用し、子育て支援に関する情報取得・事業への参加、各種相談ができる子育て支援システムの構築を行います。

③経済的支援

- 子どもを生み、育てる過程において、経済的な負担を軽減するため、児童手当の支給や、乳幼児、妊産婦に対する医療費の助成を行うとともに、子どもを希望しながらも不妊で悩まれている夫婦に対する治療費の助成を行います。

(5) 子どもや家庭の自立支援

①療育体制の充実

- 障がい児の増加に対応し、子どもの発達に応じた適切な保育が実施できる

よう職員研修を実施します。

- 療育センターは、様々な障がいのある子どもへの対応が可能な組織に発展させるとともに、一人の子どもにかかる時間を増やすことができるよう体制の強化を図ります。また、理学療法士などの専門家による機能回復訓練の機会を拡充します。

②発達支援体制の整備

- 発達相談については、特別支援教育との連携を図り、乳幼児から保育所・幼稚園・小学校等へと途切れのない支援体制を整備するとともに、関係機関と連携した地域での支援体制を構築し、家庭の不安の解消に努めます。

- 家庭児童相談と教育相談、発達相談等との連携を図って、適切な相談体制を整備します。

③児童相談体制の強化

- 児童虐待の防止等については、児童相談所等との緊密な連携のもと、早期発見、迅速な対応、継続的な家庭への支援などを図ります。

- 児童虐待等が起きない地域社会を構築していくために、津市児童虐待防止等ネットワーク会議での情報交換、連携により支援策を講じるとともに、地域での要支援家庭に対する具体的な見守り、サポートの体制について検討します。

- 児童虐待を防止するために、職員の資質向上や関係機関との連携強化などの体制強化を図ります。

第5項 母子・父子福祉の充実

【現状と課題】

- 本市の母子世帯数は1,485世帯、父子世帯数は245世帯（平成17年）と10年前に比べると6割近く増加しており、母子・父子福祉施策の必要性が高まっています。
- 全国母子世帯等調査（平成15年）によると、働いている母子家庭の母は83%で、このうち「臨時・パート」が49%となっています。一方、父子家庭の父は91.2%が働いており、このうち75.9%が「常勤雇用者」となっています。また、抱える悩みは、母子世帯では「家計」が、父子世帯では「家事」が最も多く、それぞれの世帯が抱える問題が異なっており、実情に則した支援が求められています。
- 一人親家庭の親は、子育てと生計の担

い手という役割を一人で担っており、多様な働き方を支える延長保育や休日保育などの子育て支援とともに、手当や貸付制度などによる自立に向けた経済的支援、生活全般にかかる相談機能の充実などが必要となってきて います。

- 行政機関に出向く機会が少ないなどの理由により、各種施策やサービスを知らずに利用していない一人親家庭も見られ、一人親家庭への情報提供の方法を工夫する必要があります。
- 経済的自立が困難な未就業あるいは就業経験の少ない母子家庭等の就業を積極的に支援し、生活基盤の安定を図っていく必要があります。

総務省（国勢調査）

※母子家庭とは、離婚又は未婚、死別の女親その未婚の20歳未満の子どものみから成る一般家庭をいう。

※父子家庭とは、離婚又は未婚、死別の男親その未婚の20歳未満の子どものみから成る一般家庭をいう。

【施策の体系】

基本施策



施策の内容



【施策の内容】

(1) 子育て・生活環境の整備

①各種支援策の充実と情報提供による有効な活用

○一人親家庭の働きやすい環境や子育てのしやすい環境を整えるため、多様な各種支援サービスを提供することにより、個々の家庭の実情に合った選択ができるよう、地域の母子寡婦福祉団体やNPO等の関係機関と連携して、子育て、生活環境の整備をします。

○一人親家庭への各種支援策を掲載した「一人親家庭のしおり」の配布やインターネットでの情報提供など支援策の周知に取り組み、施策の有効活用を促進します。

②相談体制の充実

○自立に向けた総合的な支援を行うために、生活や養育に関する悩み等について、行政機関と地域の母子福祉団体や母子保健推進員、NPO等の関係機関が連携して相談体制を充実し、一人親家庭の生活の安定と向上に努めます。

(2) 経済的な支援

○児童扶養手当や児童手当等の各種手当の支給、一人親家庭の福祉医療費助成、小・中学校就学のための援助、母子寡婦福祉資金や生活福祉資金等の貸付制度など支援策を活用して、

それぞれの状況に応じた経済的支援を進めます。

(3) 就業支援

○就業経験が十分でない母子家庭の母親に対し、就職に有利な技能や資格の修得のための給付金の支給を行うとともに、ハローワーク等関係機関と連携した就業相談等の支援を行います。

○家庭の状況に応じた就業支援や情報提供を行い、生活基盤の安定を図ります。

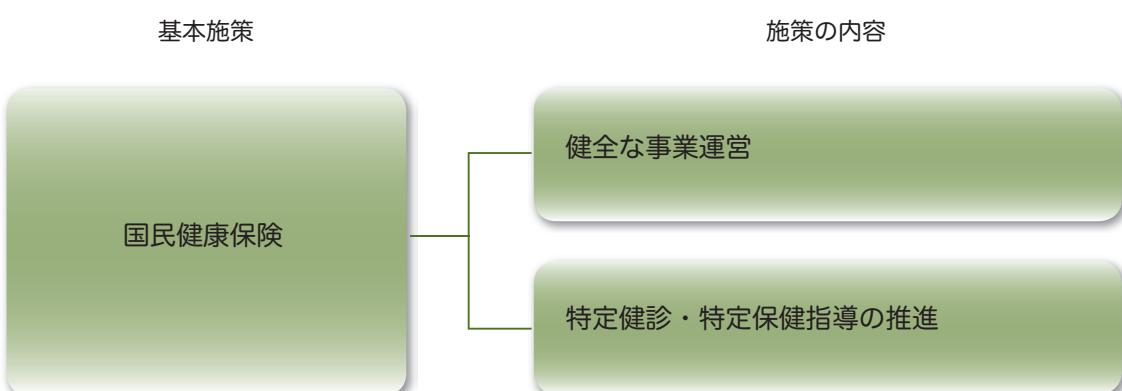


第6項 国民健康保険

【現状と課題】

- 国民健康保険事業は、市民の健康と生活を支える社会保障制度として重要な役割を担っています。
- 本市の被保険者一人当たりの医療費は、県平均を少し上回る水準にあります。高度医療機関が立地する本市は、被保険者にとっての利便性の高さや高度先進医療の提供により今後も医療費の上昇が予想され、健全な事業運営に影響を与えることが危惧されています。
- 安定した国民健康保険制度を維持するためには、収納率の向上と医療費の抑制が必要となります。本市の収納率は、年々低下傾向にあり、収納率の上昇が重要な課題となっています。
- がん検診等への市民ニーズは高く、また、疾病の予防や早期発見による、医療費の抑制効果も認められるため、費用の一部を負担していますが、受診者数の増加に伴う経費増大が懸念されます。
- 広報紙の発行や健康まつりの開催などを通じて、国民健康保険制度や健康意識に関する啓発を図っています。

【施策の体系】



【施策の内容】

(1) 健全な事業運営

①保険料の賦課と徴収

○広報紙やCATV等による国民健康保険制度の啓発活動により国民健康保険事業への認識を深めるとともに、所得の正確な把握による保険料の適正賦課並びに口座振替制度の勧奨等による徴収の向上に努めます。

②医療費の適正化

○医療費が年々増加する中、被保険者資格の更正及びレセプトの内容点検等を行い、医療費の適正化に努めます。

③財政基盤の強化

○財政基盤の強化を図るため、補助金の増額や財政制度の改善など、国等の関係機関への要請を引き続き行います。

(2) 特定健診・特定保健指導の推進

○特定健診・特定保健指導が義務化されることにより、疾病の予防及び早期発見に努め、医療費の抑制につなげていきます。

○国保だよりの発行や健康まつりの開催などにより啓発を行い、健康管理意識の高揚を図ります。



第7項 低所得者福祉の充実

【現状と課題】

- 少子高齢化の進展、若年層を取り巻く社会情勢の変化などにより、多様なニーズを抱える世帯が増加し、本市でも生活保護の相談件数、被保護世帯数ともに増加傾向にあり、今後も増加することが予想されます。
- 生活保護制度は、憲法第25条に規定する生存権の保障であり、セーフティ

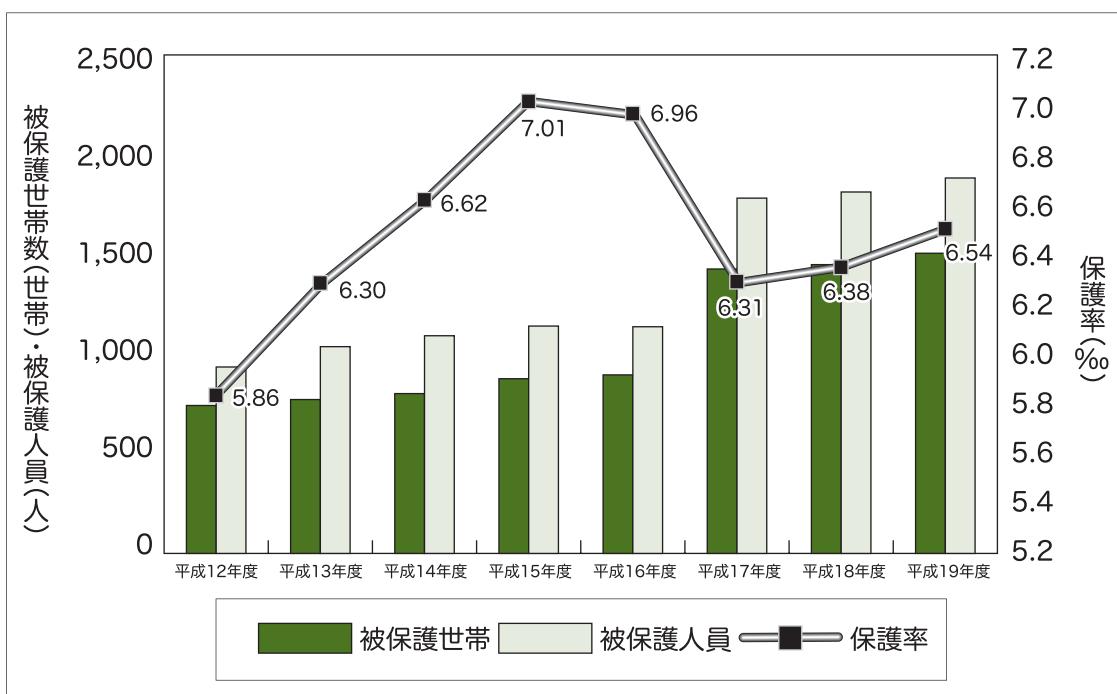
一ネット^{*}として最低限度の生活保障と被保護世帯の自立助長を併せ持つておる、あらゆる観点から援助をする必要があります。

- 生活保護制度以外の施策も活用し、個人に見合った適切で効果的な相談及び自立援助を行う必要があります。

【施策の体系】



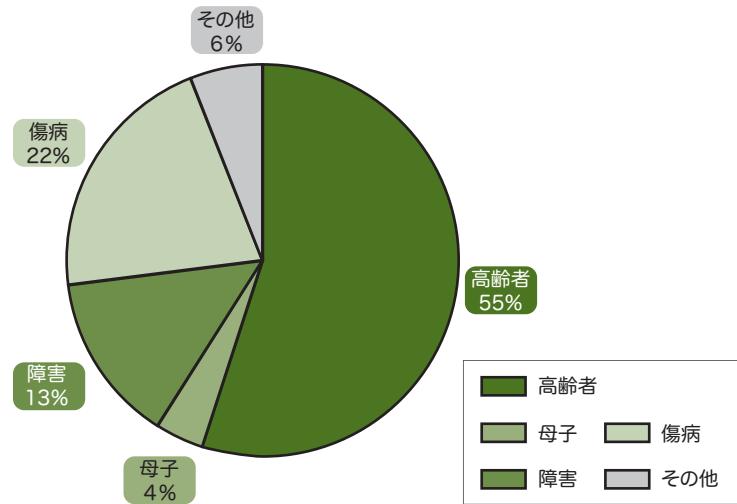
【被保護世帯数・被保護人員及び保護率の推移】



セーフティーネット

経済的な危機に陥っても、最低限の安全を保障してくれる、社会的な制度や対策。

【世帯類型別被保護世帯の構成】



【生活保護開始理由別件数】

理由 年度	総数	世帯主の疾病	世帯員の疾病	稼働者の病気 ・離別	就労収入の減少	年金・仕送・ 預貯金の減少	その他
H15	168	77 45.8%	2 1.2%	3 1.8%	15 8.9%	47 28.0%	24 14.3%
H16	125	67 53.6%	2 1.6%	2 1.6%	17 13.6%	16 12.8%	21 16.8%
H17	191	94 49.2%	6 3.1%	6 3.1%	32 16.8%	30 15.7%	23 12.0%
H18	187	110 58.8%	5 2.7%	7 3.7%	27 14.4%	28 15.0%	10 5.3%
H19	216	145 67.1%	5 2.3%	4 1.9%	27 12.5%	20 9.3%	15 6.9%

【施策の内容】

(1) 適切な支援の実施

- 生活保護制度の適正な運用を図るとともに、生活保護以外の制度や施策を適切に活用しつつ、効果的な相談を実施します。
- 生活保護受給世帯に対しては、家庭訪問により生活実態を把握しながら、民生委員をはじめとして、医療・介護な

ど関係機関との連携により、それぞれの生活実態に応じた支援に努めます。

(2) 自立支援体制の充実

- 経済的な自立のみならず、社会的自立を支援するため、稼動年齢層への就労支援プログラム等の活用を通じて、関係機関との協議も含め組織的に自立を促進します。

【施策の取組指標（現状と目標）】

2-3 地域福祉社会の形成

施策の取組指標	現状(平成17年度)	目標(平成24年度)
地域福祉の充実に関する満足度	17.7%	25.0%
施策の取組指標	現状(平成19年度)	目標(平成24年度)
福祉協力校の登録率	84.4%	100%
施策の取組指標	現状(平成17年度)	目標(平成24年度)
高齢者福祉に対する満足度	23.7%	34%
施策の取組指標	現状(平成18年度)	目標(平成24年度)
老人クラブ会員数	27,008人	36,000人
施策の取組指標	現状(平成19年度)	目標(平成24年度)
地域密着型サービス事務所数 (小規模多機能型居宅介護)	1箇所	7箇所
施策の取組指標	現状(平成18年度)	目標(平成24年度)
施設入居者の地域生活への移行者数	0人	33人
施策の取組指標	現状(平成18年度)	目標(平成24年度)
就労移行、就労継続支援サービス受給者数	29人	320人
施策の取組指標	現状(平成18年度)	目標(平成24年度)
障害者自立支援法に基づく市内の指定業者数	152箇所	161箇所
施策の取組指標	現状(平成17年度)	目標(平成24年度)
児童福祉の充実についての満足度	19.3%	25.0%

施策の取組指標	現状(平成18年度)	目標(平成24年度)
特別保育の実施箇所数（延べ数）	51 箇所	60 箇所
延長保育実施保育所数	29 箇所	32 箇所
休日保育実施保育所数	1 箇所	2 箇所
子育て支援モデル登録団体・個人数	—	3,000 件
母子寡婦、父子福祉の充実に関する満足度	13.3%	15.0%
母子自立支援プログラム策定件数	—	30 件
国民健康保険医療費総額（伸び率）	18,261 百円 (5.8%)	24,031 百万円 (4%)
メタボリックシンドローム該当者、予備群の減少率	—	平成20年度数値に 対して、△10%
自立支援プログラムによる支援件数	3 件	20 件



3

豊かな文化と心を育むまちづくり

3-1 生きる力を育む教育の推進^{*}

第1項 幼児教育

【現状と課題】

- 現在、市内の公立幼稚園では、園児、家庭、地域の実態を把握し、幼児一人ひとりの発達に応じた指導を行い、生きる力の基礎を育成しています。
- 集団生活の中で友達とつながり、考える力や豊かな感性を育むとともに、身近な問題をみんなで解決していくうとする態度や行動へとつながる人権教育を推進しています。
- 幼稚園と保育所が連携し、就学前教育の充実のための取組を行っています。
- 幼児教育と学校教育との滑らかな接続を図るため、幼稚園と小学校の人事交流を行ったり、各幼稚園・小学校に連携担当者を配置したりしています。また、幼児と児童の交流も実施しています。
- 特別な支援の必要な幼児が在籍する幼稚園では、関係機関と連携し適切な教育に努めています。また、介助員の配置など人的支援にも取り組んでいます。
- 安全な教育環境の確保に向け、園施設の耐震化や環境整備に取り組んでいます。
- 幼稚園には、地域において、園児数の減少や運営内容に違いがあることから、幼稚園運営のあり方及び適正配置をどう考えるか、課題となっています。
- 幼児教育では、子どもたちの教育だけでなく、家庭の教育力向上支援も大切な役割であるとの認識のもと、地域・家庭との連携を図りながら、家庭教育を支援するための取組、子育て支援のための取組を行っています。
- 幼稚園内や公民館等で未就園児の会の開設や、子育て相談、家庭教育を支援するための講座の開設等を行っていますが、そのための専任の相談員や、子育て支援を推進する専門家としてコーディネートリーダーの育成が課題となっています。

生きる力

変化の激しいこれからの中を生きる子どもたちに身に付けさせたい「確かな学力」、「豊かな人間性」、「健康と体力」の3つの要素からなる力を指す。

【施策の体系】



【施策の内容】

(1) 幼児教育の充実

①質の高い幼児教育の実践

○子ども達が学習の基礎を培い、心豊かに成長できるよう、遊びを中心とした総合的な学びを通して、自然や環境、人とのかかわりを十分もつ系統的な教育を進めます。

○幼保一体化施設等による合同保育や保幼小連携による積極的な交流活動などに取り組み、地域や子ども達の実態

に合わせて特色ある教育を進めます。

○幼稚園運営・教育内容に関する様々な研修会を実施すること等により、幼稚園教諭の資質と専門性の向上を図ります。

②人権教育の推進

○新たに策定する人権教育基本方針に沿って、集団生活の中で仲間の大切さを学び合い、考える力や豊かな感性を育む人権教育を一層推進します。

○自尊感情やコミュニケーション能力を高めるため、人権に関する絵本の読み聞かせや人形劇鑑賞会等を実施するとともに、保護者や地域の方々とともに人権について考える小集会等を開き、人権感覚あふれる園づくりを進めます。

③家庭・地域・保育所・小学校との連携

○子ども達を取り巻く教育環境の向上をめざし、家庭・地域と連携し、保育内容の充実に努めます。

○家庭と連携しながら、健康教育を推進するとともに、地域の教育力を生かし、道徳性の芽生えを育む取組を進めます。

○保幼小中の育ちの連続性を見通し、小学校への就学が円滑に行えるよう保育所・幼稚園・小学校間における子どもたちの交流活動及び保育者・教員間の相互研修を実施し、連携に向けた取組を積極的に進めます。

④特別支援教育の推進

○支援が必要な園児に対しては、関係機関との連携を図り、障がいの早期発見に努めるとともに、効果的な人的配置を行い適切な教育や支援に努めます。

(2) 教育環境の整備

①安全で快適な園環境の整備

○子ども達が成長する場所である幼稚園の安全性を高め、快適に園生活が送れるよう、園施設の耐震化や環境整備などの安全対策を進めます。

②幼児教育のあり方の検討

○時代の変化や、保護者や地域のニーズに応じた、幼児教育に係る環境整備を行います。

○幼稚園・小中学校在り方検討委員会での検討結果をもとに、幼稚園の適正配置及び幼保一体化施設等における幼保合同保育の実施、さらに幼保一元化の方向を目指す検討も進めてまいります。

(3) 家庭教育支援の充実

○子育てに悩む保護者の不安や課題、支援ニーズ等を把握し、関係機関と連携して家庭教育支援講座を開催し、保護者支援及び家庭の教育力の向上をめざします。

○各園で実施する未就園児の会等の拡大を図り、地域に応じた家庭への支援サービスの充実に努めます。

○幼稚園就園奨励費補助金等により、保護者負担の軽減を図ります。

第2項 学校教育

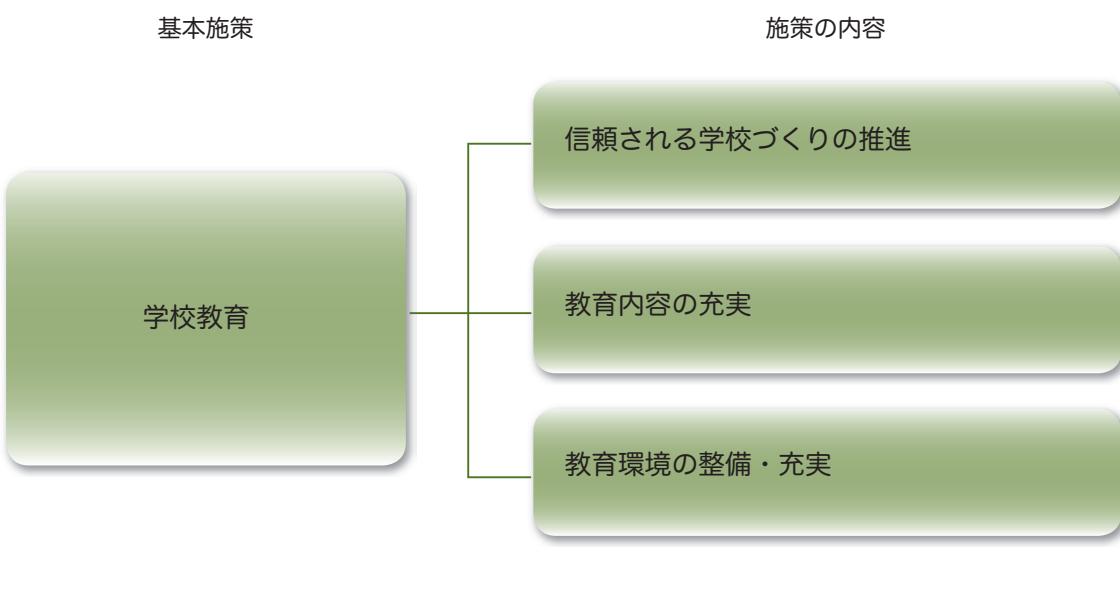
【現状と課題】

- 市内の公立小・中学校において、学校経営品質の考え方を生かして、学校自己評価を行うとともに、学校評議員や地域組織の活用等による外部評価を実施し、その結果を公表しながら、学校運営の改善に努めています。
- 保護者や地域住民がゲストティーチャーとして教育活動に関わったり、児童生徒が地域を舞台にボランティア活動や職場体験学習を行ったりするなど、地域の特性を生かした特色ある教育活動を行っています。
- 児童生徒数の増減に応じた教育内容を充実させるため、地域住民や保護者、児童生徒の意向を把握しつつ、大規模校、小規模校の解消について検討する必要があります。
- 子どもたちの確かな学力向上をめざし、県教育委員会、地域の教育機関、大学等高等教育機関との連携を図りながら、教職員の資質向上に向けた取組を行っています。
- 人権意識や自尊感情等を育成するため、差別の現実や児童生徒の生活課題から出発する人権学習や仲間づくりを行っています。また、教職員の意識の共有化や、学校間または保・幼・小・中の連携をめざした具体的な取組を進めています。
- いじめや非行などを未然に防止とともに、発生時には速やかな対応を図っています。また、不登校の児童・生徒には、教育支援センターのほほえみ教室、ふれあい教室で、相談やサポー



- ト等を行っています。
- 学校等におけるさまざまな悩みを抱える児童生徒、保護者の相談体制の充実を図るとともに、家庭や地域、関係機関との連携を深め、地域ぐるみで子どもを育てる体制づくりを進めています。
 - 市内全中学校及び必要度の高い小学校にスクールカウンセラーやスマイルハートセンター（相談員）等を配置していますが、各校の実態を踏まえた配置校数の拡大が課題となっています。
 - 教育支援センター、ほほえみ教室、ふれあい教室で、不登校児童生徒への相談やサポートを行っています。
 - 特別支援教育について、児童生徒一人ひとりの教育的なニーズに応じ、校内での支援体制の充実を図っています
- が、保護者の意向把握、障がいの多様化への対応、関係機関との連携などが課題となっています。
- 外国人の児童生徒については、外国人児童生徒通訳等巡回担当員を配置し、支援等を行っていますが、各校への訪問回数や担当員の充実が求められています。
 - 登下校時及び校内での児童生徒の安全を確保するとともに、地域住民の避難場所ともなる学校施設の耐震化を進めています。
 - 学校給食については、給食の実施の有無や実施方法、回数など地域差があり、課題となっています。
 - 通学区域については、津市通学区域審議会を設置し、通学区域の弾力的な運用等について全市的な検討を行っています。

【施策の体系】





【施策の内容】

(1) 信頼される学校づくりの推進

- 「津市教育振興ビジョン（仮称）」の策定のもと、学校、家庭、地域が連携し、地域の実情や子どもたちの実態に即した学校教育の充実を図ります。

①新しい時代にふさわしい

学校づくりの推進

- 小学校と幼稚園・保育所や、小学校間の連携を図るとともに、小中一貫教育や連携教育、中高一貫教育など、新たな教育の形態についても研究を進めます。またコミュニティ・スクールなど保護者や地域住民が学校運営に参画できる仕組みづくりを進めていきます。

②地域に開かれた学校づくり

- 保護者や地域住民との連携を密にし、ゲストティーチャーとして招いたり、

地域を舞台とした体験学習やボランティア活動を実施したりするなど、より一層地域に開かれた学校づくりを進めます。また、各学校・園に学校評価委員会等を設置し、信頼される学校・園づくりに努めます。

③高等学校との連携

- 津市を担う人材を育むため、中学校と高等学校の連携したキャリア教育や体験学習等の取組の充実と中高一貫教育の推進に取り組みます。

- 地域に開かれた高等学校を目指した特色ある学校の取組を支援します。

④小中学校の適正配置

- 児童生徒数の増減に伴う小中学校の適正化については、津市幼稚園・小中学校在り方検討委員会での検討結果をもとに、望ましい教育のあり方を考え

合わせ、小中学校の適正配置に取り組みます。

(2) 教育内容の充実

①確かな学力の向上をめざす教育の推進

- 「学校教育推進計画」を策定し、それに沿って学校における教育力の向上を推進します。
- 全国学力・学習状況調査等の結果により、津市の児童生徒の学力向上と学習課題を把握し、教育委員会の施策のあり方を検討します。
- わかる授業をめざした指導方法の工夫・改善、指導主事の派遣及び校内研修の支援を行うとともに、研究授業等の積極的な公開、交流を支援し、教職員の指導力の向上と意識の高揚を図ります。
- 体系化された教職員研修を実施し、教職員の資質向上、指導力向上を図ります。
- 環境問題に対する意識や情報化に伴う情報機器の必要性の高まりに応じた体験学習や英語を通した国際社会におけるコミュニケーション能力の向上など、社会の変化に主体的に対応する教育を推進します。

②豊かな心・健やかな身体を育む教育の充実

- 学力の向上と併せ、豊かな感性や道徳性を育むため、読書や体験学習を通

じた情操教育の推進、各地域の特色を活かした地域間交流の推進、さらに家庭・地域との連携による子どもを取り巻く教育力の向上を図ります。

- 子ども一人ひとりを大切にした教育を進めるとともに、家庭・地域との連携により、いじめや非行等の問題行動の解消に取り組みます。

- 健やかな心身の成長を促すため、子ども達の発達段階に応じた継続的な健康教育を推進します。

- 望ましい食習慣を身に付け、自らの健康管理ができるよう、栄養教諭等による食教育の充実を図ります。

③人権教育の推進

- 新たに策定する人権教育基本方針に沿って、発達段階や生活課題に即した人権学習を進め、児童生徒が差別や人権侵害を許さず、人権が守られることの大切さを理解し、その学びが様々な場面で具体的な態度や行動に表れるような教育に取り組みます。

- 教職員研修及び校内研修などで指導・支援を行うとともに、地域をはじめ他の教育関係団体と連携を図りながら人権教育を推進します。

④特別支援教育の充実

- 教育的支援を必要とする児童生徒の理解のあり方を検討する校内委員会を設置し、特別支援教育コーディネーターを中心として、適切な指導と必要な支援を進めます。また、個別の支援計

画・指導計画を作成し、関係機関とも連携し、特別支援教育の充実に努めます。

⑤外国人児童生徒教育の充実

- 日本語指導が必要な外国人児童生徒の在籍校に巡回担当員を派遣し支援するとともに、定期的に小中学校の担当者会議を開催し、各校の外国人児童生徒の受け入れ体制の充実を図ります。
- 日本語教室、初期適応指導教室、進路指導ガイダンスを開催し、就学支援を行います。

(3) 教育環境の整備・充実

①安全な学校環境の整備

- 児童生徒が安心して学校生活を送ることができるよう、学校施設の耐震化工事を行います。また、老朽化した施設の大規模な改修工事など、環境整備を行います。
- 児童生徒が安全に通学できるよう、保護者や地域の協力を得て登下校時の見守りや声かけ、交通安全指導を推進します。また、関係部局と連携し、通学路の整備に努めます。

②学校給食の充実

- 食の安全性を確保し、衛生管理の徹底を図りながら安全安心な学校給食の提供に努めます。
- 中学校給食の未実施校では、給食の早期実施に向け、学校給食センターの整備を図るとともに、老朽化した給食施設についてはセンター化も視野に入



れた整備を検討していきます。

③通学区域の弾力化

- 地域の現状を踏まえた課題について、津市通学区域審議会からの意見具申を受けて、通学区域と通学区域の弾力化に向けた見直しを行います。

④学校での相談体制の充実

- 市内全中学校及び必要度の高い小学校にスクールカウンセラーやスマイルハートセンター（相談員）の配置を行い、いじめや非行等に対する学校での相談受け入れ体制を充実します。

⑤教育支援センター機能の充実

- 不登校児童生徒へのケアを行うほほえみ教室やふれあい教室でのサポート体制を充実させ、教育支援センターの機能の充実を図ります。

【施策の取組指標（現状と目標）】

3-1 生きる力を育む教育の推進

施策の取組指標	現状(平成18年度)	目標(平成24年度)
子育て支援コーディネートリーダーの活動日数	28日	40日
人権に関する小集会の実施園率	60.0%	100.0%
幼保合同保育の実施園数	1園	3園
幼稚園の園舎の耐震化率	91.3%	100%
未就園児の会の設置率	72.9%	100%
学校教育の総合的推進に関する満足度	21.7%	30%
学校評価委員会等の設置校の割合	48.1%	100%
小中学校の校舎及び屋内運動場の耐震化率	80.1%	100%
小中学校の完全給食実施率	84.4%	100%

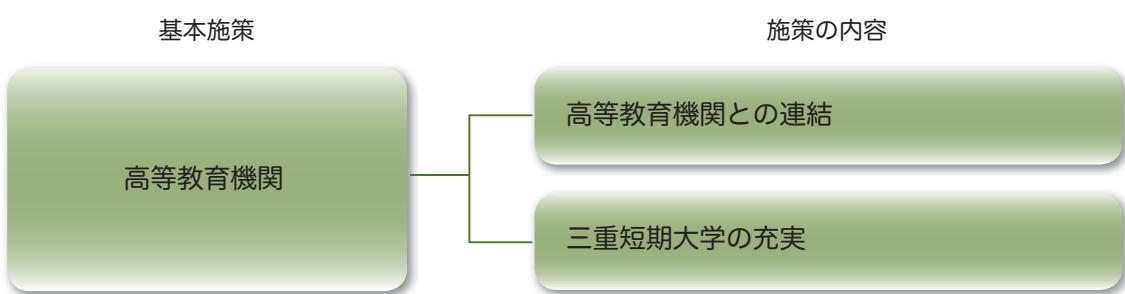
3－2 高等教育機関との連携・充実

第1項 高等教育機関

【現状と課題】

- 市内の大学・短大や専修学校、高等学校などでは、津市の将来を担う人材の育成や社会人を含めた市民の学習・研究の場の提供などが行われていますが、今後もこれら地域の人づくりに向けた取組のより一層の向上が望まれます。
- 市内には、国立大学法人三重大学、三重県立看護大学、津市立三重短期大学及び高田短期大学の高等教育機関が集積しており、これら高等教育機関と連携した市政の運営が望されます。
- 大学の研究機関等と企業との共同研究が活発になっており、市内においても、産学官連携が積極的に展開されることが期待されます。
- 三重短期大学は、昭和27年の開学以来、市立短期大学として地域社会に貢献しながら市の教育文化の拠点としての役割を果たしてきました。
- 平成19年度から法経科第一部が法律、経商コースに、また生活科学科生活科学専攻を生活福祉・心理コースと居住環境コースに再編するなど、時代の変化と地域社会の要請に応える優れた教育や特色ある研究の充実を図っています。引き続き教育環境等の改善に取り組むとともに、より質の高い教育の提供ができるよう、教育システムの改善に取り組んでいく必要があります。
- 広く市民に学習機会を提供する科目履修制度や公開講座の実施、附属図書館や体育施設の開放、地域問題総合調査研究室による地域問題解決のための調査や研究などを通じた、地域に開かれた大学づくりを進めています。
- 今後は、地域に開かれた大学づくりをより積極的に進めるため、地域連携センターの設置による地域貢献に係る組織的な取組や、独立行政法人化など大学運営の在り方についても検討していく必要があります。
- 昭和43年に現在地へ移転してから40年が経過しており、校舎棟の耐震補強工事や空調設備設置工事などを行ないながら運営してきているものの、施設の老朽化は否めず、今後も体育館や大学ホール等の耐震補強工事などが必要です。

【施策の体系】



【施策の内容】

(1) 高等教育機関との連携

①大学・地域連携のための仕組みづくり

○三重短期大学に設置する地域連携センターを拠点として、健康都市教育等をテーマに、国立大学法人三重大学、三重県立看護大学、高田短期大学等の特性を活かした大学・地域連携のための仕組みづくりを進めます。

②高等教育機関が持つ知的資源の活用

○高等教育機関等と連携した専門性の高い講座の開催により、地域や学校において指導的な役割を担う人材の育成に取り組みます。

○高等教育機関等の特色ある教育活動や研究実践などと積極的な連携交流を行うなど、子どもたちの「確かな学力の向上」を目指した取組を進めます。

○高等教育機関をはじめとする多様な主体の参加のもと、環境学習の拠点づくりに取り組みます。

○大学等研究成果活用プラザ（仮称）の

設置のもと、企業ニーズと大学等の研究シーズ^{*}のマッチング^{*}や研究者等の人才培养に取り組むとともに、国立大学法人三重大学キャンパス・インキュベータ等との連携のもと、ベンチャー等新産業の創出、支援に取り組みます。

(2) 三重短期大学の充実

①教育環境・教育内容の充実

○教育理念に沿って、人権を尊重する人間、理論的で自主的な判断力を持つ職場人の育成、市民の実践的な教養を培える魅力ある大学づくりを推進します。

○社会環境に応じ、質の高い教養を実践できるよう、教育内容や教育方法、教育システムの改善に取り組むとともに、学校施設・設備を充実させます。また、必要に応じ、学科・コースの再編やカリキュラムの改編を柔軟に行います。

②地域貢献の推進

○健康や暮らしなど、広く市民が生涯学

シーズ

製造業者が新しく提供する特別の技術や材料。

マッチング

2種類以上のものを組み合わせ、つりあわせること。

インキュベータ

起業家精神を持つ実業家に、場所、資金、人材、経営コンサルティングなどを提供して起業の発足を助ける施設や機関。

習の場としても利用できるよう、公開講座や地域連携講座などを開講します。

○本市を含め地域が直面している諸問題に対し、地域の企業や団体などのニーズに即した共同研究を進めます。

○教育研究活動の一層の向上を図るため、地域の小・中学校、高等学校等との連携や地域の大学との学術交流などの連携を進めます。

○政策研究研修生を受け入れるなど、地域のシンクタンクとしての機能充実に努めます。

○組織的に地域との連携を進めるため、地域連携センターを設置します。

③大学運営の在り方の検討・整備

○教育ニーズに対応した、主体的で特色ある教育を推進する観点から、独立行政法人化などを視野に入れた設置運営形態の在り方について検討を進めます。



【施策の取組指標（現状と目標）】

3-2 高等教育機関との連携・充実

施策の取組指標	現状(平成18年度)	目標(平成24年度)
三重短期大学卒業生の大学生活における総合的な満足度	86%	90%
施策の取組指標	現状(平成17年度)	目標(平成24年度)
相互協力協定等締結数	1	7

▶第2章目標別計画▶3豊かな文化と心を育むまちづくり▶3-3生涯学習スポーツ社会の実現

3-3 生涯学習スポーツ社会の実現

第1項 生涯学習

【現状と課題】

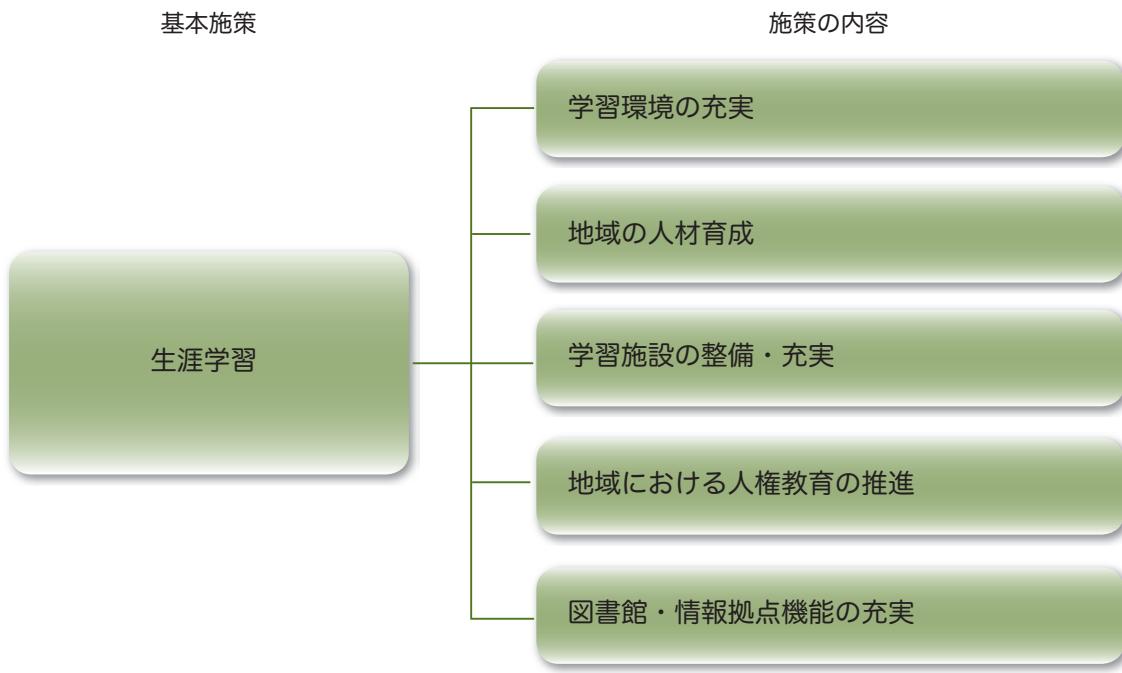
- 市民一人ひとりが生きがいのある充実した人生を送るために、幅広い学習ニーズや地域課題に対応した、市民が主役となる生涯学習活動を推進していく必要があります。
- 公民館では、地域課題や現代的な課題に対応する課題講座に重点的に取り組むとともに、自己の向上を目指す教養講座等についても内容の充実を図っていますが、学習環境が地域によつて異なる面もあります。
- 社会教育関係団体等による地域活動が展開されていますが、それらの活動がコミュニティづくりへと発展するための活動支援に取り組んでいく必要があります。
- 現在、市内各地域には生涯学習の拠点となる施設がありますが、利用者が安全な施設として利用できるよう、それらの耐震化や改修を計画的に進める必



要があります。

- 人権に関する学習については、ワーク^{*}ショップ形式を取り入れるなどして、日常生活の中の人権に係る様々な気づきが生まれるようなプログラムを実施しています。
- 人権意識のさらなる高揚に向けては、市民が人権学習会や研修会等へ積極的に参加し、実質的な効果が期待できる内容・手法等の工夫をしていく必要があります。また、様々な人権教育を経験してきた市民が、具体的な実践行動へ参画できる適切な機会の整備と支援をしていく必要があります。
- 教育集会所については、社会教育活動の推進及び人権啓発の拠点としての役割を担っていますが、事業量や利用状況に違いがあり、教育集会所の在り方について検討していく必要があります。
- 旧市町村単位で設置されている市内の図書館については、図書資料の貸出に加え、市民の読書活動を推進する取り組みを進めています。今後、地域特性やニーズを考慮した、各図書館の機能面で特徴付けを行うとともに、地域の図書館が学校図書館やボランティアグループとの連携・支援を行っていく必要があります。
- 各図書館は、個別のシステムで図書館情報の管理を行っていますが、今後、よりスムーズな連携を図るためにには、システムを統合し、迅速で効率性の高い図書館運営を進める必要があります。

【施策の体系】



ワークショップ

本来、作業場や工房を意味する語。今日では「体験型の講座」を指すことが多い。企業研修や住民参加型まちづくりにおける合意形成の手法としてよく用いられている。



【施策の内容】

(1) 学習環境の充実

①学習機会の拡充

- 市民それぞれのライフステージ^{*}や地域の特性・課題などに対応した特色ある生涯学習スポーツ事業を展開するため、「津市生涯学習スポーツ振興計画(仮称)」の策定のもと、公民館活動を中心に地域課題等に対応するための生涯学習機会の拡充を図ります。

②学習情報の収集・提供

- 誰もが自主的に様々な学習機会を選択し活動できるよう、情報の収集とともに、広報紙やホームページ等を活用し、効果的な情報提供に努めます。

(2) 地域の人材育成

①学習活動の支援

- 地域の生涯学習活動を担う人材の育成

と、学習内容を地域社会で生かすことができる機会の提供を進めるため、公民館講座卒業生による自主活動等の支援に努めます。

②団体活動の育成・支援

- 地域で活動する社会教育関係団体や自主活動団体、ボランティア活動団体などの育成・支援に努めます。

(3) 学習施設の整備・充実

①社会教育施設の整備・充実

- 市民が安全で快適に生涯学習に取り組めるよう、公民館等社会教育施設の耐震化や改修を適宜進めます。

- 市民のニーズに応じた多様な学習機会を提供できるよう、公民館・文化センター等の社会教育施設のネットワーク

ライフステージ

年齢にともなって変化する生活段階のこと。年代別的生活状況。

化を進め、学習環境を整備します。

②適正配置の検討

- 市民の利便性を重視しつつ行政の効率性を高めるため、社会教育施設の適正な配置や運営について検討します。

(4) 地域における人権教育の推進

- 新たに策定する人権教育基本方針に沿って、市民の人権意識や認識を高める取り組みを行い、子どもをはじめ地域で暮らすあらゆる人々の人権が尊重されるまちづくりを進めます。
- 地域における人権教育の推進に向けて、教育集会所等の機能を効果的に生かしつつ、より参加しやすい学習内容・学習機会等の充実を図ります。

(5) 図書館・情報拠点機能の充実

- 市内の図書館については、資料の収集・

充実を図りつつ、適正で効率的な資料配置と図書館事業の実施を行います。

- 各館共通の利便性を高めるため、図書館情報システムの統合を進めるとともに、多様な市民のニーズに応えるため、ネットワークの活用による広域の図書館との資料共有による有効活用を図ります。
- 子どもの読書活動や地域における読書活動の推進を図るため、生活圏ごとにある図書館をサービスの拠点として、学校図書館の活性化に向けた団体貸出の推進や研修講座への司書の派遣等の取り組みを行います。また、地域で活動するボランティアグループとの連携強化や活動支援を行い、読書振興を担うボランティアの養成に努めます。



第2項 スポーツ振興

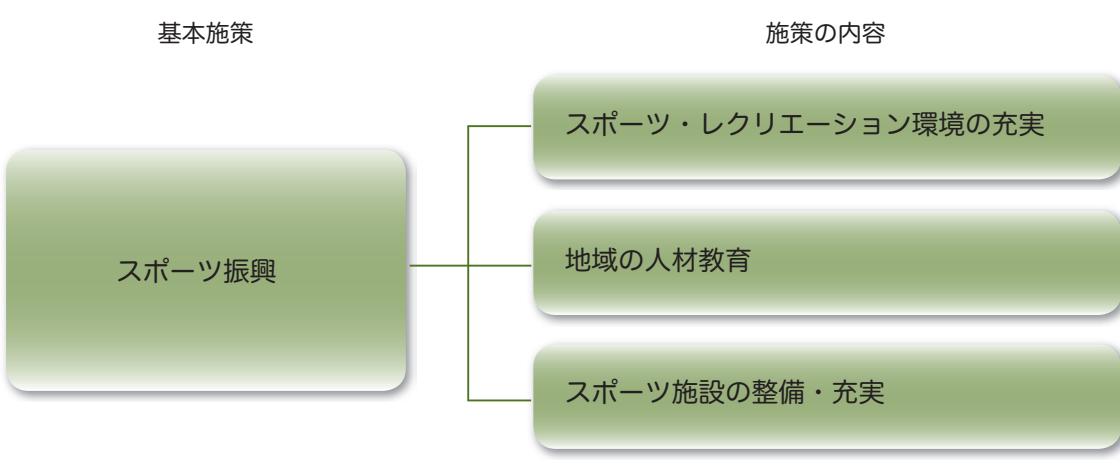
【現状と課題】

- 余暇時間の増大や高齢社会の進展など社会環境が変化するなかで、市民が主役となって、スポーツ・レクリエーションを楽しむことにより、生涯にわたって健康で明るく充実した生活を送りたいという市民ニーズは高まりつつあります。
- 現在、初心者を対象として、各種のスポーツ教室を開催していますが、スポーツ愛好者の拡充までに至っていないため、継続してスポーツを行える体制の整備が課題となっています。
- スポーツ・レクリエーションの普及を担う、総合型地域文化・スポーツクラブをはじめとする各種団体などへ支援することにより、市民の生涯スポーツの活動機会が提供されていますが、今後は、これらの団体の活動資金の確保を含めた自主運営への移行を図る

必要があります。

- 身近なスポーツ・レクリエーションの施設として、学校体育施設を開放し、多くの利用がなされていますが、施設の安全管理や光熱費の経費負担が課題となっています。
- 市内のスポーツ施設は、地域単位でのスポーツ・レクリエーションには対応できるものの、県大会や全国大会など大規模なスポーツ大会を開催できる施設に対する整備要望もあり、これらの施設整備が課題となっています。
- 市内には老朽化が進むスポーツ施設も多く、利用者の安全性を最優先に整備や改修を行い、利用しやすい施設運営に取り組んでいますが、十分に利用者の利便性には対応できていない状況にあります。

【施策の体系】





【施策の内容】

(1) スポーツ・レクリエーション

環境の充実

①スポーツ・レクリエーションの振興

○市民それぞれのライフステージや地域の個性・課題などに対応した特色ある生涯学習スポーツ事業を展開するため、「津市生涯学習スポーツ振興計画（仮称）」の策定のもと、健康づくりや競技力の向上、コミュニティづくりなど総合的なスポーツ・レクリエーションの振興を図ります。

○公認のスポーツ・レクリエーション指導者や体育指導委員の活用のもと、市民を対象としたスポーツ教室や講習会を開催するなど、スポーツ・レクリエーションの普及と活動機会の提供

に努めます。

○スポーツ・レクリエーションの活動の場、競技力の向上を図るため、津市体育協会や津市スポーツ少年団、津市スポーツ・レクリエーション協会などが主催の津シティマラソンをはじめとする各種大会について支援を行います。

②学校施設の開放

○地域が主体となった身近なスポーツ・レクリエーション活動の場として、学校体育施設の開放を促進する一方、安全で効果的な維持管理に努めます。

(2) 地域の人材育成

①総合型地域文化・スポーツクラブ等の活動支援

○市民が地域でスポーツ・レクリエーション活動に参加できる場として、総合型地域文化・スポーツクラブや地区体育振興会等への活動支援に努めます。

②生涯スポーツ活動団体の支援・指導者の養成

○生涯スポーツの普及を図るとともに、競技力の向上や青少年の健全育成に大きく寄与する競技スポーツを奨励するため、各種スポーツ団体の活動を支援するとともに、指導者の養成に努めます。

(3) スポーツ施設の整備・充実

①総合的な健康スポーツ施設の整備

○全市的に市民が広く利用でき、健康づ

くりや競技スポーツ、生涯スポーツ活動の拠点となるよう、スポーツ指導者・関係競技団体等の専門的な意見も参考にしつつ、県都にふさわしい総合的なスポーツ施設の整備に向けた取組を進めます。

○既存施設については、施設の機能を拡充するとともに、市民のニーズに対応した施設整備について取組を進めます。

②既存スポーツ施設・設備の管理

・老朽化が進むスポーツ施設については、順次施設・設備の改修等を行い利用者の安全性と利便性を確保するとともに、効率的な施設配置および指定管理者制度の導入や地域による維持管理など運営について検討します。

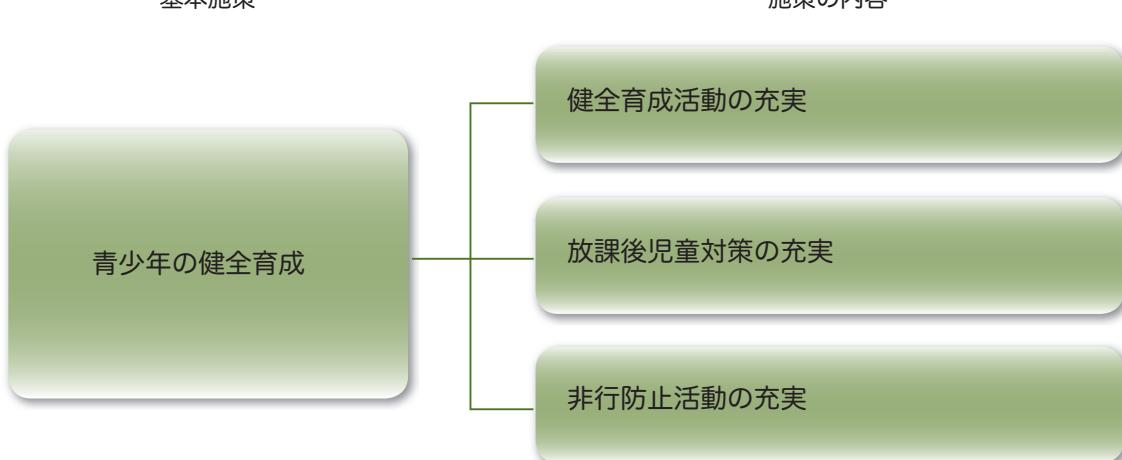


第3項 青少年の健全育成

【現状と課題】

- 社会の変化に伴い、青少年を取り巻く環境が流動的な状況にあるため、青少年の実態を把握し、青少年の健全育成に向けた総合的、計画的な取組を進めていく必要があります。
- 学校、家庭、地域が連携し、地域ぐるみによる青少年の健全な育成に向けた取組が必要です。
- 青少年の社会への関わりが薄れてきていることから、ボランティア活動などを通して地域社会に参画する機会を提供していく必要があります。
- 放課後児童クラブでは保護者が就労等により昼間家庭にいない児童を対象に放課後の預かりをしています。女性の社会参加やひとり親家庭、共働き家庭の増加により、放課後児童クラブの必要性が高まっています。
- 放課後子ども教室と放課後児童クラブを一体的にもしくは連携して実施する総合的な放課後児童対策である「放課後子どもプラン」に計画的に取り組んでいく必要があります。
- 71名以上児童がいる大規模な児童クラブの解消や増加傾向にある障がい児の入所希望への対応、新たに造成された団地におけるニーズへの対応等が課題になっています。
- 近年、青少年の非行など問題行動は増加しており、未然防止や早期発見、再発防止に向けた取組みや、いじめ等の被害者となっている青少年の保護、様々な相談に応じる体制の整備など、心身ともに健全に育まれる環境づくりが必要です。

【施策の体系】



【施策の内容】

(1) 健全育成活動の充実

- 「津市青少年健全育成方針」の策定のもと、津市青少年育成市民会議や子ども会組織などの社会教育団体と連携しつつ、青少年の健全育成を進めます。
- 青少年が夢と希望を持って、地域社会の担い手として育っていける環境づくりや家庭の教育力の向上に努めます。

- 「放課後子どもプラン」に基づく放課後児童クラブの拡充等により、安全安心な子どもの居場所づくりに努めます。
- 大規模児童クラブについては、子どもの情緒安定や事故防止を図るため、小学校や幼稚園の余裕教室や団地の集会室などの活用、小学校敷地内への専用施設の整備等を進めます。

(2) 放課後児童対策の充実

- 指導員への研修を充実するとともに、小学校や社会福祉関係機関、地域の関係者等との連携により、放課後児童クラブの体制の充実を促進します。

(3) 非行防止活動の充実

- 青少年の非行を防止するため、学校や関係団体と密接に連携し、街頭での指導活動を推進するとともに、青少年の心のケアを行う体制を整備します。

【施策の取組指標（現状と目標）】

3-3 生涯学習スポーツ社会の実現

施策の取組指標	現状(平成18年度)	目標(平成24年度)
公民館講座に参加している人の割合	8.8%	9.5%
施策の取組指標	現状(平成19年度)	目標(平成24年度)
公民館の自主活動グループ数	387	430
施策の取組指標	現状(平成18年度)	目標(平成24年度)
津市社会教育施設の利用者数	573,379人	590,000人
施策の取組指標	現状(平成18年度)	目標(平成24年度)
人権学習会年間参加者数	2,000人	2,500人
施策の取組指標	現状(平成18年度)	目標(平成24年度)
市民一人当たりの貸出冊数	5.2冊	5.4冊
施策の取組指標	現状(平成18年度)	目標(平成24年度)
週に1日以上スポーツを行っている人	26.3%	30%
施策の取組指標	現状(平成18年度)	目標(平成24年度)
市主催のスポーツ教室参加者数	564人	850人
施策の取組指標	現状(平成18年度)	目標(平成24年度)
津市スポーツ指導者登録数	107人	140人
施策の取組指標	現状(平成18年度)	目標(平成24年度)
津市スポーツ施設の利用者数	751,280人	811,000人
施策の取組指標	現状(平成17年度)	目標(平成24年度)
青少年の健全育成に対する満足度	14.4%	20%
施策の取組指標	現状(平成19年度)	目標(平成24年度)
放課後児童クラブ数	35か所	38か所
施策の取組指標	現状(平成18年度)	目標(平成24年度)
愛の声かけ運動（センター・中央街頭指導）	5,962件	7,000件
愛の声かけ運動（地区街頭指導）	469件	600件

▶第2章目標別計画▶3豊かな文化と心を育むまちづくり▶3-4文化の振興

3-4 文化の振興

第1項 文化、芸術活動の充実

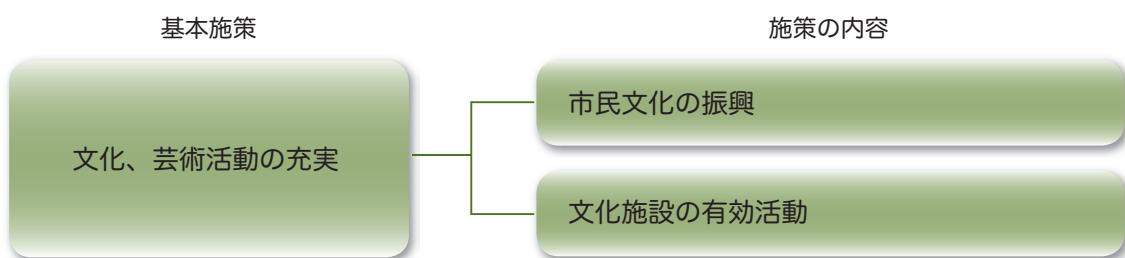
【現状と課題】

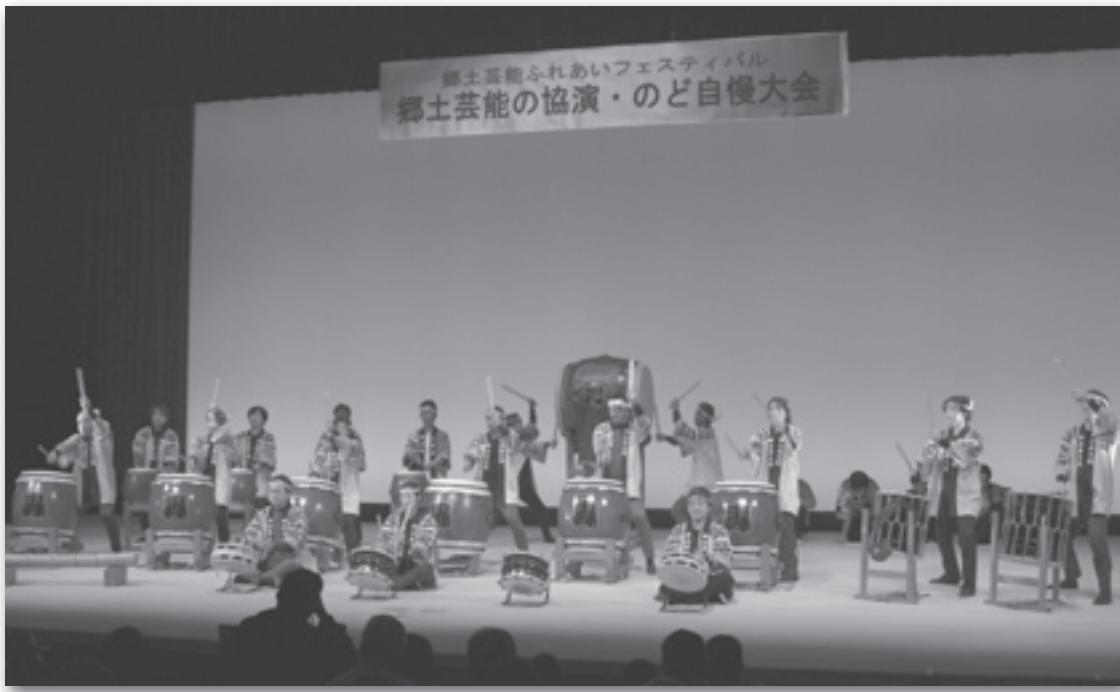
- 市民の誰もが気軽に文化・芸術に触れる機会が持てる、心豊かな地域文化社会の実現に向けて、市民の文化・芸術活動への支援や、文化の担い手の育成に向けた取組が必要となっています。
- 市内には、文化・芸術活動を行っている団体やグループが数多くあり、それが充実した活動を行うことができる環境づくりや、市内全域での、互

いの交流による新たな市民文化の醸成に向けた取組が必要です。

- 本市には、数多くの文化施設が設置されていますが、市民の利便性を重視した有効活用を図るため、これらの施設について施設間の連携のもとに、その効果的な運営方法について検討していく必要があります。

【施策の体系】





【施策の内容】

(1) 市民文化の振興

- 市民による文化・芸術活動に対する支援や文化・芸術鑑賞事業の推進を図るため、「津市文化振興計画（仮称）」を策定し、より質の高い文化振興を進めます。

①文化意識の高揚

- 美術展覧会や市民文化祭等、様々な文化振興事業などを通じて、発表機会の提供や市民の文化意識の高揚を図ります。

②団体及び人材の育成

- 文化・芸術活動を行っている団体やサークルの活動を促進し、市民文化の担い手の育成に努めます。

③文化情報の収集・発信

- 市民が気軽に文化・芸術活動に参加で

きるように、関連する情報を広く収集し、紹介パンフレットや各文化団体の活動状況をホームページなどを利用して情報発信を進めます。

(2) 文化施設の有効活用

- 市民の文化・芸術の鑑賞や発表、練習等の場となる文化施設については、施設間の連携を図るなど市民の利便性を重視した有効活用を図るとともに、必要に応じて施設の改修等を行うなど、快適に利用できる環境を整えます。

- 行政の効率性を高めるため、施設の適正な配置や運営について検討を行います。

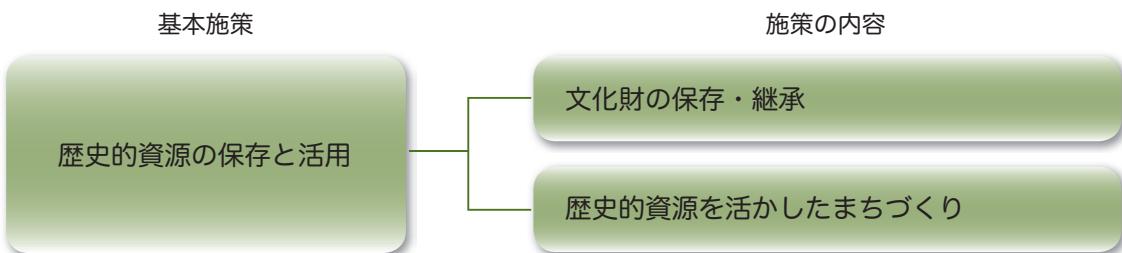
- 三重県が検討を進める新しい博物館については、本市への整備を促進します。

第2項 歴史的資源の保存と活用

【現状と課題】

- 本市は、古くから交通の要所としての歴史を積み重ね、伊勢街道など6つの街道が市内を通り、豊かで多様な文化が育まれています。市内においては、国史跡の多気北畠氏城館跡（美杉町）をはじめとする史跡などの歴史的資源が数多く残されています。
- 各地に残る有形、無形の文化財は、歴史的資源や伝統芸能など、地域固有の歴史文化として保存・伝承され、暮らしへに息づいています。それらを大切に守り、次世代へと継承していく必要があります。
- 歴史資料の収集や歴史的資源の保存・継承と同時に、これらを活用することにより文化の創造・発展に役立てるとともに、関係自治体などと連携し、広域的な歴史的資源を活かしたまちづくりを進める必要があります。

【施策の体系】



【施策の内容】

(1) 文化財の保存・継承

- 各地域に残る史跡や伝統行事をはじめとする有形、無形の文化財を後世に保存・継承するため、「津市文化振興計画（仮称）」を策定し、文化財を取り巻く環境も視野に入れた保護に努めます。
- 専修寺を中心に形成され、今も古い町並みを残す一身田寺内町の特色ある歴史・文化をアピールできる環境整備に努めています。
- 国史跡多気北畠氏城館跡や、津城跡（お城公園）など、地域の核となる史跡については、歴史的価値の保存・活用を図るために保存管理計画を作成し、その保全に努めています。
- 市内各地の歴史・民俗などを紹介する各資料館等について、今後は地域特性を生かしたテーマ性をもった内容の展示を図ります。
- 市内の埋蔵文化財を保護し、発掘調査成果を公表するなど、埋蔵文化財の調査研究を進め、その活用を図ります。

(2) 歴史的資源を活かしたまちづくり

①歴史的資源の活用

- 伊勢街道など歴史街道の持つ魅力や、一身田寺内町、津城跡（お城公園）周辺、多気北畠氏城館跡周辺地区など抛

点性の高い文化財を活用し、観光ボランティアガイド^{*}等と連携したまち歩きなど観光資源としての活用や、市民の学習の場としての活用により、地域内・外の人の交流を促進します。

- 藤堂高虎公入府400年を契機として、藤堂藩ゆかりの地への碑の設置をはじめ、公共施設等を有効利用しながら、津城の城下町としての街並みや藤堂高虎公の功績を広く地域内・外の人に知ってもらうための取組を進めます。
- 谷川士清生誕300年を契機として、その業績を顕彰するなどの取組を進めます。
- 津城跡（お城公園）については、史跡としての価値を次世代に伝えるとともに、市民の機運の高まりを踏まえつつ、復元に向けた方向性について調査研究を行います。

②広域的な文化ネットワークの形成

- 藤堂高虎公入府400年を契機とした、藤堂高虎公にゆかりのある県内外の自治体との交流や、歴史街道でつながる周辺自治体との新たな交流、一身田寺内町を核とした近畿圏で寺内町をもつ自治体などとの交流など、歴史的なつながりを大切にした都市間交流を進めます。

観光ボランティアガイド

観光地や自分達が暮らしている地域等においてボランティアで案内、紹介している人の事。プロではなく、無料もしくは低廉な料金で、訪れる旅行者に温かい地域の魅力を紹介する人。

【施策の取組指標（現状と目標）】

3-4 文化的振興

施策の取組指標	現状(平成19年度)	目標(平成24年度)
津市文化芸術団体連絡協議会加入団体数	9団体	11団体
施策の取組指標	現状(平成19年度)	目標(平成24年度)
美術展覧会出品点数	423点	500点
施策の取組指標	現状(平成18年度)	目標(平成24年度)
指定文化財及び登録文化財数	397点	410点
施策の取組指標	現状(平成18年度)	目標(平成24年度)
資料館等の入館者数	28,735人	30,000人
一身田寺内町の訪問者数	9,893人	11,000人
施策の取組指標	現状(平成19年度)	目標(平成24年度)
藤堂藩ゆかりの地への碑の設置	—	26か所

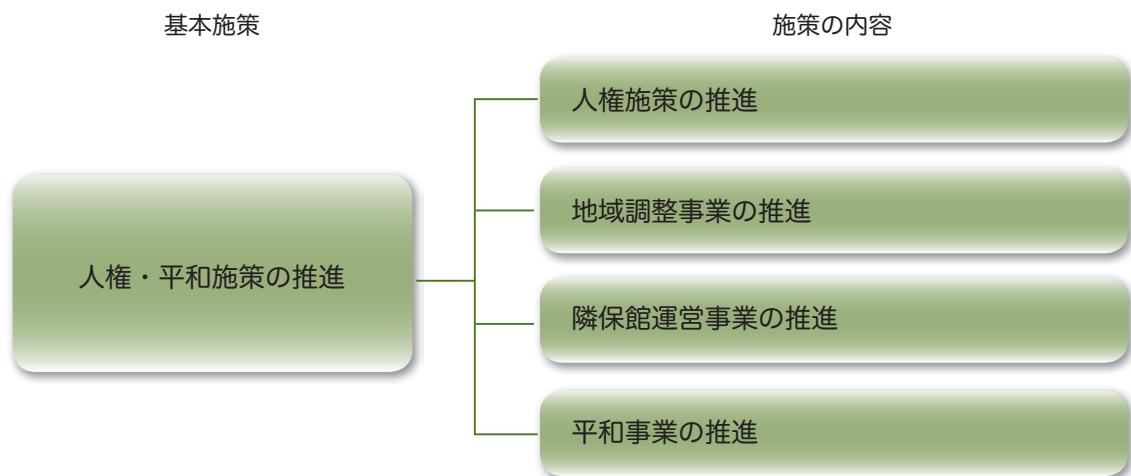
3－5 人権尊重社会の形成

第1項 人権・平和施策の推進

【現状と課題】

- 本市では、「人権が尊重される津市をつくる条例」に基づいて、「津市人権施策基本方針」を策定します。今後、これに沿って、同和問題を始めとするあらゆる人権問題に関する問題の解決をはかり、人権が尊重されるまちづくりを推進していく必要があります。
- 子ども・女性・障害者などあらゆる人権問題における市民の認識を深めることを目的として、人権問題講演会や市民人権講座を実施するとともに、広報津におけるシリーズ人権の連載や、人権だより（人権啓発紙）の発行、駅・スーパーなどの街頭啓発や啓発物品の配布などを通じて、市民への啓発活動を行っており、今後も一層の充実が望まれます。
- 人権擁護委員が、人権相談や人権啓発事業に取り組んでおり、活動の充実に向けたより一層の支援が必要となります。
- 同和問題の早期解決を目指し、実施してきた特別対策事業等により、対象地域における住環境の整備などには一定の成果を見ることができましたが、今なお生活環境や教育、就労等の残された課題については、引き続き一般施策に工夫を加えながら人権・同和問題の解決に向け、事業推進を図る必要があります。
- 隣保館は、地域社会全体の中で福祉の向上や人権啓発の住民交流の拠点となる開かれたコミュニティセンターとして、生活上の各種相談事業や人権課題の解決のための各種事業を実施しています。今後は、基本的な機能に加え、地域のボランティアグループなどと連携を図りながら地域社会に密着した総合的な活動を展開し、日常生活に根ざした啓発活動を通して、人権・同和問題の解決を図っていく必要があります。
- 非核・平和都市宣言都市として、平和の尊さについて、認識を深めるよう、さらに平和に対する市民の意識の高揚に努める必要があります。

【施策の体系】



【施策の内容】

(1) 人権施策の推進

- 「人権が尊重される津市をつくる条例」及び「津市人権施策基本方針」に基づき、同和問題をはじめとするあらゆる人権問題に対する市民の理解と認識を深める為、講演会、研修会などの効果的な啓発活動を展開し、人権に関する意識の向上を図ります。
- 人権擁護については、人権相談・人権啓発を行うほか、人権侵害の救済については、津地方法務局などの人権擁護機関と連携を図りながら行います。

(2) 地域調整事業の推進

- 特別対策法は失効しましたが、今後も引き続き地域課題の解決のため、地域住民、関係団体、関係機関との連絡調整を図りながら、一般施策に工夫を加えた事業を推進することにより、人権・同和問題の解決に努めます。

○地域における住民交流、啓発活動等の拠点である集会所、会館等の適正な維持管理を実施します。

(3) 隣保館運営事業の推進

- 人権・同和問題の解決のために、地域住民の生活実態やニーズを的確に把握し、生活・健康等相談事業、教養文化事業、人権啓発・広報事業、地域交流事業、デイサービス事業などのほか、自治会、老人会など地域との連携を図りながら地域住民の生活課題に応じた各種事業を推進します。

(4) 平和事業の推進

- 「非核・平和都市宣言」に基づき、講演会・原爆パネル展等を通じて、非核三原則を遵守し、人類普遍の願いである恒久平和の実現に向けた施策を推進します。

【施策の取組指標（現状と目標）】

3-5 人権尊重社会の形成

施策の取組指標	現状(平成18年度)	目標(平成24年度)
人権問題講演会、人権講座等への参加者数	1,200人	3,000人
施策の取組指標	現状(平成19年度)	目標(平成24年度)
原爆パネル展等の開催箇所	10会場	30会場

▶第2章目標別計画▶4活力のあるまちづくり▶4-1自立的な地域経済の振興

4 活力のあるまちづくり

4-1 自立的な地域経済の振興

第1項 産業拠点の形成

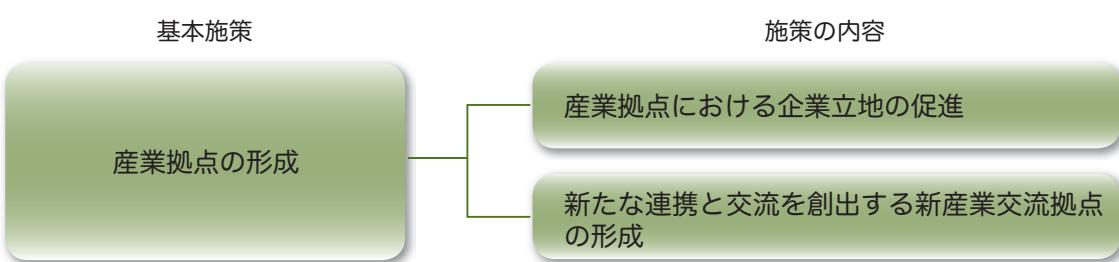
【現状と課題】

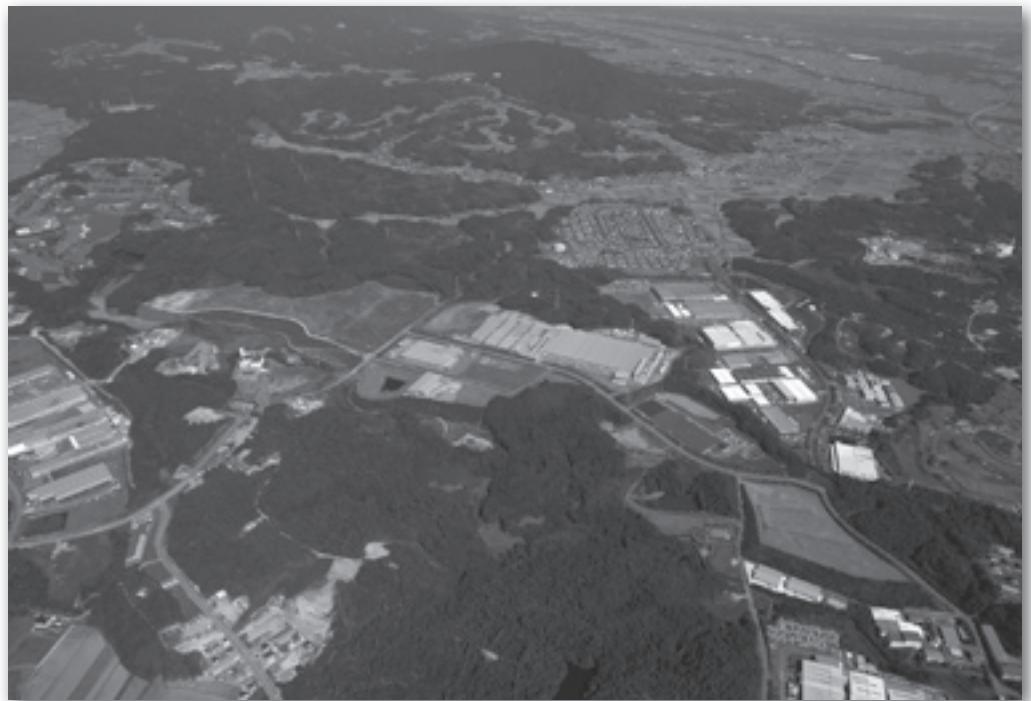
- 優れた立地環境を活用して自立的な経済基盤を形成するために、中勢北部サイエンスシティ及びニューファクトリーひさいを整備し、企業誘致を進めてきた結果、造成済み区画は概ね6割の企業が立地しました。
- これらの拠点について、必要なハード整備を進めるとともに、本市の産業振興をリードする拠点となるような施策が必要となっています。
- 近畿自動車道伊勢線の津インターチェンジ周辺地区については、国際軸と新たな国土軸とが結節し、広域交通ネットワークの要の位置にあることか

ら、県都としての求心力を高めていくとともに、新たな連携と交流を創出することができる新たな産業拠点としての形成を検討していく必要があります。



【施策の体系】





【施策の内容】

(1) 産業拠点における企業立地の促進

①中勢北部サイエンスシティの整備

- ・中勢北部サイエンスシティについて
は、未造成区域の開発、幹線道路や公
共下水道など関連インフラ^{*}の整備を
促進し、立地基盤の整備に取り組みま
す。
- ・あのつピアについては、中核施設とし
て産業振興センターを設置し、産学官
連携の活性化など地域産業の振興を
図る拠点として魅力を高めます。

②ニューファクトリーひさいの整備

- ・ニューファクトリーひさいについて
は、企業立地を促進するため、大規模
区画の分割整備を促進します。

(2) 新たな連携と交流を創出する

新産業交流拠点の形成

- ・県都としての活性化を牽引し、本市の
求心力をさらに高めるため、近畿自動
車道伊勢線津インターチェンジ周辺
地区において、新たな交流と連携を創
出する産業の集積や都市機能を備え、
本市の玄関口として圏域内外との交
流を展開する新たな産業交流拠点の
形成をめざし、調査・研究等を進めます。
- ・間伐材などのバイオマス資源等を活用
した循環型産業など、森林資源を活用
した新たな取組を進めるために、林業
関係者、森林・林業関係団体、大学及
び企業等から成る研究会の設置に向
けた取組を進めます。

インフラ

インフラストラクチャーの略で、都市の基盤となる道路、鉄道、
上下水道、電気、通信などの施設。

第2項 農業の振興

【現状と課題】

- 津市の農業就業人口は8,450人、販売農家における経営耕地面積は6,114ha（平成17年国勢調査等）となっていますが、どの指標も減少傾向が続いており、効果的な振興策が課題となっています。
- 平野部では、水稻のほかにキャベツ・大根・にんじん・ブロッコリー・なす・キュウリなどの野菜と梨・みかんなどの果樹、山間地域では、お茶など、多様な産物が生産されていますが、経営の安定化を図るためにには、消費の拡大とブランド化等による付加価値を高めることが必要となっています。
- 農業基盤分野では、用排水路の老朽化対策としての改修やパイプライン化を進めています。また、老朽化した頭首工及びため池等の整備促進や排水機場等農業関連施設の適正で効率的な保守点検と整備・改修が必要となっています。
- 畜産業については、環境に配慮した経営を促進し、**BSE**^{*}（牛海绵状脳症）や**鳥インフルエンザ**^{*}の発生以降の消費者の畜産物に対する不安や不信を取り除く施策が必要となっています。
- 農業者年金は農業者の生活の安定と福祉の向上等を目的とした年金で、この制度の周知を図るなど加入推進に向けた取組が必要です。
- 農業共済制度への加入を進めるとともに、農作物への鳥獣害を防止する損害防止事業等を実施し、農業経営の安定化に資する制度として利用促進を図る必要があります。
- 後継者不足等により耕作放棄地が拡大していくことが懸念されます。このため、後継者の育成を図るとともに、付加価値の高い農産物の生産や、貸し農園などによる農地の活用を進めることができます。のために、新しく稼動した農地情報システムの有効な活用が必要です。
- 中山間地域においては、耕作の容易でない農地の活用や、有害鳥獣から農作物をどのように守るのかが課題となっています。
- 産業としての農業を確立するためには、認定農業者や集落営農組織による経営基盤の強化を進める必要があります。そのため農地の集積や面的な集約などによる効率的な経営を促進するとともに、認定農業者の育成と集落営農の拡大、法人化を図ることが課題となっています。

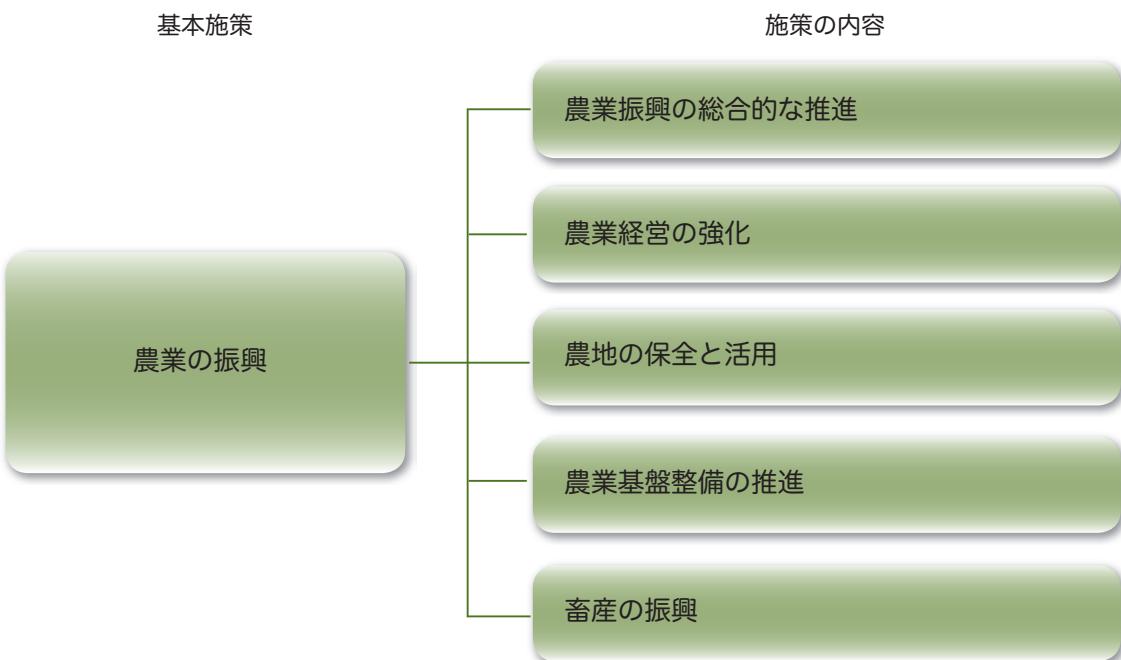
BSE（牛海绵状脳症）

Bovine Spongiform Encephalopathy の略。異常プリオンたんぱく質（細胞たんぱく質の一種が異常化したもの）に汚染された飼料（BSE 感染牛の脳等を含む肉骨粉等）の摂取により経口感染すると考えられている牛の疾病。

鳥インフルエンザ

A型インフルエンザウイルスが鳥類に感染して起きる鳥類の感染症。中でも、ニワトリなどの家禽類に感染して、宿主を死に至らしめる高病原性鳥インフルエンザ（Highly Pathogenic Avian Influenza, HPAI、家禽ペスト）を指すことが多い。る牛の疾病。

【施策の体系】



【施策の内容】

(1) 農業振興の総合的な推進

- ①津市産業振興ビジョンの策定と推進
- 国・県の産業施策や動向等を把握しながら、農業振興の指針となる「津市産業振興ビジョン」を策定し、農業経営の強化や農地の保全と活用、農業基盤の整備、畜産の振興に取り組むなど、計画的な施策・事業の実施のもと、農業振興の総合的な推進を図ります。

②津市農業振興地域整備計画に基づく農業振興の推進

- 「津市農業振興地域整備計画」に基づいて、農地の保全や基盤整備を進めます。なお、平成21年度を目指し、「津市農業振興地域整備計画」の見直しを行います。

(2) 農業経営の強化

- ①農業経営基盤の強化
- 認定農業者への農地の集積などを進め、経営改善を図るとともに、集落営農組織の法人化を促進します。
- 農業関係団体等と連携して農業生産団体の育成と組織の強化を図ります。
- 中山間地域においては、収益性の高い農産物の研究と集落営農組織の設立に努めます。
- ②農業経営の安定化促進
- 農業共済事業の円滑な運営を進めるために、農家へのPRを強化し加入促進を図ります。
- 三重県農業共済組合連合会と連携し、農作物や家畜等への損害を防止する

ための効果的な事業を推進します。

- 農業者年金制度については、関係機関と連携しながら広くPRを行い、加入推進を図ります。

③担い手・後継者の育成

- 認定農業者や集落営農など今後の農業を担う若者等を対象とした先進的経営への就農体験等により、農業への関心と就農意欲を高めます。

- 県と連携して就農相談を実施します。

- 農業経営基盤強化資金等への利子補給により、経営の安定と拡大を支援し、担い手や後継者の育成を図ります。

- 農業法人による雇用や家族経営協定など就農方法の多様化を促進します。

④ブランド化・地産地消の推進等

- 農産物の付加価値を高めるため、県の「みえの安心食材表示制度」の認定を促進するとともに、農業団体等との協働により地域特産物の認定に向けた取組を進めます。

- 農林水産品の産直所の設置などにより情報発信・PRの強化に努め、販路拡大を図ります。また、国道23号中勢バイパス津(河芸)工区に予定されている道の駅の整備促進にあわせて、産直所や情報発信機能等の整備を進めます。

- 地域の農産物を活かすため、食品関連産業とのマッチングに努めるとともに、イベント等を通じて生産者と消費者が交流し、地域の農産物に対する理

解が高まるよう地産地消を推進します。

- 安全安心な農産物の生産など、市民が健康で豊かな食生活を営むことができるよう、食の安全の確保について促進を図ります。

(3) 農地の保全と活用

①農地の保全対策

- 地域の土地利用のあり方を踏まえた優良農地の保全と有効な土地利用を図るため、農地法等の規定に基づき適正な農地行政を進めます。

- 耕作放棄地の解消に向けての取組や、中山間地域の耕作が困難な農地の活用を進めます。

- 鹿、猪、猿による農作物への被害が増えており、防護柵設置への支援や個体調整、生息地の管理等を進めます。

- 農地や農道、水路及び農村の環境を守るために、地域における住民ぐるみの取り組みを支援します。





②農地の管理・流動化の促進

- 農地情報システム^{*}を効果的に活用し、農地の適正管理に努めます。
- 効果的かつ安定的な農業経営を進めるため、農地の流動化や利用の促進を図ります。

③遊休農地の活用

- 市民を対象とした特定農地貸付事業の積極的な活用を図り、農業を通じた地域間交流を充実します。

配慮しながら適切な維持管理に努めます。

④農業集落排水の整備

- 啓発活動により農業集落排水の供用率の向上を図るとともに、公共用水域の保全に寄与するため施設の適正な維持管理に努めます。

(4) 農業基盤整備の推進

①用排水施設の整備

- 農家の経費の削減及び農地の維持管理の省力化を図るため、用水路のパイプレイイン化を推進します。

- 頭首工、ため池、排水機場等農業関連施設については、老朽化に対応した整備を行います。

②農道の整備

- 基幹農道のグリーンロードは一部ルート変更により早期の事業完了を図ります。

- 一般農道については緊急度・優先度に

(5) 畜産の振興

- 畜産関係の研修会の開催などの支援を行うとともに、畜産業の振興のため中心的な担い手となる認定農業者を育成します。

- 環境にやさしい農業を目指すため、耕畜連携による土壤づくりシステムの推進、悪臭防止対策の促進を図ります。

- BSE（牛海綿状脳症）対策など食の安全安心への取り組みを促進するとともに、鳥インフルエンザへの対応を県と連携して進めます。

農地情報システム

農地の情報をデータ化し、農地の管理のほか農家台帳や農業委員選挙人名簿などの管理を行うことのできるシステム。

頭首工

河川などから用水路へ必要な農業用水を引き入れるための施設。

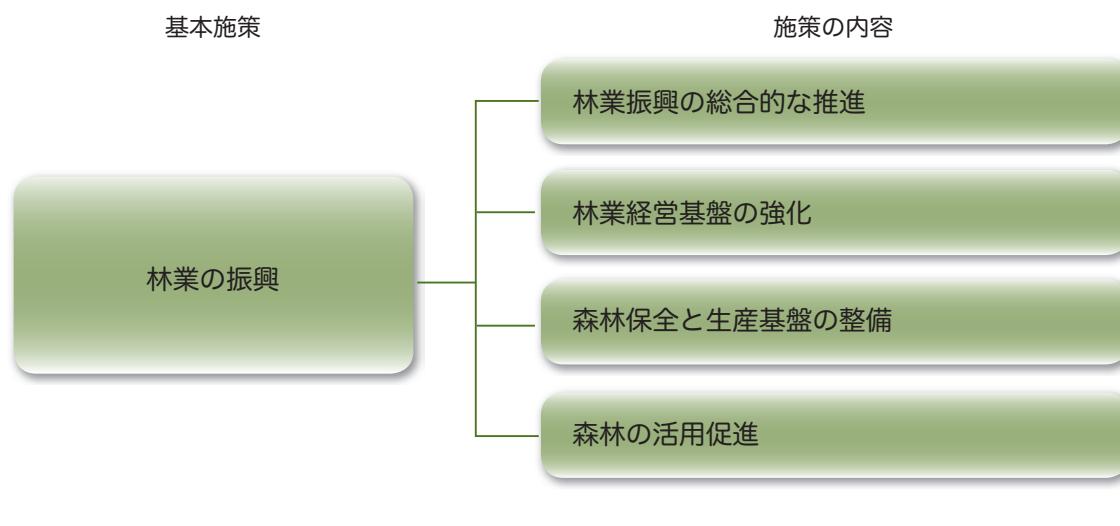
第3項 林業の振興

【現状と課題】

- 津市の林業就業者数は105人（平成17年国勢調査）であり、平成7年の約40%と大きく減少しています。森林面積は市域の約60%にあたる41,388haとなっています。
- 林業は、木材価格の低迷により経営の採算性が悪化していることとあいまって、後継者や従事者の減少が続いている。このため、適正な管理の行われていない森林が増加して、山地災害防止機能等森林の持つ公益的な機能が低下しています。
- 生産基盤である林道は、豪雨等自然災害に脆弱であり、適正な維持管理が重要になっています。
- 広大な森林地域の保全と活用を進めるためには、森林所有者だけでは限界があり、森林の有する多面的機能についての市民の理解を得て、幅広い協力体制を構築することが必要となっています。
- 間伐材は材価の低迷等採算に合わないためにその多くが山に放置されています。このため森林の適正管理と木材の利用を進めるために、公共施設や住宅に活用するなど間伐材利用を促進することが課題となっています。



【施策の体系】



【施策の内容】

(1) 林業振興の総合的な推進

- ①津市産業振興ビジョンの策定と推進
- 国・県の産業施策や動向等を把握しながら、林業振興の指針となる「津市産業振興ビジョン」を策定し、森林の保全と生産基盤の整備、森林の活用促進に取り組むなど、計画的な施策・事業の実施のもと、林業振興の総合的な推進を図ります。

②森林計画に基づいた林業振興の推進

- 「津市森林整備計画」に基づいて県、森林組合並びに林業関係者等と一緒にした適切な森林整備を計画的に推進します。

(2) 林業経営基盤の強化

①担い手・後継者の育成

- 新たな担い手を確保するため、県と連携し林業への关心と就業意欲を高めるための情報提供や啓発活動を進めます。
- 地域林業の中核的な担い手となる林業経営者や林業事業体等の育成を図るため、県と連携し経営支援や機械化の促進などを進めます。

(3) 森林保全と生産基盤の整備

①森林の保全と整備

- 森林組合等林業関係者との連携を図りながら、災害を防止するための治山施設の整備や水源地域等の森林の造成・

整備を総合的に行う治山事業を促進します。

○鹿、猪などにより、年々増加する苗木等への被害について、農地の保全と一体となった獣害対策を講じます。

②林業生産基盤の整備

- 林業生産基盤である、林道、作業道の整備を進めるとともに、林道等の適正な維持管理を行います。

(4) 森林の活用促進

①木材利用の拡大

- 公共施設や住宅等への地域産木材の利用促進を図るため、ブランド化促進事業や販路拡大の取組を支援すると共に、公共施設等への利活用の促進を図ります。

②森林の環境教育等への活用

- 広く市民に森林や林業に対する理解を得るため、レクリエーションの場や、環境教育、体験活動等の機会を提供します。

③森林を活用した新たな取組

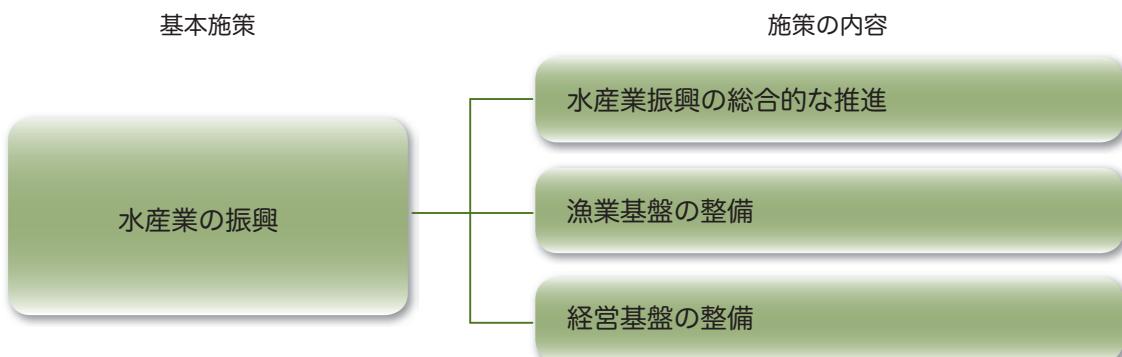
- 間伐材などのバイオマス資源等を活用した循環型産業など、森林資源を活用した新たな取組を進めるために、林業関係者、森林・林業関係団体、大学及び企業等から成る研究会の設置に向けた取組を進めます。

第4項 水産業の振興

【現状と課題】

- 津市の漁業経営体数は146経営体、同漁獲量は6,262tです（平成17年三重県漁業地区別統計表）。経営体数でみると、平成7年から10年間で24%以上減少しています。
- 漁業者の高齢化と後継者不足が深刻化しており、安定した漁業経営を推進するため、漁港の整備・改修や経営近代化等への支援をしていく必要があります。
- 津市水産振興連絡協議会とともに、稚苗放流を実施し、また、漁協に対する稚貝放流への支援などを進めており、今後も育てる漁業をさらに推進する必要があります。

【施策の体系】





【施策の内容】

(1) 水産業振興の総合的な推進

- ①津市産業振興ビジョンの策定と推進
- 国・県の産業施策や動向等を把握しながら、水産業振興の指針となる「津市産業振興ビジョン」を策定し、漁業基盤の整備、経営基盤の強化に取り組むなど、計画的な施策・事業の実施のもと、水産業振興の総合的な推進を図ります。

(2) 漁業基盤の整備

①漁港等の基盤整備

- 河芸、白塚、香良洲漁港について、水産業生産拠点としての機能の向上を一層図るため、漁港の環境を整えます。
- 漁業者の作業の軽減と効率化を図るために、漁業施設の近代化を進めます。

②資源管理型漁業の推進

- 漁獲量の維持を図るために、漁獲が見込まれる魚貝類等の増殖・養殖を促進します。
- アサリの漁獲を維持するために、漁協による種苗放流事業を今後も支援します。

(3) 経営基盤の強化

- 関係団体と連携して、イベント等を通じて水産物の消費拡大を広くPRするとともに、地域特産品のブランド化を促します。
- 活力ある漁業・水産加工業の確立をめざし、後継者・漁業者の育成を進めます。
- 県の漁協合併に関する基本構想などに基づき、漁業協同組合及び漁業経営体の体質強化を促します。

第5項 工業の振興

【現状と課題】

- 津市の第2次産業の製造業事業所数（従業者4人以上の事業所）は563、従業者数は21,832人、製造品出荷額等は約8,350億円です（平成17年「三重の工業」）。事業所数と従業者数については、年々減少傾向にあるものの、平成17年にあってはともに増加しており、製造品出荷額等についても増加傾向にあります。
- 製造業の業種構成は、食料品の割合がやや高く、金属製品、輸送機器と続くものの、特に目立った業種は見られません。また、製造品出荷額等については、電子部品・デバイス、輸送機器、食料品等において多いなど、多様な業種の集積が見られますが、市内に研究開発機能を持つ企業の立地が少ないといった構造的な問題が見られます。
- 現在、三重県・国立大学法人三重大学等による三重県メカトロ^{*}・ロボット研究会のもと、企業間の連携や新産業の導入に向けた取組を進めているほか、企業立地促進法（通称）に基づく「津地域産業活性化基本計画」のもと、本市の地域性等を踏まえた産業集積に取り組んでいます。今後、これらの取組を通じ、重点産業への支援や新たな産業立地と育成を促進しながら、効果的・総合的な振興施策を推進する必要があります。
- また、中勢北部サイエンスシティの中核施設あのつピア及び国立大学法人三重大学にあるインキュベータ機能を有効に活用し、新産業の創出に取り組む必要があります。
- 企業立地の受け皿となる工業団地の整



メカトロ

メカトロニクスの略。機械装置に電子工学的知見を融合させることによって、新たな価値を求める学問・技術分野。

備や工場適地の指定については、企業立地等の現況や今後の動向等を踏まえて、新たな立地基盤の必要性等について、検討する必要があります。

- 既存工業の振興・中小企業の育成については、企業を取り巻く諸状況や企業等の実態を踏まえ、今後の振興・育成につながる新たな支援について検討が必要です。
- 新規事業への取組みや新技術の開発、さらに販路拡大のためには、大学等を活用した産学官連携の推進や企業同士による交流、連携、ネットワークづ

くりが必要です。

- 近年の就業構造の変化、北勢地域の現状等を踏まえ、市内企業等については人材不足が問題となっていることから、その解決のために人材の育成と確保を図るとともに、退職期を迎える世代等の活用が必要です。
- 地場産業については、近年の商標登録や地域ブランド化への動きを踏まえ、既存工業等とのマッチングを通じた新たな商品開発等に取り組むとともに、PRと販路拡大への検討が必要です。





【施策の内容】

(1) 工業振興の総合的な推進

- ①津市産業振興ビジョンの策定と推進
 - 国・県の産業施策や動向等を把握しながら、工業振興の指針として「津市産業振興ビジョン」を策定し、既存工業・中小企業の振興をはじめ、新産業の導入や研究開発機関の集積に取り組むなど、計画的な施策・事業の実施のもと、工業振興の総合的な推進を図ります。
 - 企業立地促進法（通称。平成19年6月に施行）に基づく「津地域産業活性化基本計画」については、関係者で組織する津地域産業活性化協議会のもと、その支援策を通じながら、本市の産業構造を踏まえた関連企業の集積等に努めます。
 - 三重県・国立大学法人三重大学等とともに設立した三重県メカトロ・ロボット研究会については、企業と三重大学のシーズとの連携により、メカトロ・ロボット関連に係る研究開発の拠点

化及び関連産業の集積等に向けた取組を促進します。

②産業振興センターの整備

- 中勢北部サイエンスシティ内のあのつピアについては、機能強化を図りながら、三重県産業支援センターや三重県科学技術振興センター等関係機関との連携のもと、企業間や产学研官の活動の中核施設として産業振興センターの整備を行います。
- 同センターに、企業や大学等研究機関の研究者が集い、企業ニーズと大学等の研究シーズとのマッチングを図るとともに、研究者等の人材育成の場として、大学等研究成果活用プラザ（仮称）を設けます。
- 三重県産業支援センター等との連携のもと、地域資源を活用した新商品開発等に対するマーケティング支援、国立大学法人三重大学等の研究者と中小企業等との产学研連携に対する支援、市

内中小企業の新たな事業展開に対する支援等を行います。

(2) 企業立地の促進

①積極的な企業誘致活動

- 「津地域産業活性化基本計画」に指定する業種を誘致対象の中心として、本市の優位性のPR、他地域との差別化、きめ細かい立地サポートなど戦略的な企業誘致活動を展開します。

②立地基盤等の整備

- 市の土地利用方針と企業誘致戦略のもと、工業団地の整備や現況等を踏まえた工場適地の指定についての検討を行います。

- 中勢北部サイエンスシティ第1期末造成区域の造成、ニューファクトリーひさいの区画分割による企業立地促進に向けた整備を促進するとともに、新たな立地基盤については、社会経済情勢等を十分勘案のうえ具体化を図ります。

(3) 既存工業の振興・中小企業の育成

①新たな支援制度の創設

- 既存工業の高度化と販路拡大、また、今後の企業を支える人材の育成と確保を図るため、企業が行う研究開発や人材育成に対する新たな支援制度を制定し、企業活動の振興を推進します。

②商工会議所、商工会活動の支援

- 商工会議所や商工会が行う中小企業経営者に対する経営指導、研修等の開催を支援しながら、中小企業の経営基盤

の強化を促進します。

③異業種交流、产学官連携の推進

- 既存工業や中小企業の新分野開拓や新技术開発を支援するため、国立大学法人三重大学、三重県産業支援センター等関係機関との連携のもと、企業間のマッチング等を行う異業種交流を開催するとともに、あのつピアを拠点とした産学官交流・連携の場づくりに努めます。

④人材育成・確保の推進

- 地域産業を担う人材の育成と確保に資するため、企業自らの取組を支援するとともに、三重県、国立大学法人三重大学、商工会議所等関係機関との連携のもと、団塊の世代をはじめとする退職者等人材の有効活用、インターンシップの受入や各種セミナーなどの開催を促進します。

- また、次代の本市産業を担う人材の育成に向け、企業訪問による見学と体験、技術者との交流等を通じて、ものづくりに対する興味と理解を深めてもらうよう、教育委員会との連携のもと、小学生を対象とした工業体験事業に継続的に取り組みます。

⑤地域ブランドの確立

- 地場産業等とのマッチングに努め、地域と一体となった商品や付加価値の高い新製品の開発を促進しながら、本市のイメージの形成に資する地域ブランド戦略を推進します。

第6項 商業の振興

【現状と課題】

- 津市の第3次産業就業人口の比率は68.6%（平成17年現在）で、県都という都市の特徴から都市機能が集積し、行政機関から金融機関、各種サービス機関まで幅広く立地するなど、第3次産業の構成比が高い産業構造になっています。
- 津市の卸売業の商店数は666、従業者数は6,182人、年間商品販売額は約4,700億円で、小売業の商店数は2,552、従業員数は16,613人、年間商品販売額は約2,800億円です（平成16年現在）。商店数で見ると、卸売業・小売業ともに概ね減少を続けて

おり、特に平成11年から平成14年にかけて大きく落ち込んでいます。その背景には、平成12年の大規模小売店舗立地法の施行により、郊外型の大型商業店舗の急激な立地増加に伴い、中心市街地の小売店の撤退が続いたことが影響しているものと考えられます。

- 特に、中心市街地においては、小売店の撤退や都市機能が分散するとともに、人口減少や高齢化が進むなど、衰退傾向が著しくなっています。今後は、まちづくり三法（「都市計画法」、「中心市街地活性化法」、「大規模小売



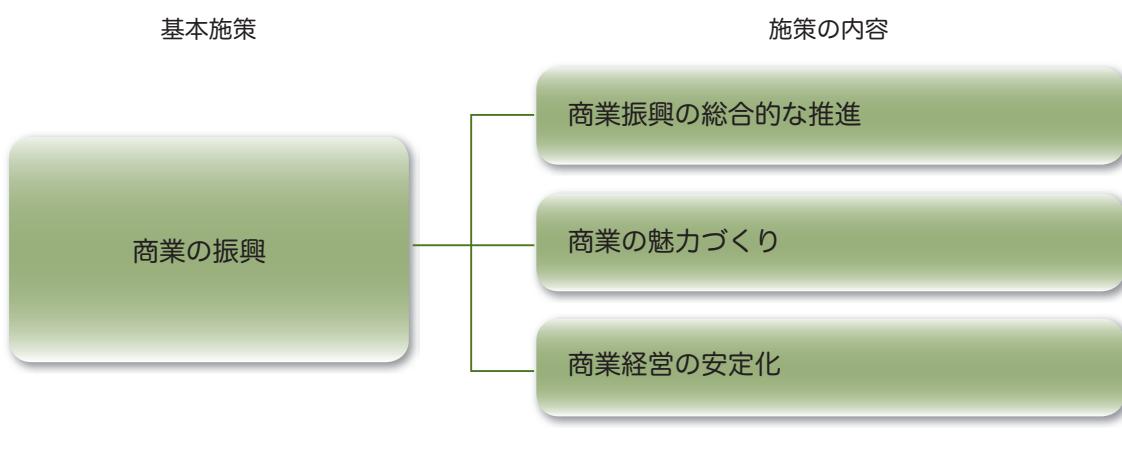
店舗立地法」)の改正に対応した「歩いて暮らせるコンパクトなまちづくり」のため、市内外からの誘客や歴史文化等の地域資源の活用による地域の特性を生かしたシステムづくりと、魅力ある中心市街地の商業振興に取り組む必要があります。

- 合併により広くなった市域では、集落地域や商店等が拡散している状況にあることから、地域の環境整備や、地域の現状等を踏まえたコミュニティビジネスなど新たな手法・新たな事業への検討などの対策が必要です。
- また、中山間地域における商業振興については、当該地域における人口減少に歯止めをかけるための定住策や、交流人口増加のための観光振興などを絡めた総合的な地域振興策の中で、新たな取組を行う商業者に対する支援が必要となっています。
- 商店街等においては、活性化に資する商店街事業を実施していますが、集客

や賑わいなどが一過性にとどまっているため、今後は継続的な効果が現れるよう、新たな視点に立った商店街事業等を工夫することが必要です。

- 多様で豊かな自然環境に恵まれ、様々な農林水産品を産出していることから、これらを活用した新商品の開発に向け、支援策を講じていくことが必要です。
- 融資対策については、三重県要綱に基づく小規模事業資金融資を受けた場合の保証料に対する補給を行っていますが、今後とも、小規模事業者の経営の安定等を図り、本市の産業振興に資するため、引き続き交付していくことが必要です。
- 商業者については、その経営が零細であることから、関係機関との連携のもと、経営相談事業や各種融資制度の活用を促すなど、経営等に対する相談体制等を充実していくことが必要です。

【施策の体系】





【施策の内容】

(1) 商業振興の総合的な推進

- ①津市産業振興ビジョンの策定と推進
 - 国・県の産業施策や動向等を把握しながら、商業振興の指針となる「津市産業振興ビジョン」を策定し、商業環境の整備をはじめ、地域產品を活用した新商品の開発、観光振興策との連携等に取り組むなど、計画的な施策・事業の実施のもと、商業振興の総合的な推進を図ります。

②津市中心市街地活性化基本計画の推進

- 中心市街地については、まちづくり三法の改正に呼応した「中心市街地活性化基本計画」に基づき、多様な都市機能が集積したコンパクトなまちづくりを図りつつ、商業の活性化に関する事項について計画的な推進を図ります。

(2) 商業の魅力づくり

①中心市街地における魅力ある商業環境の整備

- 継続的な集客と賑わいの創出や商店街

の活性化、地域貢献等につながるよう、商店街事業等の支援内容等を見直すとともに、事業者に対し事業内容の工夫を促しながら、費用対効果の観点に立った支援に努めます。

- 空き地、空き店舗等の活用支援など、商業への投資環境を高めることにより、民間活力の導入を図ります。
- 魅力ある商店街づくりのため、環境負荷の軽減や高齢者をはじめとした来街者の安全に配慮した商店街の環境整備の支援に努めます。

- 商工会議所、まちづくり会社、商業者、地域住民等が相互に連携し、個店及び商店街の魅力や付加価値を高める取り組みを促します。また、歴史・文化的資産等の地域資源を活用しながら、中心部の賑わい創出と商業の活性化を図ることを目的に地域と連携して実施される事業への支援に努めます。

- 平成20年の藤堂高虎公入府400年を契機としたまちづくりを推進するため、高虎楽座など高虎公を広く周知

- する事業に積極的に取り組みます。
- 商店街と地元企業が連携した日常的な誘客を図るためのシステムづくりに取り組めるよう支援します。
- ②周辺地域における商業環境の整備
- 中心市街地以外に拡散する商業地域においては、それぞれの地域の生活基盤を支える拠点商業として、商工会等関係機関と連携しながら、地域に応じた商業環境の整備や地域商業者の自主・自立的な取組を支援します。
 - また、地域に根ざした新たなビジネスモデル^{*}を指向する商業者に対しては、先進事例等の情報提供などの支援を行います。
- ③新商品の開発、新事業への取組
- 国・県が行う支援策等を活用しながら、多様な自然環境に恵まれた地域資源等を活用した新商品の開発を促進するとともに、数多く有する観光資源との連携のもと、観光振興と一体となった商業の振興に努めます。
 - 新商品の開発や観光資源と一体となった商業振興にあたっては、地域振興や観光振興にかかる専門家の活用を図ります。
 - 中心部はもとより広域な市域の中で生活サービス機能の充実を図っていくため、コミュニティビジネスなど地域で取り組む新たな手法や新たな事業展開に向けた検討を行います。

(3) 商業経営の安定化支援

①経営基盤の強化

- 商業者においては、その経営等が零細であることから、商工会議所、商工会等関係機関との連携のもと、経営相談事業やアドバイザー派遣事業等の活用を通じた経営基盤の強化を促進します。
- また、小規模事業者の経営強化と安定化等を図り、本市の商業振興に資するため、三重県要綱に基づく小規模事業資金融資を受けた場合の保証料補給については、今後とも継続的な交付に努めます。

②経営支援体制の整備

- 地域の経済団体である商工会議所、商工会が実施する商業者等に対する経営指導や研修会等については、その活動を支援します。

③担い手の育成

- 今後の商業を担う若者を対象とした若者チャレンジショップを設置し、実際に商業体験を行うことにより、商業への関心や起業意欲の向上を図ります。
- ・商工会議所やまちづくり会社と連携しながら、若手商業者や起業家を対象とした商業経営などの講座を開催するなど、商業者間の交流を深めながら、中心市街地等の商業振興に向けた次世代を担う人材と担い手の育成を図ります。

ビジネスモデル

ビジネスの仕組み。事業として何を行ない、どこで収益を上げるのかという「儲けを生み出す具体的な仕組み」のこと。

第7項 勤労者福祉と雇用の推進

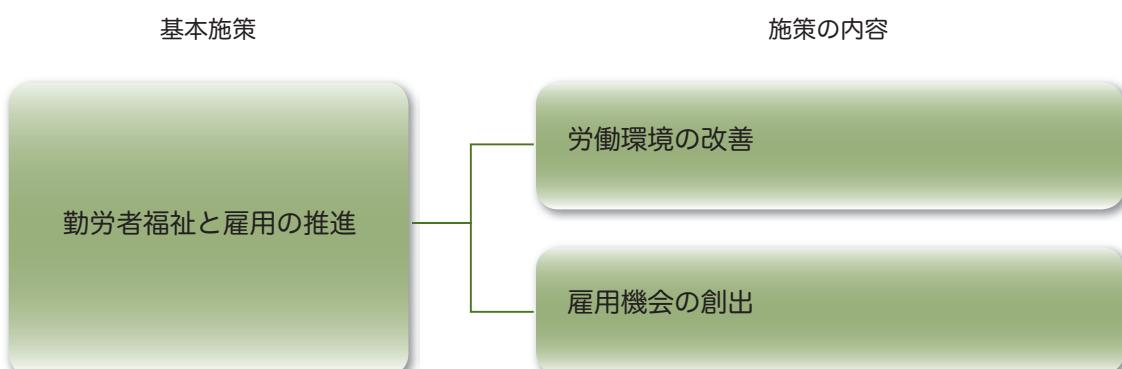
【現状と課題】

- 団塊の世代の退職や好景気を背景として雇用環境（有効求人倍率：津1.43倍、全国1.05倍（平成19年4月時点）、ハローワークニュース津より）は向上していますが、少子高齢社会が進むなか、女性、あるいはニート、フリーター^{*}の自立支援や、定年退職者の能力を活用することが必要となっています。
- 安定した雇用の確保や、労働時間の短

縮・雇用条件の改善など、勤労者の労働環境の向上の啓発活動が重要となっています。

- 雇用環境の向上はみられるものの、勤労者の生活安定向上や、中小企業の勤労者福祉の向上が重要になってきます。
- 人口定着を促進するためには、継続的な雇用の場の確保が必要であり、新規の企業立地などの産業振興施策が重要です。

【施策の体系】



ニート
英国政府が労働政策上の人口の分類として定義した言葉で「Not in Education, Employment or Training」の略語。日本語訳は「教育を受けず、労働をおこなわず、職業訓練もしていない人」

フリーター
定職につかないで、アルバイトをやりながら気ままに生活しようとする人。

【施策の内容】

(1) 労働環境の改善

①労働環境の向上

- 関係機関と連携して、事業者に対して労働時間の短縮、雇用条件の改善に向けた啓発に努めます。

②勤労者福祉の増進

- 福利厚生事業の充実に向けて、中勢地域中小企業勤労者福祉サービスセンターの利用拡大を促します。
- 勤労青少年向けの講座を開講し、自己実現の場を提供します。
- 仕事や就職に関することで悩みや不安のある勤労者等を対象とした、相談事業に取組みます。
- 勤労者の生活安定や福利厚生の充実

に向けて、金融機関と連携した取り組みを行います。

(2) 雇用機会の創出

①均等な雇用機会の提供

- 関係機関と連携して、事業者に対し男女や高齢者等の均等な雇用機会の提供を促します。

- 団塊世代を始めとする退職者等の人材の有効活用について、関係機関と連携して進めます。

②雇用の場の開拓

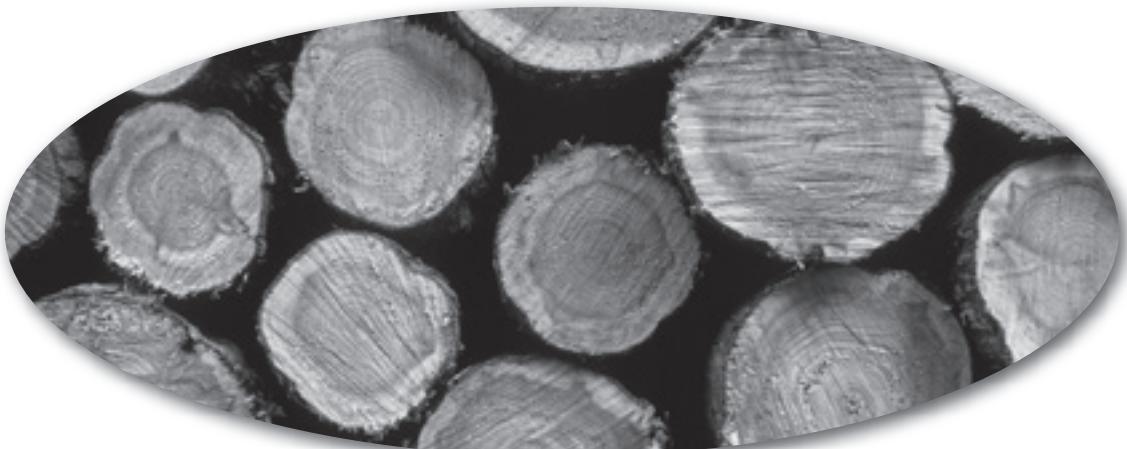
- 産業拠点を中心として積極的な企業誘致を展開するなど、雇用の場の確保に努めます。

【施策の取組指標（現状と目標）】

4-1 自立的な地域経済の振興

施策の取組指標	現状(平成19年度)	目標(平成24年度)
中勢北部サイエンスシティ第1期事業の分譲率 (注 平成19年10月現在の造成済区画)	60.3%	100%
ニューファクトリーひさいの分譲率	59.7%	100%
施策の取組指標	現状(平成19年度)	目標(平成20・21年度)
中勢北部サイエンスシティ未造成区域の造成及び関連公共施設の整備	—	完了(平成21年度)
ニューファクトリーひさい大規模区画の分割整備	—	完了(平成20年度)
施策の取組指標	現状(平成19年度)	目標(平成21年度)
循環型産業の研究会(仮称)の構成団体等数	—	10
施策の取組指標	現状(平成19年度)	目標(平成24年度)
農林水産品の地域特産物のブランド化	—	15品目
施策の取組指標	現状(平成18年度)	目標(平成24年度)
農業産出額	1,585千万円	1,600千万円
施策の取組指標	現状(平成18年度)	目標(平成24年度)
特定農地貸付事業面積	2,887m ²	5,000m ²
施策の取組指標	現状(平成19年度)	目標(平成24年度)
農業集落排水供用率	91.2%	94.0%
施策の取組指標	現状(平成19年度)	目標(平成24年度)
耕畜連携による耕地面積	6.5ha	25ha
施策の取組指標	現状(平成18年度)	目標(平成24年度)
間伐実施面積(市補助分)	665ha	700ha

施策の取組指標	現状(平成19年度)	目標(平成24年度)
環境林整備計画樹立面積 (森林管理委託契約締結済面積)	494ha	600ha
施策の取組指標	現状(平成19年度)	目標(平成24年度)
白塙漁港南防波堤の延伸	着工	完成
施策の取組指標	現状(平成19年度)	目標(平成24年度)
工業付加価値額 [*]	3,869 億円	5,185 億円
施策の取組指標	現状(平成19年度)	目標(平成24年度)
三重県メカトロ・ロボット研究会会員数	15 会員	25 会員
施策の取組指標	現状(平成19年度)	目標(平成24年度)
小学生を対象とした工業体験事業への参加者	50 人	300 人 (累計)
施策の取組指標	現状(平成16年度)	目標(平成24年度)
1 店舗あたりの年間商品販売額	236.2 百万円	240 百万円
施策の取組指標	現状(平成19年度)	目標(平成24年度)
起業家養成講座参加者	13 名	100 名 (累計)
施策の取組指標	現状(平成19年度)	目標(平成24年度)
中勢地域中小企業勤労者福祉サービスセンターの会員数	6,182 人	10,000 人



工業付加価値額

事業所の生産活動において、新たに付け加えられた価値のこと。

工業統計調査における付加価値額の算式は、下記のとおり

《従業員 30 人以上の事業所》

付加価値額 = 生産額 - (消費税を除く内国消費税+推計消費税額) - 原材料使用額等 - 減価償却額

4-2 交流機能の向上

第1項 交流拠点の整備

【現状と課題】

●中心市街地等の都心部においては、人口が減少し、高齢化が進んでいることから、都心居住の推進を図り、高齢者をはじめとするすべての人が住みやすいまちづくりを進めることができます。特にこれまでの都市は拡大成長により発達してきましたが、人口減少や高齢化が進む社会の中で持続的な自治体経営を行うためには、既存ストックの有効活用やインフラ投資の重点化などにより、都市機能の集約を目指すことが課題となっています。

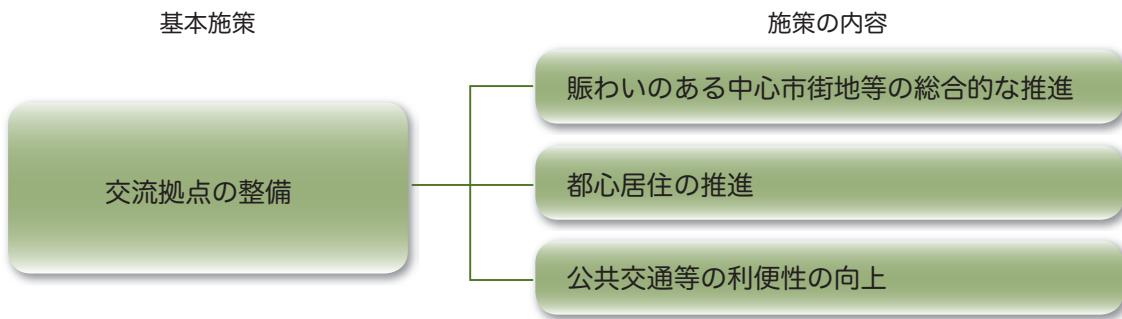
●中心市街地には市役所をはじめ、郵便局、図書館、医療機関等の公共公益施設や商業・業務施設が集積しています。また、藤堂高虎公が築いた城下町を象徴する津城跡をはじめとする歴

史的資源を有していますが、これらの資源を活用した文化施設等が少ないことが課題となっています。

●そのため、これら中心市街地が有する商業・業務機能の充実や歴史的資源等の活用等を図りながら、歩いて暮らせるコンパクトなまちづくりを目指し、中心市街地の整備改善、都市福利施設の整備、都心居住の推進、商業の活性化、公共交通機関の利用促進を図り県都の玄関口に相応しい魅力ある中心市街地の形成を図っていくことが必要です。

●また、高齢社会に対応し、各地域で歩いて暮らせるまちづくりの推進や郊外から中心市街地への公共交通の利便性の向上が課題となっています。

【施策の体系】





【施策の内容】

(1) 賑わいのある中心市街地等の総合的な推進

①津市中心市街地活性化基本計画の策定と推進

○中心市街地について、まちづくり三法の改正に呼応した中心市街地活性化基本計画を策定し、多様な都市機能が集積したコンパクトなまちづくりを図るため、中心市街地の活性化に関する事項について総合的な取り組みを進めます。

②津城跡（お城公園）及びその周辺の整備

○多様な交流の拠点として、藤堂高虎公

入府 400 年を契機に、津城跡の歴史的価値の保存・活用を図るために保存管理計画を作成し、その保全に努めます。また、市民の機運の高まりを踏まえつつ、復元に向けた方向性について調査研究を行うなど、津城跡（お城公園）及びその周辺の魅力的な都市空間の創造などを通じて大門・丸之内地区及び新町地区の商業の活性化につなげていきます。

○藤堂高虎公入府 400 年記念事業を実施するとともに、これを契機とした藤堂高虎公を活用したまちづくりを推進します。

③津駅周辺地区の整備

- 本市の玄関口として津駅の交通利便性を活かしつつ、土地の高度利用等を図るため、津駅前北部地区画整理事業等を促進し、駅前にふさわしい市街地を形成します。

④公共公益施設の誘導

- 中心市街地の活性化のために、大学生や短大生の活動スペースを設け、大学との連携したまちづくりに取り組みます。
- 市民が集まり、賑わいが創出できるよう、空き店舗や空き地等を活用した歴史・文化施設や福祉施設など、公共公益施設の誘導を図ります。
- 商業の活性化や多様な市民の活動の利便性を高めるため、貴重な土地の有効的な活用を考え、中心市街地での駐車場等のあり方を検討します。

⑤まち歩きシステムの整備推進

- 広域の観光拠点と中心市街地を結ぶループバス[※]の活用により、中心市街地と各地域との交流・連携を図るとともに、中心市街地でのまち歩きシステムを構築し、歩いて回遊・滞留できる環境をつくります。
- 中心市街地の歴史資産を活用したウォーキングを継続的に実施して、街や個店の魅力再発見と集客を図ります。

⑥あんしん歩行エリアの形成

- 歩いて暮らせるまちづくりをめざし、国道23号等において歩道のバリアフリー化や憩いの場等の道路環境の整

備を促進するとともに、あんしん歩行エリアの形成に向けた取組を支援します。

⑦久居駅東側周辺地区の整備

- 久居駅東側周辺地区については、本市南部の玄関口としての駅前の利便性を活かし、民間活力の導入も視野に入れつつ、賑わい性を高めるための副次的な都市機能の整備を図ります。

(2) 都心居住の推進

①都心居住の促進

- 若者や高齢者等の中心市街地への住み替えに対応するため、国等が行う支援策などの活用を図りつつ、民間の集合住宅など住宅の供給を促進するとともに、都心居住のための支援制度等を検討します。

②良好な居住環境の形成

- 若者、高齢者などのそれぞれのニーズにあったライフスタイルを提供できるよう、子育て支援サービスや医療・福祉・介護サービスなどの生活サービス機能の充実を図るなど、魅力ある居住環境の形成の促進を図ります。

(3) 公共交通等の利便性の向上

- 民間路線バスや鉄道とコミュニティ交通の有機的な連携を図り、誰もが移動しやすい公共交通網の形成に努めるなど、賑わいある広域的な交流拠点の形成に向け、公共交通等のアクセス利便性と回遊性の向上について検討を進めます。

ループバス

地域内の施設や場所などを周遊して回るバス。

第2項 道路ネットワークの整備

【現状と課題】

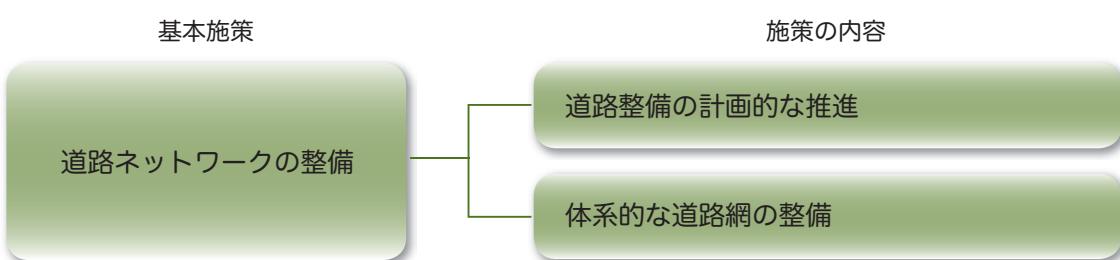
- 本市の道路は、南北に主要な幹線道路として近畿自動車道伊勢線、国道23号、国道23号中勢バイパス、国道306号、主要地方道久居河芸線、広域農道グリーンロードが走り、南北軸を形成しています。また、東西には国道163号、国道165号、国道368号、国道422号、主要地方道津関線、主要地方道津芸濃大山田線、主要地方道久居美杉線などが走り、東西軸を形成しています。
- 津市は合併により広大な面積になるとともに、個性や魅力を持つ多様な地域資源を有することになりました。また、本市は県都としての都市機能の集積や、中京圏、近畿圏の結節点に位置

する地理的条件を生かし、これらの多様な地域資源を活かした広域的な交流や地域間連携を図ることが、市の持続的な発展を図る上では重要となっています。

- そのため、市内外との連携を促進する広域連携軸の形成をはじめ、市民の生活を支える道路の整備など、円滑な道路ネットワークの構築を図っていくことが必要です。
- しかし、国道23号を中心に慢性的な渋滞が起こっており、中勢バイパスの整備促進を図るなど、広域な交通需要に対応した円滑な交通を確保することが課題となっています。



【施策の体系】





【施策の内容】

(1) 道路整備の計画的な推進

①道路整備の計画的な推進

- 「津市道路整備計画」に基づき、効率的に投資効果の上がる道路整備を推進しつつ、国、県道等からなる広域連携軸の充実強化と域内の道路交通網の形成、市域における各地域間の移動の円滑化と市内中心部の円滑な交通流動を図るなど、各路線の役割を明確にし、環状放射型の道路整備などにより体系的な道路網の整備を進めています。

(2) 体系的な道路網の整備

①広域連携軸の形成

- 近畿自動車道伊勢線、中勢バイパス、国道23号、国道163号、国道165号、国道368号、主要県道路線は市の骨格を形成する広域幹線道路として、関係機関に要請して整備の促進を図り、圏域内外から人や物が集中、分散させていくための円滑かつ利便性の高い広域連携軸を形成します。

②域内連携軸の強化

- 広域連携軸を補完しつつ、各地域間の有機的な連携、交流へと結びつけていく域内連携軸として整備の促進を図り、中山間部、農村部等から都市部及び各地域へのアクセスやネットワークの強化等を図ります。

③生活基盤道路の整備

- 域内連携軸を補完し、地域間の連携と交流を高める中心的な生活基盤道路として整備推進を図ります。

- 人や物を移動させるための交通機能の強化はもとより、都市環境機能、都市防災機能、市街地形成機能などの多様の機能を有する道路として整備推進を図ります。

④通過交通の抑制

- 都市部及びその周辺に集中する交通を適正に配分し、都市部への不要な通過交通の抑制による交通の円滑化と生活道路の安全性を確保するため、都市環状道路などの形成を図ります。

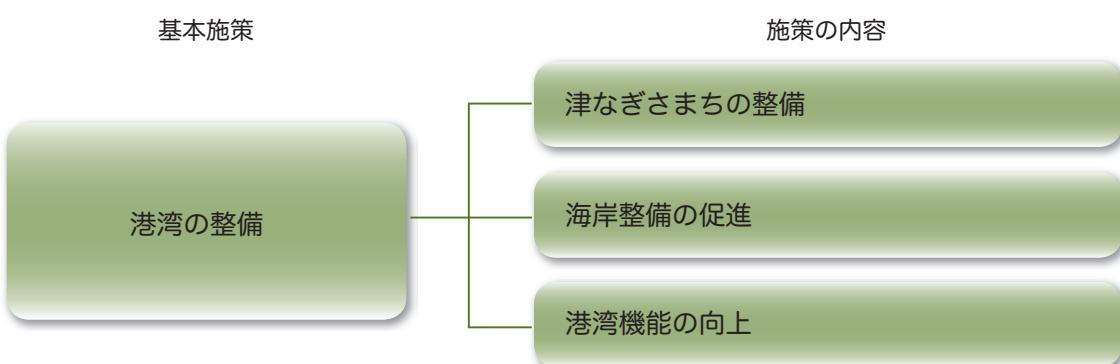
第3項 港湾の整備

【現状と課題】

●津市には重要港湾としての津松阪港があり、「津松阪港港湾計画」に基づき、中部国際空港への海上アクセス拠点の整備が完成しましたが、今後、津なぎさまちにおける新たな交流と活力を創出する拠点づくりの推進のため、さらなる取組が必要です。

●これらの港湾整備を通じて、新たな交流と活力を創造するとともに、地域特性に応じた機能充実を図るため、社会経済情勢を鑑みた「津松阪港港湾計画」の変更等を視野に入れた取組が課題となってきています。

【施策の体系】





【施策の内容】

(1) 津なぎさまちの整備

○津なぎさまち及びその周辺については、県都の玄関口や海上アクセスの交流拠点として、新たな交流と活力を創造する賑わいの創出を図るため、みなとまちづくりの推進に努めます。

○「津松阪港港湾計画」の変更を視野に入れながら、津なぎさまち周辺の背後地の活用方策や中心市街地との連携、交流拠点として求められる機能や整備内容などの検討を進めます。

(2) 海岸整備の促進

○津松阪港の海岸堤防については、地域住民に親しまれ、海辺とふれあえる景

観をもった潤いのある安全な堤防にしていくため、国の直轄事業であるふるさと海岸整備事業により、引き続き贊崎工区の整備促進を図るとともに、現在、未着手となっている阿漕浦・御殿場工区及び栗真町屋工区の早期事業化を促進します。

(3) 港湾機能の向上

○遊漁船や漁船の適正な収容を図るため、伊倉津地区での小型船だまりの整備を促進します。

○新堀地区の物揚場の整備をはじめ、津松阪港（津港区）の港湾施設の整備・改修の促進に努めます。

第4項 公共交通の充実

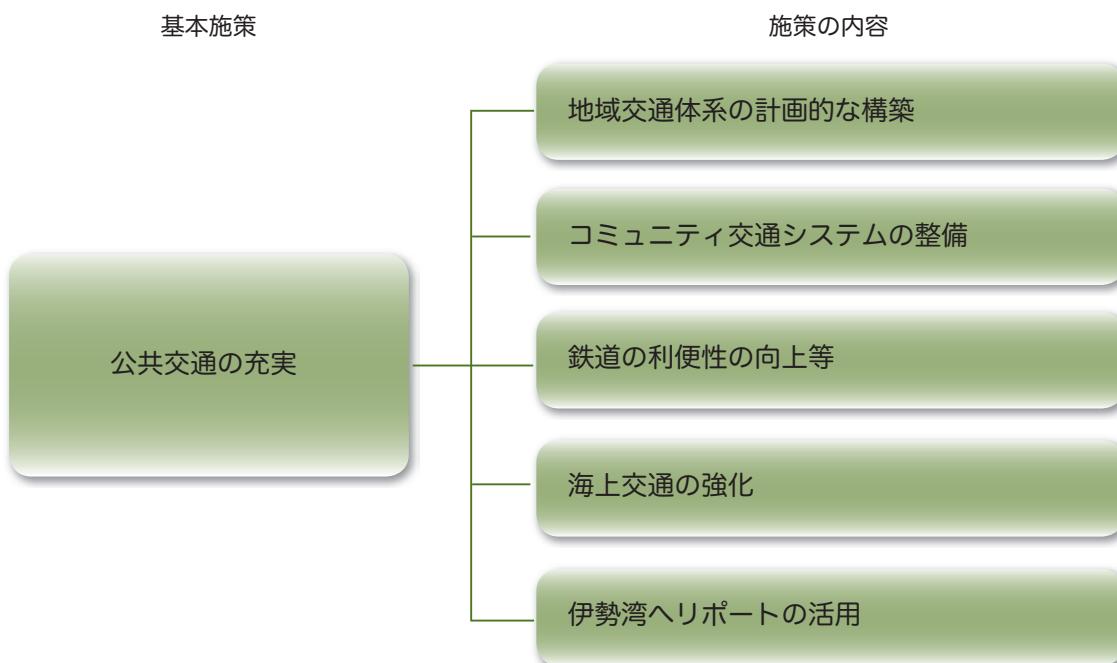
【現状と課題】

- 本市の公共交通機関には、鉄道として近畿日本鉄道株式会社の大阪線と名古屋線、^{*}第三セクターの伊勢鉄道、東海旅客鉄道株式会社の紀勢本線と名松線が通り、大阪圏、名古屋圏、伊勢方面へつながっていますが、年々旅客乗車人員は減少しており、利便性の向上を図りながら利用を促進していくことが課題となっています。
- また、市内の路線バスについては、津駅、津新町駅、久居駅を主なターミナルとして路線が形成され、また、旧市町村から引き継いだコミュニティバス等も運行しており、市民の足とし

て利用されています。しかし、コミュニティバス等については合併前の旧市町村単位での運行になっていることや運賃、運行形態なども異なることから、全市で一体的なものにしていくとともに、効率的な公共交通システムにしていくことが必要です。

- 海上交通については、津なぎさまちと中部国際空港とを結ぶ航路が開設されていますが、県内で他航路が開設するなど厳しい状況にあることから、より一層の利用促進を図るための取組が必要です。

【施策の体系】



第三セクター

国および地方公共団体が経営する公企業を第一セクター、私企業を第二セクターとし、それらとは異なる第三の方式による法人という意味。日本では、国または地方公共団体が民間企業と共同出資によって設立した法人を指すことが多く、その場合、設立が比較的容易でその運営方式も自由な株式会社の形態をとが多い。

コミュニティバス

自治体が住民の移動手段を確保するために運行する路線バスのこと。市街地などの交通空白地帯において公共交通サービスを提供するもの、市街地内の主要施設や観光拠点等を循環する路線などのさまざまなタイプがある。



【施策の内容】

(1) 地域交通体系の計画的な構築

- 地域公共交通の連携等に係る協議会の設置を通じ、地域交通の改善を図りつつ、地域の実情を反映し、民間のバス路線や鉄道とコミュニティ交通の有機的な連携を図るなど、長期的な視野に立った地域交通の未来像と望ましいあり方に関する総合的な対策について、関係者による協議や市民との協働により検討を進めます。

通じて、鉄道の利便性向上を図るために、ダイヤの改正や増便を促進します。

- 鉄道事業者等との連携のもと、利用促進に向け取り組むとともに、駅舎のバリアフリー化や駅へのアクセスの改善など、駅周辺の環境整備に努めます。

(4) 海上交通の強化

- 中部国際空港への海上アクセスの利便性・快適性の向上を図るため、津なぎさまち旅客船ターミナルの適切な維持管理に努めます。

- 県都の海の玄関口としての機能が発揮できるよう、安定した利用客の確保を図るため、運航事業者と連携してPR活動やサービスの向上に取り組みます。

(5) 伊勢湾ヘリポートの活用

- 被災者の救護や生活物資の輸送などの災害時をはじめ、緊急時における津市伊勢湾ヘリポートの利活用を図ります。

(2) コミュニティ交通システムの整備

- 旧市町村から引き継いだバス関係事業は複雑多岐にわたっていることから、利用者等のニーズを反映しながら既存のバス関連等の事業を再編し、効率的で一体感のあるコミュニティ交通システムの整備を推進します。

(3) 鉄道の利便性の向上等

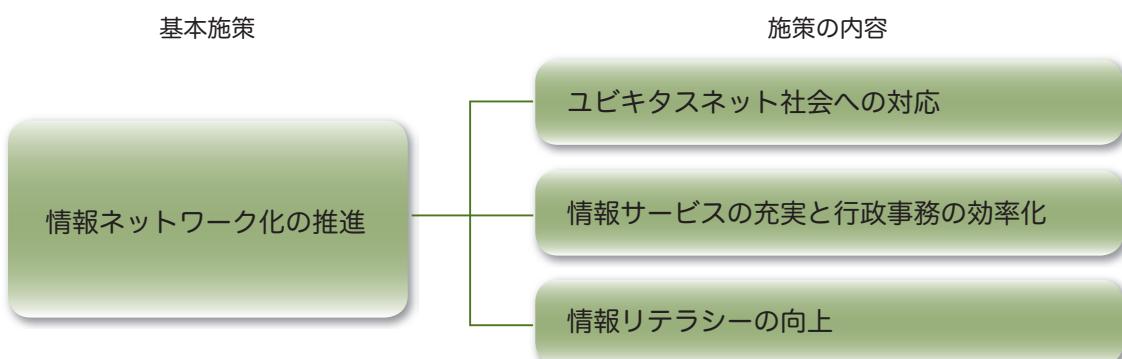
- 三重県鉄道網整備促進期成同盟会等を

第5項 情報ネットワーク化の推進

【現状と課題】

- インターネットが普及し、ホームページを通じて市民への積極的な行政情報の提供や各種申請等を行うことができる情報サービスを進めています。
- 今後は、市民の生活をより豊かに、より便利にすることができるユビキタスネット社会への対応が図れるよう情報ネットワーク化や情報通信基盤の充実、市民の情報リテラシーの向上が必要となります。
- 行政区域の拡大や高齢者の増加によって、行政サービスの利用に不便を感じる市民が増えることが懸念されます。そこで、ICT^{*}（情報通信技術）を活用し、時間や場所にかかわらずにサービスが提供できる体制を構築するとともに、行政の効率化を進めることが課題となっています。

【施策の体系】



ICT

Information and Communication Technology の略で、情報・通信に関する技術一般の総称。



【施策の内容】

(1) ユビキタスネット社会への対応

- 「津市情報化推進計画」の策定のもと、ＩＣＴの技術動向や情報通信格差の是正等を踏まえつつ、ユビキタスネット社会に対応した情報化施策の推進を図ります。

(2) 情報サービスの充実と行政事務の効率化

- 情報通信ネットワークを活用し、各種窓口サービスや健康・文化・教育などの各種情報が活用できるようにサービスの充実を図ります。
- 情報通信ネットワークなどの府内インフラの整備等を推進しつつ、フロントオフィス系システム（住民情報系システム）、バックオフィス系システム（財務会計、文書管理、ＧＩＳ^{*}システム等）の最適化や共有化を図ります。
- 自然災害時に備え、安心安全な暮らしを守るための情報システム環境を、Ｉ

GIS

Geographic Information System（地理情報システム）の略。地理的位置を手がかりに、空間データを総合的に管理・加工し、視覚的に表示し、高度な分析や迅速な判断を可能にする技術。

IDC（インターネットデータセンター）

ネットワーク機器やサーバやデータなどを安全に設置・保管するとともに、インターネット接続などの各種通信網へのアクセスインフラ網を提供するサービスもしくは高度なセキュリティや災害耐性を備え完備された建物。

DC^{*}（インターネット・データ・センター）を活用しながら整えます。

(3) 情報リテラシー^{*}の向上

- 地域情報センターやアスト情報センターについては、両センターの機能を整理しつつ体験端末や公民館、各種事業推進活動と連携した講座等を設けることで、市民の情報リテラシーの向上を図るとともに、地域情報センターについては、平成23年度を目途に民間活力を導入した施設運営への移行をめざします。
- ケーブルテレビ伝送設備については、アナログ放送による難視聴対策の適切な保守運用を図り情報通信格差の是正に努めるとともに、平成23年度の地上デジタル放送への移行に対応するため、アナログ放送終了を目指して既存施設の民間放送事業者への譲渡を行います。

情報リテラシー

情報を使いこなす能力のこと。体験やメディアを通じて得られる大量の情報の中から必要なものを探し出し、課題に即して組み合わせたり加工したりして、意思決定したり結果を表現したりするための基礎的な知識や技能。

地上デジタル放送

地上の電波塔から送信する地上波テレビ放送をデジタル化したもの。電波の有効利用やテレビ放送の高画質化・高機能化を推進するため、地上デジタル放送に移行することが国によって定められた。

【施策の取組指標（現状と目標）】

4-2 交流機能の向上

施策の取組指標	現状(平成18年度)	目標(平成24年度)
都心（旧津市 橋内・橋北地区）人口	39,024人	40,000人
施策の取組指標	現状(平成18年度)	目標(平成24年度)
コミュニティ交通の利用人数	71,355人	80,000人
施策の取組指標	現状(平成19年度)	目標(平成24年度)
地域ユビキタス指数 [*]	100	127
施策の取組指標	現状(平成19年度)	目標(平成24年度)
地上デジタル放送の視聴可能世帯割合	99%	100%
光ブロードバンドの世帯カバー率	73%	85%
施策の取組指標	現状(平成19年度)	目標(平成24年度)
オンライン申請（届出）対象手続数	29件	53件
施策の取組指標	現状(平成18年度)	目標(平成24年度)
地域情報センター利用（相談）者数	6,764人	9,000人

地域ユビキタス指数

ユビキタス指数に準じ、地上デジタル視聴世帯割合、超高速ブロードバンド世帯カバー率、オンライン対象手続数、情報センター利用（相談）者数を平成19年度を100として算出している。目標の達成により、家において利用申請できる公共施設数が、現状の約2倍になるなど、利便性が向上する。

ユビキタス指数

情報通信白書（平成19年）において新たに取り上げられた指数であり、固定電話加入契約数、移動体通信加入契約数、パソコン世帯普及率、インターネット人口普及率、ブロードバンド契約数の5系列を普及の拡大とし、情報流通センサス選択可能情報量、企業におけるテレワーク実施率、ソフトのマルチユースの割合の3系列を利用の深化として選定し、それらを基に2000年時点を100として算出されている。

▶第2章目標別計画▶4活力のあるまちづくり▶4-3観光の振興

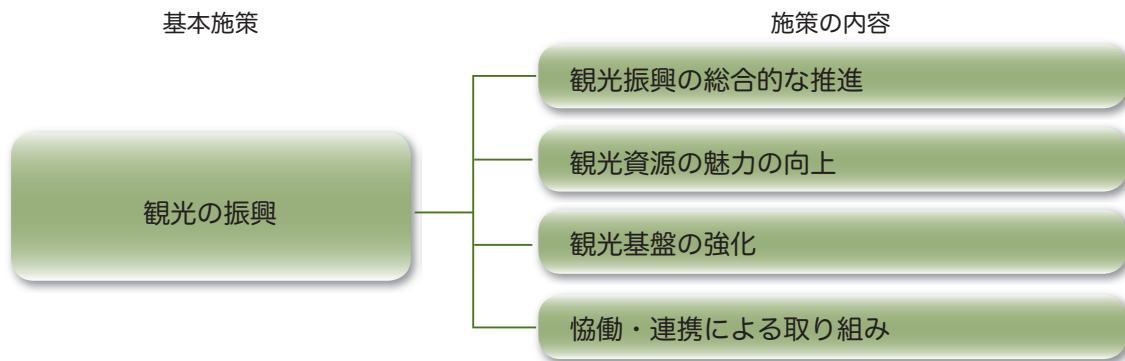
4-3 観光の振興

第1項 観光の振興

【現状と課題】

- 本市は、合併により山・川・海などの自然や歴史・文化・産業など豊富で多様な観光資源がありますが、観光レクリエーション入込客数については、平成18年度は約412万人で平成11年度（約512万人）以降減少傾向にあり、観光資源として十分に活かされていないのが現状です。
- 一方、心の豊かさや自分らしさを志向する意識の高まりなどを背景に、観光を取り巻く環境も多様化・個性化が進んでおり、これらの観光ニーズに対応した施策の展開が課題となっています。
- また、高齢化・過疎化が著しい中山間地域においては、グリーンツーリズムなどの体験型観光を活かした地域の活性化が期待されています。
- 今後の観光施策は、農林水産業、商工業など他産業との連携を強化とともに、津市観光協会など関係団体を支援し連携を図るなど、推進体制の強化・充実に努めることが重要です。
- また、三重県・近隣都市などとの連携のもとで広域観光を推進するとともに、効果的な情報の発信や各種イベント等を活用した取組が必要です。
- さらには、市民、関係団体、行政が協働し、おもてなしの心の醸成と、観光ボランティアガイドなど人材の育成に取り組むことが必要です。

【施策の体系】





【施策の内容】

(1) 観光振興の総合的な推進

- ①津市観光振興ビジョンの策定と推進
- 本市の観光のあるべき姿、方向性を明確にするため、平成20年度を目指して「津市観光振興ビジョン」を策定し、多様化する観光ニーズにあった観光戦略を市民、観光関連団体などと行政の協働のもとで総合的に推進していきます。

②推進体制の強化

- 津市観光協会については、法人化移行への支援を行うとともに、観光振興を推進するため、支援や連携の強化を図ります。
- 農林水産業・商工業など関連産業との連携を図り、地域振興や観光振興にかかる専門家などを活用した総合的な観光振興施策を推進します。

(2) 観光資源の魅力の向上

①観光資源の活用・創出

- 本市における多様な自然環境や歴史

文化に恵まれた資源を有効に活用するとともに、海岸、温泉、湖、キャンプ場、レジャー・レクリエーション施設等の既存の観光施設を活用した観光エリアの形成を図り、観光資源の魅力向上に努めます。

- 津の海については白砂青松などの景観保護に努めるとともに、海の家やレジャー・レクリエーション施設を活用した観光地づくりに取り組みます。
- 市内に湧く良質な天然温泉資源を有効活用するため、周辺の環境整備を行うなど受入体制の充実を図ります。
- 古い町並み保全などの景観整備を促進するとともに、歴史街道等を活用した観光ルートづくりに取り組みます。
- 近年の多様な観光ニーズに対応するため、各地域の持つ豊かな資源を活かした体験型観光プログラムの創出や健康をテーマにした森林セラピー^{*}基地の設定などを行います。
- 各地域に点在するそれぞれの特性を活

森林セラピー

リラックス効果が森林医学の面から専門家に実証され、さらに、関連施設等の自然・社会条件が一定の水準で整備されていると認定された地域。

かした散策コースや観光資源と市内中心部を結ぶループバスの運行を図るなど、まち歩きシステムの構築に取り組みます。

②イベント等の活用

○市民との協働のもと、既存の祭りなどのイベントをより一層充実させるとともに、地域に根ざした新たなイベント等の事業の推進や藤堂高虎公入府400年記念事業等に取り組むなど地域の魅力向上に努めます。

○県都としての都市機能や交通結節点としての優位性を活かし、全国的・広域的なコンベンション^{*}の誘致を積極的に推進し、交流人口の拡大に努めます。

(3) 観光基盤の強化

①観光施設等の整備・充実

○観光地へのアクセス道路や公共交通網の整備充実を促進し、観光施設等とのネットワーク化を図り、観光客の利便性の向上に努めます。

○本市が運営する観光施設については、利用状況や経営状況等を分析し、適正な施設整備に努めます。また、各観光地の駐車場及びトイレなどについては、来訪者の利便性に配慮した整備を計画的に進めます。

○観光案内所の整備・充実を図るとともに、外国人観光客にも対応した統一的な案内標識や看板の設置を行うなど、来訪者に優しい環境整備を進めていきます。

②情報発信の強化

○観光資源のデータベース化を推進し、多様な観光ニーズに応じたパンフレットを作成するとともに、津市観光協会とも連携しホームページなど情報発信媒体の充実に努めます。

○新聞、雑誌、テレビなどのメディアを効果的に活用した観光PRを行います。

○東京事務所などの機能を活かした広域的な観光情報の発信を行うとともに、伊勢市など他都市と連携した観光



コンベンション

ある特定の目的のために大勢の人々が集まる催しや集会のこと。国際会議、学会、研修会、討論会、講演会、博覧会・見本市・展示館などがある。

データベース

相互に関連のあるデータを蓄積したもの。特にコンピューターを使って情報や資料を収集・分類・整理し、多目的に利用できるように工夫された統合化ファイル。



キャンペーンなどの事業を展開し、観光地としての知名度向上に努めます。

(4) 協働・連携による取り組み

①市民及び市民団体等との協働

- 市民と観光客の心温まる交流が促進されるようおもてなしの心の醸成に努めます。
- 市民参画による海・山・川などの自然やまちを美しく保つための清掃活動や花いっぱい運動、花木植栽活動など景観形成の促進など、市民との協働による観光地づくりに取り組みます。
- 観光ボランティアガイドの育成に努め、活力ある街づくりの一助を担うとともに、きめの細かい観光サービスの提供に努めます。
- フィルムコミッショナーや郷土芸能団体などの観光に関連するNPO、ボランティア団体等の育成・支援を図るとともに、これら市民団体等との協働による観光振興に取り組みます。

②他産業との連携

- 農林水産業・商工業と連携し、グリーンツーリズムや物づくり体験など体験型プログラムの創出に努めるとともに、特色のある物産品や地産地消の取組と連動した特産品、郷土料理の開発を支援していきます。
- 商業団体等と協働し、観光振興によるにぎわいの創出に取り組みます。
- 旅行会社、交通会社等と連携し、温泉地、ゴルフ場などを活用した観光ルートの設定や市内観光地を周遊する観光タクシーなどの商品化づくりを支援していきます。

③広域観光の推進

- 三重県や近隣都市及び三重県観光連盟との連携を強化し、広域ネットワーク化を図り、魅力ある広域での観光ルートの設定などに取り組みます。
- 東大和西三重観光連盟、伊勢市との都市間連携連絡会議など観光推進組織の充実に努め、広域観光を推進します。

第2項 競艇事業の活性化

【現状と課題】

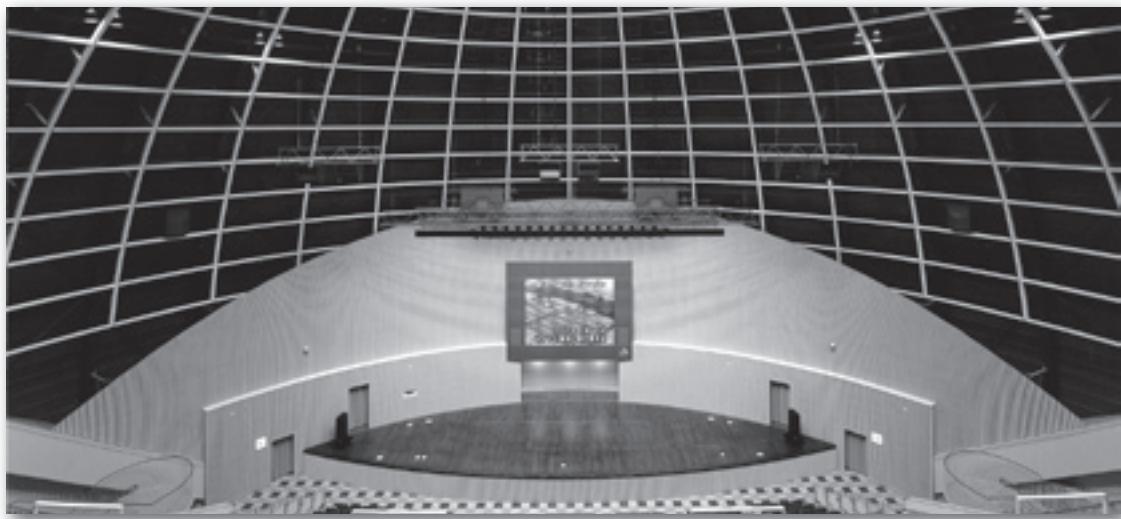
- 津競艇は設置以来、地方財政の改善のために事業収益を一般会計へ繰り出してきました。今後においても、事業収益の確保と地方財政に貢献することを目的に事業経営を進める必要があります。
- 津競艇の開催に伴い、従事する関係者に就業の機会を確保するとともに、市

内及び近隣にある商店はもとよりホテル、飲食店等のサービス業やタクシー等の運輸業などへの波及効果も含め地域経済の活性化に寄与しています。

- 津競艇場は健全な大衆レジャーの場の提供による、さらなる地域社会への貢献に努める必要があります。

【施策の体系】





【施策の内容】

(1) 競艇事業の経営強化

- 平成18年10月に策定した「津市モーター ボート競走場経営改善計画」に基づく施策を着実に実施します。さらに、取り巻く経営環境の変化に対応し

た施策の見直しを図り、経営の強化に努めます。また、観光産業等と協働した宣伝・広報を取り入れ、来場者数の拡大を図るなど、交流人口の拡大に努めます。

<津市モーター ボート競走場経営改善計画>

(計画期間:平成18年度～平成22年度)

経営改善を達成するための基本方針



【施策の取組指標（現状と目標）】

4－3 観光の振興

施策の取組指標	現状(平成18年度)	目標(平成24年度)
観光レクリエーション入込客数	412万人	462万人
施策の取組指標	現状(平成18年度)	目標(平成24年度)
まち歩きシステム（散策コースの設定）	6箇所（25コース）	15箇所（50コース）
施策の取組指標	現状(平成18年度)	目標(平成24年度)
観光案内所の設置	0箇所	3箇所
施策の取組指標	現状(平成18年度)	目標(平成24年度)
観光ボランティアガイド数	3団体50人	8団体120人
施策の取組指標	現状(平成18年度)	目標(平成24年度)
本場来場者数（1日平均）	2,668人	3,500人



5 参加と協働のまちづくり

5－1 市民活動の促進

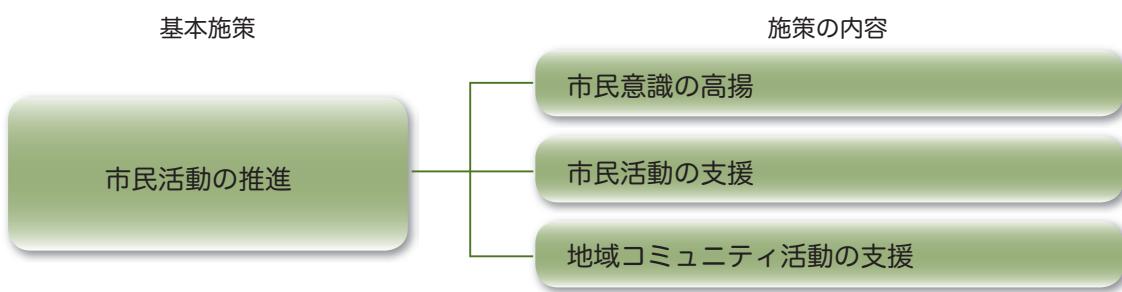
第1項 市民活動の推進

【現状と課題】

- これからのまちづくりにおいては、自治会などの地域組織はもとより、NPO、ボランティア団体や民間企業などを含めた市民が役割と責任を担い、行政とともに考え、行動する協働の取組みが必要不可欠となります。そのためにも、市民活動を推進することが重要です。
- まちづくりを担う市民の活動は、市民全体が取り組むものとしての理解が十分でなく、市民のまちづくりに対する参加・参画意識を高めることが課題となっています。
- 近年では、自治会等の地域組織だけではなく、NPO、ボランティア団体等による活動が活発になっています。多様化する地域の課題解決に向けては、専門的な活動を行う団体への期待がますます高まることから、こうした市民活動団体に対する様々な支援の検討・導入が必要です。
- 市民活動を支援する体制として、津市市民活動センター等を中心に、活動拠点の提供や情報提供の支援などを行っていますが、市民活動をさらに活発にするために、活動スペースの確保などが必要です。
- 市内の大半の地区では、自治会などが中心となりコミュニティ活動が展開されています。安全安心な生活環境を守るために、コミュニティの役割がますます重要になっていますが、高齢化や地域の連帯意識の希薄化など、コミュニティ活動を取り巻く環境は徐々に厳しくなっています。地域の課題に自主的に取り組む活動を促進するために、コミュニティの活性化を支援することが必要です。



【施策の体系】



【施策の内容】

(1) 市民意識の高揚

①市民交流計画の推進

- 多様な市民活動の推進と交流、市民との協働を進めるため、「津市市民交流計画（仮称）」の策定のもと、市民活動の支援と市民との協働を推進します。

②協働意識の向上

- 市民のまちづくり活動への参画や市民と行政の協働について学び、意識を高めるため、市民と行政職員の双方に対して研修会や講演会を開催します。

(2) 市民活動の支援

①市民活動団体への支援

- NPO、ボランティア等地域で活動している団体に対して、提案型の市民活動支援や業務委託等の制度により活動を推進します。

- 津市のまちづくり事業の企画や担い手の育成・ネットワーク化に取り組んでいる津市げんき大学等と連携し、まちづくり団体の育成と活動支援を進めます。

②活動拠点の確保

- 津市市民活動センターを始め、既存の市内の公共施設を有効活用して、市民活動グループの活動拠点の確保を図り、市民活動の活動環境の充実を図ります。

③市民活動情報の発信

- 市民活動に関する情報の発信については、津市市民活動センターの指定管理者が行っており、その発行する広報誌等の周知について支援します。

(3) 地域コミュニティ活動の支援

①活動の促進

- 市内各地域における自治会等の地域活動について、地域の安全・安心や快適な生活環境などを創出する取組を支援します。

- 市による情報発信等により、市民の自治会等に対する関心や参加意識を高めるとともに、将来の地域を担うリーダーの育成に努めます。

②活動拠点の整備

- コミュニティ活動の拠点となる集会所等の施設整備については、活動支援の観点から、整備に対する助成を行います。

第2項 都市間交流、国際交流の推進

【現状と課題】

●現在、国内における地域間交流は、友好都市である上富良野町と、日本三津交流、藤堂高虎公ゆかりの地交流の3つとなっています。それぞれの交流について、地域の事情等を考慮しつつ継続するとともに、市民レベルでの交流へと転換することが課題となっています。

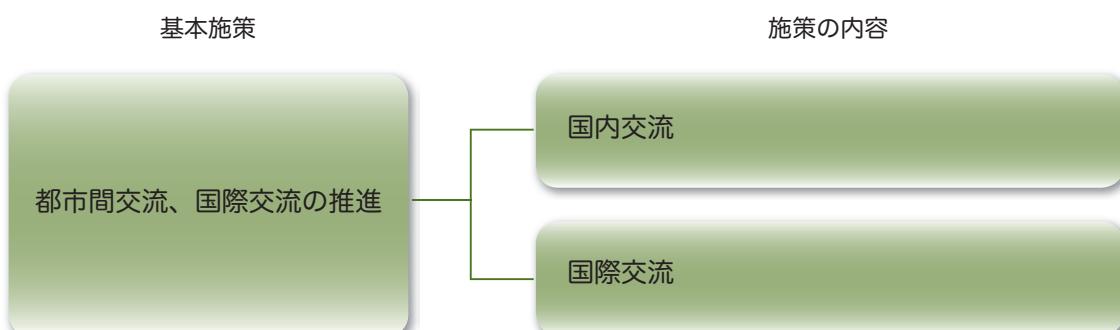
●国際交流については、オザスコ市との姉妹都市交流及び鎮江市との友好都市交流を継続していくことに加え、増加する外国人居住者に対して、コミュニケーション支援や生活支援、多文化共生の地域づくり等の施策の推進が求められることから、現在、「津市国

際化基本計画（仮称）」の策定に取り組んでいますが、今後とも市民や行政が連携し、体系的な取組を進めることができます。

●国際交流イベントの開催等を通じ、国際的視野を有した市民、国際理解のある市民の育成に努める必要があります。また、国際交流を進めるボランティアやリーダーの養成に取り組んでいく必要があります。

●交流活動を推進するにあたっては、行政から市民へ活動の主体が移っていることなどを踏まえ、市民の主体的な活動を支える支援体制の整備が課題となっています。

【施策の体系】





【施策の内容】

(1) 国内交流

①国内地域間交流の推進

- 友好都市上富良野町交流事業、日本三津交流事業、藤堂高虎公ゆかりの地交流事業を、本市における国内の地域間交流として位置づけ、交流を推進します。
- それぞれの地域において、合併前から行われてきた国内都市等との地域間交流が市民主体で続けられているものについては、これら交流活動を支援していきます。

②推進体制の整備・充実

- 地域活性化の面などから、既存の地域間交流はもとより、青少年交流や経済交流等新たな交流も含め、市民や市民

団体が主体となり交流が進められるよう、支援体制や交流基盤を整備します。

(2) 国際交流

①国際交流の総合的な推進

- 国際交流を体系的に推進するため、「津市国際化基本計画（仮称）」の策定のもと、総合的な施策展開を行います。
- 各地域で進められてきた国際交流の実績を踏まえ、新たに外国人居住者の増加に伴う多文化共生への取組を積極的に進めます。

②多文化共生の推進

- 外国人居住者の増加に伴い、国籍や民族などが異なる人々が、お互いの文化的違いを認め合い、対等な関係を築き

ながら、地域社会の構成員として共に生きていく多文化共生社会の実現に向け、多言語による情報提供などのコミュニケーション支援や居住環境、教育、医療、防災などに係る生活支援、また、地域社会に対する意識啓発や、外国人居住者の自立と社会参画を促すなどの多文化共生の地域づくり等の諸施策を推進します。

③姉妹・友好都市との交流促進

- オサスコ市との姉妹都市交流及び鎮江市との友好都市交流を継続し、様々なテーマに沿った交流を進めます。
- 姉妹・友好都市以外の外国諸都市との交流に向け、民間団体等との連携により、青少年の相互派遣等の事業に取り組みます。

④市民主体の国際交流の推進

- 津市国際交流推進基金の効果的な運用や活用、津市国際交流事業補助金等を通じた支援により、市民や市民団体主

体の国際交流事業を推進します。

- 地域の国際交流協会等と連携しながら、国際的視野や国際理解のある市民の育成と国際交流を進めるボランティアやリーダーの養成に努めます。
- 国際交流イベント、青少年・市民団体の海外派遣事業、ホームステイ事業、語学講座等の開催や情報発信を通じた国際交流機会の提供に努めます。

⑤推進体制の整備・充実

- 全市域を網羅する、行政と連携した新たな国際交流協会の設立に向け、津市国際交流協会、ひさい国際交流協会、津市北部国際交流協会の3つの協会の統合を促進します。
- 行政の国際化の体制を充実させるとともに、市内の国際交流団体連絡会議の開催等、市内各地域で国際交流を進める団体と連携を図りながら国際交流を進めます。

多文化共生

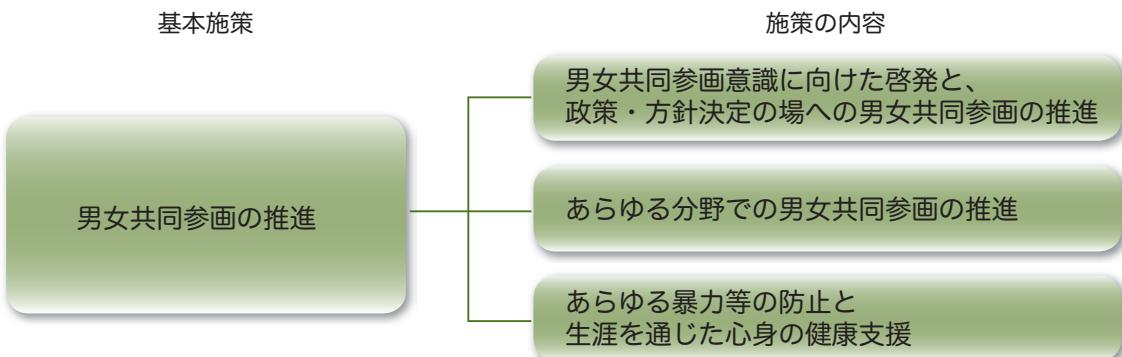
国籍、文化、習慣、性別、年齢の違いに関わらず、誰もが地域住民として認め合い、対等な関係を築こうとしながら共に生きていくこと。

第3項 男女共同参画の推進

【現状と課題】

- 男女が社会のあらゆる分野で対等なパートナーとして、それぞれの個性と能力を発揮できる男女共同参画社会の実現をめざし、総合的・計画的な推進を図る必要があります。
- 「男女共同参画社会基本法」、「津市男女共同参画推進条例」の理念等の周知を通して職場、学校、地域、家庭における男女共同参画を推進するとともに、男女の人権が尊重されるよう、あらゆる機会を通じて意識の普及と高揚に取組んでいく必要があります。
- あらゆる分野で男女それぞれの視点や意見等を十分反映できるよう、審議会など政策決定の場への女性の参画や、家庭その他の活動への男性の参画などが必要とされています。
- 家庭内における家事、子育て、介護等を男女が協力し合うこと、職場における労働環境の改善が図られることなど、女性が働き続けられる環境整備に向けた啓発活動の充実に取り組んでいく必要があります。

【施策の体系】



【施策の内容】

(1) 男女共同参画意識の高揚に向けた啓発と、政策・方針決定の場への男女共同参画の推進

①市民・事業者等への啓発の推進

- 「津市男女共同参画推進条例」の基本理念やめざすべき姿を市民や事業者等に周知・啓発し、男女共同参画社会への理解を促進します。
- 男女共同参画に関する様々な情報や活動事例などを掲載した男女共同参画情報紙を継続的に発行し、意識啓発に努めます。

②職場・学校・地域・家庭への啓発の推進

- 職場・学校・地域・家庭におけるそれぞれのめざすべき姿の周知・啓発に努め、男女共同参画意識の普及・高揚に努めます。

③全庁的な施策の推進

- 男女共同参画基本計画のもと、男女が社会のあらゆる分野で対等なパートナーとして、それぞれの個性と能力を発揮できる男女共同参画社会の実現をめざし、全庁で総合的・計画的な推進を図ります。

(2) あらゆる分野での男女共同参画の推進

①職場・学校・地域・家庭での男女共同参画の促進

- 職場・学校・地域・家庭などあらゆ

る場での男女共同参画を促進するため、女性のチャレンジ支援や男女共同参画の視点に立った教育の推進、地域活動への支援を実施します。

②仕事と家庭その他の活動との調和に向けた支援

- 多様な雇用形態やライフスタイルに対応する子育て・介護等についての施策を充実するとともに、育児・介護休業制度の利用促進等の啓発に努め、仕事と家庭その他の活動との調和が図れるよう支援します。

(3) あらゆる暴力等の防止と生涯を通じた心身の健康支援

①ドメスティック・バイオレンスやセクシュアル・ハラスメント等の防止

- 職場・家庭等における権利侵害をはじめあらゆる暴力等の防止について啓発し、安心して生活・活動できる環境の整備に努めます。

②生涯の各段階に応じた男女の心身の健康への支援

- 健康診査事業や健康支援事業の充実を図り、生涯の各段階に応じた男女の心身の健康への支援に努めます。

③相談・支援体制の整備と充実

- 様々な悩みや心配事などについて、相談体制の充実に努めます。

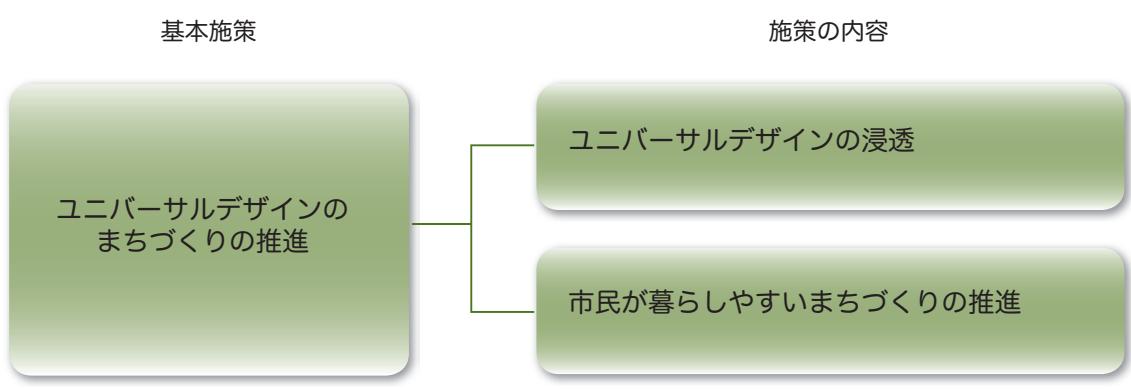
第4項 ユニバーサルデザインのまちづくりの推進

【現状と課題】

- 今後予想される急激な高齢化の進展や外国人の増加などにより、普段の日常生活において支障となる問題がさまざまなもので生じることが予想されます。
- これまで公共施設のバリアフリー化や歩道のバリアフリーに取り組んできました。さらに高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律の制定に伴い、鉄道駅等の交通施設と公共施設までの主要経路のバリアフリー化をより一層推進していく必要があります。
- 誰もが安心して暮らすことができるようになるには、障害の有無、年齢、性別、身体能力、国籍等に関係なく、すべての市民が社会のあらゆる分野の活動に参加でき、安全かつ快適な生活を営むことのできるユニバーサルデザインのまちづくりに取り組んでいく必要があります。
- 行政だけではなく、ユニバーサルデザインのまちづくりに関する理解がより一層進み、NPOや地域の団体、企業、市町などによる自主的な取組が行われるよう、啓発や学習活動を支援するとともに、ユニバーサルデザインのまちづくりに向けた行政と市民の協働を定着させていく必要があります。



【施策の体系】



【施策の内容】

(1) ユニバーサルデザインの浸透

- ①ユニバーサルデザイン意識の普及
- ユニバーサルデザインの理念に基づき、すべての市民が社会のあらゆる分野の活動に参加できるよう、心のバリアや制度面のバリアを取り除くとともに、ノーマライゼーション^{*}社会を推進するための啓発活動を推進します。
 - 広報や市のホームページなどを通じて、市民に情報提供を進め、ユニバーサルデザインの考え方の浸透を図ります。
 - 地域や企業、学校など様々な機会を通じて、ユニバーサルデザインに関する講座や教育の推進を図り、各主体における取り組みを促進します。

②ユニバーサルデザインの推進体制の確立

- ユニバーサルデザインを全庁的に推進するために、継続的な職員研修等を実施するとともに、各部署における事業等の実施に際しては、可能な限りユニバーサルデザインの趣旨を踏まえた取り組みを進めます。
- 三重県に登録するユニバーサルデザインアドバイザー団体など、地域におけるリーダー的な役割を果たす個人・団体等の活動を支援します。

(2) 市民が暮らしやすいまちづくりの推進

- 高齢者、障がい者等の移動等の円滑化



の促進に関する法律にもとづいて、駅等の交通施設、主要道路、沿線の公共施設のバリアフリー化を促進します。

- 車を運転できない市民も安心して自由に移動できる環境の形成をめざし、ニーズに応じた各種手段を組み合わせて公共交通の充実を図ります。
- 市外からの来訪者や外国人などにとってもわかりやすい案内表示や、カラーバリアフリーの視点を踏まえた広報等の発行など、誰にも分かりやすい情報提供に努めます。
- ユニバーサルデザインの視点から、公共施設の改善に取り組むとともに、誰もが気楽に利用できるように管理運営の工夫に努めます。

ノーマライゼーション

年齢や障がいの有無などにかかわらず、すべての人々が人間として普通の生活をおくるために、ともに暮らし、ともに生きる社会こそ、正常（ノーマル）であるという考え方。

【施策の取組指標（現状と目標）】

5－1 市民活動の促進

施策の取組指標	現状(平成18年度)	目標(平成24年度)
自治会への加入率	91%	96%
NPO団体数	106団体	120団体
施策の取組指標	現状(平成18年度)	目標(平成24年度)
市民活動センターを利用する登録団体数	266団体	300団体
市民活動センターの利用者数	31,799人	35,000人
施策の取組指標	現状(平成18年度)	目標(平成24年度)
国際交流ボランティアバンク登録者数	48人	80人
施策の取組指標	現状(平成19年度)	目標(平成24年度)
外国人居住者等に対する生活オリエンテーションの実施回数	20回	30回
施策の取組指標	現状(平成19年度)	目標(平成24年度)
審議会等への女性の登用率	24.8%	30.0%
施策の取組指標	現状(平成19年度)	目標(平成24年度)
女性のチャレンジ支援セミナーの開催	年1講座	年3講座
施策の取組指標	現状(平成19年度)	目標(平成24年度)
女性に対する法律相談の実施	年6回実施	年12回実施
施策の取組指標	現状(平成19年度)	目標(平成24年度)
市職員のユニバーサルデザイン研修	－	受講率100%

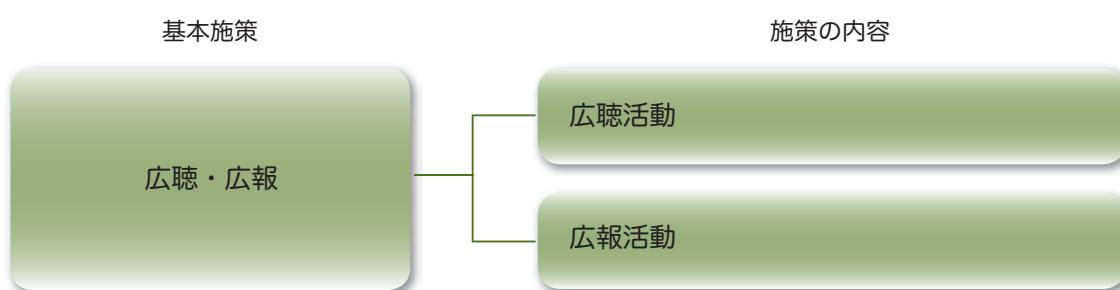
5－2 市民との協働の推進

第1項 広聴・広報

【現状と課題】

- 広聴活動については、市政に対する意見や要望等を市政に反映するため、市政モニター制度を実施していますが、会議形式での直接参加という形をとっていることから、参加人数が限定されることや応募者数も減少傾向にあることから、そのあり方について見直しが必要となっています。
- 市長が地域に直接出向き、地域住民と普段着で懇談や意見交換を行う市長対話を行い、市政への理解を深めるとともに、その意見等を市政に反映できるよう努めています。
- 本市の重要な計画や条例を制定する場合に、その政策形成過程における市民参画の機会の拡大や協働による市政の推進、透明性の向上を図るため、パブリックコメント制度を実施しています。
- 広報活動については、市政情報や地域の身近な話題などを掲載した、広報津を編集・発行し、市内各世帯へ配布しています。また、ホームページでは、その特性を活かし、新着情報などを随時掲載するとともに、内容の更新サイクル向上に努めています。さらに、ケーブルテレビなどの放送メディアを活用して、市政情報やイベント情報、まちの動きなどをいち早く届けるよう努めています。
- こうした各種媒体を通じ、内容の充実や親しみやすさ、速報性そして分かりやすい情報発信が期待されています。

【施策の体系】





【施策の内容】

(1) 広聴活動

- 現行のモニター事業については、より多くの市民の市政への参加を可能とする新制度、方式などの導入を含め、運営方法を工夫するなどの見直しを進めます。
- 市長対話については、あらゆる機会を通じて対話の拡大を図ります。
- パブリックコメント制度については、より多くの市民との協働による市政推進を図るため、市民に対しパブリックコメント制度の周知に努めます。

しんでいただけの広報紙をめざして、行政情報は分かりやすく、生活情報は役立つ情報を、地域情報は元気な市民活動を取り上げ、紙面づくりに努めます。

- ホームページについては、**音声ブラウザ**への対応の推進や外国語での情報提供の充実などのバリアフリー化と内容の一層の充実を図ります。
- テレビやラジオによる市の情報発信番組については、津市のイメージアップや都市間競争を意識した番組制作に努めます。

(2) 広報活動

- 広報津については、より一層読み、親

音声ブラウザ

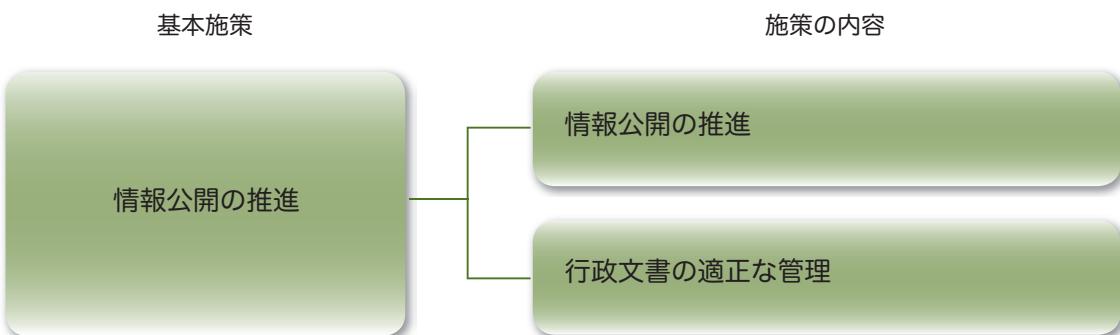
ホームページの内容を音声で読み上げるソフトウェア。ウェブページの内容やユーザーの操作を解析して、合成音声によって読み上げる。

第2項 情報公開の推進

【現状と課題】

- 情報公開制度については、透明で公正な行政運営に資するため、請求者からの開示請求に基づいて、市が保有する公文書を開示する制度で、請求件数は年々増加し、その請求内容も多岐にわたるなど多様な利用がなされ、制度は定着してきています。
- こうした開示請求に基づいて情報を公開していくだけでなく、市民と行政の協働による市民参加を促進するために、市の情報を積極的に提供していく、情報提供制度をさらに推進していく必要があります。
- このため、情報公開室において開示請求をしなくとも閲覧できる資料や各種の行政資料の充実に努めています。
- また、審議会等についても、審議過程の情報を公開することにより、市政への参画や透明性の向上等を図るため、その会議を傍聴できるよう原則公開とし、ホームページに開催案内や会議の結果も掲載しています。
- さらに、政策形成過程の情報提供を行うためのパブリックコメント制度の導入や、インターネットの速報性を生かした情報提供や報道機関への資料提供などの、いわゆるパブリシティ活動を行っています。

【施策の体系】



パブリシティ活動

政府や団体・企業などが、その事業や製品に関する情報を報道機関に提供し、マスメディアで報道されるように働きかける広報活動。



【施策の内容】

(1) 情報公開の推進

- 情報公開制度の目的、利用方法等について、さらに市民に対して周知を図るとともに、時代の流れに応じた運用を図るための制度の見直しに、取り組んでいきます。
- 市政に関する情報については、開示請求権制度に基づく公文書の受動的な開示だけでなく、ホームページへの登載や情報公開室への配架などにより、情報を迅速に分かりやすく提供するなど、情報公開の総合的な推進を行い、説明責任を果たすとともに、情報の共有化に努めます。
- 審議会等の会議については、政策形成や行政運営の過程の状況を明らかにするために、会議の目的や会議資料等

をホームページに公開するとともに、議事録を速やかに公開します。

- パブリックコメント制度の適正な運用を行うとともに、インターネットの速報性を生かした情報提供や報道機関への資料提供などのパブリシティ活動も積極的に推進します。
- 個人情報保護制度については、個人情報の有用性に配慮しながら、個人の権利や利益を保護するよう、適正な運用に努めます。

(2) 行政文書の適正な管理

- 文書管理システムにより行政文書を体系的に管理し、行政文書に係る目録のデータベース化を行うことにより、必要な情報を迅速に検索できる環境づくりを進めます。

第3項 協働のまちづくりの推進

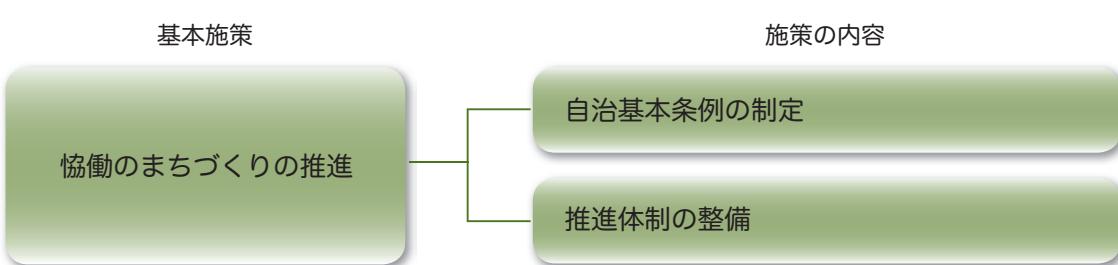
【現状と課題】

- 地方分権が進展する中、本市においては合併による市域の広域化といった状況も踏まえ、地域の実情に合った個性あるまちづくりに取り組んでいく必要があります。
- また、地方自治体を取り巻く厳しい財政状況や、少子高齢社会の進行等の社会経済情勢下において、多様化する市民ニーズに行政のみで対応していくことは困難な状況となってきています。
- 一方で、地域住民やNPO、ボランティアといった市民活動の機運の高まりにより、地域で必要とされているサービスを市民が自発的に提供していくとする活動も増えてきています。
- このような状況を踏まえ、今後のまちづくりを進める上では、参加と協働によるまちづくりを進めていくことが必要不可欠であり、多様な主体による公共サービスの提供を図るための新たな仕組づくりに取り組んでいく必要があります。

●このことから、本市では、協働のまちづくりの推進に向けた市民からの提言等に基づき、まちづくりの基本的な考え方や、市民・議会・行政それぞれの役割や責務などを定める自治基本条例の制定に向けた取組を進めています。また、今後、自治基本条例の制定と併せて、協働のまちづくりを具体的に推進していくための体制の整備を進めていく必要があります。



【施策の体系】



【施策の内容】

(1) 自治基本条例の制定

- 協働のまちづくりの推進など、地方自治の基本的なあり方等について定める自治基本条例については、平成20年度の制定を目指します。
- 条例制定にあたっては、策定期階での市民が主体となった検討を進めるとともに、策定期後における実効性の確保に努めます。

(2) 推進体制の整備

- 府内に、総合的な協働による事業の推進や関連所管との連携による事業展開を図るための体制整備を図るとともに、職員の意識改革に向けた取組を図ります。
- 協働による事業の推進については、市民自らが評価できる仕組みづくりに

努めます。

- 市民活動の活性化を図るため、交流会の開催や中間支援団体の育成に向けた取組を進めます。
- 市民の意見やアイデアの反映などを具体的に進めるために、関係施策や制度の整備を図ります。
- 地域における協働の推進を図るため、行政との役割の分担を踏まえ、地域課題の解決やまちづくりに取り組む仕組みについての検討を進め、地域が主体となったまちづくりを推進します。
- 地域における協働の推進を図るため、自治会とNPO、市民活動団体等の交流や行政との意見交換、市民意識の高揚等を図るための場として、市民活動推進会議（仮称）を開催します。

【施策の取組指標（現状と目標）】

5-2 市民との協働の推進

施策の取組指標	現状(平成18年度)	目標(平成24年度)
ホームページ年間アクセス件数	約1,400,000件	2,000,000件
施策の取組指標	現状(平成18年度)	目標(平成24年度)
報道機関への資料提供等の件数	397件	500件
施策の取組指標	現状(平成18年度)	目標(平成24年度)
開示請求における開示決定等までの平均日数 ※請求内容が大量であり、期間延長したものを除く	11日	9日

重点プログラム

▶第3章重点プログラム▶1まちづくり戦略プログラム▶①未来を拓く都市空間形成プログラム

1 まちづくり戦略プログラム

①未来を拓く都市空間形成プログラム

【プログラムの構成】

1 新都心軸の形成

2 副都市核の整備

3 産業拠点を中心とした企業立地の促進と産業の高度化

4 広域交通ネットワークの形成

第III部

第3章

重点
プロ
グラム

【プログラムの展開方向と主な事業（想定事業費 92 億円）】

1 新都心軸の形成

(1) 都市核（津城跡周辺地区の整備と活用）の整備

（スポーツ・文化振興室、商工観光部、教育委員会）

- ・多様な交流の拠点として、都市核の中 心を担う津城跡（お城公園）及びその 周辺地区については、藤堂高虎公入府 400 年記念に関連する事業を実施す るとともに、高虎公にゆかりのある自 治体との歴史的つながりを大切にし た交流を進めるなど、これを契機とし た藤堂高虎公を活用したまちづくり を進め、魅力的な都市空間の創造を図 ります。
- ・津城の城跡としての価値を明確にし、 次世代に伝えていくため、保存管理計 画の策定のもと、歴史的価値の保存・ 活用を図ります。
- ・市民の機運の高まりを踏まえつつ、津 城跡の復元について、調査研究に取り

組みます。

- ・中心市街地の空き店舗や空き地等を活用し、大学生や短大生の活動スペースを設けるなど、若い力を活かしたまちづくりに取り組むとともに、市民が集まり、賑わいが創出できるよう、歴史・文化的機能など公共公益施設の誘導を図ります。
- ・国道23号等において歩道のバリアフリー化や憩いの場等の道路環境の整備を促進するとともに、あんしん歩行エリアの形成に向けた取組を支援します。

(2) 津なぎさまちの整備 (都市計画部)

- ・津なぎさまち及びその周辺については、

県都の玄関口として、新たな交流と活力を創造する賑わいの創出を図るため、みなとまちづくりの推進に努めます。

(3) 新たな連携と交流を創出する新産業交流拠点の形成への取組 (都市計画部、商工観光部)

- ・近畿自動車道伊勢線津インターチェンジ周辺地区においては、県都としての活性化を牽引し、本市の求心力をさらに高める観点から、中心市街地の活性化に寄与し、津なぎさまちを中心とするみなとまちづくりと連動した新都心軸の形成を図るため、本市の玄関口として圏域内外との交流を展開する新たな産業交流拠点機能の形成をめざします。



事業名	事業主体	事業概要	実施時期
まちなか学生拠点づくり事業(仮称)	・市内在学大学生 ・商工観光部等	中心市街地の空き店舗等を活用し、まちなかで学生が活動するための拠点づくりを実施(1箇所)	平成20年度～
みなとまちづくり整備促進調査研究事業(仮称)	・レッ津!夢みなと ・プラン推進協議会 ・都市計画部等	みなとまちづくりを推進していくため、導入機能、土地利用等に係る調査、研究	平成20年度～平成21年度
津IC周辺地区整備調査・研究事業	・都市計画部等	本市の玄関口として圏域内外との交流を展開する新たな産業交流拠点機能の形成のための調査、研究	平成20年度～

2 副都市核の整備

(1) 久居駅東側周辺地区の整備 (政策財務部、都市計画部)

- ・久居駅東側周辺地区については、本市南部の玄関口としての駅前の利便性を

活かし、民間活力の導入も視野に入れつつ、賑わい性を高めるための副次的な都市機能の整備を進めます。

事業名	事業主体	事業概要	実施時期
久居駅東側周辺地区整備事業	・民間事業者 ・政策財務部 ・都市計画部	防衛省との用地交換後、民間活力を導入しながら、副都市核である久居駅東側周辺地区の整備	平成 20 年度～

3 産業拠点を中心とした企業立地の促進と産業の高度化

(商工観光部)

- ・あのつピアにおいては、三重県との連携及び県内における広域連携を図りつつ、本市の産業振興の拠点として産業振興センターを設置します。本センターについては、産学官連携や産産連携のために研究者が集い、新たなイノベーションを進める場としていくとともに、地域資源を活用した新商品開発など、新たな事業展開を進める企業に対するマーケティング等の支援を行うことによって、研究開発型産業基盤の整備と同時に市内産業全体の振興を図っていきます。
- ・企業立地の促進にあたっては、「津地

域産業活性化基本計画」に指定する業種を誘致対象の中心として、本市の優位性のPR、他地域との差別化、きめ細かい立地サポートなど戦略的に取り組みます。

・中勢北部サイエンスシティ、ニューファクトリーひさいを、本市における産業を牽引する拠点と位置づけ、広域的な産業連携を図りつつ、企業立地をさらに促進するため、中勢北部サイエンスシティ第1期事業区域の造成や関連公共施設の整備、ニューファクトリーひさいの区画分割整備によって、企業立地を促進します。

事業名	事業主体	事業概要	実施時期
中勢北部サイエンスシティ立地基盤整備事業	・下水道部 ・津市土地開発公社	未造成区域の造成及び関連公共施設の整備	平成 20 年度～ 平成 21 年度
ニューファクトリーひさい区画分割整備事業	・三重県土地開発公社	大規模区画の分割整備	平成 20 年度

4 広域交通ネットワークの形成

(1) 環状放射型道路交通網の整備 (建設部)

- ・近畿自動車道伊勢線、中勢バイパス、国道23号、国道163号、国道165号、国道368号、主要県道路線は、市の骨格を形成する広域幹線道路として、関係機関に要請して整備の促進を図り、圏域内外から人や物が集中、分散させていくための円滑かつ利便性の高い広域連携軸を形成します。
- ・広域連携軸を補完しつつ、各地域間の有機的な連携、交流へと結びつけていく域内連携軸として整備の促進を図り、人や物を移動させるための交通機能の強化はもとより、都市環境機能、都市防災機能、市街地形成機能などの多様の機能を有する道路として整備推進を図ります。

・都市部及びその周辺に集中する交通を適正に配分し、都市部への不要な通過交通の抑制による交通の円滑化と生活道路の安全性を確保するため、都市環状道路などの形成を図ります。

(2) 地域交通体系の計画的な構築

(都市計画部)

・地域公共交通の連携等に係る協議会の設置を通じ、誰もが移動しやすい公共交通網の形成を図るため、公共交通等のアクセス利便性と回遊性の向上、地域交通の改善に取り組むとともに、地域の実情を反映し、長期的な視野に立った地域交通の未来像と望ましいあり方に関する総合的な対策について、関係者による協議と市民との協働により検討を進め総合的な交通ネットワークの形成をめざします。

事業名	事業主体	事業概要	実施時期
環状放射型道路交通網の整備 (個別路線名整備事業)	・国、三重県 ・建設部	本市の生活圏域、経済圏域の一体性を高めるため、環状放射型の道路交通体系の整備推進	平成20年度～

【プログラムの評価】

プログラムの評価

プログラムを構成する事業の進行管理及び施策の取組指標に基づく評価

▶第3章重点プログラム▶1まちづくり戦略プログラム▶②自然の恵みの価値創造プログラム

② 自然の恵みの価値創造プログラム

【プログラムの構成】

1 豊かな自然の恵みを次世代に引き継ぐための取組

2 森林セラピー基地の整備

3 山から海まで河川流域の一体的な取組

【プログラムの展開方向と主な事業（想定事業費 290 億円）】

1 豊かな自然の恵みを次世代に引き継ぐための取組

(1) 農山村活性化プロジェクトの推進 (農林水産部)

- 農林業を基盤とする農山村活性化を図るため、森林セラピー基地と連携し、「つ産材」の利用、獣害対策の促進等に取り組むとともに、関係団体、企業、学校等との協働のもと、耕作放棄地等を利用した賑わいの場づくりに取り組むなど、農林業の付加価値を高め、都市と農山村の交流を促進し、活性化するための総合的な取組を進めます。また、農業基盤の整備を推進するな

ど、農地と集落が一体となった農村集落の維持継承に努めます。

(2) バイオマス等の活用

(農林水産部、環境部ほか)

- 美杉地域をはじめとする中山間地域においては、木質系バイオマスの活用など、新たな森林資源活用システムの研究等、具体化に向けた取り組みを進め、バイオマス資源等を活用した地域循環型産業の新たな拠点の形成をめざします。

事業名	事業主体	事業概要	実施時期
農林業基盤整備事業	・農林水産部	用水路のパイプライン化、ほ場、農道、林道など農林業基盤整備の推進	平成 20 年度～

2 森林セラピー基地の整備

(農林水産部、美杉総合支所ほか)

- ・豊かな森林の恵みを活かし、森林セラピー基地（セラピーロード^{*}と宿泊施

設）を活用したヘルツツーリズムを積極的に展開します。

事業名	事業主体	事業概要	実施時期
森林セラピー基地事業	・美杉総合支所等	森林セラピー基地（セラピーロードと宿泊施設）を活用したヘルツツーリズムの展開	平成 20 年度～

3 山から海まで河川流域の一体的な取組

(1) 山と川と海のネットワークづくり (環境部、農林水産部)

- ・布引山地から伊勢湾まで、山・川・海の各地域の市民・事業者の交流会や学習会の開催などを通じて、相互のコミュニケーションを図り、それぞれの地域の課題解決に向けたネットワークづくりを行います。
- ・森林などにおいては、イベントの開催などを通じて、市民の活動を活発化し、山・川・海を活用した交流を促進します。

区、雲出川左岸処理区、松阪処理区における幹線及び処理場整備を進めるとともに、志登茂川処理区の早期供用開始を促進します。

- ・公共用水域の水質保全に寄与するため、農業集落排水の供用率の向上や浄化槽の設置を促進します。

(3) 治水・治山対策の総合的な推進 (農林水産部、環境部、下水道部、建設部)

- ・雲出川水系（雲出川・雲出古川・波瀬川）、相川水系（相川・天神川）、安濃川水系（安濃川・岩田川・三泗川）、志登茂川水系（志登茂川・横川）の河川改修事業を促進するとともに、準用河川五六川改修の早期の完成をめざします。
- ・高潮対策や地震、津波対策のため、海岸堤防の整備を促進するとともに、雨水幹線の整備区域の拡大を図り、排水

(2) 生活排水対策の総合的な推進 (下水道部、農林水産部、環境部)

- ・公共用水域の水質保全や自然環境の保全を図るため、「生活排水処理施設整備計画」に基づき、効率的な下水道事業の推進に取り組みます。
- ・中勢沿岸流域下水道の志登茂川処理

セラピーロード

森の持つ力の研究により、生理・心理・物理実験等により癒し効果がある認定された森林地域の散策路。

機場等の整備、改修と適切な維持管理を通じて、浸水被害の軽減及び防除、排水能力の向上に努めます。

- ・土砂災害等を防止するため、県と連携して急傾斜地崩壊防止対策、土砂流出防止対策、地すべり防止対策を進めるとともに、長期的な展望に立った継続的な森づくり活動の促進に努めます。

事業名	事業主体	事業概要	実施時期
山と川と海のネットワーク事業	・環境部 ・農林水産部	計画の策定とネットワーク組織の構築及び事業の推進	平成20年度～
下水道整備事業	・三重県 ・下水道部	公共下水道、流域下水道の整備推進	平成20年度～
準用河川五六川改修事業	・建設部	五六川の河川改修工事（第三期事業）	平成20年度～ 平成23年度

【プログラムの評価】

プログラムの評価

プログラムを構成する事業の進行管理及び施策の取組指標に基づく評価



③ 海に開くまちづくりプログラム

【プログラムの構成】

- 1 津なぎさまちの整備
- 2 魅力ある津の海の環境整備
- 3 漁港等の整備

【プログラムの展開方向と主な事業（想定事業費2億4,000万円）】

1 津なぎさまちの整備

(都市計画部)

- ・津なぎさまち及びその周辺について
は、津松阪港港湾計画の変更を視野に
入れながら、背後地の活用方策や中心
市街地との連携、交流拠点として求め

られる機能や整備内容などの検討を
進め、県都の玄関口として、新たな交
流と活力を創造する賑わいの創出を
図るため、みなとまちづくりの推進に
努めます。

事業名	事業主体	事業概要	実施時期
みなとまちづくり 整備促進調査研究 事業（仮称）	・レッ津！夢みなと プラン推進協議会 ・都市計画部等	みなとまちづくりを推進していくた め、導入機能、土地利用等に係る調査、 研究	平成20年度～ 平成21年度

2 魅力ある津の海の環境整備

(1) 観光資源の魅力の向上

(商工観光部)

- ・津の海を有効に活用し、さらなる交流
の創出を図るため、白砂青松などの景
観保護に努めるとともに、海の家やレ
ジャー・レクリエーション施設を活用
した観光エリアの形成を図り、観光資

源の魅力向上に努めます。

(2) 海岸堤防の整備促進

(建設部)

- ・津松阪港の海岸堤防については、地域
住民に親しまれ、海辺とふれあえる景
観をもった潤いのある安全な堤防に

していくため、国の直轄事業であるふるさと海岸整備事業により、引き続き贊崎工区の整備促進を図るとともに、現在、未着手となっている阿漕浦・御殿場工区及び栗真町屋工区の早期事業化を促進します。

連携軸や域内の連携軸を補完し、域内外との連携と交流を高める中心的な道路となる河芸町島崎町線については、魅力ある津の海の環境整備の一層の向上のため、ふるさと海岸整備事業栗真町屋工区の事業化と併せ、県と連携しながら整備を進めます。

(3) 河芸町島崎町線の整備

(建設部、都市計画部)

- ・中勢バイパス、国道23号などの広域

事業名	事業主体	事業概要	実施時期
ふるさと海岸整備事業 (阿漕浦・御殿場工区)	・国、三重県 ・建設部	ふるさと海岸整備事業(阿漕浦・御殿場工区)の事業着手、整備促進	平成21年度～
ふるさと海岸整備事業 (栗真町屋工区)	・国、三重県 ・建設部	ふるさと海岸整備事業(栗真町屋工区)の事業着手、整備促進	平成21年度～
河芸町島崎町線整備事業	・三重県 ・建設部	ふるさと海岸整備事業栗真町屋工区の事業化と併せた河芸町島崎町線の事業着手、整備推進	平成21年度～

3 漁港等の整備

(農林水産部)

- ・水産業の振興をめざし、活気あるみなとづくりをすすめ、漁業生産拠点とし

ての機能の向上を一層図るため、漁港等の環境を整えます。

事業名	事業主体	事業概要	実施時期
白塚漁港南防波堤整備事業	・農林水産部	イカナゴ漁などを守るために、漁業生産拠点である白塚漁港、南防波堤の延伸工事の完成	平成20年度～平成24年度

【プログラムの評価】

プログラムの評価

プログラムを構成する事業の進行管理及び施策の取組指標に基づく評価

④ 持続可能な地域形成プログラム

【プログラムの構成】

- 1 森林・自然アカデミー事業の推進
- 2 市民版環境マネジメントシステムの普及促進とごみ減量化
- 3 新最終処分場の建設
- 4 津エコビレッジ（仮称）の形成促進

【プログラムの展開方向と主な事業（想定事業費 116 億円）】

1 森林・自然アカデミー事業の推進

（環境部、農林水産部、教育委員会、水道局、総合支所ほか）

- ・広大な森林に恵まれた津市の自然環境を市民自らが共通の財産として保全し、将来に引き継げるよう、林業関係者、環境NPO、三重大学をはじめとする多様な主体の参画のもとに、環境学習の拠点づくりなどの森林・自然アカデミー事業に取り組みます。

事業名	事業主体	事業概要	実施時期
森林・自然アカデミー事業	・環境部 ・農林水産部 ・各総合支所等	三重大学との連携による演習林施設の有効活用等による環境学習拠点づくり	平成 20 年度～
エコパートナー事業	・環境部	市民の環境活動拠点である市民エコ活動センターの運営	平成 20 年度～
ストップザ温暖化・元気環境交流事業	・環境部 ・教育委員会	科学技術体験合宿等による環境学習の推進（S P P 合宿型学習活動）	平成 20 年度～
森の恵み体験＆実践事業	・環境部 ・農林水産部 ・各総合支所	森林を活用した環境学習・交流による、持続可能な地域社会づくりの推進	平成 20 年度～
森林資源を活かしたヘルスツーリズム事業	・農林水産部 ・商工観光部 ・美杉総合支所 ・美里総合支所	森林資源を活用した健康サービスを提供することにより、健康増進と観光振興	平成 20 年度～
美里水源の森整備事業	・美里総合支所 ・水道局	セラピーロード及び付帯施設、案内板の整備	平成 20 年度～

2 市民版環境マネジメントシステムの普及促進とごみ減量化

(環境部、各総合支所)

・「生活かえる！エコエコ家族」事業など、市民版環境マネジメントシステムの普及を促進するとともに、5月30日の「ごみゼロの日」、6月の「環境月間」、10月の「3R推進月間」等にちなんだ統一行動日、月間を設ける

など、環境に対する意識啓発を図ることで、ごみ減量に取り組みます。
・ごみの減量化と再資源化を推進するため、より一層のごみ分別PRの徹底を図る方策として、「ごみダイエット塾」の開催などを進めます。

事業名	事業主体	事業概要	実施時期
生活かえる！エコエコ家族事業	・環境部	市民版環境マネジメントシステムの普及	平成20年度～
市民清掃デー	・環境部 ・各総合支所	5月30日の「ごみゼロの日」、6月の「環境月間」、10月の「3R推進月間」等、統一行動日、月間の設定と実践	平成20年度～
ごみダイエット塾等 3R推進事業	・環境部 ・各総合支所	地域でのごみダイエット塾の開催など3Rの推進PR等	平成20年度～

3 新最終処分場の建設

(環境部)

・環境に配慮した安全で安心な処理方式

の採用による新最終処分場の建設を推進します。

事業名	事業主体	事業概要	実施時期
新最終処分場建設推進事業	・環境部	新最終処分場建設事業の推進	平成20年度～

4 津エコビレッジ（仮称）の形成促進

(環境部、農林水産部、商工観光部ほか)

・持続可能な地域形成にとって不可欠な環境産業の振興を図るため、バイオマス等を活かした地域循環型産業の育成や立地促進を図るとともに、風力発

電施設や森林・自然アカデミーを活かし、環境をテーマとした地域振興をめざす「津エコビレッジ（仮称）」の形成を促進します。

事業名	事業主体	事業概要	実施時期
津エコビレッジ(仮称) 形成促進事業	・環境部 ・農林水産部 ・商工観光部他	地域循環型産業の育成、立地促進、研究開発など環境と産業が一体化した地域振興	平成 20 年度～
森林・自然アカデミー事業	・環境部 ・農林水産部 ・各総合支所等	三重大学との連携による演習林施設の有効活用等による環境学習拠点づくり	平成 20 年度～

【プログラムの評価】

プログラムの評価

プログラムを構成する事業の進行管理及び施策の取組指標に基づく評価



⑤ 歴史と文化の拠点形成プログラム

【プログラムの構成】

- 1 一身田寺内町の町並み保全と活用
- 2 多気北畠氏城館跡周辺地区の保全と活用
- 3 津城跡（お城公園）周辺地区の整備と活用
- 4 千歳山の保全と活用
- 5 文化芸術の拠点性の向上

【プログラムの展開方向と主な事業（想定事業費8億3,000万円）】

1 一身田寺内町の町並み保全と活用

（スポーツ・文化振興室、教育委員会、建設部、下水道部、都市計画部、商工観光部ほか）

- ・「一身田寺内町地区都市再生整備計画」に基づき、寺内町を囲む環濠や伝統的な町並みなどの歴史的資源について、住環境に配慮しつつ保全を図るなど、暮らしが息づく生きた町並みとして次世代に継承していきます。
- ・歴史的な環境を活かした整備を行うことにより、統一された景観形成や、世代の別なく安全で暮らしやすい、落ち着いた良好な生活空間を提供していきます。
- ・「一身田寺内町の館」を核に、観光ボランティアガイドとの連携やまち歩きなどを通して、観光資源としての活用や、市民の学習の場としての活用など、知名度を活かした誘客に取り組みます。

事業名	事業主体	事業概要	実施時期
一身田寺内町まちづくり事業	・スポーツ・文化振興室 ・教育委員会 ・建設部 ・下水道部 等	道路や環濠等の環境整備と歴史的資源の活用	平成20年度～平成24年度

2 多気北畠氏城館跡周辺地区の保全と活用

(教育委員会、スポーツ・文化振興室、商工観光部、美杉総合支所ほか)

- ・多気北畠氏遺跡の価値とその構成要素を明確化し、適切な保存管理を行っていくため、保存管理計画を策定するとともに、歴史的価値の保存・活用を図ります。
- ・貴重な歴史資源や豊かな自然を活かしたまち歩きコースの活用や、伝統芸能などの連携による地域振興を図ります。
- ・歴史の道百選にも選ばれた伊勢本街道の道標、家並みの保全・活用、有形・無形文化財の保護と史跡の管理、歴史・文化の伝承活動などを進めます。
- ・三重県とも連携し、地域住民が主体となった歴史・文化が息づく地域づくりを進めます。

事業名	事業主体	事業概要	実施時期
多気北畠氏城館跡保存管理計画策定事業	・教育委員会	国史跡の多気北畠氏城館跡の貴重な歴史的資源の保存継承に向け必要な方針・方法等を定める保存管理計画の策定	平成20年度
伊勢本街道を活かした地域づくり事業	・地域住民 ・三重県 ・美杉総合支所他	伊勢本街道等を活かした住民等との協働による地域づくりと美杉ふるさと資料館の入館者の増加	平成20年度～

3 津城跡（お城公園）周辺地区の整備と活用

(スポーツ・文化振興室、教育委員会、建設部、商工観光部)

- ・津城跡の本質的な価値を明確にし、次世代に伝えていくため、津城跡保存管理計画を策定するとともに、歴史的価値の保存・活用を図ります
- ・公共施設等の有効利用による歴史資料室の開設や、ゆかりの地の碑の設置、観光ボランティアとの連携などにより、城下町の町並みや藤堂高虎公の功績を広く地域内・外の人に知ってもらうための取組を進めます。
- ・津城跡については、市民の機運の高まりを踏まえつつ、復元について調査研究を行います。

事業名	事業主体	事業概要	実施時期
津城跡保存管理計画策定事業	教育委員会	県史跡の津城跡の本質的な価値を明確にし、次世代に伝えるために必要な方針・方法等を定める保存管理計画の策定	平成20年度

4 千歳山の保全と活用

(政策財務部、建設部)

- ・藤堂藩のゆかりの地であり、16代川喜田久太夫（川喜田半泥子）の陶芸の創作の地であった千歳山については、歴史的な経過を踏まえ、文化的、環境的側面等を活かした市民の憩いの場

となるよう検討しつつ、市街地にまとまって縁が残された公園として、その保全と活用を図ります。

- ・市民の創作活動や体験を通じ、身近に文化に触れることのできるアトリエ等の施設を検討し、整備を図ります。

事業名	事業主体	事業概要	実施時期
千歳山整備活用事業	・政策財務部 ・建設部	千歳山整備構想の策定と公園整備事業の着手	平成20年度～ 平成24年度

5 文化芸術の拠点性の向上

(スポーツ・文化振興室、教育委員会)

- ・三重県が検討を進める新しい博物館について、本市への整備を促進します。

- ・市民の文化・芸術の鑑賞や発表、練習等の場として、文化施設の有効活用を図ります。

【プログラムの評価】

プログラムの評価

プログラムを構成する事業の進行管理及び施策の取組指標に基づく評価



⑥ 健康とスポーツの振興プログラム

【プログラムの構成】

- 1 まち歩き（ウォーキング）による健康づくりの促進
- 2 地域特性を活かしたウォーキングコースの設定と全国規模の大会開催
- 3 健康づくりやスポーツ振興に取り組むための地域のネットワークづくり
- 4 総合的なスポーツ施設の整備

【プログラムの展開方向と主な事業（想定事業費 22 億円）】

1 まち歩き（ウォーキング）による健康づくりの促進

（健康福祉部、商工観光部、スポーツ・文化振興室、総合支所ほか）

- ・運動不足を解消し、生活習慣病を予防するために、生活の身近な場所や、あらゆる機会を通じて、市民が自主的に健康づくりに取り組めるよう、まち歩き（ウォーキング）を促進し、日常的に体を動かす習慣づくりに取り組みます。
- ・セラピーロードをはじめとする、自然や歴史など本市の多様な資源を活用

したウォーキングコースにおいて、体験し、学び、癒されるなど、歩くことに楽しむ要素を加えたまち歩きを積極的に推奨するとともに、イベントの開催など観光振興をはじめとしたまちづくりのさまざまな機会において歩く機会を創出することで、市民の健康づくりと集客交流のまちづくりを総合的に進めます。

2 地域特性を活かしたウォーキングコースの設定と全国規模の大会開催

（健康福祉部、商工観光部、スポーツ・文化振興室、総合支所ほか）

- ・地域特性を活かした新たなウォーキングコースの設定やウォーキングマップの作成、コースの案内板等の設置など、楽しみながら歩くことができる環境づくりに取り組みます。
- ・全国規模のウォーキング大会の開催に向けた取組を進めます。

事業名	事業主体	事業概要	実施時期
森林セラピー基地事業	・美杉総合支所他	森林セラピー基地（セラピーロードと宿泊施設）を活用したヘルス・ツーリズムの展開	平成 20 年度～
津らくらくフェスタ事業	・健康福祉部 ・商工観光部 ・スポーツ・文化振興室	まち歩きによるシステムの整備による「歩く」「体験する」「学ぶ」楽しさを体感する広域的事業	平成 20 年度～
地域のおすすめウォーキングコース活用事業	・健康福祉部 ・ヘルスボランティア	健康づくり推進員等と協力した、地域のおすすめコースを活用した健康増進事業	平成 20 年度～

3 健康づくりやスポーツ振興に取り組むための地域のネットワークづくり

(健康福祉部、スポーツ・文化振興室)

- ・市民の健康づくりやスポーツの振興に向けて、それぞれの活動を支援するボランティアの育成に努めるとともに、

地域で健康づくりやスポーツ活動に取り組んでいる個人や団体などのネットワークづくりに取り組むなど、市民の主体的な活動を促進します。

4 総合的なスポーツ施設の整備

(スポーツ・文化振興室、総合支所)

- ・全市的に市民が広く利用でき、健康づくりや競技スポーツ、生涯スポーツ活動の拠点となるよう、スポーツ指導者・関係競技団体等の専門的な意見も参考にしつつ、県都にふさわしい総合

的なスポーツ施設の整備に向けた取組を進めます。
・既存のスポーツ施設については、施設の機能を拡充するなど、市民のニーズに対応した施設整備に取り組みます

事業名	事業主体	事業概要	実施時期
総合的なスポーツ施設の整備	・スポーツ・文化振興室	県都にふさわしい総合的なスポーツ施設として、体育館を含めた総合的な屋内施設の早期着工に向けた取組	平成 20 年度～
既存のスポーツ施設の機能拡充	・スポーツ・文化振興室 ・安濃総合支所	安濃中央総合公園及びその周辺におけるテニスコート等スポーツ施設の整備	平成 20 年度～

【プログラムの評価】

プログラムの評価

プログラムを構成する事業の進行管理及び施策の取組指標に基づく評価

2 元気づくりプログラム

① 住みやすさ向上プログラム

【プログラムの構成】

1 支え合いによる暮らしの安心づくり

2 市民主体の環境活動の推進

3 地域の消防防災力の向上

【プログラムの展開方向と主な事業（想定事業費3,000万円）】

1 支え合いによる暮らしの安心づくり

（健康福祉部）

- ・地域社会における子育て支援や健康づくり、高齢者の生きがい対策、精神的孤立の防止などの社会問題に対し

て、ささえ愛ひろめ隊事業の推進を通じて、市民が相互に支えあえる仕組みづくりを行い、地域に元気を広めています。

事業名	事業主体	事業概要	実施時期
ささえ愛ひろめ隊事業	・健康福祉部 ・子育て・健康づくり活動団体等	地域社会の中で、相互にささえあえる仕組みづくり	平成20年度～

2 市民主体の環境活動の推進

（環境部）

- ・市民の手によるエコ活動や情報発信などの拠点である市民エコ活動センターについて、市民との協働による運営を推進します。

- ・エコ講座の開催や地域におけるエコ活動リーダーの育成などを通じて、市民が自発的に環境活動に取り組める仕組みづくりを進めます。

事業名	事業主体	事業概要	実施時期
エコパートナー事業	・環境部	環境活動の拠点である市民エコ活動センターの運営	平成20年度～

3 地域の消防防災力の向上

(防災危機管理室、消防本部)

・地域における防災力向上のため、市民を対象に防災知識等の習得を目的とした津市民防災大学の活動等を通じて地域防災活動の活性化に努めると

ともに、消防防災指導センターを設置するなど、地域の実践的な消防防災力の向上の仕組みづくりを進めます。

事業名	事業主体	事業概要	実施時期
津市民防災大学事業	・津市民防災大学実行委員会 ・防災危機管理室	市民を対象に災害対応技術等の習得促進	平成20年度～
消防防災指導センター設置運営事業	・消防本部 ・防災危機管理室 ・地域住民	地域住民等へのきめ細かい指導を実施するため、消防防災指導センターの設置、運営	平成20年度～

【プログラムの評価】

プログラムの評価

プログラムを構成する事業の進行管理及び施策の取組指標に基づく評価



② 元気な人づくりプログラム

【プログラムの構成】

1 地域連携センターの設置と地域貢献の推進

2 地域の学びの拠点づくり

3 津市げんき大学の活動促進

【プログラムの展開方向と主な事業（想定事業費4,000万円）】

1 地域連携センターの設置と地域貢献の推進

（三重短期大学、教育委員会、健康福祉部、商工観光部、市民部ほか）

- ・三重短期大学において、地域連携センターを設置し、地域のシンクタンクとしての機能充実を図るとともに、市内の各地域において、生涯学習の一環として高等教育が受けられる機会の提供に取り組みます。
- ・市内に立地する大学や地域と連携して、市民の健康づくりに不可欠である食育や子育てをはじめ、地域医療、環境問題などの健康都市教育に取り組みます。
- ・生涯学習に対する市民ニーズが多様化・高度化する中、それに的確に対応するため、一般教養講座から、専門ゼミナールまで、多様な生涯学習機会を提供していくなど、元気な津市づくりを担う人材育成に取り組みます。

事業名	事業主体	事業概要	実施時期
地域連携センターの設置による地域貢献推進事業	<ul style="list-style-type: none">・三重短期大学・教育委員会・健康福祉部・商工観光部・市民部・各総合支所	大学や地域との連携による健康都市教育や地域連携センターのコーディネートによる生涯学習の推進	平成20年度～

2 地域の学びの拠点づくり

(教育委員会、三重短期大学、商工観光部、市民部)

- ・学校を地域の学びの拠点として位置付け、地域における人材の育成や、地域の活力を生み出す取組を進めます。
- ・美杉地区や美里地区、芸濃地区を中心とし、保幼小中連携を進め、地域の子どもたちの生きる力、とりわけコミュニケーション能力の育成をめざした教育
- ・充実を図ります。
- ・社会人講座等の開催などによる地域の教育力の向上や、学校教育への地域の特色や地域の専門家等の人材の活用など生涯学習分野と連携した「共育」の仕組みづくりに取り組みます。

事業名	事業主体	事業概要	実施時期
地域の学びの拠点づくり事業	・教育委員会 ・三重短期大学 ・商工観光部 ・市民部	学校が地域の人材育成、地域の活力を生み出す源となる役割を果たす地域の学びの拠点づくり	平成20年度～

3 津市げんき大学の活動促進

(市民部)

- ・市民主導による講座の開設や、気軽に参加できるイベントの開催など、広く市民に親しんでもらえる場の提供に取り組みます。
- ・講座の受講を通じて、地域資源の発見や市民同士の交流促進につなげています。
- ・津市を元気にしようという想いの人が集まった「津市げんき大学」の活動を通じて、地域で活動するボランティアを育成するなど、まちづくりの担い手の育成や協働の展開など市民が自らの手で取り組める仕組みづくりを支援します。

事業名	事業主体	事業概要	実施時期
津市げんき大学活動促進事業	・市民部 ・津市げんき大学実行委員会	津市げんき大学の設置を通じた地域資源の発見、市民相互の交流促進、ボランティアの育成	平成20年度～

【プログラムの評価】

プログラムの評価

プログラムを構成する事業の進行管理及び施策の取組指標に基づく評価

③ 若者定住プログラム

【プログラムの構成】

1 魅力のある産業の育成と雇用の場づくり

2 子育てをしやすい環境づくり

【プログラムの展開方向と主な事業（想定事業費1億5,000万円）】

1 魅力のある産業の育成と雇用の場づくり

(商工観光部)

- ・三重県産業支援センターや三重県科学技術振興センター等関係機関との連携のもと、産業振興センターを設置し、企業間や产学研官の活動の場として利活用を促すとともに、広域連携を踏まえた本区域の中核施設として活用を図ります。
- ・企業や大学等研究機関の研究者が集い、企業ニーズと大学等の研究シーズとのマッチングの仕組みづくりに取り組むとともに、研究者等の人材育成の場として、産業振興センター内に大学等研究成果活用プラザ（仮称）を設置します。
- ・国立大学法人三重大学キャンパス・インキュベータや三重県産業支援セン



ター等関係機関との連携のもと、研究開発型産業基盤の整備などを通じ、ベンチャー等新産業の創出と支援に取り組みます。

- ・企業立地の促進にあたっては、「津地域産業活性化基本計画」に指定する業種を誘致対象の中心として、本市の優位性のPR、他地域との差別化、きめ細かい立地サポートなど戦略的に取り組みます。

事業名	事業主体	事業概要	実施時期
津市中小企業振興等関係事業	・民間企業 ・三重県 ・商工観光部	中小企業に対する研究開発補助金及び人材育成補助等	平成 20 年度～
津市産学連携促進事業	・民間企業 ・三重大学 ・三重県 ・商工観光部等	市内企業調査事業、市内企業と三重大学のマッチング事業	平成 20 年度～
津市産業支援研究開発振興事業	・三重県 ・商工観光部	産業振興センターの整備と運営	平成 20 年度～

2 子育てをしやすい環境づくり

(健康福祉部、総務部、教育委員会ほか)

- ・「津地区次世代育成支援行動計画（計画期間 平成 17～21 年度）」のもと、母子保健、児童福祉、学校教育など各施策分野において、妊娠・出産及び子育ち、子育て環境の整備や子ども、家庭の自立支援等、総合的な子育て支援施策の展開を図ります。
- ・本市の広大な市域において、どの地域においても子育て支援サービスを同様に選択し利用できるよう、ＩＣＴ（情報通信技術）を利活用した子育て支援システムの構築に取り組むなど、子育てをしやすい環境づくりを整え、若者の定住を促進します。
- ・ささえ愛ひろめ隊事業の推進のもと、子育てをしている人・グループなどのネットワークづくりに取り組み、お互いの活動内容を共有するなかで、相互に子育てを支えあえる仕組みづくりに取り組みます。

事業名	事業主体	事業概要	実施時期
津市地域ＩＣＴ利活用モデル構築事業	・健康福祉部 ・総務部 ・教育委員会	ＩＣＴを利活用した子育て支援システムの構築による子育て支援	平成 20 年度～
ささえ愛ひろめ隊事業	・健康福祉部 ・子育て・健康づくり活動団体等	地域社会の中で、相互にささえあえる仕組みづくり	平成 20 年度～

【プログラムの評価】

プログラムの評価

プログラムを構成する事業の進行管理及び施策の取組指標に基づく評価

④ 交流による活力創造プログラム

【プログラムの構成】

- 1 まち歩きシステムの整備
- 2 観光サービスの充実と広域連携の強化
- 3 交流人口100万人の創出をめざした取組

【プログラムの展開方向と主な事業（想定事業費4億7,000万円）】

1 まち歩きシステムの整備

（健康福祉部、商工観光部、スポーツ・文化振興室ほか）

- ・点在する観光資源を結ぶループバスの運行を図るとともに、周辺地域の特性を活かした「まち歩きシステム」の整備に取り組みます。
- ・古い町並み保全などの景観整備を促進するとともに、歴史街道等を活用した観光ルートづくりに取り組みます。
- ・近年の多様な観光ニーズに対応するため、各地域の持つ豊かな資源を活かした体験型観光プログラムの創出や健康をテーマにした森林セラピー基地の整備などを行います。
- ・中心市街地と各地域との交流・連携を



図るとともに、中心市街地の歴史文化資源を有効に活用したウォーキングを継続的に実施するなど、中心市街地でのまち歩きシステムを構築し、歩いて回遊・滞留できる環境をつくり、街や個店の魅力再発見と集客を図ります。

事業名	事業主体	事業概要	実施時期
津らくらくフェスタ事業	・健康福祉部 ・商工観光部 ・スポーツ・文化振興室等	「まち歩きシステム」の整備による「歩く」「体験する」「学ぶ」楽しさを体感する広域的事業	平成20年度～

2 観光サービスの充実と広域連携の強化

(商工観光部)

- ・市民と観光客が心温まる交流が促進されるよう「おもてなしの心」の醸成に努め市民との協働による仕組みづくりに取り組みます。
- ・観光ボランティアガイドの育成を図り、きめの細かい観光サービスの提供に努めます。
- ・フィルムコミッショナーや郷土芸能団体などの観光に関連するボランティア団体、NPO法人の育成・支援を図るとともに、これら市民団体等との協働による観光振興に取り組みます。
- ・三重県や近隣都市及び三重県観光連盟との連携を強化し、広域ネットワーク化を図り、魅力ある広域での観光ルートの設定などに取り組みます。
- ・まち歩きシステムの整備、協働・連携による観光の振興に加え、様々な場面を捉え、交流人口100万人の創出をめざした取組を進めます。

事業名	事業主体	事業概要	実施時期
観光ボランティア育成事業	・商工観光部	地域住民、団体等と連携を図り、観光の側面からの人材の育成	平成20年度～

3 交流人口100万人の創出をめざした取組

(1) 観光レクリエーション入込客の増加

(商工観光部、スポーツ・文化振興室ほか)

- ・既存の祭りなどのイベントをより一層充実させるとともに、地域に根ざした新たな事業等の推進に取り組むなど地域の魅力向上に努め、交流人口の増加を図ります。
- ・県都としての都市機能や交通結節点としての優位性を活かし、全国的・広域的なコンベンションやウォーキング大会の誘致や開催に向けた取組を推進するなど、交流人口の拡大に努めます。
- ・新たな観光客の獲得に向けて、旅行会社、交通会社等と連携し、温泉地、ゴルフ場などを活用した観光ルートの設定や市内観光地を周遊する観光タクシーなどの商品化づくりを支援していきます。

(2) 拠点の形成を通じた新たな交流の創出

(スポーツ・文化振興室、政策財務部、都市計画部、商工観光部ほか)

- ・津なぎさまち及びその周辺については、県都の玄関口として、新たな交流と活力を創造する賑わいの創出を図るため、みなとまちづくりの推進に努めます。
- ・都市核の中心を担う津城跡（お城公園）及びその周辺地区については、藤堂高虎公入府400年を契機として、これを活用したまちづくりを進めるなど、多様な交流の拠点として、魅力的な都市空間の創造を図ります。
- ・久居駅東側周辺地区については、本市南部の玄関口としての駅前の利便性を活かし、民間活力の導入も視野に入れつつ、賑わい性を高めるための副次的な都市機能の整備を図ります。
- ・近畿自動車道伊勢線津インターチェンジ周辺地区においては、県都としての活性化を牽引し、本市の求心力をさらに高める観点から、中心市街地の活性化に寄与し、津なぎさまちを中心とするみなとまちづくりと連動した新都心軸の形成を図るため、本市の玄関口として圏域内外との交流を展開する新たな産業交流拠点機能の形成をめざします。
- ・本市における産業を牽引する拠点である中勢北部サイエンスシティ、ニューファクトリーひさいについては、広域的な産業連携を図りつつ、企業立地をさらに促進することにより、産業を通じた交流人口の創出を図ります。
- ・豊かな自然環境などを活かした、保養、レクリエーションの機能の拠点である、榎原温泉、青山高原、経ヶ峰、錫杖湖周辺、君ヶ野ダム周辺、御殿場海岸、香良洲海岸等については、周辺環境の整備や四季折々の景観が楽しめるイベントの開催などを通じて、多くの人々が訪れる拠点としての魅力の向上を図ります。

事業名	事業主体	事業概要	実施時期
観光振興ビジョンの推進	・商工観光部	多様化する観光ニーズにあった観光戦略の総合的な推進	平成20年度～

【プログラムの評価】

プログラムの評価

プログラムを構成する事業の進行管理及び施策の取組指標に基づく評価

▶第3章重点プログラム▶2元気づくりプログラム▶⑤津らしさ実感プログラム

⑤ 津らしさ実感プログラム

【プログラムの構成】

- 1 藤堂高虎公入府400年を契機とした文化のまちづくり
- 2 地域ブランドの確立
- 3 シティプロモーションの仕組みづくり

【プログラムの展開方向と主な事業（想定事業費9,000万円）】

- 1 藤堂高虎公入府400年を契機とした文化のまちづくり

（スポーツ・文化振興室、政策財務部、市民部、商工観光部、三重短期大学、建設部ほか）

・藤堂高虎公入府400年を契機として、藤堂高虎公にゆかりのある自治体との交流や、藤堂藩ゆかりの地への碑の設置など、藤堂高虎公の功績を広く地域内・外の人に知ってもらうための取組を継続的に進めるとともに、「まち歩き」との連携を図るなど、本市への誘客を図るための仕組みづくりに取り組みます。

・藤堂藩ゆかりの地であった千歳山については、歴史的な経過を踏まえ、文化的、環境的側面等を活かした市民の憩いの場となるようその保全と活用を図るとともに、市民の創作活動や体験を通じて身近に文化に触れることのできる場として検討を行い、施設の整備に取り組みます。



・大学や関係する地方自治体、団体などと連携し、本市を中心とする広域的なエリアを対象に、一体的な文化環境の醸成や、歴史文化ネットワークの形成をめざす仕組みづくりとして、地域学の構築に向けた取組を進めます。

事業名	事業主体	事業概要	実施時期
高虎サミット IN TSU	・市民部	藤堂高虎公ゆかりの地との交流事業の実施	平成 20 年度
藤堂高虎公特別展覧会実施事業	・教育委員会	藤堂高虎公にまつわる、各地に残る歴史資料を一堂に集めた展覧会の実施	平成 20 年度
藤堂高虎公の歴史資料室設置事業	・スポーツ・文化振興室	藤堂高虎公の功績を後世に伝えるため、公共施設等を有効利用した歴史資料室の開設	平成 20 年度～平成 24 年度
藤堂藩ゆかりの地への碑の設置事業	・スポーツ・文化振興室	藤堂藩ゆかりの地への碑の設置	平成 20 年度～平成 24 年度
千歳山整備活用事業	・政策財務部 ・建設部	千歳山整備構想の策定と公園整備事業の着手	平成 20 年度～平成 24 年度

2 地域ブランドの確立

(商工観光部、農林水産部)

- ・国・県が行う支援策、専門家等を活用しながら、多様な自然環境に恵まれた地域資源等を活用した新商品の開発を促進するとともに、数多く有する観光資源との連携のもと、観光振興と一体となった地域ブランドの確立に向けた仕組みづくりに努めます。
- ・地場産業等とのマッチングに努め、地域と一体となった商品や付加価値の高い新製品の開発を促進しながら、本市のイメージの形成に資する地域ブランド戦略を推進します。
- ・農林水産物等の付加価値を高めるため、住民や関係者等と協働した地域特産物の認定、またグリーンツーリズムや物づくり体験など体験プログラムの創出に努めるとともに、特色のある物産品や地産地消の取り組みと連動した「特産品」、「郷土料理」の開発を支援していきます。
- ・旅行会社、交通会社等と連携し、温泉地、ゴルフ場などを活用した観光ルートの設定や市内観光地を周遊する観光タクシーなどの商品化づくりを支援していきます。

事業名	事業主体	事業概要	実施時期
美味 City ★津事業 ～おいし・うれし・たのし・つし～	・地域住民 ・民間企業 ・商工観光部 ・農林水産部等	豊富な地域産物を活用した味覚の掘り起こし（新たな商品開発）と情報発信	平成 20 年度～
きよみしんしん 郷味津々創作事業	・地域住民 ・民間企業 ・商工観光部 ・農林水産部等	「地産地消」をキーワードとして、地元農林水産物をリンクさせた津のランチボックスのメニューづくりのためのコンテスト開催等	平成 20 年度～

3 シティプロモーションの仕組みづくり

(商工観光部、農林水産部)

- ・県都としての都市機能や交通結節点としての優位性を活かし全国的・広域的なコンベンションの誘致、また地域資源を活かしたフィルムコミッションなどを積極的に推進します。
- ・全国的に著名な文化人等の協力を得ながら、新聞、雑誌、テレビなどのメディアを効果的に活用したPRに取り組みます。
- ・既知の観光資源のみならず、本市発祥の名産品や食文化など、本市の特色的な観光資源を活用しつつ、インターネットやイベント等を通じた積極的なPR活動を行うとともに、行政、民間企業を含めた市民一人ひとりが全国に情報発信できる取組を進めます。
- ・東京事務所などの機能を活かした広域的な観光情報の発信を行うとともに、伊勢市など他都市と連携をした観光キャンペーンなどの事業を展開し、観光地としての知名度向上に努めます。
- ・農林水産品の産直所の設置などにより情報発信・PRの強化に努め、販路拡大を図ります。また、国道23号中勢バイパス津(河芸)工区に予定されている道の駅の整備促進にあわせて、産直所や情報発信機能等の整備を進めます。

【プログラムの評価】

プログラムの評価

プログラムを構成する事業の進行管理及び施策の取組指標に基づく評価



3 地域かがやきプログラム

① 東部エリア～キラリと輝く人づくり・まちづくり～

【プログラムの構成】

1 知の拠点としての情報発信

2 地域を担う人づくり

3 地域連携による交流の推進

【プログラムの展開方向と主な事業（想定事業費3億6,000万円）】

1 知の拠点としての情報発信

(1) 研究情報ハブ^{*}の形成

(総務部、商工観光部ほか)

- ・大学等研究機関や企業との連携のもと、産業振興センター（仮称）において、メカトロニクスやバイオをキーワードとした先端的研究やそれらの融合領域に関わるナレッジ・ハブ（知識中継点）を整備していくことで、特色ある「知」の情報拠点となる研究情報ハブの形成をめざします。

めざします。

(3) 国内・国際会議の開催

(総務部、商工観光部ほか)

- ・メカトロニクスやバイオをキーワードとして、大学等研究機関や企業との連携のもと、三重県総合文化センター等を会場とし、これら先端的研究の国内・国外会議の開催をめざします。

(4) 地域ブランドの情報発信

(総務部、農林水産部、商工観光部、河芸総合支所ほか)

- ・本市のイメージ形成に資する特産品や農林水産物などの地域ブランドをホームページや携帯電話などの情報媒体を積極的に活用し、一体的かつ総合

(2) 文化情報ハブ^{*}の形成

(総務部、教育委員会ほか)

- ・市民や関係機関との連携のもと、「県都」としての文化情報の蓄積を行政情報システムにより整備していくことで、洗練された文化情報ハブの形成を

研究情報ハブ

車輪の中心部のように、大学、公的試験研究機関、企業の技術情報が集積・発信する拠点。

メカトロニクス

機械装置に電子工学的知見を融合させることによって、新たな価値を求めるとする学問・技術分野。

バイオ

バイオロジー（生物学）、バイオテクノロジー（生物学の知見を元にし、実社会に有用な利用法をもたらす技術）などの略語。

ナレッジ・ハブ

大学等研究機関や企業との連携により先端的研究や融合領域に関わる研究情報が案内・交換される拠点。

文化情報ハブ

車輪の中心部のように、地域の様々な文化情報が集積・発信する拠点。

的な情報発信を図ります。

- ・国道23号中勢バイパス津(河芸)工区に予定されている道の駅の整備促進にあわせて、地域情報発信拠点及び農林水産物等の流通促進施設として、「道の駅」拠点づくりを進めます。

(5) 市民参加による旬の地域情報発信

(総務部ほか)

- ・四季折々の景観など、旬の地域情報を情報発信するため、市民地域特派員(仮称)を設置するなど、市民参加型情報発信の仕組みづくりを推進します。

事業名	事業主体	事業概要	実施時期
情報発信、流通促進施設の拠点づくり	・農林水産部 ・商工観光部 ・河芸総合支所 ・総務部 ・民間団体	「知」の情報拠点となる情報ハブを活用し、ホームページや携帯端末を利用した、おもてなし情報の提供 国道23号中勢バイパス津(河芸)工区に予定されている道の駅の整備促進にあわせた、産直所や情報発信機能等の整備促進	平成20年度～

2 地域を担う人づくり

(1) 多様な人材の育成

(教育委員会、教委久居事務所ほか)

- ・公民館を中心とした社会教育施設や、津センターパレス、河芸庁舎、ポルタひさい、サンデルタ香良洲などの公共施設を活用し、市内及び近隣の大学と連携した生涯学習講座や、各分野において専門的な知識を有する市民による講座等の開設により、地域社会における問題解決や支え合いの仕組みを担う多様な人材の育成を図るとともに、施設の有効活用を図ります。

(2) スポーツ・レクリエーション等を通じた生きがいづくり

(スポーツ・文化振興室、建設部、河芸総合支所、香良洲総合支所ほか)

- ・市民の誰もが気軽に参加できるスポー

ツ・レクリエーションイベントの開催など、市民の参加及び交流の場を提供することで、スポーツやレクリエーションを通じた心豊かで生きがいのある暮らしづくりを応援します。

- ・河芸町民の森公園内及びサンデルタ香良洲周辺における施設の整備・充実に取り組むとともに、市民が気軽に利用できるよう市民ニーズに応じた各種スポーツ・レクリエーション活動の促進を図ります。

(3) 多文化共生の地域づくり

(教育委員会、市民部、教委河芸事務所)

- ・国際化が進むなか、本市の人口の約3.1%を占める外国籍市民との交流を推進します。
- ・文化や習慣等の異なる人たちが、互い

の違いを認め合い、共に共生できる地域社会を形成していくため、相互交流

イベントなどを通じて、国際理解のある地域づくりを進めます。

事業名	事業主体	事業概要	実施時期
多様な人材育成事業	・教育委員会 ・教委久居事務所 ・教委河芸事務所 ・教委香良洲事務所	大学等の高等教育機関と連携し、「あのつアカデミー」等生涯学習事業の開設や各分野等での経験で培われた知識を有する人材を活用した「地域リーダー養成塾」を開設	平成 21 年度～
各種スポーツ大会の開催	・スポーツ・文化振興室 ・河芸総合支所 ・香良洲総合支所	河芸町民の森公園内及びサンデルタ香良洲周辺の各施設を活用し、各種レクリエーション、スポーツ大会等を開催	平成 21 年度～
多文化共生推進事業	・教育委員会 ・市民部 ・教委河芸事務所	言葉や文化が異なる外国の人々と地域住民との交流の輪を広めるイベント等を開催	平成 21 年度～

3 地域連携による交流の推進

(1) 鉄道で巡るおもてなしルートの設定 (久居総合支所ほか)

- ・鉄道網の持つ魅力を活かし、津駅、久居駅等を基点に、四季折々の景観を求めての散策や歴史文化を探訪できるルートの設定、また、ちょっと一休みできる味どころなど「おもてなし旅情報」の発信で、地域再発見・交流に努めます。

える人づくりを進めます。

(2) 伝統文化の伝承と賑わいの創造 (教育委員会、教委香良洲事務所、教委河芸事務所)

- ・古くから各地域に受け継がれ、県の無形民俗文化財に指定されている「唐人踊」や「香良洲町の宮踊」など長い歴史と伝統に培われた伝統行事を活かした賑わいの空間の創出と、地域を支

(3) 海を活かした交流の推進

(環境部、商工観光部、農林水産部、河芸総合支所、香良洲総合支所ほか)

- ・河芸地域から香良洲地域まで連なる市域で唯一の「海」を活かし、地域が連携した環境保全活動などによる安らぎを与える空間づくりに努めます。
- ・潮干狩り、たて干し、地引網など観光漁業を企画推進し、海の魅力を提供します。

(4) ユニバーサルデザインのモデル地域づくり

(政策財務部、香良洲総合支所ほか)

- ・ユニバーサルデザインの取組が活発である香良洲地域において、サンデルタ

香良洲を拠点に、市民との協働のもと、ユニバーサルデザインマップの作成や、小中学校、企業などを対象にした研修講座等を開催します。

- ・市民及び地域の自主的な活動団体等との連携のもと、ユニバーサルデザイン推進のモデル地区としての取組を進めるとともに、他の地域への取組の浸透及び自主的な活動団体等とのネットワーク構築を支援します。

(5) 歴史文化の賑わいの創出 (スポーツ・文化振興室、教育委員会、商工観光部ほか)

- ・一身田寺内町の環濠や町並みなど歴史的景観をはじめ、地域の文化を感じさせる景観や風情などを発掘・活用など、市民がまちづくりに参加できる体制づくりを進めることで、賑わいや訪れる人への思いやり、もてなしを創出します。

事業名	事業主体	事業概要	実施時期
鉄道で巡るもてなしルートの設定	・商工観光部 ・久居総合支所 ・河芸総合支所	おもてなしルートの設定とおもてなし情報マップを作成	平成21年度～
伝統文化の継承	・教育委員会 ・教委香良洲事務所 ・教委河芸事務所	伝統ある郷土芸能を観光資源として、県内外に情報発信し地域を支える人づくりの促進	平成21年度～
海と山の地域間交流事業	・教育委員会 ・教委香良洲事務所 ・河芸総合支所	地元及び山間部に住む小学生などを対象に、海を活用した、たて干しや地引網などの体験イベント等の実施により相互交流を推進	平成21年度～
ユニバーサルデザインのモデル地域づくり	・政策財務部 ・香良洲総合支所 ・市民団体	サンデルタ香良洲を拠点に、市民等との協働のもと、小中学校や企業などを対象とした講座等による普及啓発や、まちづくりを考える自主的な活動団体間のネットワークづくりを推進	平成21年度～
寺内町まちづくり活動	・地元まちづくり協議会 ・スポーツ・文化振興室 ・教育委員会	地元まちづくり協議会等への支援により、地域主体のまちづくりを推進	平成20年度～

【プログラムの評価】

プログラムの評価

エリア内の各地区地域審議会による進行管理及び評価

② 北部エリア～都市や自然と共に存するふれあいの里づくり～

【プログラムの構成】

1 スポーツ・レクリエーション活動の促進

2 地域産業振興の拠点づくり

3 自然と親しむ環境づくり

【プログラムの展開方向と主な事業（想定事業費2億2,000万円）】

1 スポーツ・レクリエーション活動の促進

(1) スポーツ・レクリエーション拠点の形成

(スポーツ・文化振興室、安濃総合支所)

- ・安濃中央総合公園及びその周辺において、より大規模なスポーツ大会が開催できるよう、スポーツ施設の整備・充実に取り組むとともに、スポーツ・レクリエーションを通じた交流の拡大を図ることで市民のスポーツ活動を促進し、市内のスポーツ人口を増やします。
- ・芝生広場周辺における花いっぱい運動等の取り組みを通じて、公園周辺の環境整備を図り、市民の憩いの場を創出します。

(2) 自然・歴史散策コースの整備

(芸濃総合支所、美里総合支所ほか)

- ・錫杖湖周辺の自然や石山観音、長野城



跡、伊勢別街道等の歴史資源を活かしウォーキングコースの整備や構築を進め、健康増進や市民間交流を目的としたウォーキングイベント等の開催などを通じて、レクリエーション活動の促進を図ります。

事業名	事業主体	事業概要	実施時期
スポーツ施設の整備	・スポーツ・文化振興室 ・安濃総合支所	安濃中央総合公園及びその周辺におけるテニスコート等スポーツ施設の整備	平成20年度～
自然・歴史 ウォーキング事業	・芸濃総合支所 ・美里総合支所 ・市民団体	ウォーキングコースの設定やウォーキングイベント等の開催など	平成20年度～

2 地域産業振興の拠点づくり

(1) 新たな観光交流の創出

(芸濃総合支所、美里総合支所ほか)

- ・地産地消施設である美里フラワービレッジの機能拡充を支援し、イベントや芋掘り、山菜取り等の農業体験ツアー等との連携、特産品レストランの開

設、来訪客への観光情報の提供などを通じて、集客の拡大や地元農産物の販売を促進します。

・地域が主体となって観光モデルコースを創設するなど、新たな観光交流の創出に取り組みます。

事業名	事業主体	事業概要	実施時期
美里フラワービレッジ 交流推進事業	・美里総合支所 ・市民団体 ・生産者	・飲食休憩施設の拡充支援 ・食に関するイベントの開催 ・特産品の消費拡大	平成20年度～
見におい！ 観光モデルコース創設 事業	・芸濃総合支所 ・美里総合支所 ・市民団体	エリア内外の観光資源および観光施設・宿泊施設等と連携した観光モデルコース創設と情報提供	平成20年度～

3 自然と親しむ環境づくり

(1) 経ヶ峰の自然がはぐくむ交流と健康づくり

(安濃総合支所)

- ・地域の財産である経ヶ峰の豊かな自然や周辺の史跡を活かし、ハイキングや森林浴などを通じて市民の交流と健康増進を図るとともに、経ヶ峰を通して森林保全に対する市民意識の醸成を促します。

- ・ハイキングに歴史的資源や温泉（安濃交流会館内）を組み合わせ、新たなハイキングコースを設定することで、さらなる市民の交流と憩いの場としての魅力の向上を図ります。

(2) 美里水源の森の整備 (美里総合支所、水道局)

- ・水源かん養林等を活かしたセラピーロードを設定し、癒しの場となる水源の森の整備を進めます。
- ・体力や体調などに合わせて選べる複数のセラピーロードを設け、歩道、階段、橋などを整備し、憩いの空間の創出を図ります。

(3) 森と湖の環境整備 (芸濃総合支所ほか)

- ・落合の郷、ふれあい公園、錫杖ヶ岳、錫杖湖畔キャンプ場などがある錫杖湖周辺を「森と湖の自然公園」と捉え、来訪者が手軽に自然を感じられるような環境整備に努め、地域の魅力を高め、集客を拡大することで地域の活性化を促進します。

事業名	事業主体	事業概要	実施時期
経ヶ峰ハイキング事業	・安濃総合支所	ハイキングコースおよび案内板の整備、ハイキングマップの作成、経ヶ峰ハイキングの開催	平成 20 年度～
美里水源の森整備事業	・美里総合支所 ・水道局	セラピーロードおよび付帯施設、案内板の整備	平成 20 年度～
錫杖湖畔自然体感事業	・芸濃総合支所 ・市民団体	音楽ライブ、木工教室、自然体験キャンプの開催、駐車場整備、案内板整備など	平成 20 年度～

【プログラムの評価】

プログラムの評価

エリア内の各地区地域審議会による進行管理及び評価



▶第3章重点プログラム▶3地域かがやきプログラム▶③中部エリア～"みのり"と"ぬくもり"の郷づくり

③ 中部エリア～"みのり"と"ぬくもり"の郷づくり～

【プログラムの構成】

1 温泉リフレッシュゾーンの魅力アップ

2 食のブランド化

3 地域力の維持、再構築

【プログラムの展開方向と主な事業（想定事業費1億4,000万円）】

1 温泉リフレッシュゾーンの魅力アップ

(1) 温泉利用客誘致への魅力アップ (商工観光部、久居総合支所、一志総合支所、白山総合支所ほか)

- ・榎原温泉、猪の倉温泉、とことめの里一志などのエリア内の温泉資源を有效地に活用するとともに、周辺の環境整備や情報発信を強化し、温泉利用客の拡大を図ります。

(2) 温泉でつなぐふれあいルートの設定 (スポーツ・文化振興室、白山総合支所ほか)

- ・エリアを横断する初瀬街道と並行して走る鉄道の最寄り駅を発着に、猪の倉温泉や、とことめの里一志のほか、歴史、文化資源を組み入れたウォーキングルートを設定します。

- ・榎原温泉では、散策ルートのほか車利用を視野に入れた広域的なルートや環境学習をテーマにしたルート設定など、多彩な情報発信に努めます。
- ・温泉利用客誘致イベントと連携した複合的なルート活用に努めます。



事業名	事業主体	事業概要	実施時期
温泉を活用した健康づくり＆ふれあいづくり事業	・一志総合支所 ・白山総合支所 ・地域住民	講演会や地場産品を活用した食情報の提供や、地元産品の直売をはじめ、温泉施設とタイアップした各種イベントなどによる、ふれあい交流の場の創出	平成 21 年度～
活力ある温泉ゾーン形成事業	・商工観光部 ・久居総合支所 ・一志総合支所 ・地域住民 ・観光事業者	温泉保養のための環境づくりや、地域に活気とふれあいをもたらす出会いの場づくりなどで、『また来たいと思う温泉ゾーン』の形成を推進	平成 20 年度～
温泉ゾーンサイン事業	・久居総合支所 ・一志総合支所 ・白山総合支所 ・地域住民 ・観光事業者	地域住民などと協働で、温泉ゾーン玄関口などのモニュメントや、シンボルマークを考案し、「一目でわかる地域」の視覚的なアピールを検討	平成 22 年度～
歴史・文化巡り今昔“街道”ウォーキング事業	・スポーツ・文化振興室 ・一志総合支所 ・白山総合支所 ・地域住民	初瀬街道と並行する鉄道、温泉施設を基点としたウォーキングルートの設定や、「観て歩きマップ」の作成	平成 20 年度～
榎原温泉発周遊ルートづくり事業	・久居総合支所 ・一志総合支所 ・白山総合支所 ・他エリア連携	榎原温泉等の宿泊施設を起点とした散策ルートや、青山高原と風力発電施設、国道 165 号沿いや雲出川流域に点在する地域資源を結ぶドライブコースなどのルートづくり	平成 20 年度～
榎原温泉マラソン大会事業	・久居総合支所	風車が見えるマラソンとして、榎原温泉マラソンを全国発信とともに、市民とランナーとの交流の場づくりなどで地域の賑わいを創出	平成 20 年度～

2 食のブランド化

(1) 地産地消の促進

(農林水産部、久居総合支所、白山総合支所ほか)

- ・新鮮で安心な地元農産物の直売所の拡大を図り、消費者と生産者の信頼関係を構築するとともに、消費者に信頼される生産者グループを組織化して生産拡大や販売促進を図ります。

(2) 特產品づくりの推進

(一志総合支所ほか)

- ・地元の食材を利用した料理の開発、広く消費者にPRする食のイベントの開催などを通じて、地域の農産物・特産品の浸透を図り、食のブランドの確立をめざします。

事業名	事業主体	事業概要	実施時期
榎原温泉ふれあい朝市	・生産者 ・地域住民 ・農林水産部 ・久居総合支所他	温泉利用客の誘導をねらい、心違う「ふれあい朝市(仮称)」を設置し、エリア連携を視野に生産者組織を確立・拡大	平成20年度～
地元産品の消費拡大で地域ブランド化	・久居総合支所 ・一志総合支所 ・白山総合支所 ・地域住民 ・生産者	収穫祭等のイベント開催で消費拡大及びPR活動を推進 おいしい食べ方、料理方法、地元の味付けなど、レシピ作成で食生活への利用促進	平成20年度～
みんなで栽培・特産品づくり	・地域住民 ・生産者 ・久居総合支所 ・一志総合支所 ・白山総合支所	由来や伝承、地域でのこだわりの品などから、地域の栽培品を選定し、苗(木)配布などによる定着化を推進	平成21年度～

3 地域力の維持、再構築

- (1) 地域の賑わい、ふれあい交流の場づくり
(白山総合支所、一志総合支所ほか)
- 空き家など現在使われていない住宅、公民館など既存の公共的施設を活用し、親近感のある気軽な拠りどころの設置を促し、人材確保、地域づくり活動への展開を図ります。
- (2) 隠れた資源の再利用
(久居総合支所ほか)
- 耕作放棄地、使われなくなった自然素材や生活の知恵、流通に乗りにくい手づくり品など隠れた資源の新たな活用策を見出し、地域力の再構築をめざします。

事業名	事業主体	事業概要	実施時期
地域で支えあう交流の場づくり	・地域住民 ・久居総合支所 ・一志総合支所 ・白山総合支所	気軽に立ち寄れる場づくり、専門知識に秀でた人材の活用 地域の情報が集積する開放的な交流広場の開設(手づくり品の販売など地域運営型手づくり店舗など)	平成21年度～
豊かな生態系を観察し、人と自然の共生を考える活動支援	・地域住民 ・久居総合支所 ・一志総合支所 ・白山総合支所	里山、雲出川流域の環境を考える自主的な地域活動支援、交流の場づくり、グリーンツーリズムの推進	平成21年度～

【プログラムの評価】

プログラムの評価

エリア内の各地区地域審議会による進行管理及び評価

④ 南部エリア～健康で暮らせる自然と歴史の地域づくり～

【プログラムの構成】

- 1 健康で元気な人づくり
- 2 自然の恵みの価値創造
- 3 歴史と文化の拠点の整備

【プログラムの展開方向と主な事業（想定事業費1億5,000万円）】

1 健康で元気な人づくり

(1) 連帯意識に根ざした心豊かなコミュニティの形成
(美杉総合支所、教委美杉事務所)
・過疎化・高齢化が進行するなか、集落を維持する観点からも、高齢者の豊かな経験と知識の活用、地域団体やボランティアとの連携など、地域内外における人材の活力を積極的に誘導しながら、人と人とのつながりを大切にした心豊かな地域コミュニティの形成をめざします。



(2) 暮らしの安心づくり

(健康福祉部、美杉総合支所ほか)
・健康増進施設等の整備と併せた老朽化が進む美杉庁舎の建替えをはじめ、森林セラピー事業との連携を図りながら

ら、竹原診療所の有効活用を促進するとともに、三重県立一志病院など医療機関と連携し、住民の健康づくりを支援します。またコミュニティバスの円滑な運行をはじめ、過疎地域における利便性の向上を図るための輸送サービスの導入による、高齢者の外出支援の促進等を検討するなど暮らしの安心づくりを進めます。

事業名	事業主体	事業概要	実施時期
地域コミュニティ形成事業	・美杉総合支所 ・教委美杉事務所	高齢者等の豊かな経験や知識を活かし、地域団体、NPO等とも連携した心豊かな地域社会の形成	平成21年度～
美杉総合文化センター整備事業	・美杉総合支所等	健康増進施設をはじめとする関連施設整備	平成22年度～
健康・安心づくり事業	・健康福祉部 ・美杉総合支所等	高齢者が元気でいきいき暮らせるように、健康づくりを推進するとともに、過疎地域における利便性の向上を図るために輸送サービスの導入に向けた検討など	平成20年度～

2 自然の恵みの価値創造

(1) 森林を活かしたヘルツーリズムの推進

(健康福祉部、商工観光部、美杉総合支所ほか)

- ・豊かな森林の恵みを活かし、森林セラピー基地（セラピーロードと宿泊施設等）を活用したヘルツーリズムを積極的に展開し、健康に配慮したまち歩きシステムによる新しい観光商品の確立をめざすとともに、地域における看護実習の実施など、健康をテーマとした大学コミッショ^{*}ン（地域の中での大学の調査研究活動）の推進などにより、内外から訪れる人々の心の癒しと健康づくりをめざします。

(2) 自然を活用した産業の活性化 (農林水産部、商工観光部、環境部、美杉総合支所)

- ・バイオマス等を活用した地域循環型産

業の拠点形成をめざし、バイオマスタウン構想の検討を行うとともに、ICTを活用したテレワーク^{*}（地方などオフィス以外の場所で働く労働形態）事業の具体化に向けた検討、特産品の生産・販売拡大を図るためのブランド化とこれを活用した集客交流、森林・河川・農地を利用した自然体験やオーナー制度の導入など、新たな産業の創出を図ります。

(3) 豊かな自然環境の中での居住

(美杉総合支所ほか)

- ・空き地や遊休地を活用して都市住民が居住できる二地域居住を促進し、これを定住に結びつけていくため、田舎暮らし体験塾の開催や空き家情報バンク^{*}の整備などを推進し、豊かな自然の恵みを求めて居住できる環境整備を図ります。

大学コミッショ^{*}ン

大学や大学院などのゼミの実地調査や演習を誘致し、市民との連携交流や地域活性化に役立てようというもの。

バイオマスタウン

家畜の排泄物、木くずなど、動植物から生まれた再生可能な有機性資源の発生から利用までの効率的なプロセスにより総合的な利活用システムが構築される地域。

テレワーク

情報通信機器等を活用し時間や場所に制約されず、柔軟に仕事する働き方のこと。

空き家情報バンク

将来的にも使わない家で賃貸や売却をしてもよいという「空き家」の情報を集めて、空き家での移住を希望する人に提供する仕組み。

事業名	事業主体	事業概要	実施時期
森林セラピー基地事業	・健康福祉部 ・商工観光部 ・美杉総合支所等	ヘルツーリズムの展開と大学コ ミッショングの推進	平成 20 年度～
新産業創出事業	・農林水産部 ・商工観光部 ・環境部 ・美杉総合支所	バイオマスを活用した地域循環型 産業の拠点形成をめざしたバイオ マスマウン構想の検討や、自然、 I C T を活用した新たな産業の創 出	平成 20 年度～
二地域居住等推進事業	・美杉総合支所等	「田舎暮らし体験塾」の継続実施や 「空家情報バンク」のシステム化・ 運用をはじめ、自然を活かした二 地域居住の促進	平成 20 年度～

3 歴史と文化の拠点の整備

(1) 歴史と文化の拠点整備

(教育委員会、教委美杉事務所)

・調査、研究の進む多気北畠氏城館跡 を中心として、ふるさと資料館、道の 駅周辺等との歴史、文化のネットワー クづくりとともに、地域の伝統文化を 活かしたイベントや講座を開催する など、歴史と文化の拠点整備を進めます。

(教育委員会、美杉総合支所、教委美 杉事務所ほか)

・「歴史の道百選」にも選ばれた伊勢本 街道の道標、家並みの保全・活用、有 形・無形文化財の保護と史跡の管理、 歴史・文化の伝承活動などを進めます。 ・関係部局や三重県とも連携し、地域住 民が主体となった歴史・文化が息づく 地域づくりを進めます。

(2) 住民との協働による歴史・文化 の保全・活用

事業名	事業主体	事業概要	実施時期
歴史と文化の拠点整備 事業	・教育委員会 ・教委美杉事務所	多気北畠氏城館跡を中心とした周 辺等の整備と文化財の保護・管理 及び伝統文化の伝承	平成 20 年度～
伊勢本街道を活かした 地域づくり事業	・地域住民 ・美杉総合支所等	伊勢本街道等を活かした地域住民 等との協働による地域づくり	平成 20 年度～

【プログラムの評価】

プログラムの評価

エリア内の各地区地域審議会による進行管理及び評価

財政の見通し (平成20年～24年度)

第1項 財政の見通しの基本的な考え方

現在は、地方財政制度の転換期にあり、市をとりまく情勢は依然厳しく、先行きが不透明な状況にあります。

このため、「総合計画基本計画」については、事業の進捗や制度の変更などに応じて、柔軟な運用が図れるよう、各基本計画の中間年度（策定から3年目）

で見直しを行うなど、短期計画としての運用について配慮しています。

以上から、財政見通しについても、政策と財政との連動を図り、計画の実効性を担保するという観点から、基本計画の見直しと併せて点検し、その弾力的な運用のもとにまちづくりを進めます。

第2項 財政の見通しの前提条件

前期基本計画（平成20年度～平成24年度）における財政の見通しは、普通会計（一般会計・土地区画整理事業特別会計・住宅新築資金等貸付事業特別会計）を対象に、現行の地方財政制度を基に試算したものです。

財政の見通しは、今後の社会経済情勢の変化やまちづくりの進捗状況を点検しつつ、弹力的な財政運営に取り組むため、合併後初めての決算となる平成18年度決算を基準に、計画フレームのすう勢値を基にした財政試算と、政策効果を見込んだ目標値を基にした財政試算を考慮し、幅を持って設定します。

(1) 歳入の見通し

- ・歳入の試算にあたっては、最近における国の経済成長率を考慮し、本市における今後の経済見通しを2%前後と見込みます。
- ・市民税や固定資産税等に影響を与える本市の人口見通しについては、平成24年度で、すう勢値を29万1千人、目標値を29万6千人と想定します。
- ・国県支出金、各種交付金などの依存財源については、国の厳しい財政状況を考慮し、現状維持で推移することを見込みます。
- ・地方交付税については、地方財政計画

等を踏まえて試算し、また合併特例債の借入の影響などについても反映しています。

(2) 岁出の見通し

- ・義務的経費を含む経常的経費については、職員数2,500人の達成を前提とした人件費の見通しなど、行財政改革の取組を反映するとともに、健全財政の維持とまちづくりへの投資を両立する観点から、経常収支比率85%への近接を目指として設定します。(経常収支比率：経常的な歳出に充当された一般財源を経常的な歳入一般財源で除したもので、この比率が高いほど財政構造に弾力性がなく硬直化した状況となります。)

- ・投資的経費については、歳入総額から

経常的経費を差し引いた額としますが、合併特例債の使い方によっても大きく変化するため、実質公債費比率18%以内を目標とします。(実質公債費比率：平成18年度から地方債協議制度の実施に伴い設けられた比率で、起債制限比率が普通会計の元利償還金等を対象としていたことに対し、実質公債費比率は、公営企業会計へ支払う元利償還金に対する繰出金、PFI等の公債費類似経費を追加して算出した比率で、この比率が18%を超えると地方債協議制から許可が必要な団体に移行します。)

- ・また、平成24年度までの特例債対象事業費の総額の上限を240億円程度として設定します。

第3項 財政見通しの試算

「総合計画前期基本計画」の5年間の歳入・歳出総額は、4,480億円～4,560億円と見込みます。(参考：10年間の歳入・歳出総額見込みは、8,940億円～9,250億円)

うち、投資的経費は、5年間で460億円～540億円と見込みます。(参考：10年間の投資的経費見込みは、920億円～1,170億円)

歳入・歳出総額（累計額）	4,480 億円～4,560 億円
--------------	-------------------

歳入	市 税 地方交付税 国県支出金 地 方 債 そ の 他	2,120 億円～2,140 億円 710 億円～ 690 億円 650 億円 290 億円～ 370 億円 710 億円
	合 計	4,480 億円～4,560 億円

歳出	義務的経費	2,410 億円
	うち人件費 扶助費 公債費	1,020 億円 750 億円 640 億円
	経常的経費	1,610 億円
	うち物件費・補助費・維持補修費 繰出金 その他	890 億円 650 億円 70 億円
	普通建設事業費	460 億円～ 540 億円
	合 計	4,480 億円～4,560 億円

【施策の取組指標（現状と目標）】

施策の取組指標	現状(平成18年度)	目標(平成24年度)
経常収支比率	90.2%	87.5%

計画を推進するために

第1項 行財政改革の推進による健全財政の確保

簡素で効率的な行政運営を行うため、津市行財政改革大綱及び津市行財政改革前期実施計画に基づき、着実な行財政改革の推進を図ります。

(1) 簡素で効率的な事務事業の推進

- ・社会経済情勢の変化や市民ニーズを把握しつつ、公共サービスの提供方法や行政としての関与のあり方、実施意義などを踏まえ、平成21年度を目途に効率的、効果的な事業の実施手法に係る見直しを進めます。
- ・行政組織及び出先機関等の統廃合等、組織規模や執行体制の見直しを行うとともに、組織内部における事務執行や意思決定の方法等に係る見直し等を通じて、正確でスピード感をもった事務処理に努め、効率的な事務の執行を図ります。
- ・市民が市政に関心を持ち、市政を身近なものと感じることができるよう、ケーブルテレビや広報津などの各種媒体を通じて、分かりやすい情報を積極的に提供するとともに、公正の確保と透明性の向上に向けた取組として第三者機関が検証する包括外部監査制度についても研究します。

(2) 民間活力の活用

- ・真に必要な行政サービスの水準を確保するため、外部委託等による民間活力の導入を図るとともに、市場化テスト等の手法を検討します。
- ・公共施設の効率的な管理運営を図るため、施設を経営資源としてとらえ施設のデータベース化を図り総合的な管理を行うとともに、施設の設置目的等に応じた公共施設利活用計画の段階的な策定のもとに施設のあり方の見直しを進めます。
- ・本市が出資、出捐をしている外郭団体について、その経営状況を把握するとともに、適切な指導、助言を行います。

(3) 定員管理の適正化

- ・市民への行政サービスの提供方法に合わせた計画的な職員数の削減を定める定員適正化計画の策定のもとに、2,500名体制の早期実現をめざします。

- ・人材育成計画の策定のもとに、専門的な知識や職位に応じた処理能力の育成を図り、常に市民の目線にたって新たな課題に積極的にチャレンジできる人材の育成をめざします。
- ・職員の意欲、能力、実績等を適確かつ客観的に評価するとともに、この評価の結果について昇給制度や勤勉手当に反映できる人材評価システムの導入に向けた検討を進めます。

(4) 健全な財政運営の推進

- ・中期的視野に立った健全な財政運営の指針となる財政計画の策定のもとに、健全な財政運営に向けた取組を進めます。

- ・補助金等については、社会情勢や市民ニーズの変化等に応じた補助事業等の公益性や事業の実施効果等を常に検証し、適正に執行します。
- ・使用料及び手数料については、受益と負担の原則に基づき適正な見直しを図ります。
- ・公共工事等の実施については、良質な品質を確保のうえ、短期的な視点からの事業コストの縮減はもとより、長期的な視点からの^{*}ライフサイクルコストの縮減や、建設副産物対策、環境対策等の社会的コストの縮減に努めるなど、総合的な視点に立ったコスト縮減に向けた取組を進めます。

第2項 行政経営システムの構築

市民満足度の向上をめざして施策を選択し、限られた資源（予算・組織・職員など）を真に必要なサービスの提供に集中させる行政運営の仕組みへの転換を図るため、新しい公共経営の考え方のもとに、経営品質の向上を経営マネジメントの基礎として位置づけ、計画・実行・評価・改善の一連のサイクルに基づいて、相互に連携し、持続的に発展していく行政経営システムを構築します。

また、職員自らが経営意識を持つ組織風土の醸成に取り組みます。

さらに、これらの取組を通じて自立した都市として施策の展開ができるよう、本市のポテンシャルを高めるとともに、他都市との連携の強化に努め、県都としての役割を担います。

(1) トップマネジメント機能の強化

- ・市民ニーズが多様化し高度化する一方で、必要な財源や人員等の経営資源を十分に確保することが困難となってきています。そのため、民間企業の発想や経営手法を可能な限り行政運営

ライフサイクルコスト

製品や構造物などの費用を製造～使用～廃棄の段階をトータルして考えたもの。

にとりいれ、経営感覚とスピード感のある市政運営の実現を図ります。

- ・市政運営の大きな方向性を決定するトップマネジメント機能の強化とともに、組織全体がビジョンや価値観を共有するため、**オフサイトミーティング**や組織目標管理制度を活用した質の高い組織運営の確立を図ります。

(2) 自立した事業部門の形成

- ・各部門が限られた経営資源（予算・職員・組織・情報等）を活用しながら、一定の権限と責任のもとにスピード感のある事業を展開する自立型の事業部門の仕組みを整えます。

(3) 市民と行政の新たなパートナーシップの確立

- ・積極的に情報を提供し、行政パートナーとして政策検討や計画策定の機会を増やしていくとともに、市民が地域の問題解決やサービス提供者としての積極的な役割が果たせるよう、その活動の支援を行うなど市民とのパートナーシップに基づく行政運営を開します。

(4) 行政評価の実施

- ・実施した施策や事業が有効に機能したか、あるいは事業が計画どおり進んでいるかを検証するため、重点プログラムを対象とする政策評価、事業を対象

とする事務事業評価、組織の運営面を対象とする業績評価の3つの評価からなる行政評価システムを構築します。

- ・総合計画の推進にかかわって、政策評価については、市民との協働に基づく重点プログラムの展開を市民自らが評価する「協働型政策評価」への発展をめざします。
- ・事業の進行状況の把握や取組指標に基づく評価を行う「事務事業評価」については、各所管が自ら検証するとともに、その評価結果を「主要な施策の実績報告書」において公表します。
- ・自立型の事業部門における組織経営を促進するため、各部門における経営資源の活用状況等、組織経営のあり方を検証する目標管理型の「業績評価」を導入します。
- ・これら各種の評価を一体的に行う行政評価システムを確立し、評価結果を市民に公表するとともに業務改善、組織改正につなげます。

(5) 地方分権の推進

- ・県都としての風格を備え、自立した都市として一層の行政サービス機能の向上を図るため、さらなる権限や機能の強化についても、引き続き検討を進めることとします。
- ・広域的な高速幹線道路網の結節点として、企業立地により新たな産業拠点の

オフサイトミーティング

職場での立場や肩書きをはずし、気楽にまじめな話をすること。組織改革の有効な手法とされており、多くの企業、自治体が取り入れている。

形成が進む亀山市をはじめ、松阪市、伊勢市等とも、歴史、文化などの情報発信を通じた都市間交流を促進し、将来の道州制も視野に入れた都市間連携の強化を図ります。

- ・地方分権を推進する中で、国・県との

それぞれの役割に応じた効率的、効果的な行政サービスの展開を図るため、本市はもとより隣接する区域も含めた一体的な都市圏が形成されるよう、国、県等関係機関との連携を強化します。

第3項 電子自治体の推進

行政の簡素・効率化と住民の視点に立った行政サービスの利便性かつ質的向上を同時に実現するため、ＩＣＴ（情報通信技術）を最大限に活用し、地域の持つ制約を克服しつつ、住民サービスの一層の向上と行政運営の効率化が図れる電子自治体を推進します。

(1) ＩＣＴによる行政サービスの利便性の向上

- ・時間や場所に関わらずに各種窓口サービスのオンライン届出・手続ができ、また、健康・文化・教育などの各種情報が利活用できるように、ＩＣＴを活用し、行政サービスの提供体制の充実

を図ります。

(2) 情報システムの活用による事務の効率化

- ・情報システムの効率的かつ効果的な運用を進めるためのシステム最適化計画の策定のもと、体系的な情報システムの評価及びＩＴ調達経費の最適化を図ります。
- ・県及び県内市町との共同化事業と連携した地理情報システム（ＧＩＳ）や電子入札システム、また、文書管理システムや電子申請システムなどの各種情報システムの構築・運用を図り、電子自治体を推進します。

【施策の取組指標（現状と目標）】

施策の取組指標	現状(平成19年度)	目標(平成22年4月)
定員適正化計画の策定（正規職員数）	3,013人	2,710人
施策の取組指標	現状(平成19年度)	目標(平成21年度)
行財政改革の効果	－	55億円（3年間の累積）

資料編

津市総合計画審議会条例（平成18年9月29日条例309号）

改正 平成19年12月26日条例第41号

（設置）

第1条 本市の総合計画（以下「総合計画」という。）に関し必要な事項について調査審議するため、地方自治法（昭和22年法律第67号）第138条の4第3項の規定に基づき、津市総合計画審議会（以下「審議会」という。）を置く。

（所掌事務）

第2条 審議会は、市長の諮問に応じ、総合計画に関し必要な事項について調査審議し、その結果を市長に答申するものとする。

（組織）

第3条 審議会は、委員30人以内で組織する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから、市長が委嘱する。

- (1)学識経験のある者
- (2)各地域審議会の代表者
- (3)公共的団体等の代表者
- (4)その他市長が必要と認める者

（委員の任期）

第4条 委員の任期は、当該諮問に係る答申の終了するときまでとする。

（会長及び副会長）

第5条 審議会に会長及び副会長1人を置き、委員の互選により定める。

2 会長は、会務を総理し、審議会を代表する。

3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき、又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

（会議）

第6条 審議会の会議は、必要に応じて会長が招集し、会長が議長となる。

2 審議会は、委員の過半数が出席しなければ、会議を開くことができない。

3 審議会の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(意見の聴取等)

第7条 審議会は、審議のため必要があると認めるときは、関係者等に対し、会議に出席を求めてその意見若しくは説明を聴き、又は資料の提出を求めることができる。

(庶務)

第8条 審議会の庶務は、政策財務部において処理する。

(委任)

第9条 この条例に定めるもののほか、審議会の運営に関し必要な事項は、会長が審議会に諮って定める。

附 則

この条例は、平成18年10月1日から施行する。

附 則（平成19年12月26日条例第41号抄）

(施行期日)

1 この条例は、平成20年4月1日から施行する。

津市総合計画に係る 津市総合計画審議会への諮問及び同審議会からの答申

津市政第35号

平成18年11月30日

津市総合計画審議会

会長 村澤忠司様

津市長 松田直久

津市総合計画について（諮問）

津市総合計画の策定に当たり、津市総合計画審議会条例（平成18年津市条例第309号）第2条の規定により、貴審議会の意見を求める。

津総計審第12号

平成20年2月12日

津市長 松田直久様

津市総合計画審議会

会長 村澤忠司

津市総合計画について（答申）

平成18年11月30日付け、津市政第35号で諮問のありましたみだしのことについては、審議の結果、別冊のとおり答申いたします。

なお、計画の推進に当たっては、下記の事項に留意され、「環境と共生し、心豊かで元気あふれる美しい県都」の実現に最善を尽くされますよう要望します。

記

1 市民、事業者、行政など、様々な主体が計画の達成に向けて協働で取り組

むことができるよう、あらゆる機会や手段を通じて計画の周知を図るとともに、市政の情報公開を積極的に行うことで、参加と協働のまちづくりを推進すること。

- 2 10市町村の合併により誕生した本市の状況を踏まえ、各地域の歴史・文化・産業などの優れた特性を活かすとともに、これら地域資源の相乗効果を発揮させることで、一体感のあるまちづくりを推進すること。
- 3 計画に基づく施策の実施に当たっては、常に分析、評価を行い、よりよいまちづくりに活かすとともに、市民に分かりやすい財政状況の公表に努めることで、財政の透明化を図り、財政状況を見極めながら、選択と集中の上、効率的かつ効果的な行財政運営に努めること。
- 4 今後の計画の実現に当たっては、当審議会を始め、各地区地域審議会等で出された様々な意見や提言を十分に尊重するとともに、市長が強いリーダーシップを発揮されることを期待します。



津市総合計画審議会委員 (平成18年11月30日委嘱)

(敬称略、会長・副会長以外の委員は五十音順)

職名	氏名	団体名等
会長	村澤 忠司	高田短期大学 学長
副会長	北村 早都子	エコシティ津ネットワーク 副会長
委員	阿部 獻	安濃地区地域審議会 会長
〃	生川 介彦	津市体育協会 会長
〃	井坂 紀之	中勢地区労働者福祉協議会 副会長
〃	今井 幹雄	美杉地区地域審議会 会長
〃	内山 則夫	河芸地区地域審議会
〃	大窪 久美子	津市市民活動センター運営委員会 理事長
〃	大田 武士	津市自治会連合会 会長
〃	岡野 茂樹	一志地区地域審議会 会長
〃	柏木 はるみ	津地区地域審議会
〃	川西 紀美	久居地区地域審議会 会長
〃	川端 治夫	久居観光協会 副会長
〃	木下 美佐子	香良洲地区地域審議会 副会長
〃	小泉 忠子	津市文化芸術団体連絡協議会
〃	櫻井 しのぶ	三重大学医学部教授
〃	杉田 勝哉	津市商業団体連合会
〃	須山 美智子	津市婦人会連絡協議会 会長
〃	竹林 武一	津商工会議所 副会頭
〃	中山 大容	津市社会福祉協議会
〃	西川 正志	白山地区地域審議会 副会長
〃	畠井 育男	津市水産振興連絡協議会
〃	濱野 章	芸濃地区地域審議会
〃	別所 千万男	津安芸農業共同組合 代表理事組合長
〃	水井 慢雄	中勢森林組合 代表理事組合長
〃	溝口 克志	津市PTA連合会 (平成19年6月15日解嘱)
〃	前田 洋明	津市PTA連合会 (平成19年6月15日委嘱)
〃	矢沢 祥	三重大学 大学院生(学生提案グループ)
〃	吉田 壽	津・久居地域救急医療対策協議会 会長
〃	若浪 常	美里地区地域審議会 会長
〃	若林 有	津市老人クラブ連合会 会長

地域審議会の設置に関する協議

(設置)

第1条 合併前の合併関係市町村の区域ごとに、市町村の合併の特例に関する法律（昭和40年法律第6号）第5条の4第1項の規定に基づき、地域審議会（以下「審議会」という。）を設置する。

(名称及び設置区域)

第2条 審議会の名称及び当該審議会の設置に係る区域（以下「設置区域」という。）は、次のとおりとする。

名 称	設 置 区 域
津地区地域審議会	合併前の津市の区域
久居地区地域審議会	合併前の久居市の区域
河芸地区地域審議会	合併前の河芸町の区域
芸濃地区地域審議会	合併前の芸濃町の区域
美里地区地域審議会	合併前の美里村の区域
安濃地区地域審議会	合併前の安濃町の区域
香良洲地区地域審議会	合併前の香良洲町の区域
一志地区地域審議会	合併前の一志町の区域
白山地区地域審議会	合併前の白山町の区域
美杉地区地域審議会	合併前の美杉村の区域

第3条 審議会の設置期間は、平成18年1月1日から平成28年3月31日までとする。

(所掌事務)

第4条 審議会は、設置区域に係る次に掲げる事項について、市長の諮問に応じて審議し、答申するものとする。

- (1)新市まちづくり計画の変更に関する事項
- (2)新市の基本構想の策定に関する事項
- (3)その他市長が必要と認める事項

2 審議会は、前項の規定による審議及び答申を行うほか、設置区域に係る

(1)次に掲げる事項について審議し、市長に意見を述べることができる。

(2)新市まちづくり計画の執行状況に関する事項

(3)公共施設の設置及び管理運営に関する事項

(4)地域振興の施策に係る予算に関する事項

(5)その他審議会が必要と認める事項

3 市長は、前項の規定により審議会から意見が述べられたときは、その意見を尊重するものとする。

(組織)

第5条 審議会は、委員15人以内で組織する。

(委員)

第6条 委員は、設置区域内に住所を有する者又は設置区域内に存する事務

所等に勤務する者で、次に掲げるもののうちから、市長が委嘱する。

(1)学識経験を有する者

(2)地域の産業、福祉、教育、文化等に関し活動を行っている者

(3)公募による者

(4)その他市長が必要と認める者

2 前項第3号の規定により委嘱される委員については、3人以内とする。

(任期)

第7条 委員の任期は、2年とする。ただし、補欠による委員の任期は、前任者の残任期間とする。

2 委員は、再任されることができる。

3 委員は、設置区域内に住所を有しなくなったとき、又は設置区域内に存する事務所等に勤務しなくなったときは、その職を失う。

(会長及び副会長)

第8条 審議会に会長及び副会長1人を置き、委員の互選によりこれを定める。

2 会長は、会務を総理し、審議会を代表する。

3 副会長は会長を補佐し、会長に事故があるとき、又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第9条 審議会の会議（以下「会議」という。）は、会長が招集する。ただし、委員の委嘱後の最初の会議は、市長が招集する。

- 2 会長は、委員の4分の1以上の者から審議を求める事項を示して会議の招集の請求があるときは、これを招集しなければならない。
- 3 会議は、毎年度1回以上開催するものとする。
- 4 会議は、委員の2分の1以上の者が出席しなければ、これを開くことができない。
- 5 会長は、会議の議長となる。
- 6 審議会の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。
- 7 会長は、審議上必要があると認めるときは、委員以外の者を会議に出席させて意見を聞き、又は資料の提出を求めることができる。
- 8 会議は、公開で行うものとする。ただし、議長が必要と認める場合は、会議に諮った上で公開しないことができる。

(庶務)

第10条 審議会の庶務は、本庁及び支所において処理する。

(委任)

第11条 この協議に定めるもののほか、審議会の運営に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この協議は、平成18年1月1日から施行する。

津市総合計画に係る 各地区地域審議会への諮問

津市政第59号

平成19年9月3日

津地区地域審議会

会長 岡本祐次様

津市長 松田直久

津市総合計画について（諮問）

津市総合計画の策定に当たり、地域審議会の設置に関する協議第4条第1項第2号の規定に基づき、「津市総合計画基本構想試案」について、貴審議会の意見を求める。

津市政第59号

平成19年9月3日

久居地区地域審議会

会長 川西紀美様

津市長 松田直久

津市総合計画について（諮問）

津市総合計画の策定に当たり、地域審議会の設置に関する協議第4条第1項第2号の規定に基づき、「津市総合計画基本構想試案」について、貴審議会の意見を求める。

津市政第59号
平成19年9月3日

河芸地区地域審議会
会長 阪 淳 様

津市長 松田直久

津市総合計画について（諮問）
津市総合計画の策定に当たり、地域審議会の設置に関する協議第4条第1項
第2号の規定に基づき、「津市総合計画基本構想試案」について、貴審議会の
意見を求める。

津市政第59号
平成19年9月3日

芸濃地区地域審議会
会長 鈴木宗男 様

津市長 松田直久

津市総合計画について（諮問）
津市総合計画の策定に当たり、地域審議会の設置に関する協議第4条第1項
第2号の規定に基づき、「津市総合計画基本構想試案」について、貴審議会の
意見を求める。

津市政第59号
平成19年9月3日

美里地区地域審議会
会長 若浪常様

津市長 松田直久

津市総合計画について（諮問）
津市総合計画の策定に当たり、地域審議会の設置に関する協議第4条第1項
第2号の規定に基づき、「津市総合計画基本構想試案」について、貴審議会の
意見を求める。

津市政第59号
平成19年9月3日

安濃地区地域審議会
会長 阿部勲様

津市長 松田直久

津市総合計画について（諮問）
津市総合計画の策定に当たり、地域審議会の設置に関する協議第4条第1
項第2号の規定に基づき、「津市総合計画基本構想試案」について、貴審議会
の意見を求める。

津市政第59号
平成19年9月3日

香良洲地区地域審議会
副会長 木下 美佐子 様

津市長 松田直久

津市総合計画について（諮問）
津市総合計画の策定に当たり、地域審議会の設置に関する協議第4条第1項
第2号の規定に基づき、「津市総合計画基本構想試案」について、貴審議会の
意見を求める。

津市政第59号
平成19年9月3日

一志地区地域審議会
会長 岡野茂樹 様

津市長 松田直久

津市総合計画について（諮問）
津市総合計画の策定に当たり、地域審議会の設置に関する協議第4条第1項
第2号の規定に基づき、「津市総合計画基本構想試案」について、貴審議会の
意見を求める。

津市政第59号
平成19年9月3日

白山地区地域審議会
会長 岩脇文郎様

津市長 松田直久

津市総合計画について（諮問）
津市総合計画の策定に当たり、地域審議会の設置に関する協議第4条第1項
第2号の規定に基づき、「津市総合計画基本構想試案」について、貴審議会の
意見を求める。

津市政第59号
平成19年9月3日

美杉地区地域審議会
会長 今井幹雄様

津市長 松田直久

津市総合計画について（諮問）
津市総合計画の策定に当たり、地域審議会の設置に関する協議第4条第1項
第2号の規定に基づき、「津市総合計画基本構想試案」について、貴審議会の
意見を求める。

津市総合計画に係る 各地区地域審議会からの答申

日 時 平成 20 年 1 月 9 日 (水) 午前 10 時～

場 所 津市本庁舎 4 階庁議室

津地区地域審議会	291
久居地区地域審議会	296
河芸地区地域審議会	297
芸濃地区地域審議会	301
美里地区地域審議会	303
安濃地区地域審議会	304
香良洲地区地域審議会	304
一志地区地域審議会	305
白山地区地域審議会	307
美杉地区地域審議会	308

平成 20 年 1 月 9 日

津市長 松 田 直 久 様

津地区地域審議会

会長 岡 本 祐 次

津市総合計画について（答申）

平成 19 年 9 月 3 日付け津市政第 59 号で諮問のありました「津市総合計画基本構想試案」について、本審議会で慎重に審議を行った結果、おおむね適當であると認めます。

なお、審議の過程で出された意見・提言について、下記のとおりまとめましたので、総合計画作成の過程ないし総合計画に基づく今後の行政運営にあたっては、十分尊重していただきますよう要望いたします。

記

1 基本構想第 2 章「まちづくりの目標」について、参加と協働のまちづくりの項を最上位に位置付けられたい。

(理由)

第 1 部第 1 章の 2 「計画の性格」では、計画の方向性を「本計画は、こうした多様な主体と情報を共有しつつ参加と協働のまちづくりを推進する」と示しているが、このことはまちづくりの基調をなすものと考えられるので、第 2 部第 2 章「まちづくりの目標」において、より明確に表すため。

2 各分野・項目に係る意見・提言等については、多岐にわたるが以下 11 項目にまとめた。

(理由)

諸意見等については、各種団体等を代表する委員、公募委員各位の責任ある発言と受けとめ、整理・類型化、取捨選択を急がず、できるだけ具体的に内容表明ができるよう、配意したため。

(1) 循環型社会の形成

<自主的な環境活動について>

資源循環型社会を形成していくためには、市民、事業者、行政の果たすべ

き役割を明確にし、それぞれ実行することが求められている。行政が率先垂範して行動するとともに、市民が日常生活を営む中で、具体的にどのように取り組むべきか、その行動指針を明示し、理解を求められたい。

(2) 安全なまちづくりの推進

＜災害に備える体制づくりについて＞

災害時における情報通信手段の整備は極めて重要であるが、ＩＣＴを利用することにより、災害対策本部はもとより関係機関や避難施設、防災備蓄倉庫等の関連施設が災害時に速やかにかつ有効に機能するよう努められたい。また、学校施設等を速やかに開放できるシステムづくりを個別計画に位置付けるなど、災害に備える体制づくりの整備を急がれたい。

(3) 地域福祉社会の形成

＜少子化について＞

少子化が進展すると、地域によっては教育格差が発生することも懸念される。安心して子どもを生み育てることができるよう保育、教育環境や交流の場の整備、保育園等を活用した身近な地域子育て支援施策の充実を図られたい。

(4) 生きる力を育む教育の推進

＜家庭・地域の教育のあり方について＞

学校教育だけでなく、家庭においては子どもが基本的な生活習慣や態度を身に付けられるように、地域においては、自然や身近な人々との関わりに喜びが感じられるよう、家庭・地域での教育のあり方について啓発に努められたい。また、食育についても望ましい食習慣が身に付けられるよう取り組まれたい。

＜幼保一体化について＞

幼保一体化施設等については、幼稚園・小中学校あり方検討委員会での検討結果にもあるように、幼保合同保育の実施に努められたい。

(5) 生涯学習スポーツ社会の形成

＜スポーツ振興について＞

スポーツ施設のあり方を考える上で、専門家の知識や意見を生かすことが無駄の無い施設へとつながっていくと考えられることから、専門家の知識を有効に活用するよう努められたい。

＜老朽化が著しい津中央公民館のあり方について＞

市民、特に高齢者等には「近くて遠い」施設である津中央公民館については、新しい複合施設の建設を視野に入れて、当面の耐震化やバリアフリー化を図られたい。

(6) 自立的な地域経済の振興

＜農業の振興について＞

農産物には、市民が安心して食べられるという期待があり、食の地域内循環を支援するシステムづくりを推進し、農業者の経営基盤の安定化に努められたい。

また、農業生産の環境整備にも視点を向けられ、後継者の不足に歯止めをかけられるよう努められたい。

＜中心市街地の魅力づくりについて＞

中心市街地の継続的な集客と地域の貢献等につながるよう、参加と協働の魅力ある商店街づくりに努められたい。

(7) 観光の振興

＜情報の発信強化について＞

数ある地域資源が観光資源として必ずしも有効に活用されているとは言えないことから、市民及び関係機関が参加と協働のもと、忠盛塚などのかくれた歴史資源など、地域資源を観光資源として情報をタイムリーに発信し、津市のイメージアップを図る体制づくりに努められたい。

(8) 市民活動の促進

＜協働のまちづくりの推進について＞

協働のまちづくりの推進に向けて、問題、課題に対し、知恵を出し合い課題解決に向けての、地域を担う人づくりに努められたい。

また、だれもが、社会参加・参画しやすいユニバーサルデザインのまちづくりに向けた取り組みを推進し、モデル地区の取り組みを進められたい。

＜若者が参加や参画できる体制づくりについて＞

若者が津市を好きになり住み着くためには、若者が自ら提案し、参加や参画できる体制づくりに努められたい。

(9) 元気づくりプログラム

＜若者定住プログラムについて＞

若者が地域企業に着眼し、職業選択に一考を与えられるような展開を望むものである。このような視点に立って、産業基盤の強化や産業拠点の充実に

向けた取り組みを図られたい。

また、津市に住み着く社会環境の一つの方向性として、スポーツ・芸術など全国的な規模の大会が身近に肌で感じられ、活動のきっかけや拠点となる施設の整備を図られたい。

(10) 地域かがやきプログラム

＜東部エリアの役割について＞

合併により広大な面積となり、個性や魅力を持つ多様な地域資源を有することになり、これらの多様な地域資源を生かした広域的な交流や地域間連携を図ることが、市の継続的発展に重要であることから、喫緊の急務と位置付け、道路整備・交通体系の充実強化に努められたい。東部エリアのみが発展するのではなく、他のエリアと連携して中心的役割を果たしていく必要がある。

(11) 行政経営のシステムの構築

＜スピード感のある経営システムについて＞

各部門が限られた経営資源（財務・職員・組織・情報等）を活用しながら、一定の権限と責任のもとスピード感のある経営システムの推進を望みたい。

3 その他の意見について

(1) 高等教育機関との連携・充実

＜高等教育機関について＞

前期基本計画試案の「高等教育機関との連携・充実」において、高等学校に関する記述があるが、高等教育機関の定義の問題あるいは基本構想試案との不整合が生じていると考えられるので、「学校教育」との整理をされたい。また、三重県には音楽教育をする機関がなくなったので、公立学校への設置を望みたい。

(2) 合併合意 20 事業

＜旧津地域の対象事業について＞

旧津市の「ごみ最終処分場建設事業」「流域関連公共下水道事業」は、重点プログラムに位置付けられているところである。20 事業の実施に当たっては、今後の大きな財政負担にもなることから必要性、緊急性等を十分検討し、優先順位を決定されたい。

(3) 行政改革の推進による健全財政の確保

＜住民参加型公募債について＞

住民参加型ミニ市場公募地方債は、国内の民間資金のうち、特に地域住民などに限定し、公募によって資金を調達するため、住民の生活に密接に関係する公共施設の整備や、公共サービス提供のための備品購入に充てられているが、市政への参加という観点から導入を検討されたい。

久地審第1号

平成20年1月9日

津市長 松田直久様

久居地区地域審議会

会長 川西紀美

津市総合計画について（答申）

平成19年9月3日付け津市政第59号で諮問のありました「津市総合計画基本構想試案」について、当審議会で慎重に審議を行った結果、適当であるとの結論を得ましたので、ここに答申します。

なお、審議の過程で各委員から出された主な意見について、下記のとおり取りまとめましたので、総合計画に基づく今後の行政運営に当たっては、十分尊重し運営していただきますよう要望いたします。

記

- 1 これまで築いてきた地域コミュニティを大切にし、研修会や地域リーダー育成など市民の自主的な活動を促進するような取組に、より一層力を入れていただきたい。
- 2 行財政改革の一環として、公共施設の見直しを行う際には、市民サービスが低下しないよう留意するとともに、周辺地域あるいは高齢者、障がい者などにも十分配慮しながら、施設配置や整備を進められたい。
- 3 地域かがやきプログラムの推進に関しては、エリアに限らず全市的な観点からの取組として、各エリアが連携を図りながら横断的に事業を展開していただきたい。
- 4 総合計画に基づく各種施策の推進に当たっては、地域住民の声を十分に聞き、できる限りその意見を反映するよう努められたい。

平成 20 年 1 月 9 日

津市長 松田 直久 様

河芸地区地域審議会
会長 阪 淳

津市総合計画について（答申）

平成 19 年 9 月 3 日付け津市政第 59 号で当審議会に対し諮問のありました「津市総合計画基本構想試案」について、河芸地区の現状や課題等を踏まえ慎重に審議を重ねてきました。

当審議会では、津市総合計画基本構想試案について、津市の長期的、計画的なまちづくりの指針として概ね適当なものと認めますが、別紙事項について検討を加えていただくことを要望し、答申といたします。

津市総合計画基本構想試案について

1 市民参加と協働を推進する地域分権社会の実現に向けて

合併に際して、新市まちづくり計画が策定され、新「津市」の将来ビジョンが示されました。しかし、市の進むべき方向についてのより詳細かつ具体的な内容については、総合計画に委ねられており、今回策定される津市総合計画において示されるまちづくりの方向性や施策に対する私たち市民の期待は大きく、非常に関心の高いものです。

平成 12 年に国と地方との役割分担を明確にした地方分権一括法が施行されたことにより、地方自治制度は一新され、次なる新たなステージへ確かな一步を踏み出しました。地方分権改革が目指す分権型社会は、国や県が持っている権限や予算が市町村に移譲されることにより、市町村はもとよりそこに住む住民の責任と役割が増大されたということを意味するものと考えます。行政にも当然限界があり、既にそこに達したと思われる今、必然的に住民自治の充実が求められていると私たちは考えます。地域のことを一番知っている地域住民が「自分たちの地域は自分たちでつくる」という自治意識を高めること、また現状に対する危機感を持つことも必要だと思います。

津市総合計画基本構想の計画期間である10年後の津市を想像するときのバロメーターとしては、まちや市民に元気があるか、笑顔があるかということです。市の役割と地域及びそこで暮らす住民の役割を明確にすることで、少なからずまちづくりへの自覚と責任が芽生え、満足度も高まり、必ずや地域の発展につながるものと考えます。

総合計画基本構想試案におきましても、参加と協働のまちづくりが取り上げられ、市民とともにまちづくりを進めていくこうとする姿勢は確認でき、各項目ともに大切なことであると思います。そして、さらに住民自治を充実させていくためには、地域へ権限や予算を移譲するという都市内地域分権の考え方が必要であると考えます。先進自治体では、条例等による制度化、予算配分、住民組織づくりなどに取り組み、より満足度の高いまちづくりを進めているところもあります。

このような中、合併後2年の歳月が流れていますが、私たちはそのメリットがあまり実感できず、行政当局との距離が遠くなつたように思え、きめ細かなサービスがむしろ低下しているというふうにも考えられ、未だに中央集権、縦割り行政の行政運営システムから脱却できない面も見受けられます。合併の効果や成果を期待しつつも、もう少し長い目で見ることが必要であるのではないかと思っています。

前述したように、地方分権から地域分権へと時代は流れようとしています。したがって、今後10年の間には地域分権が主流となる可能性が十分にあります。その流れに乗り遅れることなく、また国における都市部と地方のように中心部と周辺地域に格差が生まれないように、総合支所並びに地域に一定の権限と予算を移譲し、地域の課題は地域で解決できるような市域内における『地域分権』の実現を図り、それぞれの地域の個性や特性を生かしたきめ細かな施策を講じられるようお願いします。

2 市民にも分かりやすい計画的なまちづくりを

市民にも分かりやすい総合計画とするため、まちづくりの施策体系の中に、今後策定する市の個別計画の体系なども示していただきたいと思います。総合計画は、市の最上位の計画として位置付けられています。そして、総合計画に基づき部門別の個別計画が策定されるものと思います。例えば、美しい環境と共生するまちづくりであれば、環境基本計画等が策定されます。

しかしながら、市民には総合計画と個別計画の関係など、行政の仕組みが分かりません。

市の最上位計画である総合計画の中で、どのような個別計画がありまちづくりが進められていくのか、さらにはその個別計画と総合計画の位置付けなどを示していただくことが、市民参加や協働を進める一助となるものと考えます。

市民にも分かりやすいまちづくり、そして総合計画となるようお願いします。

3 県都として他を先導するような施策展開を

時代の潮流に即した課題への、市の考え方が不足する部分があるように思います。

少子高齢社会の到来、ICTの急速な発展、地球温暖化などの国レベル、世界レベルでの課題に対し、問題意識を持っていることは認められるのですが、その課題に対する市の考え方、取り組み方針が十分示されていないように思います。

少子化にどのように取り組むのか。子育て支援の考え方はあっても、出産等に対する支援が薄いように思えます。

ICTを最大限利用すると掲げられていますが、高齢者等のIT弱者の方への考え方があまり示されていません。

このように、困っている人、またいわゆる弱者といわれる人へのきめ細かな考えがたらないように思います。

県都として、何か一つでも他の地方自治体を先導するような先進的な考え方を示していただくようお願いします。

4 事務事業に対応した職員管理を

基本構想を着実に推進するためには、市の役割を担う職員の適正な定員管理と意識改革、資質向上が必要であると考えます。

行財政改革では、職員数の目標値を2,500人と定められましたが、総合計画策定により、今後10年間の目標と目標を達成するための事務事業が設定されることから、その事務事業を適正に執行できる職員体制を構築することが必要であると考えます。

そして、職員一人ひとりが行財政改革の当事者として取り組んでいただくの

とあわせ、意識改革、また個々のスキルアップ、資質の向上はもとより業務に精通した職員の養成も必要なことだと思います。

したがいまして、数値目標を達成するという職員の定数管理だけではなく、事務事業を基本とする総合計画推進のための職員管理のあり方をあわせて示していただくようお願いします。

5 地域特性を考慮した土地利用方針を

河芸地区は、鈴鹿連峰の山々を背景とし緑豊かな里山や農地、波静かな伊勢湾など自然環境に恵まれ、かつ道路網、鉄道などの公共交通機関が充実し四日市、名古屋圏へのアクセスも容易であり利便性の高い、生活環境の整った地域であると思います。私たちは、そんなまちに愛着を持っています。

土地利用構想でゾーン別の土地利用方針が示され、3つのゾーンに区分されることとなっていますが、土地利用の基本方針に示された考え方が、各ゾーンの中でどのように進められていくのかが示されていないように思います。都市ゾーンに位置付けされた河芸地区は、国道23号周辺及び近鉄沿線を中心に都市化が進み、大型の住宅団地やスーパーなどの商業地が形成されてきています。

その一方、黒田米として評価を受けるブランド米の産地である黒田地区を中心に戸村集落も形成されており、美しい田園地帯があります。

しかし、昨今の農業の担い手は、兼業化や従事者の高齢化に伴い減少の一途をたどり、耕作放棄地の拡大が懸念されるのが現状です。

この地区で生活を営む多くの市民は、都市ゾーンにおける都市機能の集積を進め、快適で利便性の高い空間の形成を期待する中にも、戸村集落及び優良農用地の良好な田園環境を守っていく重要性を認識しております。

これら地域の特性にも配慮したきめ細かな施策を講じられるようお願いします。

平成 21 年 1 月 9 日

津市長 松 田 直 久 様

芸濃地区地域審議会
会長 鈴 木 宗 男

津市総合計画について（答申）

平成 19 年 9 月 3 日付け、津市政第 59 号で諮問のありました「津市総合計画基本構想試案」について、下記のとおり答申いたします。

記

審議を行った結果、まちづくりの指針を定めるものとしておおむね適当であると認めます。

なお、審議の過程において出された主な意見について別紙のとおりまとめましたので、総合計画に基づく今後の行政運営にあたっては、これらの意見を十分尊重するようお願いします。

項 目	意見など
1 人口減少地域における地域力の維持・強化について	日本全体が減少社会に入っていますが、人口減少地域における地域力の維持・強化だけの施策に止まらず、人口減少を抑える施策の展開をお願いします。
2 農林業振興施策について	当地域は農住ゾーンに位置づけられており、農地や山林が多くの面積を占めています。農林業の振興策について、地産地消の推進など基本計画において推進される事業を着実に取り組むことと、地域かがやきプログラムの事業実施にあたっても農林業の発展を視野に入れた事業の推進をお願いします。
3 広域交通ネットワークの形成、交流機能の向上について	交通弱者にとって、公共交通は重要な移動手段です。都市部と農山村部においても平等に誰もが移動しやすい交通システムを形成し、また芸濃地域においては亀山市も生活圏であることから、県道亀山白山線を通じて亀山市へのアクセスも容易にできるよう考慮をお願いします。
4 地域医療体制の充実について	昨今、病院のたらいまわしにより患者が死亡するという痛ましい事件があります。初期救急から三次救急に至る救急医療体制の充実には津市内のみに限らず、隣接市町とも連携した体制作りを進めようお願いします。
5 生きる力を育む教育の推進について	当地域は複式学級の小学校があります。質の高い小学校教育を行うには小学校の統合が望ましいと思われますが、小学校は地域のシンボル的存在でもあることから、教育や予算の都合上だけの観点から安易に統廃合を進めることなく、地域住民の声を良く聞き取ったうえで学校教育の充実を図るようお願いします。
6 北部エリア地域かがやきプログラムについて	当地域には芸濃インターチェンジがあります。津市における北の玄関口になるという意識を持ち事業を展開していただくようお願いします。現在、安濃地域で実施されているシティマラソンについて、津地域、芸濃地域、美里地域とも連携しハーフマラソン・フルマラソンを実施していただくようお願いします。湖水荘の運営については指定管理者制度の導入など民間への委託を視野に入れて、湖水荘周辺の活性化を図っていただくようお願いします。

平成 20 年 1 月 9 日

津市長 松 田 直 久 様

美里地区地域審議会
会長 若 浪 常

津市総合計画について（答申）

平成 19 年 9 月 3 日付け津市政第 59 号で諮問のありました「津市総合計画基本構想試案」について、本審議会で審議の結果、その内容は適当であると認めます。

なお、審議の過程で出された意見について、下記のとおりまとめましたので総合計画に基づく今後の行政運営にあたっては、十分に留意されますよう要望いたします。

記

- 1 少子化、高齢化の状況は、山間部である美里地区において、顕著であり、緊急な課題であるため、若者が定住し、また高齢者が安心して暮らせるよう、具体的かつ早急に対策を講じられたい。
- 2 美里町五百野～片田薬王寺間をはじめ、国道 163 号線は、勾配が急で屈曲も多く、新長野トンネル開通に伴う交通量の増により、危険度が増すことから、国道 163 号線バイパスの早期実現にむけ、ご理解とご助力をお願いいたしたい。
- 3 小中学校の適正配置計画においては、教育環境を重視しながら、地域社会への大きな影響にも配慮し、慎重に実施されたい。
- 4 公共施設の適正配置計画においても、安易に稼働率、採算性によって判断せず、地域住民の利便性を考慮して計画されたい。
- 5 地域農業における、獣害対策、後継者の育成、集団営農、森林の保全などの課題について、早急に取り組まれたい。また地産地消の推進のため、産地直売施設への支援をお願いする。
- 6 合併 20 事業「上原新開線」「美里自然公園」はそれぞれ重点プログラムに位置づけられているところであるが、確実に実施されるよう、重ねてお願いたしたい。

平成 20 年 1 月 9 日

津市長 松 田 直 久 様

安濃地区地域審議会
会長 阿 部 勲

津市総合計画について（答申）

平成 19 年 9 月 3 日付け津市政第 59 号で諮問のありました「津市総合計画基本構想試案」について、当審議会で慎重に審議を行った結果、適当であるとの結論を得ましたので、ここに答申します。

なお、総合計画に基づく今後の行政運営にあたっては、当地域審議会での審議過程で出された意見を十分尊重し運営していただきますよう要望いたします。

平成 20 年 1 月 9 日

津市長 松 田 直 久 様

香良洲地区地域審議会
会長 土 性 広 治

津市総合計画について（答申）

平成 19 年 9 月 3 日付け津市政第 59 号で諮問のありました「津市総合計画基本構想試案」について、本審議会で慎重に審議を行った結果、適當であるとの結論を得ましたので、ここに答申します。

平成 20 年 1 月 9 日

津市長 松 田 直 久 様

一志地区地域審議会
会長 岡 野 茂 樹

津市総合計画について（答申）

平成 19 年 9 月 3 日付け津市政第 59 号で諮問のありました「津市総合計画基本構想試案」について、本審議会で慎重に審議を行った結果、おおむね適当であると認めます。

なお、審議の過程において出された意見について、別紙のとおりとりまとめましたので、総合計画に基づく今後の行政運営にあたっては、十分尊重していただきますよう要望いたします。

別紙

- 1 津市総合計画基本構想の策定にあたっては、市民の誰もが容易に理解でき、説得力のある内容表現に努められたい。
- 2 合併協議における合意事項である一志中学校校舎改築事業の早期実行をお願いしたい。また、同合意事項のとことめの里一志周辺整備事業は、とことめの里一志を中心とした温泉保養のリフレッシュゾーンとして、一志体育館横の広場を人が集まる元気なエリアに向けた、健康とふれあい交流の場として展開を図り、災害時の避難センターへの位置づけとしても推進願いたい。
- 3 行財政改革の推進により、公共施設の統廃合の計画があるも、総合支所、出張所については、災害時の体制の確保、また、地域住民へのサービスの低下がないよう、その機能は確実に残すこと。また、これまで築きあげてきた地域に親しみのある支所づくりに努められたい。
- 4 津市の下水道普及率は 38.6% と全国的に見ても低い水準であることから、今後も計画的な整備を推進していただきたい。また、合併以前の整備計画の実施は遅れることのないよう取り進めていただきたい。
- 5 津市の将来像の基本理念に掲げている「元気」に基づき、まちづくりにあ

たっては、地域の小学校区単位の公民館を中心とした活動が大事であり、地域住民の意向を十分に尊重し、活発な地域活動ができるよう施策を講じていきたい。

- 6 農住ゾーンにおいて、農地や森林が持つ公益的機能を守っていくため、農村集落の維持継承を図っていかなければならない。担い手の高齢化や後継者不足、さらには獣害によって地域農業は危機的な状況にあり、耕作放棄地対策、獣害対策等、地域課題に的確に適応した農林業振興策を進めていただきたい。
- 7 一体感の醸成を図り、住みやすいまちづくりのためには、都市部と農山村地域の相互の連携と均衡ある発展が重要である。このため、農山村地域においては、都市部や隣接地域へ円滑な移動ができる交通基盤の整備や、生活の利便性の確保、定住促進のための雇用の場を確保するなど、人口減少に対する積極的な取り組みを推進願いたい。

以上

平成 20 年 1 月 9 日

津市長 松 田 直 久 様

白山地区地域審議会
会長 岩 脇 文 郎

津市総合計画について（答申）

平成 19 年 9 月 3 日付け津市政第 59 号で諮問のありました「津市総合計画基本構想試案」について、本審議会で慎重に審議を行った結果、おおむね適當であると認めます。

なお、審議の過程において出された意見について、下記のとおりとりまとめましたので、総合計画に基づく今後の行政運営にあたっては、十分尊重していただきたいと要望いたします。

記

- 1 市町村合併により地域間の格差が拡大し過疎化に拍車がかかり、町が寂れしていくことを心配しています。つきましては、地域特性に配慮しつつ、均衡ある発展に資するため適切な施策の推進を図っていただき、市民が合併したこと納得ができるよう市民の期待に応えた行政運営をしていただきたい。
- 2 本総合計画は、めざすべきまちづくりの目標とその実現のために取り組む施策体系を明らかにする本市の最上位の計画であることから、本計画に基づき、着実に実施していただきたい。

平成 20 年 1 月 9 日

津市長 松 田 直 久 様

美杉地区地域審議会
会長 今 井 幹 雄

津市総合計画について（答申）

平成 19 年 9 月 3 日付け津市政第 59 号で諮問のありました「津市総合計画基本構想試案」について、当審議会において慎重に審議を行った結果、津市の計画的なまちづくりの指針を定めるものとして異議は無く、妥当であると認め、別紙のとおり当審議会の意見を付して答申します。

「津市総合計画基本構想試案」答申に当たっての意見

(美杉地区地域審議会)

1 公共交通システムの充実

広大な市域全体を高齢者であっても簡単に行き来ができるよう、特に既存の J R 東海名松線の利用促進及び他地域のコミュニティバスとの連携も含めたコミュニティバスの一層の充実と近畿日本鉄道や三重交通バス等の交通機関との連絡、連携により、市内のどこにでも、どこからでも、いつでも簡単に移動出来る公共交通システムの充実を望みます。

2 自然環境の保全と再生

高齢化、過疎化による森林、農地の荒廃により、水質、水量など自然環境の公益的な機能の低下が著しく、特に河川は、その現状の悪化が深刻であり、上流はもとより近い将来下流域から伊勢湾にまで悪影響を及ぼすことは必至でありますことから、生産性の伴わない農林業の振興策として、また、生活環境政策としての森林、農地、河川等の自然環境の保全と再生に取り組むべきであります。

3 有害鳥獣対策

林野に近い近郊農業及び育林等にも深刻な有害鳥獣への対策として、当面の電気柵等による短期的対策と併せて環境林化の推進など、保全と再生に資する長期的対策に積極的に取り組むべきであります。

4 バイオマстаун構想

環境保全型林業施策として、関係部局が一体となった新しい施策、事業として、構想の実現に向けた真剣な調査研究に取り組むとともに、新産業育成の観点から市場調査の実施や技術支援、財政支援の導入など、行政主導による具体策を明らかにし、構想の実現をめざされたい。

5 集落維持のための自治会再編

自治会の再編は、基本的に地域の問題であるものの、限界集落の解消や自治会活動の維持、活性化の観点から、再編推進に係る行政としての指導、助言等を望みます。

6 過疎地域の医療体制の充実

高齢者が多く、地域医療機関が皆無に等しい過疎地域の医療の充実を図るため、既存の津市国保竹原診療所の一層の充実と近隣地域の医療機関のネットワークによる、24時間一次医療体制の確立を望みます。また、県立一志病院の高齢者療養も兼ね備えた総合施設としての再整備に向け、県への強い働きかけや市との可能な限りの連携を望みます。

7 公共施設の適正な配置

行政改革や定員管理の適正化の観点に立った公共施設の配置計画は必要と考えますが、特に美杉地域においては、高齢化や広範な地域に対応できる公共施設及び職員の適正な配置を望みます。

8 過疎地域の学校教育（学校統廃合と給食センターの考え方）

全国的な少子高齢化の中、特に過疎地域においては、子どもの減少が著しいが、加配教員の配置など教育環境の維持、向上をめざした措置を講じられたい。特に小学校の統廃合問題は、小規模校の在り方検討会において、検討を頂いておるところですが、教育的観点から、児童本位の立場に立って、保護者の意向を十分尊重した対応を望みます。また、仮に統廃合の方向性が示される場合には、廃校施設の活用方法等の将来計画も併せて検討されたい。

なお、中学校給食については、津市学校給食の在り方検討会の検討結果や市内の各学校の状況などを踏まえ、その取扱いを慎重に検討されたい。

9 隣接自治体との広域連携

津市の中で、松阪市、伊賀市、名張市、奈良県御杖村、奈良県曾爾村と五つの自治体と隣接しており、過去（美杉村当時）からもいろいろな面か

ら連携協力関係を築き上げてきているが、今後においても、特に、道路網整備、防災救急体制、高等学校教育、就労等について、広域連携協議会等への積極的な参加などを通じ、広域的な整備推進等を望みます。

津市総合計画審議会の開催経過について

1 審議会の開催（計12回 ※答申式を含む）

日 時	場 所	名 称	主な内容等
平成18年11月30日	本庁4階庁議室	委嘱式及び第1回津市総合計画審議会	委員の委嘱、市長からの諮問、審議会の運営について、津市総合計画策定の進め方について
平成19年2月28日	津リージョンプラザ3階生活文化情報センター	第2回津市総合計画審議会	データでみる津市の現状と課題について、津市の人口見通し（試算）について
平成19年4月26日	本庁8階大会議室A	第3回津市総合計画審議会	土地利用計画調査について、公共施設利用・配置計画調査について
平成19年6月15日	本庁8階大会議室A	第4回津市総合計画審議会	津市総合計画審議会におけるワークショップについて（全体会議後、各班に分かれワークショップ（意見交換）を実施）
平成19年7月5日	津中央公民館2階会議室	第5回津市総合計画審議会	各班からの意見発表
平成19年9月3日	本庁8階大会議室A	第6回津市総合計画審議会	津市総合計画基本構想試案（第1次案）の概要について
平成19年10月17日	本庁8階大会議室A	第7回津市総合計画審議会	津市の財政状況について、分科会審議の進め方について（全体会議後、各分科会審議を実施）
平成19年11月8日	津図書館2階視聴覚室	第8回津市総合計画審議会	各分科会からの意見発表について、市長との意見交換について
平成19年11月30日	本庁8階大会議室A	第9回津市総合計画審議会	津市総合計画基本構想試案（重点プログラムを含む第2次案）及び前期基本計画試案について
平成19年12月27日	津中央公民館2階会議室	第10回津市総合計画審議会	津市総合計画基本構想試案について
平成20年1月30日	本庁8階大会議室A	第11回津市総合計画審議会	津市総合計画前期基本計画試案について、答申のとりまとめについて
平成20年2月12日	本庁4階庁議室	津市総合計画審議会答申式	津市総合計画審議会から市長への答申について

2 分科会等の開催

(1)ワークショップ（延べ7回）

第1班：安全・安心のまちづくりグループ

日 時	場 所	主な内容
平成19年6月15日	本庁8階大会議室A	分科会テーマに係る意見交換
平成19年6月28日	津中央公民館2階研修室B	分科会テーマに係る意見交換

第2班：豊かな文化と心を育むまちづくりグループ

日 時	場 所	主な内容
平成19年6月15日	本庁8階大会議室B	分科会テーマに係る意見交換
平成19年6月22日	本庁3階第31会議室	分科会テーマに係る意見交換
平成19年7月3日	本庁6階第61会議室	分科会テーマに係る意見交換

第3班：活力のあるまちづくりグループ

日 時	場 所	主な内容
平成19年6月15日	本庁6階第61会議室	分科会テーマに係る意見交換
平成19年6月28日	本庁3階相談室	分科会テーマに係る意見交換

(2)分科会（延べ16回）

第1分科会：美しい環境と共生するまちづくり・安全で安心して暮らせるまちづくり分科会

日 時	場 所	主な内容
平成19年10月17日	本庁8階大会議室A	津市総合計画基本構想試案（第1次案）に係る審議
平成19年10月29日	本庁6階第61会議室	津市総合計画基本構想試案（第1次案）に係る審議
平成19年12月14日	本庁8階第81会議室	津市総合計画基本構想試案に係る審議
平成19年12月20日	本庁6階第61会議室	津市総合計画基本構想試案に係る審議
平成20年1月8日	本庁8階大会議室A	津市総合計画前期基本計画試案に係る審議
平成20年1月17日	津図書館2階研究会議室	津市総合計画前期基本計画試案に係る審議

第2分科会：豊かな文化と心を育むまちづくり・参加と協働のまちづくり分科会

日 時	場 所	主な内容
平成19年10月17日	本庁8階第81会議室	津市総合計画基本構想試案（第1次案）に係る審議
平成19年10月29日	本庁3階第31会議室	津市総合計画基本構想試案（第1次案）に係る審議
平成19年12月17日	本庁8階大会議室B	津市総合計画基本構想試案に係る審議
平成20年1月8日	本庁8階大会議室A	津市総合計画前期基本計画試案に係る審議
平成20年1月17日	本庁8階大会議室A	津市総合計画前期基本計画試案に係る審議

第3分科会：活力のあるまちづくり分科会

日 時	場 所	主な内容
平成19年10月17日	本庁6階第62会議室	津市総合計画基本構想試案（第1次案）に係る審議
平成19年12月10日	津中央公民館2階研修室A	津市総合計画基本構想試案に係る審議
平成19年12月17日	本庁8階大会議室B	津市総合計画基本構想試案に係る審議
平成20年1月9日	本庁4階庁議室	津市総合計画前期基本計画試案に係る審議
平成20年1月17日	議会棟3階第3委員会室	津市総合計画前期基本計画試案に係る審議

3 その他（計2回）

日 時	場 所	名 称	主な内容等
平成19年5月17日	市内各地	津市総合計画審議会 委員市内視察研修	なぎさまち、一身田寺内町、安濃中央公園、白山乳幼児教育センター、城山クラインガルテンほか
平成20年2月7日	本庁4階庁議室	会長、副会長及び各分科会長による答申とりまとめ	答申案の最終とりまとめ協議

津市総合計画策定調査研究特別委員会の開催経過について

1 特別委員会の開催（平成18年9月29日設置。計12回（うち、執行部出席10回））

日 時	場 所	名 称	主な内容等
平成18年12月1日	議会棟第1委員会室	第1回津市総合計画策定調査研究特別委員会	津市総合計画の策定状況について
平成19年4月24日	議会棟第3委員会室	第2回津市総合計画策定調査研究特別委員会	津市総合計画策定に係る基礎調査について
平成19年5月25日	議会棟第3委員会室	第3回津市総合計画策定調査研究特別委員会	総合計画策定に係る基礎調査について、総合計画への意見反映について
平成19年6月22日	議会棟第3委員会室	第4回津市総合計画策定調査研究特別委員会	津市政懇談会の概要について、まちづくり研修会の概要について
平成19年7月9日	議会棟第3委員会室	第5回津市総合計画策定調査研究特別委員会	総合計画基本構想に係る意見・提言について
平成19年7月18日	議会棟第3委員会室	第6回津市総合計画策定調査研究特別委員会（執行部への出席要請なし）	総合計画基本構想に係る意見・提言のとりまとめについて
平成19年9月4日	議会棟第3委員会室	第7回津市総合計画策定調査研究特別委員会	総合計画基本構想試案（第1次案）の概要について
平成19年11月26日	議会棟第3委員会室	第8回津市総合計画策定調査研究特別委員会	総合計画基本構想試案及び前期基本計画試案の概要について
平成19年12月3日	議会棟第1委員会室	第9回津市総合計画策定調査研究特別委員会	総合計画前期基本計画試案について
平成19年12月21日	議会棟第3委員会室	第10回津市総合計画策定調査研究特別委員会	総合計画前期基本計画試案について
平成20年1月10日	議会棟第3委員会室	第11回津市総合計画策定調査研究特別委員会	総合計画前期基本計画に係る意見・提言について
平成20年1月18日	議会棟第3委員会室	第12回津市総合計画策定調査研究特別委員会（執行部への出席要請なし）	総合計画前期基本計画に係る意見・提言のとりまとめについて

2 意見書の提出

日 時	場 所	名 称	主な内容等
平成19年7月27日	議会応接室	津市総合計画基本構想素案への意見	津市総合計画基本構想素案の策定に当たっての意見書の提出
平成20年1月24日	議会応接室	津市総合計画前期基本計画への意見	津市総合計画前期基本計画の策定に当たっての意見書の提出

3 その他

日 時	場 所	名 称	主な内容等
平成19年7月2日～3日	広島県福山市、山口県下関市	管外行政視察	総合計画策定に係る調査研究

市議会全員協議会の開催経過について

1 全員協議会の開催

日 時	場 所	名 称	主な内容等
平成18年8月21日	議 場	市議会全員協議会	津市総合計画策定の進め方について、津市総合計画審議会に係る考え方について、新市総合計画策定準備のための住民意識調査報告書（概要）について
平成19年4月24日	議 場	市議会全員協議会	津市総合計画策定に係る基礎調査について
平成19年8月31日	議 場	市議会全員協議会	津市総合計画基本構想試案（第1次案）の概要について
平成19年11月21日	議 場	市議会全員協議会	津市総合計画基本構想試案及び津市総合計画前期基本計画試案の概要について
平成20年2月20日	議 場	市議会全員協議会	津市総合計画基本構想案及び津市総合計画前期基本計画案の概要について

2 関連する全員協議会の開催

日 時	場 所	名 称	主な内容等
平成19年11月2日	議 場	市議会全員協議会	旧市町村長間の合併合意20事業について（※久居駅東側周辺整備の現状と今後の対応について）

まちづくりフォーラム開催経過

第1回まちづくりフォーラム 参加：210人

日 時 平成18年11月29日(水)18:30～20:30

場 所 センターパレスホール

テーマ 参加と協働のまち育て

～新しい総合計画策定に向けて（参加・協働）～

講 演

●演題 テーマと同じ

●講師 延藤安弘（愛知産業大学大学院造形学研究科教授、NPO法人代表）

第2回まちづくりフォーラム 参加：250人

日 時 平成19年1月27日(土)13:30～16:00

場 所 サンヒルズ安濃ハーモニーホール

テーマ 地域の持ち味を活かした元気な津市づくり

（健康福祉・都市農村交流）

基調講演

●演題 テーマと同じ

●講師 セーラ・マリ・カミングス

（杵一市村酒造場・小布施堂取締役）

パネルディスカッション「元気な地域づくり・まちづくり」

●コーディネータ 上野達彦（三重短期大学学長）

●パネリスト 井上司

（農業生産法人美杉俱留尊高原農場代表取締役）

井澤淑子（津市母子保健推進員）

中村武（津西商工会青年部）

梅澤眞樹子（三重短期大学生活科学科教授）

第3回まちづくりフォーラム 参加：167人

日 時 平成19年3月25日(日)13:30～16:00

場 所 美里文化センター文化ホール

テーマ 地球にやさしいまちづくり（環境・エネルギー）

講 演（教育委員会と共催）

●演題 テーマと同じ

●講師 中上英俊

（株）住環境計画研究所所長、環境省中央環境審議会委員）

※時事通信社講師派遣事業を活用

第4回まちづくりフォーラム 参加：200人

日 時 平成19年5月26日(土)13:30～16:00

場 所 白山総合文化センターしらさぎホール

テーマ 地域イメージを大切にした観光のまちづくり（観光振興、情報発信）

基調講演

●演題 テーマと同じ

●講師 今村まゆみ（「じゃらんガイドブック」元編集長）

パネルディスカッション 「観光のまちづくり」

●コーディネータ 木本凱夫（元三重大学大学院生物資源学研究科助教授）

●パネリスト 増田晋作（津市榎原公民館長）

岡田昭良（株式会社猪乃倉代表取締役）

今村まゆみ（基調講演講師）

第5回まちづくりフォーラム 参加：170人

日 時 平成19年7月28日(土)13:30～15:30

場 所 サンデルタ香良洲多目的ホール

テーマ これからの時代の人づくり・産業づくり（産業振興・人材育成）

講 演

●演題 テーマと同じ

●講師 今野由梨（ダイヤル・サービス株式会社代表取締役社長）

第6回まちづくりフォーラム 参加：160人

日 時 平成19年10月27日(土)13:30～16:30

場 所 久居総合福祉会館大集会室

テーマ 新たな津市のまちづくりへ向けて（まちづくり全般）

基調講演1 演題人口減少時代のまちづくりと地域力

●講師 後藤澄江（日本福祉大学社会福祉学部長）

基調講演2 演題合併後のまちづくりに求められるもの

●講師 志村清一（中日新聞論説室論説主幹）

パネルディスカッション 「新しい総合計画への期待」

●コーディネータ 伊藤達雄（名古屋産業大学名誉学長・特任教授）

●パネリスト 後藤澄江（基調講演者）

志村清一（基調講演者）

吉田昌弘（津市げんき大学実行委員長）

渡邊信一郎（津市副市長）

※第1回～6回参加者計 1,157人

パブリックコメント手続の実施経過

案件名	募集期間	意見の件数 (意見提出者数)	結果公表日
津市総合計画基本構想試案（第1次案）	平成19年10月1日～10月31日	108件 (6人、6団体)	平成20年3月7日
津市総合計画基本構想試案 (第5章 重点プログラムの編成とその展開方向) 及び津市総合計画前期基本計画試案	平成19年12月10日～平成20年1月9日	201件 (8人)	平成20年3月7日

元気な津市は どんなまち

津市総合計画の策定に関わる市民参加の一環として、市内小学校3、4年生及び中学校1、2年生を対象に、総合計画PRビデオ「わたしたちの津市」により、津市の将来について考えるまちづくり学習を実施しました。

なお、授業を受けた中学生からは、「元気な津市はどんなまち」というテーマで、作文を提出していただきました。ここでは、いただいた2,451点の作文の中から、12点を紹介します。

橋北中学校1年1組 大森 あゆみ

自然との共存はとても大切で、自然が無ければ人間は成り立ちません。でも、津市はすでに自然があふれています。なので、もう少し先に進むべきだと思いました。自然も大切にしながらも、福祉や教育に力を入れるといいと思います。

津市には歩道と車道の段差が大きい所がたくさんあります。なので、様々な人が使える様に、バリアフリーやユニバーサルデザインを設けると良いと思います。

あと、素敵な教育をして、素敵な人が増えると、素敵なまちになるとも思いました。

あと、素敵なお店を増やせば、たく山の人が集まり、仕事場も増え、活気あるまちになると思います。なので、自然を大切にしながらも、教育や福祉に力を入れ、活気あるまちにする様に工夫していけばいいと思います。

橋北中学校1年3組 濱口 萌

今日のDVDを見て、けっこう津市ってきれいな町なんだなあとと思いました。山には風車などがあって、電力発電もできて環境にもいいんだなあとと思いました。そこで私はもっと風車をつくって、もっと環境にいい町にしていったらいんじゃないかなと思います。

私の思う町は・・・道にもガムやたばこが落ちていなくて、空気がおいしくて、元気のいい町が私はいいです。だから私たちも学校でやったユニバーサルデザインと同じで、道ばたにゴミを捨てないこと、できるだけ二酸化炭素をださずに、気持ちのいい町にできるようにみんなで力をあわせてガンバって行きたいです！

西郊中学校1年1組 窪山 亮

ぼくは世界にほこれる津市にしたいです。そうするためには2つの事が必要だと思います。まずはバリアフリー制度が必要だと思います。子ども、老人により良い生活環境を作りだし、安心して暮らせるようにするといいと思います。

もう一つは、行事への取り組みです。津市には、津祭りの他にも、もっといろいろな行事をして日本、世界へアピールしなければなりません。しかし、ただ普通の行事ではダメです。だれもが楽しめて、津市という市の特徴ができる行事をすると、もっともっと津市という町が人々に知れ渡ると思います。

久居中学校1年3組 坂倉 菜摘

私の家の近くで、今スーパーなどをつくっている所があります。前その場所は田んぼでした。そこでは夏に、ザリガニをつって遊んだり、お正月ではたこあげをして遊んだりできました。でも、もうそこで遊ぶ事ができなくなってしまっています。とてもさみしいです。スーパーができて便利になるのはいいけれど、私は自然を大切にしてほしいです。

一度建物などをつくってしまうとなかなかもとにはもどれません。都会もいいかもしれないけれど、少しでも自然の残る所があつてほしいです。だから私は、これ以上自然をこわしてほしくないです。

芸濃中学校1年1組 吉田 葉莉

私は、今ある自然を大切にしてほしいです。もちろん、工場やお店もあつてほしいですが、私たちがつくらず、そのままの形であり続ける自然を大切にしてほしいです。「都会がいい」という人はたくさんいますが、都會にはないすばらしいもの、それが「自然」だと私は思います。だから、その自然を大切にしてほしいです。

でも、お店などが一部にかたまらず、どこにでも、ある程度あつてほしいです。買い物に行くのに時間がかかってすごく大変です。

でも、自然は大切にしてほしい。それが将来、私の「あつてほしいまち」です。

あともう1つ、人とのつながりを考えられる、人権問題を考えることのできる町であつてほしいです。

美里中学校1年A組 竹原 葉理

みんながいさつできるまち。交流できるまちとは、いさつができるみんなが仲良くできることだと思う。1人ひとり自分の思いを尊重していきたい。1人ひとりが大切にお互いのことを思いやれるまちにしていきたい。こまっている人やお年寄りを見かけた時に、手をさしのべられる勇気とやさしさをもって、笑顔になれるまちにしていきたい。そういうまちであってほしい。みんなが安心して暮らしていくと元気になれると思う。

東観中学校 1年D組 山川 優史

将来の津市は、差別がなくみんなが平等でいられるまちであってほしいです。

もっと名物をふやしたりして、他の県の人が津市に来くれたらいいです。津市は自然が多いので空気もいいから、将来もこの自然を大事にして、いい津市であってほしいです。

津市には遊園地がないので、みんなが「楽しい」って思う遊園地を作ってほしいです。

橋北中学校2年2組 堀 真梧

津市は、三重県の県庁所在地で、縁がありとてもいいまちだと思います。でも、もっと元気で人々が交流できるまちにするために津駅をもっと活性化させることが重要だと思います。三重県の中心ともいえる県庁の近くに位置する津駅は、多くの人々が利用するにはまだ少しもの足りないような気がします。内部や地下街を広くして、より利用しやすいものにしてほしいです。ぼくは、津市が多くの人々に利用してもらえるようになってほしいです。

南が丘中学校 2年2組 中野 志保

私は、津市にもっと有名なまちになってほしいと考えています。

一見派手さがなく、周りの県庁所在地に比べてあまり目立たないけれど、あたたかさのある落ち着いた町です。四日市市のように工業が発達していくとは思いませんが、今ある商店街などを大切にしていってほしいです。また、地域格差がなくどの地域も平等に取り残されることのないよう願っています。

全市民が安心して暮らせるような平和な街であると、津市の魅力は他の県にもきちんと伝わると私は思っています。

久居中学校2年4組 谷 こなつ

私は、みんなが笑顔でいられるまちであってほしいと思います。便利になるために、施設や建物を建てすぎると、環境が悪くなってしまいます。だから、便利だけど、環境のことも考えたまちであればいいなと思います。

それから、今、津市にある伝統的なおまつりが、ずっとずっと続いていったらしいなと思います。唐人踊りやしゃご馬などの文化はすごく歴史のあるものだから、私たちが文化を知り、伝えていく必要があると思います。そういうおまつりなどで、まちが活気づいていたら、さらにいいまちになると思います。

美里中学校2年A組 今井 千晶

みんなが集まれるような楽しい行事（祭りとか・・）を増やしていったら、いろんな人に出会えるチャンスが出てくるから、いいと思います。たとえあっても知らないことがあったので、みんなが知る宣伝も必要だと思います。

一志中学校2年D組 森 美咲希

私は津市がとにかく明るいまちであってほしいと思います。1人も悲しむ人が出ないようなまちがいいです。お年寄りも子どもも一般の人も外国の人も障がい者の人もみんなが明るく、悲しまことなく、住みやすいまちになることを願っています。例えば、段差をなくせば、車いすの人も住みやすく、外国語などで、名称を書けば、外国の人も住みやすいです。そういうふうに少しずつでも変えていくことができたらいい津市になると思います。

今はまだ、完璧な「津市」だとは思えませんが、いつか、「三重といえば津市」となるぐらい、いいところになってほしいと思います。

発行 平成20年3月
編集 津市政策財務部政策課
〒514-8611
津市西丸之内23番1号

